

平成 24 年

第 1 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 24 年 3 月 8 日（木）

閉会 平成 24 年 3 月 16 日（金）

十 島 村 議 会

平成24年第1回（3月） 十島村議会定例会

第1号（3月8日）（木）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名	1
4.	日 程 第 2	会期の決定	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定	2
6.	日 程 第 4	諸般の報告	2
7.	日 程 第 5	行政報告及び平成24年度予算編成方針	3
8.	日 程 第 6	一般質問	9
9.	日 程 第 7 報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（東之浜港 改修工事の工事請負変更契約締結）	29
10.	日 程 第 8 議案第1号	十島村道路線の区域の廃止について （諏訪之瀬島榑戸原線）	32
11.	日 程 第 9 議案第2号	十島村道路線の区域の廃止について （諏訪之瀬島本村線）	32
12.	日 程 第 10 議案第3号	十島村道路線の区域の認定について （諏訪之瀬島榑戸原本村線）	32
13.	日 程 第 11 議案第4号	十島村道路線の区域の認定について （諏訪之瀬島ナベタオ線）	32
14.	日 程 第 12 議案第26号	動産の買入れについて	34
15.	日 程 報 告		39
16.	散 会		39

第2号(3月9日)(金)

1.	開 会		40
2.	日程報告		40
3.	日程第1 議案第5号	予算補正について(平成23年度十島村一般会計補正 予算 第4号)	40
4.	日程第2 議案第6号	予算補正について(平成23年度十島村国民健康保険 特別会計補正予算 第3号)	69
5.	日程第3 議案第7号	予算補正について(平成23年度十島村船舶交通特別 会計補正予算 第4号)	70
6.	日程第4 議案第8号	予算補正について(平成23年度十島村介護保険特別会 計補正予算 第3号)	76
7.	日程第5 議案第9号	予算補正について(平成23年度十島村簡易水道特別会 計補正予算 第4号)	77
8.	日程第6 議案第10号	予算補正について(平成23年度十島村後期高齢者医療 特別会計補正予算 第1号)	81
9.	日程第7 議案第11号	十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定につ いて	82
10.	日程第8 議案第12号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	83
11.	日程第9 議案第13号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	84
12.	日程第10 議案第14号	十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	86
13.	日程第11 議案第15号	十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	90
14.	日程第12 議案第21号	牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	92
15.	日程第13 議案第17号	十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関す る条例の制定について	95
16.	日程第14 発議第1号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定 について	97
17.	日程第15 議案第48号	予算について(平成24年度十島村一般会計予算)	99
18.	日程第16 議案第49号	予算について(平成24年度十島村国民健康保険特別 会計予算)	99
19.	日程第17 議案第50号	予算について(平成24年度十島村船舶交通特別会計 予算)	99

20.	日程第 18 議案第 51 号	予算について（平成 24 年度十島村介護保険特別会計 予算）		99
21.	日程第 19 議案第 52 号	予算について（平成 24 年度十島村介護サービス特別 会計予算）		99
22.	日程第 20 議案第 53 号	予算について（平成 24 年度十島村簡易水道特別会計 予算）		99
23.	日程第 21 議案第 54 号	予算について（平成 24 年度十島村後期高齢者医療特 別会計予算）		99
24.	日程報告			104
25.	散会			104

第3号（3月16日）（金）

1.	開 会		105
2.	日 程 報 告		105
3.	日 程 第 1 議案第 16 号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	 105
4.	日 程 第 2 議案第 25 号	十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	 106
5.	日 程 第 3 議案第 18 号	十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 108
6.	日 程 第 4 議案第 19 号	十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 109
7.	日 程 第 5 議案第 20 号	十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 112
8.	日 程 第 6 議案第 22 号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 115
9.	日 程 第 7 議案第 23 号	十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 118
10.	日 程 第 8 議案第 24 号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 120
11.	日 程 第 9 議案第 27 号	権利の放棄について（特別導入型基金）	 121
12.	日 程 第 10 議案第 28 号	指定管理者の指定について （口之島平瀬レクリエーション施設）	 123
13.	日 程 第 11 議案第 31 号	指定管理者の指定について （諏訪之瀬島レクリエーション施設）	 123
14.	日 程 第 12 議案第 32 号	指定管理者の指定について （小宝島赤立神レクリエーション施設）	 123
15.	日 程 第 13 議案第 33 号	指定管理者の指定について （宝島大籠レクリエーション施設）	 123
16.	日 程 第 14 議案第 34 号	指定管理者の指定について （宝島イマキラ岳レクリエーション施設）	 123
17.	日 程 第 15 議案第 35 号	指定管理者の指定について （さとの湯温泉保養センター）	 123
18.	日 程 第 16 議案第 37 号	指定管理者の指定について （湯泊温泉保養センター）	 123
19.	日 程 第 17 議案第 38 号	指定管理者の指定について （小宝島温泉保養センター）	 123

20.	日程第 18	議案第 39 号	指定管理者の指定について (友の花温泉保養センター)		123
21.	日程第 19	議案第 40 号	指定管理者の指定について (諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設)		123
22.	日程第 20	議案第 42 号	指定管理者の指定について (諏訪之瀬島大型洗濯施設)		123
23.	日程第 21	議案第 43 号	指定管理者の指定について(悪石島大型洗濯施設)		123
24.	日程第 22	議案第 44 号	指定管理者の指定について(小宝島大型洗濯施設)		123
25.	日程第 23	議案第 45 号	指定管理者の指定について (中之島西区住民生活センター)		123
26.	日程第 24	議案第 46 号	指定管理者の指定について(口之島運動広場)		123
27.	日程第 25	議案第 47 号	指定管理者の指定について (十島村口之島野々頭墓地)		123
28.	日程第 26	議案第 29 号	指定管理者の指定について (平島大浦レクリエーション施設)		130
29.	日程第 27	議案第 30 号	指定管理者の指定について (平島東之浜レクリエーション施設)		130
30.	日程第 28	議案第 36 号	指定管理者の指定について (あかひげ温泉保養センター)		130
31.	日程第 29	議案第 41 号	指定管理者の指定について (南之浜港漁船上架施設)		130
32.	日程第 30	議案第 48 号	予算について(平成 24 年度十島村一般会計予算)		132
33.	日程第 31	議案第 49 号	予算について(平成 24 年度十島村国民健康保険特別 会計予算)		132
34.	日程第 32	議案第 50 号	予算について(平成 24 年度十島村船舶交通特別会計 予算)		132
35.	日程第 33	議案第 51 号	予算について(平成 24 年度十島村介護保険特別会計 予算)		132
36.	日程第 34	議案第 52 号	予算について(平成 24 年度十島村介護サービス特別 会計予算)		132
37.	日程第 35	議案第 53 号	予算について(平成 24 年度十島村簡易水道特別会計 予算)		132
38.	日程第 36	議案第 54 号	予算について(平成 24 年度十島村後期高齢者医療特 別会計予算)		132

		専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度	
39.	日程第 37 報告第 2 号	『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般 工事請負変更契約の締結)	138
40.	日程第 38 議案第 55 号	指定管理者の指定について (十島村共生型サービス拠点施設)	140
41.	日程第 39 議案第 56 号	予算補正について(平成 23 年度十島村一般会計補正 予算 第 5 号)	146
42.	日程第 40 議案第 57 号	予算補正について(平成 23 年度十島村船舶交通特別 会計補正予算 第 5 号)	148
43.	日程第 41 選挙	十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙について	149
44.	追加日程第1 発議第 2 号	十島航路の全便名瀬運航を求める意見書	151
45.	日程第 42	所管事務調査報告の件	152
46.	日程第 43	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	154
47.	日程報告		155
48.	閉 会		155

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
3	7	水	入 出		
3	8	木		本会議	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会>
3	9	金	入 出	本会議	<全員協議会>
3	10	土			
3	11	日	入		
3	12	月	出		<予算審査特別委員会> 経済課（簡水）（一般）（船舶）
3	13	火			<予算審査特別委員会> 総務課（一般） 教育委員会（一般） <常任委員会>所管事務調査報告まとめ
3	14	水	入		<予算審査特別委員会> 住民課（一般） 住民課（国保・介護保険・介護サービス・後期） 総括質疑・採決
3	15	木			<予算審査特別委員会（まとめ・報告書作成）>
3	16	金	出	本会議	
3	17	土			
3	18	日	入		

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
3月8日	木	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会> 議会ライブ中継の件 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告及び平成24年度予算編成方針 第 6 一般質問（日高助廣議員→村長・教育長） （永田和彦議員→村長） 第 7 報告 第 1号 専決処分：東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結 第 8 議案 第 1号 道路認定：十島村道路線の区域の廃止（諏訪之瀬島榑戸原線） 第 9 議案 第 2号 道路認定：十島村道路線の区域の廃止（諏訪之瀬島本村線） 第10 議案 第 3号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（諏訪之瀬島榑戸原本村線） 第11 議案 第 4号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（諏訪之瀬島ナベタオ線） 第12 議案 第 26号 動産の買入れ（23年度特定離島（畜産振興施設整備）：油圧ショベル）	1
3月9日	金	第 1 議案 第 5号 予算補正（23年度一般会計 補正第4号） + 175,921 → 3,455,554 千円 第 2 議案 第 6号 予算補正（23年度国保特会 補正第3号） + 2,419 → 102,146 千円 第 3 議案 第 7号 予算補正（23年度船舶特会 補正第4号） △ 5,194 → 857,587 千円 第 4 議案 第 8号 予算補正（23年度介護特会 補正第3号） △ 25,192 → 66,310 千円 第 5 議案 第 9号 予算補正（23年度簡水特会 補正第4号） △ 1,108 → 77,635 千円 第 6 議案 第 10号 予算補正（23年度後期特会 補正第1号） △ 377 → 6,397 千円 第 7 議案 第 11号 条例改正：十島村特別会計条例の全部改正 第 8 議案 第 12号 条例改正：印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正 第 9 議案 第 13号 条例改正：十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部改正 第10 議案 第 14号 条例改正：十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 第11 議案 第 15号 条例改正：十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部改正 第12 議案 第 21号 条例改正：牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正 第13 議案 第 17号 条例制定：十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定 第14 発議 第 1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定 第15 議案 第 48号 平成24年度当初予算（一般会計） 第16 議案 第 49号 平成24年度当初予算（国保特会） 第17 議案 第 50号 平成24年度当初予算（船舶特会） 第18 議案 第 51号 平成24年度当初予算（介護保険特会） 第19 議案 第 52号 平成24年度当初予算（介護サービス特会） 第20 議案 第 53号 平成24年度当初予算（簡水特会） 第21 議案 第 54号 平成24年度当初予算（後期高齢者特会）	2
3月10日	土		3
3月11日	日		4

月日	曜	件 名	日程
3月12日	月	<予算審査特別委員会> 経済課（簡水）（一般）（船舶） <全員協議会> ①死亡事故牛の免責扱いの件	5
3月13日	火	<予算審査特別委員会> 総務課（一般） 教育委員会（一般） <常任委員会（総務・経済）>所管事務調査報告まとめ	6
3月14日	水	<予算審査特別委員会> 住民課（一般）（国保・介護保険・介護サービス・後期） 総括質疑・採決	7
3月15日	木	<予算審査特別委員会（まとめ・委員長報告作成）>	8
3月16日	金	第 1 議案 第 16号 条例改正：十島村介護保険条例の一部改正 第 2 議案 第 25号 条例制定：十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定 第 3 議案 第 18号 条例改正：十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 4 議案 第 19号 条例改正：十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 5 議案 第 20号 条例改正：十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 6 議案 第 22号 条例改正：十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 7 議案 第 23号 条例改正：十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 8 議案 第 24号 条例改正：十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第 9 議案 第 27号 権利の放棄（特別導入型基金） 第10 議案 第 28号 指定管理者の指定（口之島平瀬レクリエーション施設） 第11 議案 第 31号 指定管理者の指定（諏訪之瀬島レクリエーション施設） 第12 議案 第 32号 指定管理者の指定（小宝島赤立神レクリエーション施設） 第13 議案 第 33号 指定管理者の指定（宝島大籠レクリエーション施設） 第14 議案 第 34号 指定管理者の指定（宝島イマキラ岳レクリエーション施設） 第15 議案 第 35号 指定管理者の指定（さとの湯温泉保養センター） 第16 議案 第 37号 指定管理者の指定（湯泊温泉保養センター） 第17 議案 第 38号 指定管理者の指定（小宝島温泉保養センター） 第18 議案 第 39号 指定管理者の指定（友の花温泉保養センター） 第19 議案 第 40号 指定管理者の指定（諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設） 第20 議案 第 42号 指定管理者の指定（諏訪之瀬島大型洗濯施設） 第21 議案 第 43号 指定管理者の指定（悪石島大型洗濯施設） 第22 議案 第 44号 指定管理者の指定（小宝島大型洗濯施設） 第23 議案 第 45号 指定管理者の指定（中之島西区住民生活センター） 第24 議案 第 46号 指定管理者の指定（口之島運動広場） 第25 議案 第 47号 指定管理者の指定（十島村口之島野々頭墓地） 第26 議案 第 29号 指定管理者の指定（平島大浦レクリエーション施設） 第27 議案 第 30号 指定管理者の指定（平島東之浜レクリエーション施設） 第28 議案 第 36号 指定管理者の指定（あかひげ温泉保養センター） 第29 議案 第 41号 指定管理者の指定（南之浜港漁船上架施設） 第30 議案 第 48号 平成24年度当初予算（一般会計） 第31 議案 第 49号 平成24年度当初予算（国保特会） 第32 議案 第 50号 平成24年度当初予算（船舶特会） 第33 議案 第 51号 平成24年度当初予算（介護保険特会） 第34 議案 第 52号 平成24年度当初予算（介護サービス特会） 第35 議案 第 53号 平成24年度当初予算（簡水特会） 第36 議案 第 54号 平成24年度当初予算（後期高齢者特会） 第37 報告 第 2号 専決処分：「フェリーとしま」第一種中間検査工事および一般工事変更契約の締結 第38 議案 第 55号 指定管理者の指定（十島村共生型サービス拠点施設） 第39 議案 第 56号 予算補正（23年度一般会計 補正第5号） 第40 議案 第 57号 予算補正（23年度船舶特会 補正第5号） 第41 選挙 選挙管理委員並びに同補充員の選挙 追加 第 1 発議 第 2号 十島航路の全便名瀬運航を求める意見書 第42 所管事務調査報告の件 第43 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件	9

(議決結果)

平成24年第1回(3月)十島村議会定例会

議案番号	件名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて(東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結)	24. 03. 08	承認	承認 第 1号
議案第 1号	十島村道路線の区域の廃止について(諏訪之瀬島榑戸原線)	24. 03. 08	原案可決	議決 第 1号
議案第 2号	十島村道路線の区域の廃止について(諏訪之瀬島本村線)	24. 03. 08	原案可決	議決 第 2号
議案第 3号	十島村道路線の区域の認定について(諏訪之瀬島榑戸原本村線)	24. 03. 08	原案可決	議決 第 3号
議案第 4号	十島村道路線の区域の認定について(諏訪之瀬島ナベタオ線)	24. 03. 08	原案可決	議決 第 4号
議案第 26号	動産の買入れについて	24. 03. 08	原案可決	議決 第 5号
議案第 5号	予算補正について (平成23年度十島村一般会計補正予算 第4号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 6号
議案第 6号	予算補正について (平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第3号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 7号
議案第 7号	予算補正について (平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第4号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 8号
議案第 8号	予算補正について (平成23年度十島村介護保険特別会計補正予算 第3号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 9号
議案第 9号	予算補正について (平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第4号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 10号
議案第 10号	予算補正について (平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号)	24. 03. 09	原案可決	議決 第 11号
議案第 11号	十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 12号
議案第 12号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 13号
議案第 13号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 14号
議案第 14号	十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 15号
議案第 15号	十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 16号
議案第 21号	牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 17号
議案第 17号	十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	議決 第 18号
発議第 1号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について	24. 03. 09	原案可決	発議議決 第 1号
議案第 16号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 19号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第 25号	十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 20号
議案第 18号	十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 21号
議案第 19号	十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 22号
議案第 20号	十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 23号
議案第 22号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 24号
議案第 23号	十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 25号
議案第 24号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 03. 16	原案可決	議決 第 26号
議案第 27号	権利の放棄について（特別導入型基金）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 27号
議案第 28号	指定管理者の指定について（口之島平瀬レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 28号
議案第 31号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 29号
議案第 32号	指定管理者の指定について（小宝島赤立神レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 30号
議案第 33号	指定管理者の指定について（宝島大籠レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 31号
議案第 34号	指定管理者の指定について（宝島イマキラ岳レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 32号
議案第 35号	指定管理者の指定について（さとの湯温泉保養センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 33号
議案第 37号	指定管理者の指定について（湯泊温泉保養センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 34号
議案第 38号	指定管理者の指定について（小宝島温泉保養センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 35号
議案第 39号	指定管理者の指定について（友の花温泉保養センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 36号
議案第 40号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 37号
議案第 42号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島大型洗濯施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 38号
議案第 43号	指定管理者の指定について（悪石島大型洗濯施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 39号
議案第 44号	指定管理者の指定について（小宝島大型洗濯施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 40号
議案第 45号	指定管理者の指定について（中之島西区住民生活センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 41号

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
議案第 46号	指定管理者の指定について（口之島運動広場）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 42号
議案第 47号	指定管理者の指定について（十島村口之島野々頭墓地）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 43号
議案第 29号	指定管理者の指定について（平島大浦レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 44号
議案第 30号	指定管理者の指定について（平島東之浜レクリエーション施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 45号
議案第 36号	指定管理者の指定について（あかひげ温泉保養センター）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 46号
議案第 41号	指定管理者の指定について（南之浜港漁船上架施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 47号
議案第 48号	予算について （平成24年度十島村一般会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 48号
議案第 49号	予算について （平成24年度十島村国民健康保険特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 49号
議案第 50号	予算について （平成24年度十島村船舶交通特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 50号
議案第 51号	予算について （平成24年度十島村介護保険特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 51号
議案第 52号	予算について （平成24年度十島村介護サービス特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 52号
議案第 53号	予算について （平成24年度十島村簡易水道特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 53号
議案第 54号	予算について （平成24年度十島村後期高齢者医療特別会計予算）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 54号
報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度『フェリー としま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契 約の締結）	24. 03. 16	承認	承認 第 2号
議案第 55号	指定管理者の指定について（十島村共生型サービス拠点施設）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 55号
議案第 56号	予算補正について （平成23年度十島村一般会計補正予算 第5号）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 56号
議案第 57号	予算補正について （平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）	24. 03. 16	原案可決	議決 第 57号
選挙	十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙について	24. 03. 16	選挙	（指名推薦）
発議第 2号	十島航路の全便名瀬運航を求める意見書	24. 03. 16	原案可決	発議議決 第 2号
	総務委員長の所管事務調査報告中の執行部への要請事項	24. 03. 16	決定	
	閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	24. 03. 16	決定	

平成24年3月8日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源	一	郎 君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 安 庭 智 美 君

平成24年3月9日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
教	育	長	原	口	英	典	君		
総	務	課	長	福	澤	章	二	君	
住	民	課	長	久	保	源	一	郎	君
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会教育総務課長			竹	内	照	二	君		
会計管理者			安	藤	浩	樹	君		

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 安 庭 智 美 君
平成24年3月16日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎
教	育	長	原	口	英	典	君
総	務	課	長	福	澤	章	二
住	民	課	長	久	保	源	一
経	済	課	長	松	下	賢	次
教育委員会教育総務課長			竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者			安	藤	浩	樹	君
経済課地域振興室長			肥	後	亘	君	(日程第7、議案第23号のみ)
経済課航路対策室長			上	村	晋	一	君 (日程第37、報告第2号から日程第40、議案第57号まで)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	安	庭	智	美	君
---------	---	---	---	---	---

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年3月8日（木） 午前・午後 1 時 00分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
		<議会運営委員会>		
		<議会広報調査特別委員会> 議会ライブ中継の件		
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2		会期の決定		
第 3		会期日程の決定		
第 4		諸般の報告		
第 5		行政報告及び平成24年度予算編成方針		
第 6		一般質問（日高助廣議員→村長・教育長）		
		（永田和彦議員→村長）		
第 7	報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結）		
第 8	議案第 1号	十島村道路線の区域の廃止について（諏訪之瀬島榊戸原線）		
第 9	議案第 2号	十島村道路線の区域の廃止について（諏訪之瀬島本村線）		
第 10	議案第 3号	十島村道路線の区域の認定について（諏訪之瀬島榊戸原本村線）		
第 11	議案第 4号	十島村道路線の区域の認定について（諏訪之瀬島ナベタオ線）		
第 12	議案第 26号	動産の買入れについて		

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成24年3月9日（金）（午前）・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第 5号	予算補正について （平成23年度十島村一般会計補正予算 第4号）		
第 2	議案第 6号	予算補正について （平成23年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第3号）		
第 3	議案第 7号	予算補正について （平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第4号）		
第 4	議案第 8号	予算補正について （平成23年度十島村介護保険特別会計補正予算 第3号）		
第 5	議案第 9号	予算補正について （平成23年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第4号）		
第 6	議案第 10号	予算補正について （平成23年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算 第1号）		
第 7	議案第 11号	十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定について		
第 8	議案第 12号	印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 9	議案第 13号	十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 10	議案第 14号	十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 11	議案第 15号	十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 12	議案第 21号	牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 13	議案第 17号	十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定について		
第 14	発議第 1号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について		
第 15	議案第 48号	予算について （平成24年度十島村一般会計予算）	}	
第 16	議案第 49号	予算について （平成24年度十島村国民健康保険特別会計予算）		
第 17	議案第 50号	予算について （平成24年度十島村船舶交通特別会計予算）		
第 18	議案第 51号	予算について （平成24年度十島村介護保険特別会計予算）		予算審査特別 委員会付託
第 19	議案第 52号	予算について （平成24年度十島村介護サービス特別会計予算）		
第 20	議案第 53号	予算について （平成24年度十島村簡易水道特別会計予算）		
第 21	議案第 54号	予算について （平成24年度十島村後期高齢者医療特別会計予算）		

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成24年3月12日（月） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第4号）

平成24年3月13日（火） 午前・午後 時 分開議

[illegible]

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第5号）

平成24年3月14日（水） 午前・午後 時 分開議

[illegible]

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第6号）

平成24年3月15日（木） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第7-1号）

平成24年3月16日（金）（午前）・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第 16号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について		
第 2	議案第 25号	十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について		
第 3	議案第 18号	十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 4	議案第 19号	十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 5	議案第 20号	十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 6	議案第 22号	十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 7	議案第 23号	十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 8	議案第 24号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
第 9	議案第 27号	権利の放棄について（特別導入型基金）		
第10	議案第 28号	指定管理者の指定について（口之島平瀬レクリエーション施設）		
第11	議案第 31号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島レクリエーション施設）		
第12	議案第 32号	指定管理者の指定について（小宝島赤立神レクリエーション施設）		
第13	議案第 33号	指定管理者の指定について（宝島大籠レクリエーション施設）		
第14	議案第 34号	指定管理者の指定について（宝島イマキラ岳レクリエーション施設）		
第15	議案第 35号	指定管理者の指定について（さとの湯温泉保養センター）		
第16	議案第 37号	指定管理者の指定について（湯泊温泉保養センター）		
第17	議案第 38号	指定管理者の指定について（小宝島温泉保養センター）		
第18	議案第 39号	指定管理者の指定について（友の花温泉保養センター）		
第19	議案第 40号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設）		
第20	議案第 42号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島大型洗濯施設）		
第21	議案第 43号	指定管理者の指定について（悪石島大型洗濯施設）		

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第7-2号）

平成24年3月16日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 22	議案第 44号	指定管理者の指定について（小宝島大型洗濯施設）		
第 23	議案第 45号	指定管理者の指定について（中之島西区住民生活センター）		
第 24	議案第 46号	指定管理者の指定について（口之島運動広場）		
第 25	議案第 47号	指定管理者の指定について（十島村口之島野々頭墓地）		
第 26	議案第 29号	指定管理者の指定について（平島大浦レクリエーション施設）用澤議員除斥		
第 27	議案第 30号	指定管理者の指定について（平島東之浜レクリエーション施設）用澤議員除斥		
第 28	議案第 36号	指定管理者の指定について（あかひげ温泉保養センター）用澤議員除斥		
第 29	議案第 41号	指定管理者の指定について（南之浜港漁船上架施設）用澤議員除斥		
第 30	議案第 48号	予算について （平成24年度十島村一般会計予算）		
第 31	議案第 49号	予算について （平成24年度十島村国民健康保険特別会計予算）		
第 32	議案第 50号	予算について （平成24年度十島村船舶交通特別会計予算）		
第 33	議案第 51号	予算について （平成24年度十島村介護保険特別会計予算）		
第 34	議案第 52号	予算について （平成24年度十島村介護サービス特別会計予算）		
第 35	議案第 53号	予算について （平成24年度十島村簡易水道特別会計予算）		
第 36	議案第 54号	予算について （平成24年度十島村後期高齢者医療特別会計予算）		
第 37	報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（平成23年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契約の締結）		
第 38	議案第 55号	指定管理者の指定について（十島村共生型サービス拠点施設）		
第 39	議案第 56号	予算補正について （平成23年度十島村一般会計補正予算 第5号）		
第 40	議案第 57号	予算補正について （平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）		
第 41	選挙	十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙について		
追加 日程 第1	発議第 2号	十島航路の全便名瀬運航を求める意見書		
第 42		所管事務調査報告の件		
第 43		閉会中の議会運営委員会の継続調査の件		

平成24年第1回（3月）十島村議会定例会

3月8日（木）

△開会宣言

○議長（日高通君）

ただいまから、平成24年第1回（3月）十島村議会定例会を開会します。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程のとおりであります。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番・永田和彦君及び3番・前田功一君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から3月16日までの9日間に決定いたしました。

△日程第3 会期日程の決定

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

△日程第4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告いたします。

1月26日に、鹿児島県町村議会議長会主催、財団法人鹿児島県市町村振興協会の後援によります「町村議会議員研修会」が開催されております。

内容は、埼玉大学大学院経済研究科客員教授の田邊敏憲氏によります『「TPPと地域経済」－問われるビジネスチャンス、農業による震災復興も－』と題した講演、第一工業大学教授の石田尾博夫氏によります『「鹿児島の持続的発展に向けての戦略形成－本県地域産業の振興策について－」』の講演でありました。資料を配布しておりますのでお目通し願います。

2月14日、「県町村議会議長会第63回定期総会」が開催されております。自治功労者表彰では、県町村議会議長会表彰で本村議会議員3名が、また、全国町村議会議長会表彰でも3名が、永年勤続在職者として表彰されており、先ほど、議場にて表彰式もとりましたところであります。

また、議事では、8案件が審議されております。主なものは、副会長、理事及び監事の補充選任報告、22年度決算の承認、24年度事業計画案及び予算案でありましたが、特段の異議もなく全て原案のとおり可決・決定しております。

なお、決議及び「TPP交渉に参加しないことを求める特別決議」を全会一致で行なっております。関係資料の抜粋を添付しておりますので、お目通し下さい。

次に、県後期高齢者医療広域連合議会事務局から「平成24年鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会」の議案及び会議結果等関係書類の送付を受けております。資料は、議員控室に備えておりますのでお目通し願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、昨年の12月定例会以後に実施されました12月、1月、2月の例月出納検査結果、並びに2月14日から20日にかけて実施されました定期監査の結果についての報告がありました。これら内容につきましては、配布いたしておりますとおりですので、お目通し願います。

最後に、先の11月臨時議会、12月定例会を主な内容としました「議会だより」第56号を2月10日に発行いたしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第 5 行政報告及び平成 24 年度予算編成方針

○議長（日高通君）

日程第 5、行政報告及び平成 24 年度予算編成方針を行います。

村長から行政報告及び平成 24 年度予算編成方針についての申し出がありました。

これを許可します。

村長 敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成 24 年第 1 回村議会定例会の開会にあたりまして、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告申し上げますとともに、平成 24 年度の予算編成方針についてご説明を申し上げます。

なお、私の村長としての任期につきましては、本年 5 月 15 日となっております。この際、5 月 15 日をもって退任する所存であります。3 期 12 年にわたる職務でありましたが、村民、議員各位、そして関係機関の皆様のご理解とご協力のもとに、その任務を果たすことが出来ました。ここに深く感謝申し上げます。

それでは、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告を申し上げます。

昨年の 12 月議会において、齊脇教育長の任期満了による教育委員会の委員として議会の同意をいただきました原口英典氏につきましては、12 月 19 日に辞令を交付いたしました。

同日開催されました定例教育委員会は、悪天候によるフェリー欠航のためテレビ会議による審議となりましたが、この委員会におきまして原口英典氏が教育長に選任され、同日就任をしております。

職員の新規採用並びに人事異動等につきましては、昨年の 12 月議会で報告しましたとおり、12 月 1 日付けで一般職 2 名を採用し総務課に仮配属しておりましたが、約 2 週間の出張所研修を行ないました。また、船員職の 1 名につきましては、本年 4 月 1 日付けでの採用を内定しております。

人事異動につきましては、昨年 12 月末の総務課長の退職に関連いたしまして新規採用職員 2 名の本配属などを含め、1 月 1 日付けで 8 名の人事異動を行っております。また、教育委員会事務局におきましてはその組織体制を村長部局と同様に 1 課 1 室ではありますが課・室に改組しております。

小宝島出張所出張員につきましては、今年 3 月 31 日をもちまして定年退職となります。後任につきまして地元自治会長に推薦依頼をいたしましたが、「該当者なし」という回答でありましたので公募することとし、2 月 27 日に採用試験を実施し、4 月 1 日採用を内定しております。

今年に入りまして、1 月 22 日中之島、2 月 13 日口之島、2 月 24 日平島、2 月 29 日口之島で急患が発生しております。いずれも地元住民でありました。搬送手段につきましては、平島は深夜でありましたので、最初から鹿屋海上自衛隊ヘリを要請しております。

ほか 3 件につきましては、昨年 12 月 26 日から運行を開始しましたドクターヘリを当初要請いたしましたが悪天候あるいは患者の容態や症状、既往歴等を考慮してドクターヘリより県防災ヘリで搬送したほうが妥当ということでドクターヘリの出動はなく、県防災ヘリによる搬送をいたしております。

本土復帰 60 周年に関する事業といたしまして、本土復帰の日の 2 月 4 日に併せてほとんどの島において記念植樹をしていただきました。

また、十島村が地方自治法の適用を受けて正式に村として発足した記念の日の 2 月 10 日には、当時を知る職員がいないことから復帰前後の十島村の状況を中心に、私から職員に対しまして講話をいたしました。十島村の苦難に満ちた生い立ちを知ることにより、職員としての仕事に対する姿勢、意識に何らかのプラスがあったのではないかと考えているところであります。

旧十島会館の処分につきましては、議会のご意見も参考に建物の老朽化による危険性を考慮し一旦解体、更地といたしました上で将来において検討することとして、建物解体費用を 11,158 千円計上しておりましたが、本年 1 月 19 日に解体工事請負契約を締結、その後の変更契約を含めまして約 6,800 千円で契約し、本日までに解体・資材の撤去等は全て完了しております。

十島村地域公共交通活性化・再生事業につきましては、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間の計画期間としておりましたが国の事業見直しにより本年度が最終年度となっております。

計画に基づく名瀬便の増便につきましては、6 月から 11 月までの 6 ヶ月間に毎月 2 便の合計 12 便増を計画いたしましたけれども、7 月 3 便、8 月 2 便、9 月 1 便、10 月 1 便、11 月 3 便の合計 10 便の増便という実績になっております。これら実績の内容分析、及び今後へ向けた取り組み案等につきまして

現在取りまとめ作業中であり、3月29日、最終の協議会を開催する予定としております。

東日本大震災関連の各種事業におきまして、入札しても落札者がいないという状況が続出しているという報道があります。

理由は多少異なりますが、同様の事態が十島村、本村におきましても発生しております。建物の設計を委託し、出来上がった設計書により入札した事案、特に設計金額の高いものについて、1、2回の入札では落札者が決定しない状況が発生しております。

設計事務所、指名業者を呼び状況を調査しましたところ、主に離島経費、コンクリート価格に問題があることが判明しております。離島経費につきましては、運賃等を資材ごとに積み上げるのではなく事業費の何%というような県の設計基準にのっとっての設計がされておりますが、受注者側の説明では、その基準ではフェリーとしまの運賃には程遠く、実際の運賃を積算して入札しているので大きな開きがある、あるいは技術者の派遣に係る経費等にも大きな開きがあるということでもあります。一部、県営事業につきましても昨年から落札できない事業があると聞いております。

この問題につきましては村だけで解決できるものではありませんので、鹿児島地域振興局、離島振興課などにその対策について検討を要請しているところでございます。

このような状況にありますことから、議案としてお願いしております一般会計補正予算（第4号）の繰越明許費補正にありますとおり、例年より繰越事業が増加しておりますが、ご理解いただきたいと存じます。

県単独の補助事業であります特定離島ふるさとおこし推進事業と国庫補助（交付金）の関係であります。特定離島事業の採択要件の第一に「他に制度がないこと」というものがあります。

これは国庫補助制度、あるいは他に県の補助制度があればそちらを活用してください。制度の無いものについて採択しますと、そういう考え方で、今日まで、村もその基準に沿って申請して参りました。

ところが、来年度の事業協議におきまして、過去に採択された事業と同内容を申請しましたところ「他に制度があることから特定離島では採択できない」という県からの回答が数件ございました。

これはどういうことかと申しますと、国は補助金から交付金へと制度を変更しております。これによって今までの補助金制度では採択されなかった事業を交付金制度では広く採択することとしております。

この制度改正自体は非常にありがたいことではありますけれども、しかしながら、国の交付金にも予算枠がございまして、申請しても今までの枠以上に採択してもらえるのかは非常に疑問であります。この制度があることから特定離島には申請できないという状況になったわけでありまして、極論で言いますと、採択される見込みはないが制度がある以上は特定離島の対象事業外であるということになりました。国・県の制度の狭間でむしろ不利益をこうむる事態となっていることから、県離島振興課に対し制度の再検討をお願いしているところでございます。

12月5日、本庁において村の民生委員研修会を開催いたしております。当日は、テレビ会議システムを通じて、認知症の理解、あるいは対処方法について講師を招き、講和による研修でありました。

12月22日、本庁において障害程度区分認定審査会が開催され、障害程度区分について、今後のケア、就労支援について判定しております。

特定離島事業の画像診断システム整備は、入札を1月13日に実施いたしまして、年度内に完成する予定であります。これは、ブロードバンド環境を利用した遠隔医療システムを導入することにより、今後、医師が不在の診療所においても医師と対面して医療相談を行い、より安心した医療が提供できるようになります。また、患部等を正確な画像で診断することにより、より詳細な診断を実施することが可能となってまいります。

平成22年度から進めていました戸籍総合システムの構築についてですけれども、1月16日、戸籍証明書発行業務に関する事務改善報告書の提出を管轄法務局に提出いたしまして、各出張所での戸籍謄本等の証明書発行業務を開始しております。これによりまして戸籍総合システムの作業はすべて終了をしたこととなります。

十島村高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画策定委員会ならびに十島村障害者福祉計画等策定委員会を1月27日に開催しております。第5期介護保険事業計画では、24年4月以降の3年間の介護保険料案について決定をしております。

宝島小規模多機能型居宅介護施設の整備につきましては、建物本体の入札を12月と、1月に都合5回実施しましたが、不調に終わりました。工事の年度内発注を確定するため、一部設計変更をいたしま

して改めて、1月31日に入札を実施した結果、落札をしております。

時期的にみて、事業の繰越しはやむをえないものと考えておりますが早期の完成に努めてまいりたいと思っております。

畜産組合の法人化につきましては今年1月19日に発起人会が開催されまして、定款の承認、役員の選出等が行われております。

翌1月20日に理事会が開催されまして、旧組合からの事務引継ぎや組合員の加入手続き、諸規約、事業目論見などについて話し合いがなされ、2月1日から「農事組合法人トカラ畜産組合」という名称でスタートすることが決定されております。

法人の畜産組合としてスタートしたわけではありますが、経営の安定化に向けた課題は山積しております。

村といたしましても、法人化後の概ね5年間は経営支援をする方針ではありますが、組合、畜産農家がそれぞれの自覚と責任のもと、課題解決に向かって邁進していただきたいものと考えております。

子牛セリ市の状況であります、1月は47頭出場し、15,046千円、2月が32頭出場し、10,120千円の売上げとなっております。

平成23年1月～12月の1年間については、出場頭数が408頭、売上が131,970千円、平均価格が323,456円となっております、対前年比で出荷頭数は28頭の減でありましたが売上高は27,019千円の増、平均価格におきましても82,743円の増額となっております。

これは、経済情勢によるものも大きいと思われますが、淘汰事業によります人工授精の成果が如実に出てきたものと考えております。

次に、中之島高尾地区農業経営近代化事業につきましては、昨年末に平張施設3棟、ビニールハウス1棟、防風ネット、農業用水の整備が完了したところであります。整備した平張施設及びビニールハウスには、タンカン、天草、せとか、などの柑橘類の植生を終えております。3月上旬からはジャガイモ1トン程度を、宮崎の延岡総合地方卸売市場及び熊本市の大同青果市場に出荷する予定であります。ニンニクにつきましては、4月頃掘り起こし、乾燥後5月頃に東京市場へ出荷する予定にしております。

なお、この事業は雇用対策事業を活用し、業者委託による作付け可能な農地の基盤整備事業を中心に実施して参りましたが、来年度からは、農業経営を目指す意欲のある方を対象に生産者組織を設立させ、その組織に農地を貸与して、営農指導員の指導のもとに農産物の生産から加工販売に至る6次産業化を目指してまいりたいと思っております。

民宿研修事業につきましては、外部講師3名を招へいし、各島の民宿を個々に訪ねて現地指導を行ない、その後、公民館等で接客、衛生管理等について講習会を開催して参りました。

平島に設置予定の家畜保護施設につきましては、昨年11月下旬に入札を行ないましたが、落札者が無く再度、積算を見直し事業規模を変更して、3月1日に入札を行い、工事請負契約を締結したところでございます。

地籍調査事業につきましては、中之島の字サツダの一部と字落シの一部を実施しておりまして、字サツダ地区の調査は本年度で終了しました。昨年度調査した字サツダの一部は、地権者の閲覧も完了しておりまして、3月中に鹿児島県の検査を受検する予定になっております。来年度からは中之島の字寄木地区の調査に着手する予定でございます。

補助林道舗装事業につきましては、口之島線は年度内に完成を予定しております。中之島椎崎線につきましては、すでに完成しております。

補助林道災害復旧事業の林道口之島線1号、2号箇所につきましては年度内完成を予定しております。

補助道路災害復旧事業の中之島道路災害復旧事業につきましては、法面保護が主要工事ではありますが、工事発注後、降雨が続いたことによりまして施工中断を余儀なくされまして、契約工事期間内に完成が困難となったことから繰越しを予定いたしております。

補助港湾整備事業の東之浜港につきましては、防波堤構造が消波ブロック混成堤となることから、消波ブロックを製作し既設防波堤の先端部へ仮置き洗掘防止を図ります。また、消波ブロック80t型につきまして、20個の製作仮置から26個の製作仮置へ変更する契約の専決処分を行なっております。

元浦港につきましては、防波堤最終函であるケーソン据付を行う工事請負契約を平成23年11月24日に議決していただき、事業執行しておりますが、ケーソン据付の予定が3月末となることから、繰越しを予定いたしております。

また、本事業で社会資本整備総合交付金の留保解除に伴いまして、国費追加分73,260千円が内定と

なったために、1工区の執行残額と併せケーソン据付後に上部工の施工を計画しておりますが、これも繰越し工事となる予定であります。

特定離島ふるさとおこし推進事業の道路整備につきましては口之島、中之島、平島、宝島の側溝等の整備を実施しております、これについても年度内完成を予定いたしております。

港湾整備事業につきましては、東之浜港のコンテナ置き場整備、これにつきましてはすでに完成しております。

小宝島港の防波堤越波防止の上部工嵩揚げと消波ブロック 50 t の据付につきましては年度内に完成を予定しております。

平成 22 年度繰越し事業の南之浜港の船置場の整備につきましては、既に完成をしております。

簡易水道につきましては、中之島日之出地区水源管理用道路整備工事の道路舗装工事は完成しております。

村単独事業の諏訪之瀬島、小宝島淡水化施設保守点検業務、悪石島水源開発調査業務につきましては、これも完了しております。

水道メーター購入事業につきましても、物品売買契約を締結して、物品引渡し完了もしております。今後は、各島出張員、水道係により交換を行なうこととしております。

「フェリーとしま」の運航状況であります、12 月～1 月にかけての「フェリーとしま」の運航は、冬型気圧配置が強まり天候不良のため欠航するなど運航ダイヤが乱れ定期船利用者の皆様方にはご不便をおかけしました。

2 月に「フェリーとしま」の中間検査等の入渠工事をしております。入渠期間中は三島村の村営船「みしま」を代替運航しましたが、2 月 22 日出港便は悪天候により翌 2 月 23 日に出港延期をして出港をさせました。

「フェリーとしま」の入渠工事につきましては、2 月 13 日入渠いたしまして、予定どおり 2 月 27 日中間検査工事等を済ませ鹿児島港に回航をしました。

中間検査工事につきましては、船舶安全法の規定による項目を整備・点検後 2 月 24 日に最終項目を受検したあと、鹿児島湾において機関の前後進試験、旋回試験、主機関等のリモコン試験等の海上試運転を実施いたしました。いずれも異常無く終了いたしまして、再度入渠先の岸壁に接岸して各種機器類、主・補機関等の点検を実施して、中間検査工事等を予定どおり完了をしまして、2 月 29 日便より本航路へ復帰して運航いたしております。

本年度の学校構成の推移でございますが、第 4 回定例村議会の行政報告では、小学生 37 人・中学生 21 人、合計で 58 人となり、うち山海留学生は 15 人となっておりますが、3 月 1 日現在では、小学生 38 人、中学校生 21 人の合計 59 人、うち山海留学生 15 名となっております。これは、1 月に I ターン者の子弟 1 人の転入があったことによるものでありまして、また、年度内に中学生の山海留学生 1 人、U ターン者の子弟の小学生 1 人の転入が予定されております。

教育委員会の事業等の実施状況につきましては、1 月 9 日に「十島村新成人を祝う会」が中学時代の恩師、家族、里親、役場職員等の出席を得て開催されました。

新成人 13 人のうち 6 人が出席いたしまして、それぞれ成人の抱負や支えてくれた方々への感謝の思いを述べておりました。

また、この様子は、テレビ会議システムを通じて各島にも流されております。

宝島小中学校小宝島分校屋内運動場整備基本・実施設計委託業務につきましては、平成 23 年 8 月 31 日に設計業務委託契約を締結いたしまして、平成 24 年 1 月 16 日に業務委託終了届が提出され、同年 1 月 18 日に検査を終了しております。今後、3 月に文部科学省への補助金交付申請書の提出、建築確認申請書の提出を予定しております。

各島の学校施設等の維持補修工事につきましては、平成 23 年 9 月 29 日に工事請負契約を締結いたしまして、平成 24 年 2 月 24 日に工事完成通知が請負業者より提出されて、直ちに写真検査及び確認検査を実施いたしまして、設計仕様書のとおり施行されていることを確認しております。

平島小中学校諏訪之瀬島分校グラウンド整備工事につきましては、先の 12 月議会でもご報告申し上げましたように、東日本大震災の影響により、耐震化事業以外のほとんどの事業が凍結されておりました関係で内示が遅れ、平成 24 年 2 月 2 日付けで内定通知が届いております。

今後、通知に基づきまして、文部科学省へ施設整備計画の策定・補助金交付申請及び繰越し調書の提出を予定しております。

ファミリー劇場の開催であります。これまでに、悪石島を除く 6 島につきましては、既に開催済みとなっております。悪石島につきましては、3 月 24 日に開催する予定となっております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告を申し上げます。

続きまして、平成 24 年度の予算編成方針について説明を申し上げます。

国の平成 24 年度の予算編成では、「東日本大震災からの復興」、「経済分野のフロンティアの開拓」、「分厚い中間層の復活」、「農林漁業の再生」、「エネルギー・環境政策の再設計」の 5 つの重点分野を中心に、「地域主権改革」、「既存予算の不断の見直し」のほか、「財政運営戦略」、「行政刷新会議の提言型政策仕分け」、「中期財政フレーム」等に則り、財政運営戦略の着実な実現を含め、日本再生に全力で取り組むことを基本方針として編成されております。

このような方針に基づいて編成された国の平成 24 年度の一般会計の予算規模は、対前年度比 2 兆 777 億円、2.2%減の 90 兆 3,339 億円で、6 年ぶりに前年度を下回っておりますが、東日本大震災の復興予算を特別会計に計上したほか、基礎年金国庫負担の財源の一部を一般会計に計上しない交付国債で賄っておりまして、これら別枠分を合わせると実質的には過去最大の予算となっております。

地方財政については、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれている一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、依然として 13 兆 6,846 億円と、多額の財源不足が見込まれたところでありますが、財政運営戦略に基づく、中期財政フレームに沿って、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成 23 年度と実質的に同水準となるよう確保することを基本として、地方財政計画が策定されております。

この地方財政計画の規模につきましては、通常収支分で 81 兆 8,647 億円の対前年度比 6,407 億円、0.8%の減となっております。別枠で東日本大震災分として 2 兆 4,100 億円程度が措置されております。

この通常収支分のうち地方交付税につきましては、17 兆 4,545 億円で対前年度比 811 億円、率にして 0.5%の増となっておりますけれども、今後も国においては厳しい財政健全化に取り組まざるを得ない状況にあることから、地方交付税制度の安定的な運営は、引き続き不透明な状況下におかれていると考えております。

鹿児島県の予算編成につきましては、平成 23 年 10 月時点において、平成 24 年度には 54 億円程度の財源不足が生じるものと試算されておりましたが、平成 24 年度の当初予算では、人件費の縮減や一般政策経費の抑制、必要な国庫補助金等の確保など、行財政運営戦略に盛り込まれた歳入・歳出両面にわたる行財政改革を進めることによって、その財源不足が解消されると見込まれております。

しかし、歳出面では、高齢化の急速な進行や医療費の増加により扶助費が引き続き増加する傾向にありまして、県債残高が平成 24 年度末見込みで 1 兆 6,682 億円に上ることから、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれております。

このようなことから、当初予算の編成にあたっては、平成 23 年度 3 月補正予算と連携し、行財政運営戦略を踏まえた行財政改革を確実に進めながら、雇用や経済の回復に努めつつ、明るい展望をもって着実な歩みを進め県政の発展を図る観点から、「力みなぎる・かごしま」、「日本一の暮らし先進県」の実現に向けて、「安心・活力・改革」の予算として、一般会計の予算を対前年度比 43 億 8,200 万円、率にして 0.6%増の 7,815 億円としております。

この県の予算において、財政運営の厳しい中、本村を含む 20 の離島を対象とする「特定離島ふるさとおこし推進事業」が前年度と同額の 9 億円が確保されたほか、離島へき地医療確保対策事業、あるいは離島地域出産支援事業、離島航路補助事業、及び離島流通効率化事業などの離島振興関係予算がしっかりと確保されていることは、高く評価し感謝するものでございます。

本村の財政状況につきましては、地方税等の自主財源に乏しいことから、慢性的な財源不足となっております。その財源不足を地方交付税に依存していることはご承知のとおりで、その地方交付税は、16 年度からの三位一体改革、20 年度の「地方再生対策費」、21 年度の「地域雇用創出推進費」、22 年度の「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」創設など、国の政策の影響をまろに受けまして、24 年度には「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」について一定の縮減を図ったうえで海外競争力強化等のために地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠を含めて「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合されることとなっております。激変する経済情勢のなかで、交付税制度の改正のたびに財源の確保が憂慮されるところであります。

本村の平成 22 年度の決算では、国において地方交付税総額の確保をはじめ、臨時交付金や雇用対策

関係特別基金事業があったことに加え、地方債の繰り上げ償還を実施してきたところでありまして、財政構造の弾力性を示す経常収支比率はご承知のように 70%を下回り、実質公債費比率につきましてもマイナスの数値となっていることから、財政状況の健全化を示す数値上では優良団体となっているところではありますが、経常的な自主財源が確保された上でのことではないために、本村の財政運営につきましては引き続き、依存財源に大きく左右されるものでございます。

このような行財政環境のなか、平成 24 年度の予算編成につきましては、平成 24 年度はじめに村長選挙を控えておりますことから、骨格予算で編成することとしております。

基本的な考え方といたしましては、村財政の危機的な状況は継続しておりまして、国や県の動向を見極めつつ、重点的に取り組んでいる人口激減対策、雇用対策、遊休農地の復活対策、住民参画・住民協働の推進事業など、村を取り巻く現状を客観的に分析しながら、前例をそのまま倣うことなく、歳入・歳出両面から見直して、「第 4 次十島村総合振興計画」及び「十島村過疎地域自立促進計画」の実現のため、短期的には「生活不安に対する安心の確保」、中・長期的には「経営的視点での投資と事業の見直し」を図ることとしております。

基本的事項といたしまして、政策的経費及び新規事業については、継続事業並びに真に緊急性や必要性が認められるものに限り計上すること。

特定離島ふるさとおこし推進事業については、前年度以前からの継続事業で予算執行時期が年度初めから開始されるものに限り計上すること。

類似した事業や関連した事業、又は新規事業の立ち上げや事業拡大があるときは、関係課等で協議調整を行い、事業費の削減及び効率化を図り、財源の確保をしたうえで全体的に効率的スリム化に取り組むこと。ただし、特段の事情が生じない限り、原則、補正予算の増額は行わないこととするもので、平成 22 年度決算、平成 23 年度予算の執行状況を再度、確認して要求を行うこと。

それから、国・県が補助金等の廃止又は縮減等したものについては、税源移譲が明らかなものを除き、村費への振替は認めないので、当該事業については廃止又は縮減するものとする。

経常経費につきましては、住民の視点に立って再度積算し、一層の効率化に向けた努力を行うこと。

特別会計につきましては、独立採算の原則を念頭にアウトソーシングを検討するとともに効果的な支出の抑制と計画的な収入の確保に努め、出来る限り一般会計からの繰入金に頼らないよう努力すること。等を掲げております。

その結果、平成 24 年度の一般会計当初予算案は、前年度比 336,371 千円、11.5%減の 2,553,567 千円となっております。

特別会計につきましては、それぞれ前年度と比較しますと国民健康保険特別会計が 3,357 千円減の 85,298 千円、船舶交通特別会計が 10,758 千円減の 832,815 千円、介護保険特別会計が 5,679 千円減の 76,913 千円、介護サービス特別会計が 96 千円減の 1,204 千円、簡易水道特別会計が 13,062 千円減の 53,087 千円、後期高齢者医療特別会計が 435 千円増の 7,209 千円となっております。

これら各予算の詳細につきましては、改めて予算審議の際に説明することといたします。

以上、「行政報告及び平成 24 年度の予算編成方針」につきまして、説明申し上げましたが、本議会に提案しております議案につきましては、専決処分の承認を求めるもの 1 件、村道の区域の変更に関するもの 4 件、条例の制定に関するもの 15 件、動産の買入れに関するもの 1 件、権利の放棄に関するもの 1 件、指定管理者の指定に関するもの 20 件、予算に関するもの 13 件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げますが、いずれにいたしましても重要な議案でございますのでよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（日高通君）

これで行政報告及び平成 24 年度予算編成方針は終わりました。

会議途中でありますので、これより 10 分間休憩いたします。

2 時 5 分にお集まりください。

休憩 1 3 時 5 5 分

再開 1 4 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（日高通君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇をして行ってください。

第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行ってください。

また、質問の持ち時間は一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許可します。

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

本定例会におきまして、通告の通り行政運営全般につきまして、お尋ねを致します。

二元代表制の一翼を担う議会の一員として、任期最後の定例会にあたり、これまでの質問の検証を含め、自らの質問、発言に責任をもち、行政に反映し、検証をすることが住民の負託を受けた議員の責務であると思っております。

先程の行政報告におきまして、村長は勇退をするという表明を致しました。3期12年間の検証とまたふるさとを思う思いを胸に、前向きで明確な答弁を願います。

それでは、本題に入ります。

始めに、産業振興につきまして、お尋ねをいたします。

産業振興につきましては、本村の重要な施策であります。以前においても、提言し、基盤整備が実施されておりますが、畜産、農業、水産、観光、産業等の分野において、経営の合理化、所得の向上と課題が多く残されております。現状を検証し、新たな施策が必要であると思っております。

そこで、農林水産省の管轄で平成23年3月に6次産業化法が施行されております。地域資源を活用しました農林漁業者等により、新事業の創出及び地域の農林水産物等の利用促進を図ることを目的といたします6次産業の取り組みにつきまして、お尋ねを致します。

村長は6次産業化法について、どの程度理解をいたしておるか見解を伺います。

6次産業は農林漁業者等が、生産だけではなく、確保、流通、販売等業務展開をしている経営形態がありますが、本村においても農林水産物等の6次産業化の推進を図る必要があります。特に過去、流通は未熟な産業形態において、最適な制度であると認識を致しております。地産地消も含めまして、取り組む姿勢があるか、答弁を願います。

次に遊休農地の利活用の促進が遅れておりますが、早急の対応を図るべきであります。農地台帳の整備、遊休農地利活用の制度、利用等、今後の対応について答弁を願います。

次に、事業執行の遅延についてお尋ねをいたします。

現在、宝島において整備中の介護基盤整備事業の事業開始が大幅に遅れる見通しであります。他の事業においても、遅延があれば、要因等伺います。

併せて、事業執行が年度末に集中している傾向にありますが、早期執行が出来るよう度々要請を致しておりますが、改善されておられません。この点につきましても、答弁を願います。

次に、医療、介護、福祉政策につきまして、お尋ねを致します。

医療体制の厳しい本村にとりまして、必要なときに必要な医療をと言うのが全ての住民の切なる思いであります。助かる命が医療体制の不備によりまして助からない、このような悲劇があってはなりません。命の尊さを重んじ、一步でも医療の格差が是正されますよう、改善を求めます。

又、生活弱者であります高齢者、障害者、特定疾病をお持ちの皆さん、児童等に対し、村が出来得る

最大限のサービスの向上を図るべきであります。

社会福祉法第3条の基本理念の中に、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように、社会福祉を目的とする事業の広範、かつ計画的な実施に努めなければならないと明記されております。

社会福祉法の意義を鑑み、本村においての社会福祉全般の課題、問題点を伺います。本村においては、介護職員の常駐が無く、介護認定等が他の地域と比べると遅れているような傾向にあります。早期対応の体制が必要であります。専門職のケアマネージャーの定期訪問、看護師、地域の連携等を含めまして、今後の対応を伺います。

住み慣れた島でいつまでも暮らしたいと願っているのは高齢者の皆さんの率直な気持ちであります。本土並みの介護サービスがいつでも受けられるような体制作りが喫緊の課題であります。介護支援に必要な人材育成と併せて、早期の実現が必要であります。村の取り組みについて答弁を願います。

次に、防災、減災対策につきまして、お尋ねをいたします。

昨年の東日本大震災がおきまして、早1年であります。私たちに多くの課題を残した災害でありました。本村は外海に面しておりまして、津波等の発生時におきまして、甚大な被害が予想をされます。海抜20メートル以内に集落がある地域がありますが、防潮堤、避難場所、避難道の整備が急務であります。

風水害対策においても、地滑り地域の検証、排水路等の整備が必要であります。どのような対策を講じるか伺います。併せて、防災避難訓練の推進についても、地域との連帯等対応について答弁を願います。

次に、職員の指導につきまして、お尋ねをいたします。

近年、若年層の職員が増加傾向にありまして、庁内にフレッシュ感が漂っておりますが、本村にとりまして、大切な人材であります。将来の行政運営を担う職員であります。本村の職員としまして、恥じない人材の育成、指導が求められるところであります。指導体制の充実をはかる必要がありますが、本村の職員指導についての現状と今後の指導体制につきまして、本庁の職員はもとより、船員職、看護職、出張員等を含めまして伺います。

公務員はサービス業であることを認識し、業務に従事するべきであります。本村の職員としましての熱意と使命感が必要であると思いますが、住民との連携、温度差の解消等について村長の見解を願います。

次に、教育行政につきまして、教育長にお尋ねをいたします。

新年度より、中学校教育において、武道、ダンス等が必修の課目となりますが、実施する上においての重要な課題が何か伺います。

日本文化の武道に対しての認識が近年薄れつつある中において、礼節を重んじる武道教育の意義は深いものと感じております。

ダンス教育におきましても、情操教育の上から致しまして、大切な教育であります。併せて教職員、生徒、両方の問題点等があれば、伺いたい。

次に、新学習指導要領「生きる力」について、本村の学校の取り組みと、教育長の基本的な見解を伺います。

小学校におきましては、本年度より新指導要領によります教育が実施されております。中学校においては、新年度より指導が始まりますが、生きる力をはぐくむことを理念といたしております。知、徳、体、すなわち、確かな学習、豊かな人間性、体力、健康等を柱と致しております。

近年、学力の低下、人間関係の機運の低下、体力の低下等が問題化をいたしております。現代社会におきまして、義務教育は人間形成において、大切な時期であります。学校、保護者、地域社会が一体となりまして、取り組む必要があることを再度認識することを提言を致しておきます。

以上、教育行政について、答弁を願います。

最後に、冒頭申し上げましたが、私は一年生議員としまして、任期中未熟であります。執行部に対し提言、質問を行って参りましたが、適切な答弁を戴き、私の発言が少しでも行政運営に反映できましたことに対し、敬意を表します。先輩議員の皆様には、ご指導ご助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

来月の改選に向けまして、再挑戦をされます同僚議員の皆様方のご検討をご祈念を申し上げ、第1回目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

一番議員さんの一般質問について解答を致します。

まず、第1点目の産業振興についてということで、第6次産業（生産から販売の一貫体制）の取り組みについて、というご質問でございますが、生産、加工、販売の基盤がない本村において、6次産業を成り立たせるためには、生産、加工、販売を分割して強化していく必要があると考えられます。

6次産業化のさきがけと致しまして、生産加工体制連携強化のため、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を活用いたしまして、平成21年度から3ヵ年事業として、トカラ伝統産物の特産品作り事業をNPO法人トカラインターフェイスに委託して行ってきたところでございます。

事業内容と致しましては、今まで生で出荷していた本村特産品等を島内で加工し、付加価値を高めた後、出荷するというものであります。

現地研修や現地指導等を継続して行ったことにより、本村各島において、作物等の生産加工を行う技術や組織は少しずつではありますが、定着しつつあります。また、本土との技術的格差は徐々に埋まってきているのではないかと考えております。

6次産業化の課題につきましては流通販売であります。島内で生産加工したものをどのように売り出していくかが課題であります。

そのため、今後は生産加工は勿論ですが、6次産業化へのさらなる取り組みとして、販路拡大を行っていくため、平成24年度から全国の一般消費者を対象としたインターネット販売の促進及び製菓会社等の企業への売り込み等を行い、販路拡大を推進していくこととしております。これらの事業については、平成24年度のふるさとおこし推進事業にて要望中でございます。

次に、産業振興の2点目で、遊休農地の利活用の促進が遅れているが、早急な対応を図れ。というご質問でございます。

まず十島村農地利活用条例に基づく契約件数、面積につきましては、現在農地の借り上げについて、住民の方々の情報提供をもとに行っております。契約件数については、口之島、中之島、宝島の3島で、只今9件、面積は約2ヘクタール、2町歩であります。

口之島は自治会所有の農地、中之島は在住の方の農地を提供いただいたため、スムーズに事業を展開できております。

宝島につきましては、農地の所有者が島外在住の方でありましたが、住民の方や自治会から農地を紹介していただき、また、所有者の方にも一言話を通していただいている状況ですので、農地の賃貸がスムーズに展開できている状況にあります。

農地の借り上げの課題等につきましては、口之島、中之島、宝島においては、個人の方からの申し出により101件、約2.7ヘクタールを調査しておりますが、以下のような課題がありまして、他の地区についても同様の状況ではないかと考えられます。

今後の課題と致しましては、一筆ごとの農地が小さいこと。それから、遊休農地化としてからの期間が長く、山林化している。賃金作業では開墾が難しい。それから他の農地に囲まれており、周りまで借り上げないと重機を入れられない。農道が無くて、農地を整備しても、農道の整備も必要となる。現在の所有者と登記者が違うために、現在の所有者の調査が必要である。一筆に2人以上の登記がされているケースがあったりして、承諾を得るのに時間が必要である。以上のような理由によりまして、情報提供はあっても、開墾できない農地が約2.7ヘクタール程残っております。

今後、農地集積化業者委託等及び農道整備まで視野に入れた事業の展開を検討したいと考えております。

また、現状においては、割と大きな農地や手を入れやすい農地を借り上げている状況ではありますが、各島このような利用しやすい農地については、残っていると考えておりますので、積極的な情報提供等を行うことによって、開墾できる農地を増やしていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、遊休農地の利活用促進のための方策につきましては、今後については農地集積化や業者委託の開墾作業等も視野に入れながら、取り組みたいと考えております。

また、農地の利活用促進のためには、住民及び出身者等の理解協力も必要不可欠でございまして、そのための広報活動も重要と認識をしております。

平成24年3月の村広報誌にて、遊休農地事業について、宝島の遊休農地の開墾の実例をもとに広報を行う予定にしております。広報誌の他、固定資産税通知書に、パンフレット、封筒や広報誌、ホームページ等を利用して、制度周知の強化を図りたいと考えております。

その他、農地台帳システムの活用とともに、今後導入予定である地図情報システム、土改連開発システムを利用することによって、ある程度の耕作地の情報が分かるため、農業委員会を通じ、遊休農地の候補地の調査を行いまして、借り上げを推進していきたいと考えております。

今後とも住民の方々をはじめ、皆様方の情報提供のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

ちなみに、現在農地調査につきましては、口之島、中之島、宝島の 110 件、46,280 m²を調査いたしました。そのうち口之島 1 件、中之島 2 件、宝島 6 件の 9 件、19,514 m²の借受契約が整いまして、うち 2 件を貸付しております。残り 7 件につきましても、整備が済み次第貸し付け契約を結ぶ運びとなるというふうに思っております。

次に、事業執行の遅延につきまして、ということで、事業執行の遅れが見られるが、要因は何か。また、事業執行が年度末に集中しているが、早期執行を図れ。というご質問であります。

一般会計補正予算（第 4 号）の中の第 2 表に、繰越明許費補正に来年度に繰り越すべき 19 事業を記載してございますので、参考にさせていただきたいと思いますが、事業を繰り越す要因と致しましては、先程も若干、行政報告でも申し上げましたけれども、まず国等の交付決定の遅れによるもの。それから入札の不調によるもの。早期完成が求められることから 3 月補正で計上したことによるもの。それから地元施工事業としたが年度内完成の調整がつかなかったもの。事業調整の遅れ、その他の理由によること。などが挙げられます。

そのうち国等の交付決定の遅れによるものに該当するものは、先程も申し上げましたように、元浦港の改修工事、それから消防団の安全対策設備事業、諏訪之瀬島分校グラウンド整備の工事、中之島南廻り線道路災害復旧工事の 4 件がございます。入札の不調によるものにつきましては、介護基盤整備事業、介護事業所建設、これは外構工事です。

それから、特定離島共同利用農業施設、特定離島の家畜保護施設、特定離島中之島鮮度保持施設建設の 5 件であります。

それから、早期完成が求められることから、3 月補正で計上したものによるものにつきましては、診療所施設整備事業、中之島楠木地区の道路排水路整備工事、教職員住宅管理費、それから歴史民俗資料館の屋根の防水工事の 4 件。それから、地元施工事業とした年度内完成の調整がつかなかった事業といたしましては、悪石島の旧林道大峰線の改修舗装事業、それから悪石島の村営住宅周辺整備工事の 2 件であります。

それから、事業調整の遅れ、その他の理由によるものにつきましては、平島村営住宅団地周辺溝改修整備工事。それからブロードバンド施設管理の空家利活用事業での 3 件があります。

空家利活用事業につきましては、空き家の所有者との交渉、契約に時間を要したこと。あるいは改修工事着工後において、各種の変更交渉等が生じていることから、国庫補助事業で実施しております 7 棟の改修及び今後の交渉次第では、工事着手可能な数棟分の事業費について繰越をお願いしております。

ブロードバンド施設管理費につきましては、気象情報システム改修業務委託。不正アクセスサーバー構築委託。及び空家住宅利活用事業の推進に関連しておりますインターネット加入者装置取り付け工事の 3 内容が含まれております。1 件は空家住宅が繰り越しになる関係から、繰越理由が発生しております。残りの 2 件につきましては、委託業者の価格交渉に時間を要した関係でございます。

このように、5 つに理由わけしておりますが、いくつかの理由が重複している部分も多々あるかと存じます。

このうちで特に問題となりますのが、先の行政報告でも報告いたしましたが、入札しても落札者がいないという状況が続出している事態であります。

再度ご説明いたしますが、設計を委託、その設計書により入札した事案、特に設計金額の高いものについて、1～2 回の入札では決定しない状況が発生しております。設計事務所、指名業者を呼び状況を調査いたしましたところ、主に離島経費、コンクリートの各資材ごとに積み上げるのではなくて、事業の総額に何パーセントというような県の設計基準に則った設計がされておまして、受注者側の説明ではその基準の何パーセントではフェリーとしまの運賃には程遠く、実際の運賃を積算して入札しているので、大きな開きがあるということであります。

一部県営事業につきましても、昨年から落札できない事業がございまして、このようなことから、この問題につきましては、村だけで解決できる問題ではありませんので、鹿児島振興局あるいは離島振興課などとの対策について検討を要請しているところでございます。

コンクリート公共単価につきましては、24 年度の使用料見込みをもとに制定するなど、若干改善す

る取り組みが試みられているようであります。

このように1回の入札で落札しませんが、設計変更、補助金の変更申請などの事務が生じて参ります。2回目でも落札しなければ、さらに変更設計、変更協議などと事務は増えてまいります。

このようなことから、職員は多くの事務を兼務しております関係から、その入札不調の事業が遅れるばかりでなくて、他の事業にも影響をしております。

そのようなことで、時間を費やして対処することとなりますことから、全体的に事業執行も遅れていくという構図になっていると思っております。

しかしながら、このことは大きな理由のひとつではありますが、中には事務執行の段取りの悪さから遅れていると思わざるを得ない事例もありますので、年度末に集中することがないように、早くから私は各課にはそうした督促をやったりしておりますけれども、こういうことが生じているということでございます。

それから、次に医療、介護、福祉につきまして、ということで、まず最初に「必要な人に、必要なサービス」が社会福祉の基本であるが、特に生活弱者である、高齢者、障害者、子供に対し、医療、福祉の更なる充実を図れ。ということでございますが、本村の福祉政策は法によるものと、村単独の事業がございます。

高齢者にあつては、高齢者乗船券の配布、オムツ支給、敬老祝い金、障害者にあつては、法に定める事業施設のバリアフリー化の推進、子どもにあつては、中学生までの医療費無料化等があります。

また、村独自の住民医療助成制度もございます。

村高齢者保険福祉計画では、住み慣れた島でいつまでも暮らすことができるという住民共通の思いを介護サービスと併せて、衣食住の施策、在宅医療、地域支援体制作りを目指しております。

障害者計画では、高齢者同様に、衣食住の施策、一般就労への移行支援策、生活安定策、相談機能の充実を目指しております。

地域の未来を担う子ども施策では、すくすく育てる環境の整備、児童保育の開設、一時保育の支援、保険医療支援策など、独自の施策も必要でありまして、推進しなければならないものだと思っております。

いずれの施策におきましても、地域と連携を図りながら、具体化していくことが大事なことであらうと考えております。

次に、介護認定が他の地域に比べて遅れているが、早期対応を図れ。ということでございますが、本村の要介護認定は他町村と同様に、本人または家族からの申請によるものと、看護師及び保健師が認定を必要と思える高齢者について、保健師または役場看護師が説明を行いまして、本人家族の希望があれば申請の手続きを行うということにしております。申請を受け、保健師、役場看護師の聞き取り調査、主治医意見書をもとに、一時判定を行います。一時判定をもとに、認定審査資料を作成しまして、協定を締結している鹿児島市要介護認定審査会へ審査依頼をしております。認定結果により、本人への介護サービスがケアプランをもとに提供されます。新規認定者は6ヵ月後再度審査が行われ、更新者は要介護度合いによって1年から2年の範囲で認定されます。

認定申請に際しましては、常日頃の保健活動の中で得た活動。看護師からの情報をもとに、必要者がいたら積極的に訪問し、説明を心がけて実施しております。申請までの期間が長くなる場合は、主治医の意見書作成が遅れる場合等があるようでありまして、概ね他の自治体と同じように認定事務は行われていると、そういうふうには理解をしております。

次に、小規模多機能介護サービスの充実を図れ。ということでございますが、小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、本年5月からご承知のとおり、介護事業所を開設し、宝島でサービス提供を実施することになっております。

現在のところ、介護保険による小規模多機能型居宅介護サービスが出来る施設及び体制は、宝島だけですが、他島の整備体制作りにつきましては、宝島の運営が軌道に乗るかどうかが大きな問題でもあります。

しかし、村と致しましては、介護支援体制住民検討会を各島で開催し、住民の意見、希望、島の支援体制等を話し合い、地域の介護事業サービスについて動き出しております。

施設サービスだけでなく、今出来るサービスは、介護希望者の要望に沿うよう努めていきますが、十島村特有の地域性を考えるときに、七地区同時にサービスが実施出来ないでおりまして、計画的に推進していかなければならないものと考えております。

それから、次に防災、減災対策について、安心、安全の防災対策、基盤整備の早期実現を図れ。また防災訓練の推進を図れ。というご質問ですが、本村における防災対策及び基盤整備に関しましては、消防団装備品等の充実強化をはじめ、災害発生時に備えた通信機器や機材の整備、地域防災力向上に向けた自主防災組織の研修会開催等、年次的に取り組んでおります。

平成 22 年度につきましては、老朽化に伴う中之島消防車庫の建替えや、各島消火栓の修繕、補修業務をはじめ、消防ホースや団員用のヘルメット等、各種備品の更新充実などを重点的に実施いたしました。

本年度は先日の各種備品等の更新、充実のほか、大規模災害の発生に伴う、通信手段の確立や孤立化集落の未然防止のため、衛星携帯電話を各島出張所に配備するとともに、消防団員の装備品充実、及び、海難事故防止のための国庫補助事業であります消防団安全対策設備整備事業としまして、浮環 5 基、拡張式救命胴衣 10 基を整備する計画にしております。

また本年度は自主防災組織の活動活性化を推進するため、鹿児島県防災研修センターより防災アドバイザーを招聘しまして、自主防災組織の役割、あるいは活動促進に向けた取り組みについてと題した、全島合同研修会を開催いたしました。

防災体制の充実強化を図るためには、行政の担う公助の充実は当然のことながら、地域防災リーダーの育成や地域住民の適切な防災行動が極めて重要となりますことから、次年度以降についても積極的に研修会等を開催してまいりたいと考えております。

また昨年 12 月より、避難勧告や各種気象警報等、生命に関わる緊急情報を本庁から村内に向け、一斉にメール配信する緊急速報エリアメールサービスを開始しております。

現時点においては、12 月以降配信を要する事案が発生しておりませんが、今後梅雨時期や台風発生時期を迎えるにあたり、敏速かつ確実な情報伝達手段として、有効的に活用できると認識をしております。

なお、本村の消防団員につきましては、現在条例定数 60 名に対しまして、57 名が所属しております。昨今の少子高齢化に伴いまして、新規入団者の確保、補充が困難となってきていることから、本年度の消防分団長会議におきまして、満 20 歳以上 60 歳未満と定めておりましたが、対象年齢を 65 歳未満に拡充いたしました。

けれども、それでも現在 3 名の欠員が生じております。今後も積極的に新規団員の募集斡旋を行い、条例制定定数及び消防力の確保に努めて参りたいと思っております。

来年度以降につきましては、現在作業を進めております地域防災計画の見直しが重要事項となってまいります。その早期完成に努めますとともに、消防団自主防災組織の地域防災力強化をはじめ、ハード面におきましても、必要な対策、施策整備を検討して、豪雨や台風災害のみならず、様々な災害を想定して、災害対策の強化や基盤整備に速やかに取り組まなければならないと考えております。

防災訓練の推進であります。本村内における消防防災訓練につきましては、鹿児島県や自衛隊、あるいは鹿児島消防局など、関係機関のご協力を戴き、年次的に開催をしております。

近年では平成 20 年 10 月に諏訪之瀬島において、大規模な火山爆発を想定した離島火山防災訓練を開催し、諏訪之瀬島住民 42 名の他、自衛隊や海上保安庁、鹿児島県警察等関係者 76 名が参加をしております。

平成 22 年 10 月には中之島御岳の噴火警報発令を想定した非常訓練を実施しております。

来年度平成 24 年、9 月ごろには、諏訪之瀬島の現地開催を計画、関係機関と調整中でございます。その他の訓練といたしましては、消防団員を対象とした鹿児島県消防学校による現地指導会や鹿児島市消防局による操法訓練、鹿屋海上自衛隊による冬期救命生存訓練を毎年開催しております。

又本年度につきましては、鹿児島海上保安部の海上保安官による定期船内防災訓練も予定しております。

今後におきましては、消防分団長会議や自主防災組織合同研修会をとしまして、各島消防分団および自主防災組織主催の現地防災訓練の積極的な開催に努めるとともに、例年開催される他関係機関との合同訓練の他、村主催による現地防災訓練も積極的に開催して、防災体制の強化、地域防災力の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に職員指導についてであります。行政職、看護職、船員職、出張員ということで、近年若年層の職員が増加傾向にあります。指導体制の充実を図れ。又、公務員はサービス業であることを認識し、職務に従事すべきであるが、住民との連携、温度差解消について、村長の見解を伺う。というご質問

でございます。

職員の採用につきましては、平成 19 年度からのここ 5 年間で一般職 12 名、船員職 2 名を採用しており、確かに役場の中にも一気に若返った感じがいたします。

職員の研修につきましては、県の市町村職員研修所での研修と致しまして、新規採用職員研修を 19 年度 1 名、20 年度 4 名、21 年度船員 2 名、22 年度 5 名、23 年度 2 名、5 年間で計 14 名。一般職研修を 19 年度 3 名、20 年度 1 名、22 年度 1 名、23 年度 1 名、5 年間で計 6 名。新任課長研修が 23 年度 1 名、新任課長補佐研修が 22 年度 4 名、23 年度 1 名。新任係長研修が 22 年度 1 名。部門別研修と致しまして、企画担当観光部門で 21 年度に 2 名を受講させております。

又、21 年度から新規採用職員の島内出張所、診療所での研修を実施しておりますが、21 年度が 2 名、22 年度 3 名、23 年度 2 名となっております。

又、平成 19 年度には、千葉の市町村アカデミーで研修に、課長級等幹部職員 9 名を自治政策課題研修に派遣をしております。

看護職につきましては、毎年度スキルアップ研修を実施しておりますが、参加状況は 19 年度のみ 5 名で、それ以降は 7 名全員参加しております。

又、22 年度には IT カルテ研修にも 7 名参加しておりまして、その他看護師不在となる診療所に、他島診療所の看護師を、あるいは鹿児島市内の民間病院との連携による研修を行ったり、村内診療所に職員を派遣していただくなどして、現場での臨床技術の向上に努めております。

船員職につきましては、過去には民間会社で接遇研修などを行っておりますが、近年はそのような人たちでの研修はできておりません。運輸安全に関しましては、毎年航路対策室の職員 1～2 名がセミナーを受講しております。

又、船舶関係での事故等の報道がありました場合等には、船長から船員に対して、安全管理を徹底することの指示などを行っております。

昨年末に海上保安部の協力を戴き、安全点検を実施しておりますが、今月は停泊中のフェリーとしまして、海上保安部と合同でテロ対策の訓練も実施したいと思っております。

出張所職員につきましては、新規採用時につきましては、役場内で各課約 1 週間の研修を行っておりますが、その他は特段行っておりません。

指導体制につきましては、課長、室長が中心的役割を担うことになっております。

今回の異動等で新任の課長、あるいは室長が誕生しておりますが、課長研修の受講者 1 名に課長補佐研修、これは村の出張職に該当しますけれども、これの未受講者 3 名については 24 年度に受講させる予定にしております。

又、課長会を定期的開催しまして、指導体制の強化を図って参りたいと思っております。

住民との連携温度差の解消につきましては、新規採用職員の島内研修を 21 年度から実施し、22 年度までは 1 週間の研修、23 年度は 2 週間の研修に拡大しております。

又、地域づくり事業に関連しまして、島担当を発令したりしておりまして、島での会議への出席、あるいは、島での運動会等への可能な範囲での参加を指示しておりまして、このようなことから、徐々にではありますが、住民と連携した温度差解消に向けた取り組みを進めているところでございまして、これからも一層そうした方向でやりたいと思っております。

以上で、回答と致します。

○議長（日高通君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

失礼致します。

一番議員の質問にお答えしたいと思います。

まず 1 点目でございます。

「武道」「ダンス」が必修科目となるが、重要課題は何か。という質問でございました。議員ご指摘のように、平成 24 年度から中学校 1 年生、2 年生におきましては、これまで選択でございました武道、ダンスを全ての生徒が履修するというふうになりました。

武道にありましては、その狙いとして、根底的に尊重する心を養っていく。ダンスにあっては、相手の良さを認め合っていこうとする態度。そのそれぞれの狙いを達成するために大事なやはり授業における安全確保でございます。

その安全確保という観点からお答えしたいと思います。

まず、安全確保を図る上におきまして、本村では少人数、男女合同、複式授業、そういったような形態をとる学校でございます。

そこで、まずは性差、男性、女性、男女差、それから学年差、体格差、運動能力差などを充分考慮した授業を展開することが必要となっておりまいます。

それとともに、武道にありましては、禁じ業、その周知をはかることが大切であるというふうに考えております。

2 点目には、用具や場所等の安全点検にかかる事前チェック、さらに授業途中における再確認が求められてまいります。管理職も含め、全ての授業にあって、武道、ダンス、全ての授業にあって、複数指導体制がとれるように図って参る所存でございます。

3 つ目には、脈拍数や呼吸数など、健康状態の事前把握と、水分補給など、授業途中での健康チェックでございます。

そのために、県教育委員会が作成しております、たとえば武道におきましては、安全な武道指導のためのチェックリスト、それらを参考に、それぞれの学校、自校で、実態に応じたチェックリストの作成を2つの観点から求めているところでございます。

1 つ目の観点は授業者としての観点でございます。授業をする側にあって、どのような点を安全リストとしてあげていくべきか、それを作成するという事。もう1つは生徒自身の中に安全に対する関心、観点を持ち込んでいきたいということで、生徒自身の力によるチェックリストの作成。その両面からのチェックリストの作成を求めているところでございます。

これらのチェックリストを有効に活用することにより、安全を確保していきたいというふうに考えております。

さらに、指導者の問題でございます。

少人数の学校にありまして、全ての教師が配置できない状況の中で、体育専門の教師が配置されている学校、されない学校があると思います。そういう中にあって、指導者にあっては専門教科でなくても、臨免をとり、尚且つ臨免にかかるあるいは授業にかかる講習等の受講をすることで、専門教科の担任と変わらないような指導ができる体制を作ってまいりたいというふうに考えております。

そういう各種研修会への参加や、または DVD、あるいは設置していただきましたテレビ会議システム等の活用を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

ちなみに、本村におきましては、武道は剣道を全ての学校が履修するというふうな状況でございます。

そこで、剣道にあたりましては、特別指導者と致しまして、中之島に駐在しております警察官、その活用を図っていききたいと思っております。

交通安全指導でそれぞれの島に行くとき、そこに武道の授業をセッティングして、そして礼儀及び実技それぞれを指導していただくことで、これまでの指導が充分生かされていくのではないかとこのように考えているところでございます。

また、外部講師の派遣などもございますので、そちらのほうも併せてはかってまいりたいと、要請して参りたいというふうに考えております。

続きまして、第2点目の新学習指導要領「生きる力」について、各学校の取り組みの現状、及び教育長の基本的見解についてでございます。

まず、新学習指導要領につきましては、平成 14 年度、その時の学習指導要領で打ち出されました、生きる力の育成、それを継承していこうということでございます。

その生きる力の継承をしていく新学習指導要領、それは子ども達の生きる力をより一層育むことを目指すという文言で謳われております。

つまり生きる力を育成してきたこれまでにさらに加味していく取り組み、それを望んでいるということでございますので、それに答えるような学校体制を作ってまいりたいというふうに考えております。

十島村の各学校にありましては、小中併設校でございます。その小中併設のよさを活かし、9 年間を通してのこれまで取り組んできた知、徳、体、バランスの取れた力、すなわち生きる力を身につけさせる具体的な実践を今後とも継承してまいりたいというふうに思っております。

徹底した個別指導、また地元の伝統行事への参加。あるいは学習意欲を歓喜する英語検定、漢字検定、そういうことへの挑戦、そういうのを図ったり、あるいは掃除、あるいは体育的行事への、一人で何役もこなしていく、そこから生まれてくる気力、体力、そういうものも重視しながら、さらに深めてまい

りたいというふうに考えているところでございます。

教育長としての見解でございますけれども、議員と同様でございます。

これからは、知識基盤社会といわれております。これから生きていく子ども達にとって、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい地位、価値あるいは創造する能力が求められるようになってまいります。

また、知識そのものや人材をめぐる国際競争が加速する、そういう時代にも入ってまいります。

そういう中で、異なる文化、その異なる文化との共存、あるいは国際協力、その必要性も増大してまいります。

そのため、先程申し上げました生きる力を大きく 3 つの要素から捉えているところでございます。1 つは確かな学力、2 つ目には豊かな人間性、3 つ目には健康、体力。そういったところをさらに伸ばしてまいりたいというところでございます。

言葉を変えますと、天与の生命力、それに加味して理性を伸ばしていこうとする生き方が、バランスの取れた生きる力になるのではないかと信じております。

そういうところで、今後とも村教育委員会として各学校と協力しながら取り組んで参りたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

質問します。

一点目のですね、産業振興についてでありますけれども、まずこれまでもですね、村のほうも農業の基盤整備につきましては、多くの事業を行っております。

今回特に申し上げたいのは昨年ですね、制度化されました 6 次産業法の利活用について村長にお尋ねをしましたが、私の思いと村長の思いが少しずれがあるような感じがするわけで、私はこの 6 次産業化法にですね、基づきました地域の活性化をどうするかということで申し上げているわけでもありますけれども、これはですね、基本的から申し上げますが、私どもの地域にはですね、適用がされているのがですね、地域振興の 10 法ですね。5 法あるんですね。これね。5 法ありますよね。村長。

特定の山村振興法。過疎地域自立振興特別措置法、半島振興法、離島振興法の 5 法あるんですね。このうちの 3 法の適用を受けております。

これもですね、やっぱり一旦県にですね、お金が回って、県のほうから村に配分というかたちで、非常に村にとりましても、ちょっと不利益を講じているのではないかと考えております。そこで昨年 3 月に施行がされました 6 次産業化法ですね。農業、畜産、水産業とですね、農林水産業全般の一貫の体制を生産、加工、流通というですね、一貫体制で地域の活性化、所得の向上を図ろうという法律であります。そこを認識を願います。

そこで本村につきましても、これまでいろんな特産品の加工施設とかそういうものを先程の特定離島でいっぱい造りました。現在ですね、何割ぐらいが利用を出来ていますかということですね。機能を果たしているのが、何割ぐらいかと。

そこで、やっぱり地元の住民の皆さんと行政と県のほうにもですね、プランナーというのがありますよね。そういう人たちを交えた特産品の開発、そういうプランを作ったりとか、そこからまず始めていかないと、この地域の所得の向上には繋がっていかないと私は思っております。

新年度におきましても、パッケージ等から流通につきまして 400 万円位計上がされております。これも、すべて NPO への施策であります。

ですから、まずですね、そういうことを住民と NPO 職員交えたですね、県のほうのプランナーもおりますから、そういう感じで話し合いを進めて、NPO に全てをお願いをするのではなくてですね、それでまず話し合いを持ちながら事業化を図っていくという制度が望ましいと思っております。

この制度はですね、漁業者であっても、個人でもですね、制度の利用が出来るんです。そこで、認定者ですね、農業認定、農業者制度を利用しました融資等も出ています。いろんな産地のですね、リレーとかですね、職員の加工販売に関する資金の債務保証とかですね、そういう諸々の優遇的な措置ができる法律でありますので、この制度をですね、本村もですね、うまく利用しまして、生産者の所得の向上にあたるべきだと思っております。

そこらを今一度答弁願います。

時間の関係で次に入りますけど、遊休農地の件でありますけど、私もですね、2〜3 年前から農地の流動化を図れというのを再三申し上げております。

昨年度あたりからですね、遊休農地をなくするんだという取組みがされておりますけれども、現状は先程の村長の説明では 110 件と申しあげましたよね。農地の契約。110 件ですか。これは主に中之島ですかね。数が多いのは。他の地域もどの程度入っているのかですね。私の地域におきましては、今ある一軒のみじゃないかと思っているんですけど、そこらへんの実態と、まずですね。農業委員会ですね、機能をもう少し向上を図る必要があると思っております。といいますのは、農業委員会というのは何か事務的なですね、機関であって、実際に現地の活動が行われていないというのが現状であります。

ですから、農業委員会が中心となって、農地の貸し借りも行っていきたい。

それと、鹿児島県はですね、農業と観光を柱とするという、伊藤知事の発言が多く見られておりますけれども、農業王国の本県におきましてですね、十島でもですね、農業水産で飯が食べれるんだという、そういう意味でですね、農業ではちょっと飯は食べれんよというのではなくて、もう少し一歩踏み込んで、農家の育成もですね、併せて、水産業の指導も当たって欲しいと思いますので、今一度答弁願います。

続きまして、事業執行の遅延でありますけれども、先程答弁でですね、いろんな要因がありましたけれども、ここ近年ですね、入札の不調等が多く見られております。

原因といいますのが、その本村の入札率ですかね、が、70%ですよ。70 ですかね。確か。70% で本当に適正であるのか。そこから入らないと、駄目じゃないかと私は思っております。

また、生コンの価格がですね、1 年間で倍近く上がったと。これも少し問題があるように思われます。

1 年間に倍以上に上がった生コンもあるんですよ。地域ですね。ですから、これは本当に 1 社独占のですね、プラントであって、大丈夫かな。大丈夫ですか。生コンの話をしていますから。

業者が一社ですよ。二社ありますけれども、大半は一社で行っておるんですけど、これも問題があるんじゃないかと私は思っております。で、こうなるのは当然だと私は思っています。

ですから、この指名業者の認定とかですね、そういう面からですね、今一度指名の業者のですね、洗い直しといいたいでしょうかね、そういうのもやるべきであります。

でまた、現在宝島のですね、介護基盤整備のほうがですね、沖永良部ですかね、沖永良部の業者が入っておりますよね。沖永良部からどういう経緯で入ったかは知りませんが、本村の入札が初めてだと思います。私は聞いたことがありませんから。こういう、せっぱ詰まって入ってもらったのか知りませんが、なるべく指名業者がいるのであれば一般競争にするのかですね、指名にするのかですね、このへんの見極めも大事かと思えます。今一度検証を願いたい。

それと、事業のですね、執行が遅れがありますけれども、村単の事業で早く発注が出来る部分については、早く発注はしますよということを、前々から言っておりますので、なるべくですね、出来る範囲は 12 月頃までに発注をはかって欲しいと思います。

例を言いますと、22 年度の繰越事業の高齢者の緊急警報機の事業もまだ執行されていないんですよ。住民課長。執行がまだでしょう。何月するんですか。3 月するんですか。3 月でしょう。だから。1 年たっても最後にこういう事業を持ってくるということ事態も私はどうかと思っているんですよ。繰越明許費を 1 年もこうしてやるというのは、なかなか理解が出来ません。

時間がちょっとありませんので、ちょっと急ぎたいと思います。

医療と介護のほうですね。介護の認定要支援の認定の件ですけども、これにつきましてはですね、本人の申請、看護師の申請、家族等の申請等があげられますけれども、看護師等においてもなかなか遠慮して、言えないほうもあるわけですよ。ですから、もう少しですね、ケアマネージャーとかですね、そういう人材を現場に行ってもらってですね、そういう情報の収集等も行っていきたいと思っております。

防災対策。時間がないですが、少し飛ばします。

防災対策につきましては、昨年、ちょうど一年前ですかね。私は防災対策につきまして、質問を行っておりますけれども、次の日に大震災がありました。

そこでですね、本村の防災計画、どこらまで進捗が来ているのかですね、完結にお答えください。

それと、職員の指導でありますけれども、特にですね、住民との接触の多いですね看護師、出張員、それと船員ですね。この得にですよ、住民と毎日のように会っている職員につきましては、そういう接客のですね、対応をもう少し勉強をする必要があると思っております。特にとしま等で住民とのトラブル

ルが年間に何件か発生を致しております。

そういう件で、公務員という認識でですね、指導を願います。

それから、教育長に再度伺いますけれども、本村はですね、中学校の武道の教育は剣道を行うということでもあります。そこでですね、先程の安全のチェックということで、理解をしましたが、剣道を行ううえでですね、いろんな防具だとか道具がいりますよね。それは村のほうで準備をするのか、個人で使うものは自分で準備するのか。そこにつきまして答弁願います。

それともう1点の新指導要領でありますけれども、先程の説明で理解はしましたが、十島の子どもとしまして、他に出しても恥ずかしくない人材の育成を行ってもらいたいと思っております。

特にですね、地域の伝統文化につきましては、もう少し教育は必要のかなと私は思っております。

村の地域ですね、歴史、文化をですね、地域の講師を選んでですね、勉強をさせるとかですね、そういう方向でたくましい、そして思いやりのある学校生徒の、児童生徒の教育をお願いを申し上げておきます。

そこで、時間の関係であまり申し上げられませんが、地域と学校がですね、一体化、一体感をもってですね、学校の運営ができますように、提言を申し上げます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

その産業の振興ですけれども、制度活用を図れとおっしゃっているんだと、そういうふうに理解して宜しいんですね。

ですから、ここの解釈の問題だと思うんですよ、私が申し上げたのは今そういうような諸々のことを今皆さんがやってらっしゃるわけですから、そういうものを生産から加工までするのが6次産業、それを申し上げたわけで、ですから、制度活用については勿論そういうものが発展してくれば、それをしていかなければいけない。それは当然のことだとそういうふうに思っております。ですから、今のところでは加工まではなんとか出来るけれども、流通販売、これについては今からそれを考えていかなければいけないということを申し上げたわけでありまして、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

それから、農地の関係ですけれども、先程も申し上げましたように、なかなか難しい問題が横たわっているわけです。

先程も申し上げましたが、一筆ごとの農地が小さい。それから遊休農地化してからの期間が長いものだから山林化になっちゃって、その山林を切って耕さないといけないものがある。それから、他の農地に囲まれて、借りたくてもそこまで道が無くてどうしようもない農地があったりする。現在の所有地と登記者が違ったりして、連絡調整がうまくいかない。

そういうような事柄があって、なかなか先に進んでおりませんけれども、今の時点ではそうしたことで出来るだけ農地の活用を図ろうということでやっておりまして、先程も申し上げましたように現在、口之島が1件、中之島が2件、宝島が6件、これだけは確保したということです。これからやはりそういう緻密な連携をとりながらやっていかなければいけない、そういうふうに思っております。

これをしないというわけではありませんから、そうしたものをやはり考慮しながらやっていく必要がある。おっしゃるとおり農業委員会の委員さんをもっと活用して、ちゃんとどこどこが誰のものでどうすれば使えるのか、道のそばにある農地なのかどうなのか、そこらをやっぱりしっかり調べさせる必要があるとそういうふうに思います。

これはもう早くから私は言っているわけで、農業委員の皆さんにも会があるときには言っているわけですが、今回も3月になって委員会が開かれるということです。再度そういうことを協議したいと、そういうふうに思っております。

それから、事業執行の遅延ですけれども、先程も申し上げましたように、おっしゃるようにコンクリート、生コンクリートがあがっている。これはもう大きな影響を受けているんです。それから、先程申し上げましたように、国県の基準がですね、例えば事業費が100万円とすれば、100万円の何パーセント、5.9%、それを離島経費と言うことで、見ているわけですよ。だからそれでは足りない、事業者は言っているわけです。

ですから、その埋め方は、県と協議しないと、村が独自でやるわけにいかない。業者も設計事務所もそう言っているんです。法を犯してそういうことをやって、もし会計検査が入ってやられたら、もうアブハチ採らずになると。そういうような決まりがあるものですからね、なかなかうまくいかない。お

っしやったように、執行額の割合 70%、こういう影響はありません。これは、全ての工事がそういうことでやっておりますけれども、こうした事業が執行できないやつはほとんど建物です。土木のほうは今のところはそういう状況は出ておりませんけれども、70%の割合等についてはですね、今のところは別に問題はないと、そういうふうに理解していただきたいと、そういうふうに思います。

それから、宝島の小規模多機能の関係ですけれども、これがそもそも今言ったようなことだったわけです。

ですから、設計事務所を呼んで、何で出来ないのよと。ハッキリいって、業者にも来いということで、「今まで出来たものが何でできないのか」と私は強く言いました。今まで出来ておいて、それが今になって出来ないという話しは無いじゃないかと。そしたら、いわく土木で結果的には儲かったから、建物が今まで出来たんだと。こういうような言い方でしたから「けしからん」と。「お前達は談合をして儲かったんじゃないの」と。「それをいまさらそのことを言う義理があるのか」と。「お前達がしなければいい」と、そこまで僕は啖呵をきったことがあります。

そういうような事例で、先程おっしやったように、沖永良部の業者が入っている。それも不信に思うかもしれませんが、これはある業者が、遊んでいる業者がおるから紹介しましょうかというようなこともあったんだと思います。

その人が参加してくれて、電子入札で落札をしてくれた。そういうようなことで、我々も他の業者にもいろいろあたってやりましたけれども、なかなか引き受けるところが無かった。その原因はコンクリートに原因はあったわけ。それはどうしようもない現実が横たわっているわけですよ。おっしやるように、一つの業者がコンクリートのあれをもっているものですからね。私としては本当に議員もそうかもしれませんが、腹が煮え繰り返ってですね、「土地も村の土地を使っているじゃないか」と。「それももう返納せえ」と。いつか言おうと思ってやっているんですけども、そこまですると今度は全くコンクリートが無くなる。それでは仕事はどうなのかなと。そういうような考え方もいろいろあるんですけども、厳しくは言っておきたいと、そういうふうに思っているところで、僕がそういうことを年明け早々言ったものですから、最近では寄り付きもしなくなりました。いずれそれも言わないといけなと。黙っておくわけにはいかないと考えております。

それから介護の認定ですけれども、この介護の認定についてはですね、馴れ合いになっているから遠慮するんだと。ですから、役場の職員がいくわけですから、なんと言いますか、保健師がいくわけですから、その連中に相談をするとか、あなたたちからでもいいわけですよ。こういう人がいるから、もったときちんとした認定をしてもらえないとか、おそろく分かってないんだと思いますよ。

こっちの職員は。わかればそうしたことできちんとしてくれるんだと思いますので、これからはやっぱりそういう相談等も必要であろうと。看護師に言えば、恥ずかしいと思うのか、どうなのかそれはよくわかりません。しかし、そういうことがあってははいけませんので、そこらはやっぱり判断をしてもらいたいと、そういうふうに思います。

これは、事例を聞いてみないと分からないことで、具体的なものとしてはそういうことしかいえません。

それから防災の関係等についてもですね、お互いが連絡を取り合いながら、きちんとやっていかなければいけないとっております。

それから、この看護師、出張員、住民との関係、ここらについては、慣れてくるといとも簡単な返事をしたり、真剣に考えないといけなところを冗談めいて言ったり、というような、そうした矛盾があったりするのかなとっておりますが、そうしたことあたりも、いろいろな機会を捉えて指導していかないといけなと、そんなふうに思っております。

大体以上だったと思いますけれども、そういうことでご理解をいただきたいとします。

○議長（日高通君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

ご質問の防具等の準備でございますけれども、防具等の準備は基本的には委員会のほうで準備してということになるかと思います。

そこで、まず各学校に今ある防具。使用可能な防具を調査し、そして尚且つ、必要な防具の数を調査した上で、お互いに譲り合えるところは調整しあいながらと言ったようなこと。それでも尚且つ不足す

る分にあつては準備をしていくと言ったようなところで用立てをしていきたいと言うふうに考えております。

それから竹刀等につきましては、基本的な消耗といひましようか、そういうことになりますので、基本的には個人負担になっていくのではないのかなというふうに考えているところでございます。

ちなみに、鹿児島市のほうでは個人負担といったようなところで揃えてもらっているというような状況でございます。

それから、現在の学校と地域との一体となった運営の仕方。これはこれまでもとりわけ大事な要素として言われておりますし、またそれを意識した取り組み、管理職等を通して、中心にしながら取り組んでいるところでございますけれども、ひょっとしてまだまだ不足な面があるかもしれません。そういうところはまたいろんな機会に住民と語る機会、もしくは学校からの情報提供、学校便り等を含めた情報提供、そういうのを通しながら、より密接な関係の中で子どもの育成に励んで参りたいというふうに考えておりますので、今後とも宜しく願いいたします。以上でございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

最後にですね、防災計画の進捗につきまして、今どれ位の進捗が出来ているのか。昨年の当初からですね、防災計画の見直しを図っていると思うんですよ。ですから、どの辺まで出来ているのかですね、答弁願います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

これは、去年、一昨年からでしたかね、去年からでしたかね、一応見直しをつくるということでやっておりましたけれども、その確認をしております。ですから、何パーセント出来ているのかということについては、また後ほど回答をさせていただきます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

最後に、農産物の学校の給食に使う地産地消の計画につきまして、やる気があるのかなのか、簡単に答弁願います。水産物もあわせて。

○議長（日高通君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

学校給食における地産地消でございますけれども、現在も栄養教諭を通して、地元の農産物を極力使うようにといったようなかたちで取り組んでいるところだと思って、認識しております。

さらに今後地産地消ということの重要性に鑑みて、さらにそういったようなことが進んで進捗していくようにまた指導はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（日高通君）

これで、日高助廣君の一般質問を終わります。

会議途中でありますが、これより 10 分間休憩いたします。

4 時 5 分にお集まりください。

休憩 1 5 時 5 5 分

再開 1 6 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、永田和彦君に一般質問の許可を致します。

永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

平成23年3月11日、午後2時46分、三陸沖を震源域として発生した東北地方太平洋沖地震から早くも一年が経過しようとしています。

発生当日、その時間に私たちは本日と同様にこの議場にて3月議会開会中でした。

あの日テレビ画面を通して目の当たりにした大津波の映像は、一生忘れることのできない映像として、私たちの脳裏に焼き付けられています。

本村におきましても、住民の皆さんの高台への避難指示や、定期船の接岸見合せといった、これまでに経験したことのない震災であったと思います。

被災地域においては、死者、行方不明者が19,000人を超える未曾有の大惨事となり、お亡くなりになられた方々には心よりお悔やみを申し上げます。

大津波により全てを失った被災者の方々が、一歩ずつではありますが、復興に向けて力強く足を踏み出しておられることに心からの声援を送らずにはいられません。

まだまだ復興に向けて踏み出したばかりで、平穏な日常生活を送っている私たちには想像もつかないご苦労があるかと思いますが、くじけることなく復興を遂げられることを祈らずにはおられません。

また津波被害による原子力発電所の放射能流出事故に伴い、原発の稼働停止等により、私たちの今後の日常生活にも様々なかたちで影響が懸念される場所ですが、それにくじけることなく、日本国一丸となって、未来に向かって進んでいくために、何が出来たのかを私たち一人一人が真剣に考えるときだと思います。「頑張ろう日本」の合言葉を、私たち村民も自分自身への掛け声であると認識して、日々の生活を送っていければと考えます。

それでは通告書にしたがって、質問を行います。

村長、あなたは3期12年に渡り、十島村の舵取り役として村政に携わってこられ、人口問題や医療福祉の問題等、山積する様々な課題に対して、施策を講じられてきました。

その結果をご自身どのようにとらえておられるのか伺います。

例えば、村長が就任された平成12年当時は、人口は700名を超えていました。

しかし、この12年間で、およそ100名の減少となっています。特に人口問題研究所が予想数値を示していた数値予想を上回るスピードで人口の減少が進んでいます。

また医療福祉の問題については、平成14年度から諏訪之瀬島以北の4島については、医師の常駐が実現しています。しかし、常駐とはいっても、現在の状況が住民の医療に対する要望に十分にこたえているかという点、決してそうではないことは誰の目にも明らかです。

また、悪石島以南の3島については、従来どおりの月2回の巡回診療のみでの対応です。船便がしけなどで欠航すると、月1回の診療もままならないのが現状です。

そうした中、議会においても、村長が臍（ほぞ）をかむような思いで、関係機関に対して訴え続けてきておられることは承知をしておりますが、この問題がこう着状態にあることは事実です。

村長は政治家として、結果を求められる立場であるわけですが、このことをどのように捉えておられるか伺います。

福祉の問題につきましては、医療福祉のあり方検討を踏まえて、宝島において他島に先駆けて、小規模多機能居宅介護類似事業による施設整備事業の展開など、これまで本村内では介護サービスが全く受けられなかった住民にとっては、今後の福祉の充実に期待を寄せさせる結果となっています。

このことは本村のような外海離島の小さな村が国の介護保険制度に風穴を開けるきっかけになるのではないかと、私も期待をしております。

様々な課題について、どなたが村長であったにしても、決して一朝一夕に解決結果を出せる問題ではないと、私は理解していますが、今後の施策の展開において、節目での検証、評価、反省ということは必要だと考えます。

村長として12年を振り返ったときに、結果をどのように捉えておられるか伺います。

私も普段ブロードバンド整備により、自宅において日々ネットを利用する生活を送らせてもらっています。

ブロードバンド整備が語られだしたころ、整備完了はいつになることかと疑心暗鬼であったのが事実です。この短期間で実現されたことに関しては、結果が十分に評価されるものと私も思います。

住民がそして行政が一体となって、本気で訴え続けていけば、活路が見出せる良い例ではないでしょうか。あきらめたら終わりだということです。

本村においては、生活していく上で我慢をすることが当然のことと捉えられている事が多数あります。我慢するとともに、あきらめていた課題に光を当てて、それらを訴えていくことが私たち政治に携わる者の使命ではないでしょうか。

私自身この思いを胸に今後も議員活動に励んでいく覚悟です。

2点目です。

村長はこの12年間に様々な課題に取り組んでこられました、まだまだ問題課題は山積しています。そうした中、今後これらの課題に対して、役場職員及び私たち住民はどのような姿勢でこれらの問題に臨むべきだと考えるか伺います。

私が住民の皆さんから議会に送っていただいて、早くも8年が経過しようとしています。そうした中、役場職員の皆さんも入れ替わり、若手職員の方々は本村出身者以外の方が増えています。全く住民の生活実態を知らずに入庁されています。

今後様々な施策の展開にあたり、住民と職員との認識の違いということでの問題も懸念されると思います。

これまでも村長として職員の方々に対して、ことあるごとに指導を行ってきたとは思いますが、それら指導してきたことも踏まえて、今後職員のみなさんにどのような姿勢で住民と向きあいながら、村のさらなる発展のために職務に励んでいただきたいと考えているか伺います。

あわせて、住民の方々に対しても、どのように行政と向き合っていっていただきたいと考えるか伺います。

私はこの8年間ことあるごとに行政に対して、住民に対しての事業関係の丁寧な説明を求めてまいりました。このことは今現在も変わらないと思います。

行政と住民が共通認識のもとに更なる村の発展のために知恵を出し合い、議論を重ねて、ともに汗をかきながら、共通の到達点を見据えて進まなければ、その高みには到達できないと思います。

そういった観点からも、各島で行われている地域おこし委員会も、住民、職員が一緒になって、より充実した議論の場にしていかなければならないと考えます。

そうした意味からも、住民を代表する私たち議会議員の責任はより重要になってきます。

そのことを私たち一人一人が十分に認識しなくてはなりません。

この膠着した十島村の現状を打破するためにも、ともに知恵を出し合いながら進んでいかなければならないと考えます。

村長として残された任期の中で、住民と職員に何を伝え、何を残していこうと考えているか伺います。

以上で私の一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

永田和彦議員の一般質問に対してお答えを致します。

まず、村長としての3期12年をどのように自己評価するか。という事項の中で、まず第1点の、3期12年に渡り、十島村の舵取り役として村政に携わってこられたが、人口問題あるいは医療福祉の問題等、様々な課題に対して、施策を講じてこられたが、その結果をどのように捉えているか。ということですが、率直に申し上げまして、私は平成12年の3月に就任を致しました。4月1日からフェリーとしまと一緒に行動をしてまいりました。

まず、フェリーとしまと正式に本村の航路に就航する過程において、様々な経験をさせてもらいました。

と申しますのは、建造計画の中で決定していた乗組員13名、しかもこの人数で週3便の運航計画、これを実践しなければいけない、そのことが大変大きな問題として捉えたことであります。

平常運航のほか、直帰直行便を取り入れたり、あるいは計画書の見直しを作ったり、いろんなことを試行錯誤しながら、試行運転を一年あまりに渡って実施してまいりました。

その中で、どうしても国におんぶしなければいけないことが山ほどあるわけですので、村の一方的な

考え方では出来ない。そういうようなことで、2 転 3 転する運輸局との狭間に置かされて、あるいは県選出議員の国会議員にお願いをしたり、そういうようなことを繰り返して、やってまいりましたが、目的がどこまでその目的を達成すればいいのか、それすら見えない状況の中でありまして、そういうような中で採算性の問題と乗組員の労務管理の問題等とそういうものから計算して、残念にも乗組員 13 名、週 3 便というものは崩れてしまった。そういうようなことで、最終的には現在実施しております通常運航週 2 便に加えまして、年間 12 便の臨時便、これを認めると。併せて乗組員については正規職員を 24 名、臨時職員 4 名、計 28 名で運航する。一航海の乗組員を 18 名とする。こういうような結果で着落をした経緯。

おかげさまでこれが認可を得て、正常運航にこぎつけてきたわけですが、当時はこの運輸官僚が強くて、本当大変な状況でありました。先程も 2 転 3 転と申し上げましたが、今日計画していたものが明日にはそれが覆される。しかも、自助努力をなさいと。そういう計画をつくれと。非常に大変な状況の中で、この問題があとにも先にも、私は重大な村長として使命を全うする一大事であったと、そういうふうに思っております。

当時を思い出すと、満干胸にこみ上げるものを覚えます。

あれから 3 期 12 年の長きに渡り、村民の期待を背負いながら、村の舵取り役をおうせつかって参りました。

様々な施策の遂行に挑戦してまいりましたが、私は平成 20 年 3 月議会で最後の締めくくりとして所信表明をしております。

3 期目の締めくくりとした村の方向性を示しておりますので、その方向性を改めて検証しながら、この実績についてよみがえってみたいなど、そういうふうに思います。

まず、私は先人たちが守り育ててきた私たちのふるさと十島を、人と自然がつくるぬくもりの島々にしなければならないと常々考えてまいりました。しかし、少子高齢化、三位一体改革や地方分権の推進等諸々の国の改革によって、都市と地方の格差が生じ、特異条件下にある本村の行財政運営には特に厳しい現実がのしかかってきております。この現実から目をそらすことなく、変革の時代に着実に対応し、第 4 次総合振興計画の村づくりの目標と基本理念を検証しながら、方向性を定め、村民の皆様と共同で夢と希望のあふれるふるさと十島を築くべく、皆で支え合う心豊かな十島、活力にみちた十島、安心安全な十島の 3 つの目標とする、地域像を掲げて努力して参りたいと考えております。

皆で支え合う心豊かな十島の創造のために、結いの心で人情豊かな島作りに努めます。社会経済環境が大きく変化する中、十島村においても、価値観や思考洋式が多様化するとともに、住民ニーズも複雑化し、連帯感や地域社会への帰属意識が希薄になりつつあります。住民が仲良く夢を語り合い、それぞれの島に誇りを持ち、トカラらしい心の豊かさを実感できる島作りが求められております。

今こそトカラに昔から引き継がれてきた結いの心を大切に、集落内の自治活動や村内の島間の交流活動等を積極的に支援し、人情豊かな島作りに努めて参ります。

住みやすく、きれいな島を後世に残すため、ゴミの減量、分別収集、リサイクルを進めます。トカラのイメージは、自然が豊かできれいな島々であります。これは十島村の財産であり、住民の誇りでなければなりません。今年の 4 月から分別収集に取り組んでおりますが、今後これを徹底し、住民が誇れるきれいな島になればと願っております。

また、地産地消を奨励し、ゴミを持ち込まない工夫も必要であります。

このような地道な島民の努力が島を活性化させ、心豊かな島の生活の実現につながるものと確信をしております。

2009 年皆既日食でトカラの自然と厚い人情をアピールします。しかし、このことが直接地域おこしに繋がるとは限りません。

現在、住民生活を守る。トカラの自然を守る。来島者の安全を確保する。受益者負担を求める。を基本原則に受け入れ対策を練っておりますが、この対策をしっかりすすめるため、トラブルや事故なく、その日を迎えることが大事であります。

その上で、トカラの美しい自然に触れていただき、観測者やマスコミの方々と住民の皆様が心豊かに交流することで、トカラの名声があがり、トカラが評価されることになれば、リピーターも増え、地域活性化の景気になるものと考えております。

以下いろいろと書いておりますが、次に速やかな青少年を育てるため、十島の環境を生かした特色ある教育の充実に努めます。

また、伝統芸能や文化財の保護伝承に努め、トカラの文化を守ります。

豊かな自然と今なお独特の祭事、郷土芸能が受け継がれている十島の地域風土に加え、地域集落住民の人情や心優しさは、都会の教育環境にはないものであります。

さらに今年度から整備を予定しているブロードバンドの整備が完了すれば、テレビ会議システムの活用等により、十島の教育環境は他に例のない独特の教育環境としてアピールできるものと考えております。

それから、活力に満ちた十島の創造でありますけれども、十島の特性を活かし、産業の活性化に努めます。

特に基幹産業である畜産の振興を図るため、トカラの自然環境と調和の取れた畜産振興に資する計画を策定します。これまで域内活性化のため、特定離島ふるさとおこし推進事業を中心にあらゆる施策を講じてきておりますが、厳しい自然、不利な地理的条件、そして担い手の高齢者など、マンパワー不足により、残念ながら期待通りの成果はあがっておりません。しかし、十島の特産品の愛好者は、全国に多く存在し、またトカラ大好きのトカラファンも多く存在しております。

今後、生産者や民宿経営者関係団体が一丸となって、整備を予定しているブロードバンドの可能性を最大限に利活用できるよう支援し、域内活性化の景気となるよう努めてまいります。

本村の基幹産業として成長しつつある畜産業については、周年放牧による低コスト生産を展開してきておりますが、トレーサビリティにより、その他牛淘汰が喫緊の課題となっております。

また、高齢者による担い手不足も深刻な問題であります。その他、自然の調和、畜産団体の組織力強化など、課題解決のため、当面の方向性を示す計画を策定したいと考えております。

UI ターン者が定着できる環境の整備に努めます。

全国的に少子高齢化、人口減少がすすむ中、本村だけがその解決を図るということは大変難しいことでもあります。しかし、第二の臥蛇島をつくらないため、従来の定住政策をさらに効果的にすすめることが必要であります。

I ターンや団塊の世代の U ターンを促す施策を住民の皆様と共同で進めたいと考えております。例えば島の出身者を温かく迎えらる島の風土を醸成する、一定期間空き家を借り上げ、修復して、UI ターン者に提供する、あるいは将来的にブロードバンドが整備された島々をアピールするなど、人口減少を抑え、UI ターン者が定着できる環境の整備のために、あらゆる施策を検討して参ります。集落と行政の協同で、島々を創出するための施策を展開します。

本土復帰 55 周年を記念して実施しましたトカラ列島島巡りマラソンは、マスコミの予想以上の取り組みもあって、トカラのイメージアップにもつながり、大変成果があがったものと考えており、今後村民の自慢のできるイベントとして実施していきたいと考えております。

本村の人口が少ないうえ、七つの孤立した島に分散しているため、島ごとの活性化策が必要であります。

その解決策の一つとして、島ごとに住民の皆様が自慢できる事業を住民が自分たちの島のために話し合っ創出する仕組みをつくり、住民の働く場の確保や住民活動を支援してまいりたいと考えております。

十島の条件不利を克服できるブロードバンド整備の早期実現に努めます。

戦後日本は世界の先進国として発展したにも関わらず、いまだに克服できていない本村のハンディを少なからず克服し、地域を活性化させるために、ブロードバンドの整備は欠かせないものと考えております。

この事業は今後残事業の取扱、ランニングコストなどのように、負担するなどの課題がありますので、本議会中に議員の皆様とも協議して、整備方針を決定したいと考えております。

次に安心安全な十島の創造のためであります。健康で生活、生涯潤いのある暮らしができるよう、保健、医療、福祉施策の改善に努めます。

又ブロードバンドを活用した遠隔医療の早期実現に取り組みます。

平成 19 年度の十島村における、保健、医療、福祉のありかたに関する調査研究で、その中核に据えるべき理念が住民のアンケート調査から、「住み慣れた島でいつまでも暮らせる村に」でありました。この理念は十島村にとって、切実であり、理想でもあります。今後研究会の報告書に基づく提言から、具体的に検討しまして、住民自身がなすべきこと、村行政がなすべきこと、国や県に要請すべきこと等を精査し、鹿児島県にもご協力をいただきながら、一步でも改善できる努力をしてまいりたいと考えて

おります。

また、ブロードバンドを活用した遠隔医療につきましては、現在総務省と厚生労働省において研究が進められておりますので、十島村の現状についてご理解いただき、研究のひとつのテーマとなるよう、要望してまいります。

港湾整備や災害防止の施策を充実して、十島村における厳しい自然条件、地理的条件から、離島航路維持や港湾整備災害防止施策は安全な地域づくりにとっては何よりも重要な施策であります。

3つ目に、時代の変革に対応した効率的な行政運営と財政の健全化に努めます。

少ない人口が広大な海域の七つの孤立した有人島に分散され、役場が村外にあるという特異条件下にある本村の行政運営は、他の自治体に比べ効率が悪いことはゆがめない事実であります。

さらに過去のいわゆる護送船団方式による国の行政改革等の指導は本村にとっては必要な人員であるにも関わらず、削減されるなど、本村のおかれている状況が無視され、必要な住民サービスの実施が難しくなっていることもまた現実であります。

今後整備を予定しているブロードバンドは本村の不利な条件を克服するための切り札と考え、新しい時代に相応し、効果的な行政運営に実現するための利活用の検討に最大限の努力をしてみたいと考えております。

さらに本村の財政状況は村税等の自主財源が乏しいことから慢性的な財源不足になっておりますが、近年の三位一体改革による地方交付税の大幅な減少が影響し、かつてない厳しい財政状況になっております。

そのため、退職者の補充による人件費の削減、事務事業や補助制度の見直しなど、様々な歳出改革に取り組んでいるところであります。

又、実質公債費比率が早期健全化基準を超えていることから、これを改善するため平成 19 年度から三ヵ年かけての交際費の繰上げ償還、借り換え等を行っておりますが、今後さらに財政の健全化に向けて努力して参ります。

なお、本村財政の危機的状況については、今後とも継続していくものと思われることから、国や県の政策動向など、本村をとりまく環境を冷静に分析しながら、行財政運営を進めて参ります。

そして、住民の生活視点を基本に、住民との対話や情報公開を重視しつつ、住民と協同で村づくりを推進し、住民に信頼される身近な行政を目指して参ります。

と、こういうふうに結んでおりますが、おかげさまで職員も最善の努力を払ってもらっておりますし、議会の皆様とも議論を尽くして、又、村民の温かい理解と協力を得て、ほとんどの政策は順調に推移して、明るく伸び伸びとした村政が推進していると、私はそう感じております。

又、人口問題については、去る 2 月 29 日付けで、南日本新聞の報道ですけれども、平成 23 年 10 月 1 日現在の年齢別推計人口で、調査によりますと、他県の高齢化率は横ばいにあるとありますが、本村の状況につきましては、高齢化率は 33.3%で、県下 43 市町村の中で 18 番目に高い数値となっております。

真ん中よりちょっと上のランクに位置しておりますけれども、我々よりかまだまだ高いところがあるということで、私もちょっとびっくりしたことでありますけれども、一番最高の水準にあるのではないのかと思っておりましたが、そのような状況であります。

ちなみに、人口が増加したのは、鹿児島市が 1,044 人、姶良町が 232 人、ここで十島村が出ております。3 人の増加となっております、3 市町村のみということになっております。

これもまた奇遇な減少でありまして、平成 22 年から実施した就業者育成事業や島興し人材育成事業、定住促進対策事業等の人口対策が少なからず功を奏した現れであろうと、そういうふうに思っております、今後も一人でも多くの定住者をつくっていかねばいけない、そのように思っているところであります。

次に、医療の問題ですけれども、先程も永田議員から指摘がありましたように、医師の常駐についてであります、長年懸案であった医師の常駐も上 4 島に一人の医師を配置して、中之島にこの医者を常駐させるということが、平成 14 年から始まりました。

画期的な進歩であったと、私はそう思っておりますが、残念ながら下 3 島に対する医師常駐については、なかなか問題がありまして、県や国の考え方が現在の医師不足を理由に大きく変わってきている現実があります。

それは、県が医師を採用して、県内地域の医療機関に派遣をしておりますけれども、過去に自治医大

出身者に奨学資金を出していた経緯がありますが、そのようなことから、県の医師は自治医大出身と、このような状況であったわけで、ところが近年は自治医大からの採用も全国的にこんなか配分されるようなかたちで、難しくなったと聞き及んでおります。

それに変わりました、4～5年になるかと思いますが、鹿大の学生に奨学資金を出して、これを市町村が負担してその解決を図りたいという話がありましたけれども、それがいつの間にかたち切れになっちゃって、結果的には現在そうしたことがなされておられません。どういう理由だったのか、ちょっと分かりませんが、そういうようなことになっておまして、なかなか医者の確保が出来ない。そういうようなことで、本村の下三島の今度は人口がですね、300 名にもみたくないじゃないのと、こういうところにこういう医師不足の状況で派遣するということはとてもじゃないというような県の見解であります。

そこで、私はそれだけでは済まんのではないのと。であるならば、当時ちゃんと中之島に医師を一人常駐させて、そこで月に2回ずつ必ず各島の診療をさせる。それから、下3島も必ず2回は日赤からの医師を派遣してさせると、そういう約束であったので、これを確実に守って欲しいと。

それから、今のその救急搬送体制、これをもっとしっかりしたものになんとしていつでも飛べる体制を作って欲しい。それさえしてもらえれば、我々はもうその急患対応が一番心配だから、それが本当の基本的なものになってくると。そういうことを今も訴え続けております。

そういうようなことで、この医師の常駐についてはなかなか難しい一面を抱えておまして、大変難しい問題がのしかかっているといわざるを得ないと、そういうふうに思っておりますけれども、これは先程も議員がおっしゃるように、私はやっぱり最後までこれを緩めてはいけなと、そういうふうに思っております。

忍耐強く、食い下がるような、やっぱり地域性を持っているわけですので、そこらをきちんとやっぱり引き継いでいきたいものだと、そういうふうに思っております。

それから財政の問題がまずあります。

財政状況の推移について触れてみたいと思いますが、私が就任した平成 12 年当時は、地方債の現在高が 86 億 1,500 万円弱で、制限比率が3ヵ年平均で 20.9%と、高い数値でありました。

その当時は、私になってからはそうでもなかったわけですが、その前までは国が何でも金を出すからやれやれということで、借金を一生懸命させて、そのとどのつまりは、結局償還に困って、あとは今度はこの比率が、制限比率が高くなればもう金も貸しませんよと、こういうような状況下になってきたわけですが、その後も国の三位一体改革によって、地方交付税の減少、これが一番大きなダメージを与えられたと、そういうふうに思っておりますけれども、財政自主財源に乏しい本村では、大変苦しい財政運営であったと承知しております。これを改善するために、皆様方にもお願いをしまして、平成 19 年から公債費の繰上げ償還と借り換え等を行ってきた結果、22 年度末では地方債の現在高で 51 億 6,300 万円、制限比率もマイナス 4.2%というふうに財政健全化に向かって順調に推移してきていると、そういうふうに考えております。

大変このことは喜ばしいことですが、先程も行政報告の中で申し上げましたように、これはやはり自主財源が無いだけに、危険な状況にありますから、これだけはしっかり今後も考えてやらなければいけないことであると、そういうふうに思っておりますが、いろいろ申し上げましたけれども、まだまだ万全ではありませんでしたけれども、私は 12 年前を振り返って、自分なりの村の振興策は一通り成果を上げているのではないかと、そういうふうに思っております。

残念ながら、全てのものが解決できれば一番良かったわけですが、それは人間の欲と言うものだと思っておりますので、これはやむをえない事情もあったと、そういうふうにご理解いただければ有難いなど、そういうふうに思います。

今後に残された様々な問題に対して、どのような姿勢で職員及び住民は臨むべきかと、村長はどう考えるか。ということで、大変難しい、おこがましいことになるかと思いますが、私はやはり本村のこの地理的条件については、日本の離島の中でも本当に一番条件の悪い村であると。尚且つ変革の時代に対応するには、村の振興計画をしっかりしたものをつくるべきであって、村づくりの目標と基本理念がしっかりしておれば、方向性が見出せる、そういうふうに思っております。

先程申し述べました、第4次総合振興計画を再考しながら、皆で支え合う、やはり心豊かな十島の創造。それから活力に満ちた十島の創造。安心安全な十島の創造。これを別な中身に切り替えて、また考えて行けばやはりそれなりの素晴らしさが出てくるのではないのか。そういうふうに、3つの柱をポイ

ントにして、行かれると宜しいんじゃないのかと、そういうふうに思っておりますが、まず職員には十島の歴史を知ってもらいたい。

それから、第2の臥蛇島を作らないことを考えて欲しい。自分たちで出来ることは自分たちです。国や県に頼らなければならないことは国や県にお願いします。

それと、財政の健全化を図る。これらを視野に入れながら、国や県の政策動向を見ながら、村づくりに臨むべきではなかろうかと。平成25年3月末日に、執行する離島振興法の改正延長についても、まだ骨子ができておりませんが、いろいろ模索されている模様でありますので、中身については期待がもてるのではなかろうかなと、そういうふうに思っております。

特に国境離島という取扱に注目したいものだと、そういうふうに思っております。

最後になりましたけれども、先人達が守り育ててきた、このふるさと十島が、未来永劫発展することを心から祈念して、答えになったかどうか分かりませんが、お答えに変えさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（日高通君）

本日の会議は審議の都合によって、あらかじめ延長します。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今村長の答弁を伺ってまして、12年間に渡って、いろいろと私たちの知りえないご苦勞をされてきたんだなと感じるところでした。

逆にその苦勞がやはり村長にとってのとっても大きな財産になっておられるんだろうと思います。

そういったものを是非、職員の皆さんにも又是非この残された任期内で伝えていただきたいし、そういったものがまた今後村の行政に携わっていく職員の皆さんの財産に今度はなっていくと思います。

そういった部分で、残りの任期。先程村長も十島の歴史を知って欲しいということでしたけれども、まさに十島村が復帰された年に、役場に入庁されたんだと、先日の植樹の時に村長の挨拶で伺いまして、本当にこの十島村の復帰後の60年ともに歩んでこられた村長のそういったものを、是非職員のみならず、住民の皆さんにもまた伝えていただければなと思ってます。

で、ちょっとこ意地悪というわけじゃないんですけど、ちょっとあえて伺いたいんですが、基本的に村長に限らず、役場の職員の皆さんもそうなんですけど、定年退職なりされた場合、よっぽどのことがない限り、基本的には今お住まいの町や村のほうにずっとそのまま住み続けられることがほとんどだと思っています。

そういった中で、例えば村長、5月16日で任期が切れて、5月17日から十島村に今現在住みたいと思っていますか。それとも住める状況に自分自身があると思われませんか。どうですか。それが結局、ご自分の12年間の振り返る一番早い評価のしかたじゃないのかな。逆に言えばそれが職員の皆さんにとっても、今現在ずっと仕事をされている、そのことで、自分自身のこととして、いかに捉えられるかという事だと思っています。そういった部分をちょっとあえて伺いたいなと。答弁を求めます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

いろいろな提言をいただきまして、ありがとうございます。

退職後の身の振り方ですけども、島に定住ということはちょっと不可能かなと、そういうふうに思っております。

と申しますのは、住む家ありませんので、まずそういうことから考えて、というふうにご理解ください。それから、時々はですね、私は行きたいと。そして、まだここで大きなことを言ってしまうと、後でまたしっぺ返しが来るかもしれませんから、あまり大きなことは言えませんが、宝島に作った急速冷凍の関係、これらもやっぱり時々は行ってみてはっぱをかけないといけないなと思ったりしております。

それからいろいろ諸々考えることはあります。

そういうことで、住民と触れ合う機会もつくってみたいと、そういうふうに思っておりますが、私が健在である限りは、そうしたことでいきたいと思っております。

なお、今まで税金を一銭も払ってませんでしたので、ふるさと納税ですか、これを大いにさせていただきたいと、そういうふうに思っております。

他にまたいろいろ島に貢献できるものがあれば、それらを考えながら、実行に移していきたいと、そういうふうには思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今村長の答弁の冒頭にありました、住宅の問題であつたりとか、そういった問題本当に今現在進行形で、UIターンの受け入れの問題も含めて一番の課題となっているのが事実です。

村長であっても、そういうふうにも思われても、明日から住む家がないんだというのが現状だというのが事実です。

そういったことを職員の皆さんも分かっておられると思うんですけども、やはり自分たちが明日からほんなら十島のなかで生活が出来るのかということを考えながら、今後の業務に当たっていただきたい。そういったことを、是非、残された任期の中で村長からまた職員の皆さんにも指導していただきたい、そのように思います。

村長の、村長としての3期12年のなかに、私も2期8年いっしょにこの場で十島村の村政に携わらせていただいています。そういった中で、様々な場面で、若さゆえというかそれで言ってしまうと逃げになりますけど、失礼な言動や態度があつたことはほんと申し訳なかったなと思っております。

本当に12年間、十島村の舵取り役として重責を担われたことに関して、心より敬意を表しますとともに本当ににお疲れ様でしたと申し上げたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

いろんな機会で職員のほうにも私が知っている限りのことは教えていきたいと思っております。

最後に大変有難いお言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

本当に皆さんにはちょっと不足だったかもしれませんが、精一杯ふるさとを思ってやったつもりでございますので、どうぞ一つご理解をいただきたいと思います。有難うございました。

○議長（日高通君）

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

会議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

5時10分にお集まりください。

休憩	17時00分
再開	17時10分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第1号 東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第7、報告第1号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第1号についてご説明を申し上げます。

本案については、専決処分の承認を求めるものでありますが、東之浜港改修工事の工事請負変更契約締結についてでございます。

平成23年の11月24日、議案第80号においてご承認いただきました案件の変更契約でございまして、平成24年2月1日に専決処分で工事請負変更契約を締結したものでございます。

専決処分とした理由であります、当初設計の一部を変更して実施しようとする必要から期限内に完成の見通しが困難でありまして、急を要した為に議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであった為に、やむなく専決処分にて工事請負契約の変更締結になったものであります。

工事の変更内容と致しましては、消波ブロック 82.32 トン型の製作、運搬・仮置を当初 20 個計上しておりましたが、6 個増加しまして 26 個として事業の推進を図るものであります。

当初の工事請負契約額が 54,600,000 円を 15,730,000 円増額いたしまして 70,330,000 円の工事請負変更請負契約とするものでございまして、資料を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

只今の村長の説明に基づきまして、補足説明をしたいと思います。

皆様にお手元に配っている、1 号参考資料の基面裏側のほうをちょっと見ていただいて、ここに平面図というのがございます。ここのほうに T 型のブロックが着色というか、色の濃いやつと薄いやつとあります。ここの 20 個が当初に据え付けていたもので、いろの濃いやつが 6 個が今回変更増となったものでございます。位置としましては、下方の方が港外側で右側の方が先端側となっております。以上補足説明を終わります。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この東之浜港につきましては、早期に仮接岸を住民の期待も含めてね、過去においても毎回毎回しているんですが、そのいつ仮接岸が出来るかというのが、その期日が明確になかなかされていない。それで、その事務手続きが今現在そのどの辺まで進んでいるのか、過去においても曖昧な答弁しか貰っていないと。期日がハッキリしていないということで、この消波ブロック等は勿論その仮接岸とは直接は関係ないことなんだろうという思いもしたりするんですが、今現在どの程度その事務のほうが進んでいて、何月何日あたりに仮接岸が出来るのかというような見通しがわかっていれば、示していただきたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

東之浜港のこれまでの経過をちょっと述べさせていただきたいと思います。

まず、第1回目が平成23年の7月の25日に海運局のほうに認可申請をしております。そして、8月の18日に海運局からの又指摘事項がございまして、これについて係留施設とか、それから海上保安、海上運送法とか、いろいろこう4つほど項目がございまして、中には係船柱の設置本数が少ないが、係留ロープの角度図を作成して提出しろとか、それから海上運転成績の重心トリム計算というのがあるんですけど、そのためにタラップ及びランプウェイの接合図を又作成して提出しろとか、それから接岸時の岸壁使用状況、それから使用港及び保管港の使用基準についてというのを示せということで、又これが8月18日にきて、その回答を2回目でございますけど、23年の9月26日にその回答を持って出しました。そうしたところが、又23年の10月の20日に、今度は安全確認資料ということで、前回提出したとしまの満載時及び空挺時の接合図以外に満潮時及び干潮時の状況図を作成して提出しろと。それから潮位については、口之島はプラス2.7メートル、中之島は2.3メートル、平島は2.2メートルとなっているけど、本当にこれだけ違うのかと。こういう条件のもとで、舷門とかそれから中間舷門を使

用した際のタラップ、ランプウェイ、それぞれの状況図を作成して提出しろということが10月の20日にきまして、これをもとにして本年度の1月の17日にこれを提出したそうでございます。その後また海運局が何もなかったんですけども、今回、としまがドックに入ったとき、フェリーみしまが初めて中之島に着いたんですよ。トライアルしたんです。そのトライアルの状況をこうしてトライアルしましたと話したところが、それなら東之浜のほうもやっぱりフェリーみしまの概略図面等を作成して提出してくれと言われて、これを2月の17日にそういうのが海運局の方から言われてきて、これがやっと出来て、来週の3月の12日に4回目のこれを提出するそうでございます。

今回いろいろなようになってですね、その3月12日に完全に受理すればですね、その実施指示は同日で出来るということでございます。なんで今度はこんなに遅れたかと申しますと、中之島の場合は既にフェリーが就航時に申請認可を出しているそうです。新しく出来たそのとき既に中之島は出していましたもんですから、それによって中之島は結構早くなったんですけど、今回東之浜港については、一から全部提出するという形をとったもんですから、遅れたということでございます。

その間に車止めがないとか、それから基礎部の幅員が狭いから車道部、歩道部の区別が出来ないとか、いろいろな安全確保ができないことの事項が求められてましたけど、そういうのは今後取り付けますというふうで、クリアしているということでございます。これが今までの経過でございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の説明の中ではね。次から次へ提出するたびに指摘事項があつて、そして又それをクリアせないかんと。ただ、私が心配しているのは、その書類上の提出する書類上のクリアであればさほど問題はないんですが、それに経費を伴うものがそこに生じて来ているという場合にね。本当にいつ頃になるのかというのが予測が立たない。

例えば、私が一番近い仮接岸が出来るのが、今年の先生たちの異動のその手前ではなかろうかなと。でなければ、過去においても接岸条件付とかそういうのが度々あるわけですよ。春一番が吹いたりとかそういう状況の中でね。そういう状況も想定しながら、過去においてもやれという指摘をしているわけですよ。にも関わらず、こんなかたちで又その、当然みしまが来て云々というのは、頭の中になければいけないことなんだろうなという思いがするんですよ、それをクリアしていくにはね。ただそのコンテナ置場とか、そういうことは指摘をしてやっとな動いた。ところが、中身がよくわかっていないと。事務的な手続きの流れがね。わかってないからこんなことになったのかなという思いがするんですが、これ以上のことは無いというふうに考えて良いのかな。もうこれで、この提出をした時ね、例えば車止めがないとかね。車止めはいつごろするのか。

そういうことで、それがクリアできなければ、又ダメだということになろうかと思うんです。あとはその乗客の安全とか、そういうことを含めてのことも基本的にあるんでしょうが、他にその考えられる予想されるものはないのかどうか。ダメだといわれるね、そこらへんはもっとあなたたちが確認をした上で、当初予算に盛り込むなりね、そういうことをしていかなければ、あとから言われて当初予算にも組んでないからって、また補正を組まないといけないとか、そういう事態がでてくるんじゃないかなという思いがするんですが、その点については、その見通しというのはどのように考えているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今の見通しとしましては、まず今一番指摘されている車止めと係船柱でございます。これは、平成24年度の特定離島ふるさとおこし推進事業です予定でございます。

それから今又ケーソンの先端部のケーソン、これが港内側と港外側のほうに洗堀が発見されました。それは十島とは直接は影響はないんですけど、それと一番ネッチの部分ですね、越波するところの。波が越波してよく石があがってるところ。その調整なんかもしなきゃいけないということで、その洗堀防止と、それから基部の方の越波防止は、平成25年の計画予定をしております。

平成24年にはケーソンを製作しまして、平成25年にこのケーソンを平行して据え付け、そしてさらにはその先端部の洗堀部と基部の越波防止をしようと考えております。

それから平成26年度にその岸壁の2メートル腹付ですね。だいぶ狭くなってきているところ。そう

いうのを計画しております。

平成 24 年度に完全に元浦港が終了というかたちになりますものですから、東之浜港にも大分その事業費を投入できるのではないかと思います。

で、積算上で前倒しが出来るものであれば、前倒ししてやっていきたいと思っております。

24 年度は車止めとそれから係船柱、これはします。トライアルそのものですか。トライアルそのものは、3 月の 12 日にこれを提出しますので、それでもって完全にこれが受理されれば、その日がもう実施指示ということで、それ以降に 3 月 12 日以降からトライアルできるということでございます。

書類審査そのものが完全に受理と、受け取ったよという形になれば、その日が実施指示と。トライアルをなさいということです。そういうのはまだ、今後つけるということで、話はつけてるそうです。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、報告第 1 号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分
の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 7、報告第 1 号、東之浜港改修工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を
求めることについての件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- | | | |
|---------|---------|---------------------------------|
| △日程第 8 | 議案第 1 号 | 十島村道路線の区域の廃止についての件（諏訪之瀬島榑戸原線） |
| △日程第 9 | 議案第 2 号 | 十島村道路線の区域の廃止についての件（諏訪之瀬島本村線） |
| △日程第 10 | 議案第 3 号 | 十島村道路線の区域の認定についての件（諏訪之瀬島榑戸原本村線） |
| △日程第 11 | 議案第 4 号 | 十島村道路線の区域の認定についての件（諏訪之瀬島ナベタオ線） |

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 8、議案第 1 号、日程第 9、議案第 2 号、日程第 10、議案第 3 号、日程第 11、議案第 4 号の 4
件は、諏訪之瀬島の道路線の認定等で関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題
とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 8、議案第 1 号、日程第 9、議案第 2 号、日程第 10、議案第 3 号、日程第 11、議

案第 4 号の 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 1 号、それから議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号についてでございますが、まず議案第 1 号の諏訪之瀬島榑戸原線の議案第 2 号の本村線の見直しに伴いまして、新たに認定替えを行なう為、両路線を廃止しまして、第 3 号議案の諏訪之瀬島榑戸原本村線を認定し、健全な道路管理に努めようとするものであります。

廃止する延長は榑戸原線が 703.8m、本村線が 440m、新たに認定する路線、榑戸原本村線が 2432.8m、幅員 3mでございます。

次に議案第 4 号でございますが、本案は十島村道路線の区域の道路法第 8 条第 2 項の規定による認定するものであります。

諏訪之瀬島ナベタオ線は農道として管理しておりましたが、基点が榑戸原本村線で、村道編入に伴いまして、当該路線も村道に認定替えを行い、健全な道路管理に努めるために認定しようとするものでございます。

基点は諏訪之瀬島字川之上、終点は字中嶽、延長は 2256.6m、平均幅員は 3mであります。区域につきましては、議案書の裏面に図面を添付致しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

詳細については、担当課長が説明することになっておりますので、宜しく願いをいたします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

それでは、説明させていただきます。

皆様のお手元に配っている議案第 1 号の裏面を見ていただきたいと思います。そこに諏訪之瀬島榑戸原線と下方のほうに、これはちょっと反対になって見にくいと思いますが、諏訪之瀬島本村線というのが 2 つございます。諏訪之瀬島榑戸原線が 703.8m、それから本村線が 440m、これを廃止して、榑戸原線と本村線の間、ここは何も今認定されていないところでございますので、これを全部一括して今回認定しようとするもので、全長が 2432.8mとなっております。

次に 3 号議案をご覧ください。3 号議案の基面のほうをお願いします。そのほうに右側のほうは既に諏訪之瀬島本村線が村道を編入したかたちで通っております。その途中から出るのが議案 4 号で、認定しようとする諏訪之瀬島ナベタオ線でございます。

今まで農道としてずっと管理をしておりましたんですけど、中間辺りがこの榑戸原本村線の間あたりが基点となることから、この一帯で災害とか、そういうのが発生した場合ですね、管理所有が違ふとそれぞれ又農道であれば、農道の農林水産省、村道であれば国交省という管理で、管轄が違ってくるものですから、一括で管理したほうが災害等があった時に査定を受けたりするときに便利であるということで、それから農道管理についても同じ路線である一定路線でございますので、村道で管理したほうが宜しいものということで、今回村道編入ということでございます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから日程第 8、議案第 1 号、日程第 9、議案第 2 号、日程第 10、議案第 3 号、日程第 11、議案第 4 号の 4 件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認め一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第 8、議案第 1 号、日程第 9、議案第 2 号、日程第 10、議案第 3 号、日程第 11、議案第 4 号の 4 件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、議案第 1 号、日程第 9、議案第 2 号、日程第 10、議案第 3 号、日程第 11、議案第 4 号の 4 件は全て原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 12 議案第 26 号 動産の買い入れについての件

○議長（日高通君）

日程第 12、議案第 26 号、動産の買い入れについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 26 号についてご説明申し上げます。

本案は動産の買い入れについてであります。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定、並びに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、平成 23 年度特定離島ふるさとおこし推進事業畜産振興施設において、住友建機製油圧ショベル、バケット容量 0.50 m³級、1 台の物品購入契約についてであります。

入札の方法は平成 24 年 1 月 27 日電子入札による指名競争入札で執行いたしております。入札の結果はお手元に配布いたしました資料のとおり、株式会社ニットク、代表取締役、江夏洋と平成 24 年 1 月 27 日付で、11,550,000 円で仮契約を締結しております。

納入期限につきましては、契約発行の日から平成 24 年 3 月 23 日を予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

確認をちょっと。調査不足で申し訳ないんですけども、4 台目にこの大きさがなるかと思うんですが、この契約、物品売買の方にですね、村内に輸送するという負担というのが入っていますが、どこへ持っていける予定なのか。4 台目なのか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは新たに買って、5 台目になります。今 4 台ありますので、これが入れば 5 台目になります。これは議決後、悪石島に送る予定でございます。

今悪石島のほうで、草地の採草地整備事業、これを行っている関係上、どうしてもそちらへ送ってくれという要望がありましたものですから、悪石島へ送る予定でございます。

来年度もう1台買って、全部で6台ということになっております。

ごめんなさい。全部で5台になります。今度入って5台です。

○議長（日高通君）

用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

高価なこの機械を島ごとに入れてもらうというのは有難いものだと思います。

ただ、今財源的な面で厳しい状況の中でね。しかもフェリーとしまでランプもついて、ランプウェイで移動も出来る、その中でこんなに数を増やす必要があるのかなというそんな思いがするんですが、そこらへんの導入しなければいけない理由等はどのような理由があるのか、その点について伺いたい。

今後、その今現在でも公用車等も各島1台ずつ置いてありますよね。片方でバキュームカー等は、今度は減らしています。移動できるからということで。こういう建設機械を増やすということはなんか当たり前になってきているような気がするんですけど、そこらへんの理由も含めて伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

理由としましては、様々あるんですけど、まず第1点はですね、もう建設業者さんが全て、今までいた地元の建設業社さんが、重機はもう置かないで、全て撤去しております。今から先、工事とかそういうのが出たときはリースという形で入るということでございまして、そうすると災害等が起きたときに、早急に復旧しなければならないと。今までは業者さんにハッキリ言って時間当たりで買ったりとか、それから、その契約を結んで買ったりとか、借りたりとか、そういう形をとっていましたが、そのためにもどうしても重機はある程度1台だけは、バックホーくらいは、出来れば各島に1台ずつ常備しておきたいなという気持ちがございます。

それから今、耕作放棄地で、そういう事業をやっております。そうすると先程も村長が申し上げたとおり、耕作放棄地そのものがハッキリ言って農業機械ではもとに戻すことでは、出来ない状態であります。どうしても建設機械でないと復旧は出来ないという、そこまで大きな荒廃地になっているものですから、そういうこともございまして大きなバックホーが良いんじゃないかと。

又、畜産関係から言えば、これは又議長にしかられるかもしれないんですけど、草地の口作りの関係で、1町歩位開こうかなという、それもやはり大きな機械であれば、小さな機械と比べると大分手間も減ってきますので、そういう観点から今回このバックホーを購入しようということでございます。

○議長（日高通君）

用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

確かに、ここにはその畜産振興施設整備を図ると。その目的がね、きちんとハッキリしていれば問題ないと思うんだが、その畜産振興においても、やたらめったら山を切り開いてね、地域のその島のね、環境保全という面も含めて考えて、両方とも共生と申しますか、共に自然環境も守りながら、畜産も振興していくというようなかたちもそろそろ考えて村長やらなければ、その重機を入れてがنگん耕せば良いというものではないだろうと、そんな思いもするんですね。

また、休耕地の活用にしても、だからこう入れるんだと。それが何台必要なのか、本当に一番議員の質問でもあったようにね。まだなかなか数が少ない状況、そういう状況で5台もあって、あとはその活用度合いも今後又調査して、ちゃんと調べて、活用をちゃんと図れるような指導もしていけないかなだろうという思いがするんですが、今後の課題として要望があったからそうしますということで、各島にそれでもバックホーは一台ずつ置いているわけですよ。自治会に。各島にね。にもかかわらず。まだ大口のまた5台も入れるということ自体は何だろうなという思いがするんですよね。私はね。

今現在、各自治会に置いているバックホーの活用度も含めて、きちんと把握して、そしてしていかなければ、お金があるから特定離島でね。過去においては、港湾事業あたりに特定離島の予算をつぎ込んでは勿体無いという反論もあったわけですよ。それは住民の生活全体の港湾整備に使うわけですから、かたやこの畜産なら畜産だけのその言わば5台も含めてね、用意してしておくとかいうのも、ちょっとこれは考えなければいけないのかなという思いがするんですよね。

村長、どうですか。このへんについては。こんなバックホーの増やし方で、これで良いのかな。考え方を。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

色々考え方があろうかと思いますがけれども、ここではその畜産の関係で、名目上しないと特定離島で買えなかったというようなことになろうかと思いますがけれども、先程経済課長の弁からいきますと、その災害が発生したときの対応、これ当たりも考えておかないといけないということです。そうした見解で整備をするということであるのであれば、これはもう又やむをえない手段なのかなと、そういうふうに思いますが、これは解釈の問題だろうと思います。今現在ある4台のものがどういうふうに活用されているのか、これをやはり検証しないといけないのではないかなと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

前田功一君。

○3番（前田功一君）

実際に休耕農地等を整備する場合はですよ。自治会に導入したバックホーからすれば、やっぱりあれは小型なんで、なかなか仕事にしにくいという点があって、これ位の大型になると、やっぱり休耕地を畑をするには確かにちょうど適してはいるんじゃないかなと思うんですが、これは県のあれで入れるわけでしょう。導入は。自分がちょっと心配するのは、これは5年6年したときには、もう今度は結構傷んできて、修理費に相当お金がかかると思いますね。その修理代というのはほとんど一般財源からじゃないといけないということなんで、やっぱりそのあたりもちゃんと5年6年後のメンテナンスにそれぐらいのお金がかかるんだよというのは常に頭に入れておかないと、これは相当足を引っ張ることに逆になるんじゃないかなとちょっと心配するんですけどね。せっかく本当、フェリーというのがあるんで、この各島で持ち回りで使うことでも自分は良いような気もするんですけどね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回の機械を入れて5台というかたちになるんですけど、そのうちの2台というのがですね、もう15年16年に入れたバックホーでございまして、だいぶがたもきています。そうすると、その修理代というのが10万20万じゃなくて、結構な7~80万、下手すれば100万とか、エンジンなんかあった場合はそれぐらいの金額になってしまいます。

そうした場合、もし、いろいろな事業を進めている間に、そのバックホーがまた壊れた修理せんないかんというかたちになったときにですね、どうしてもその代替のためにもそのある程度の機械は整備しなくちゃならないかと思っております。

○議長（日高通君）

用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

それであればですね、その自治会に入れた小さいコンボウ。あれ何のために入れたんですか。各島に1台ずつ置いている、新しいやつを買い与えて置いたわけでしょう。あれは何のために置いたのかな。それにプラスまた、これを増やしていこう、あるいは又その4台あるやつが故障して、老朽化して耐用年数が過ぎてもうだめだと。買い換えるんだということと、なんか話がな。だからこのところそれぞれの島に1台ずつミニバックホーをちゃんと置いて、又これを又増やしていく。平島あたりではそのこの間の農機の耕耘機にしても、今までで1回使ったか、使っていないのがほとんどという日もあるんですけどね。そういうのからすると、もっとその活用を図るような指導も必要なんだろうが、その中身をもうちょっと精査して、金が無いなら無いなりの何かをしていかんと、このままではどうなのかなと私は思うんですけどね、今後の課題として、活用度も調べ、方法も指導もしながら、していかなければいけないのかなと。せっかくフェリーとしまでランプも、ランプウェイも使える港も整備されているわけですから、うまい具合に活用するような方法も考えて辛抱すべきところは辛抱すべきというふうに私は思うんですけど、今後の課題として取りこんでいただきたいと。以上です。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。

協議会

○議長（日高通君）

それでは本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

先程来ですね、このバックホーの購入につきまして、議論がかわされておりますけれども、私はもう再三申し上げておりますよね。この件に関しましてはですね。ですから、現在4台ありますバックホーの利用の頻度ですね。は年間にどれぐらいの稼働率があるのかですね。

それと、もう1点はメンテナンスですよね。メンテを行っていない。1年に1回ぐらいはサビ止めとペンキを必ず塗ると。そういうことで、腐食の防止にもなります。ですから、最低限ですね、メンテナンスを行うということを厳守することが私は大事だと思っております。やっぱり公用の機械でありますから、大切に使わないと申し訳ないと私は思っておりますので、その点を答弁願います。

もう1点が、昨年、中之島で入れましたですね、もう一台の新しいバックホーですけども、業者に貸しておりましたよね。ずっと使っておりました。その間にですね、リース料が入ったのか、無償提供だったのか、その点につきましても答弁願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

1年にいっぺんバックホーの場合は点検しなければならないということで、法定点検というのがございます。それでもって点検させております。

それから、中之島のバックホーにつきましては、その契約時点でもって使ってくれということで、それが条件になって使わせております。だからリース料とかそういうのは一切発生しておりません。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

点検につきましては、法定の点検はありますけれども、地元においてですよ、そういうサビ止めをとくとか、ペンキを塗るような対策は考えていないんですか。

それと、今後、万一業者が借りたいというときですね、どのようなリース料をとるのか、取ることが自治体がリース料をとってもいいのか、そこまでですね。何と言いますか、調査をしまして、そういうリース関係はやらないと。出来るのであればその規定を設けてやってもらいたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

使用料はちゃんと規定でもっていただいております。でもって、使用料はちゃんと貰っております。使う場合は。申請して。はい、あります。時間当たりいくらと。運転手は誰と。運転する場合はその人の免許証なり、そういうのをつけて申請して、それで出張員にちゃんと鍵は渡して、そして出張員が点検して、渡す前もそれから渡した後も出張員を介してとるようなかたちをとっております。

○議長（日高通君）

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

私が言っているのは、機械のサビ止め対策で、年に1回はサビ止めとペンキの塗布をしなさいということです。耐用年数がそれだけ長くなるわけですよ。そこを以前は一切そういうこともやっていない。

リースは行政は出来るということで認識して良いんですか。使用料は取っても。業者も良いんですか。

村の請負を行う業者でも良いわけですか。それはそこまで業者も村のやつを使えるということですか、どこでも。

そこをね、ハッキリしなさい。明記しないと、中之島の農場の時にはリース代はいい。長期間に使っているわけだから。使ってくださいと。ね。そのへんのこの認識の問題ですよね。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今の建設機械の使用に関しましては、建設機械貸付条例という条例と施行規則がございまして、その中で運用しております。今中之島の事業につきましては、請け負った業者には無料で貸し出しをしておりますけれども、それは中之島の農地開発というのは村の事業でありまして、村が委託費を払って、業者に開墾させていると。その条件の中で建設機械は村が提供すると、燃料はそちらが持つというような契約になっておりますことから、使用料は徴収しておりません。ですから、一般的には申請があれば全て条例に基づいて使用料をいただくと。今回は村の事業であって、そこは村が提供するという契約にしたということでございます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

出張所の管理ということですので、錆びているとかそういうのがあった場合は出張員を通してさび止めを塗布したりとか、そういうのはさせます。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

建設機械を貸し付けた後にですね、確認を出張員がするようになっております。

誰々が、使った方が実績報告を出して、出張員に提出して、出張員が確認印を押すと。その出張員の確認の中で、機械に破損がないとか、そういった点検をするようになっていきますので、その時点で問題があるようでしたら、今言ったような対策をとりたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今、ご意見がございました請負業者等に貸し出せるのかということにつきましては、もう1回条例の中を検討しまして、出来るだけ住民を中心にという考えで、再検討してみたいと思います。

○議長（日高通君）

日高助廣君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

経済課長、私はそのペンキの件を言っているのは、ようやく分かったんだけど、年に1回ぐらいは全ての重機ですね、清掃の意味も含めて、錆び止め等をですね、塗るということをですね、徹底してください。

もう1点は、業者に貸し出す場合ですよ。その制度を悪用すると借りれるわけですよ。業者と村が「はい、使ってくださいよ」とね。そこらへんを明確にしないと誤解を招くと。ね。委託だから、村の事業だから、それなら長期的に使って良いんですよとなれば、制度も悪用しようと思うといくらでも出来ますよ。だから、明確な使用料、業者は時間あたりいくら、一日にいくらというのをやっぱり明記しないと。悪用しようと思ったらいくらでも出来ますから。誤解が無いように対応を願います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 12、議案第 26 号、動産の買入れについての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。
従って、日程第 12、議案第 26 号、動産の買入れについての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長(日高通君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。
明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長(日高通君)

本日はこれで散会します。
お疲れ様でした。

3月9日（金）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表のとおりといたします。

△日程第1 議案第5号 平成23年度十島村一般会計補正予算（第4号）についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第5号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第4号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第5号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成23年度十島村一般会計補正予算（第4号）でございます。

まず2ページに予算の総額を示してございますが、現計の予算額に175,921千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を3,455,554千円とするということでお願いをしております。

今回の補正の主なものについては、まず第1点目として、今年度交付見込みの特別交付税を地財計画等を参考に試算をいたしまして、205,100千円を追加計上、それから総額を240,000千円として、その財源を原資と致しまして、財政調整基金へ40,000千円。それから地域振興基金へ100,000千円、渡船基金へ100,000千円、合計240,000千円を基金積立を行うこととしております。

第2点目には、今年度の最終補正ということで、各費目予算の執行残等の整理を行っております。

第3点目といたしましては、梅雨前までには事業完了しておくことが望ましいものなど、早期の事業実施が求められる事項につきましては、積極的に今回の予算に計上したうえで、明許繰越等を行うこととしております。

それでは、まず歳入関係から申し述べますけれども、11ページの事項別明細から申し上げたいと思いますが、11ページの歳入ですけれども、まず村税は754千円を減額しております。

これにつきましては、法人村民税の法人割額の減少によるものであります。

それから、地方消費税の交付金につきましては、770千円の増額を見込んでおります。

地方交付税につきましては、特別交付税分で205,100千円を増額しております。

特別交付税の本年度交付分につきましては、今月の20日前後に確定するものと思いますが、一応見込みとして掲げてございます。

それから、民生費の負担金でありますけれども、11ページの下ですね。老人福祉施設入所費の減少に伴いまして、措置費負担金を1,422千円減額しております。

それから12ページの使用料及び手数料につきましては、診療所使用料を現在の状況から今後の見込

みを推移しまして、860 千円の増額。村営住宅使用料につきましては、家賃加算及び入居者増によりますところの 531 千円の増額。それから、教職員住宅使用料につきましては、現在の調定額に併せて 175 千円を減額してございます。

衛生手数料につきましては、インフルエンザの予防接種が多かったこと等から 396 千円を増額してございます。

次に国庫支出金につきましては、総額で 3,113 千円を減額してございます。

まず総務費の補助金の電波遮へい対策事業費等補助金でございますが、これは口之島の地デジ放送の改善に向けて、中之島に送受信局を整備しております事業で、事業費の 3 分の 2 が国庫補助ということになりますが、事業費がほぼ確定したことから、3,341 千円を減額しております。

土木費の港湾改修事業補助金につきましては、総額に増減はございませんが、事業箇所別に増減が出ております。

又、消防費の補助金につきましては、消防団安全対策設備整備といたしまして、救命用のフロートセットを 5 セット購入することで要望しておりましたところ、先日内示をいただいております、事業費の 3 分の 1 補助でありますけれども、875 千円を増額してございます。

この事業につきましては、繰越を予定しております。

それから教育費の補助金の諏訪之瀬島分校グランド整備事業につきましては、東日本大震災の影響により、内示がようやく 2 月にあったところでありまして、申請額に併せて 66 千円を増額しておりますが、この事業につきましては、明許繰越となることとなります。

それから、13 ページから 14 ページにかけての、県支出金の総額であります、17,825 千円の減額をしております。

減額の主なものにつきましては、緊急雇用創出事業臨時特別基金事業の 720 千円の減額。それから重点分野雇用創出事業の小規模介護多機能モデル事業分 6,616 千円を減額、同人材育成事業 3,132 千円を減額。それから特定離島の 4 事業で 3,106 千円の減額、診療所運営費補助で 3,700 千円を減額。農業委員会の新規拡充事業 400 千円を減額などで事業執行による補助金額の整理になっております。

それから 14 ページの寄付金につきましては、ふるさとづくり寄付金といたしまして、現在の調定額 2,217 千円に合わせるために、1,516 千円を増額するものであります。

この基金の創設から 4 年目を迎えておりますが、今年度約 2,000 千円を取り崩しまして、今年度分の寄附を積立としまして、年度末での残高は約 6,700 千円となる見通しとなっております。

それから、14 ページから 15 ページにかけての繰入金につきましては、397 千円を増額しておりますが、これは平成 22 年度介護保険の特別会計事業勘定の精算確定による村の負担分 904 千円を一般会計に返済するものが主でありまして、その他事業実施に伴う原資といたしまして、予算措置しておりました事業の実施に伴い、不要の地域振興基金からの繰入 500 千円、及びふるさと基金からの繰入を 7 千円を減額しております。

15 ページの諸収入につきましては、340 千円を増額しておりますが、村の預金利子の増が主なものであります。

村債につきましては、事業の確定、あるいは最終見込みによります辺地債を 1,700 千円、過疎債を 9,000 千円、合計で 10,700 千円を減額しております。

次に歳出になります、16 ページから 39 ページですけれども、まず 16 ページであります、まず本年度の 1 月 1 日付の人事異動等に伴いまして、各費目において、人件費の増減が生じております。

16 ページの総務費で総額で 217,370 千円を増額してございます。

一般管理費は 242,699 千円の増額で、歳入でもご説明申し上げましたとおり、特別交付税の見込み額を原資と致しまして、財政調整基金へ 40,000 千円、地域振興基金へ 100,000 千円。渡船施設基金へ 100,000 千円。また、一般会計で収納しましたふるさと寄付金を同基金へ積み立てるものとして、1,552 千円を計上してございます。

事務的補助金としまして、1,200 千円増額しておりますが、指定宿泊施設の宿泊利用増に伴うものでありまして、総額では 6,200 千円の予算額ということになります。

基本的には 1 泊 2 千円の補助ですので、3 千円 100 泊分、これを人口 600 名で割りますと、年間村民 1 人当たり 5 泊程度活用しているという計算になります。

繰出金につきましては、船舶特別会計の特定離島事業の荷役車輛整備および船員の子ども手当支給の確定により、546 千円を減額してございます。

次に 17 ページから 18 ページにかけての財産管理費でありますけれども、全体で 8,552 千円を減額しております。

17 ページの需用費修繕料はブロードバンドの故障時の対応分として 1,000 千円の予算を確保しておりましたが、必要額のみ残しまして、不要額 779 千円を減額しております。

その下の、役務費に自動車損害保険料は、塵芥収集車、ホイルローダー、荷役車輛の保険料不足でございます。

委託料のうち、保守点検委託の 2,935 千円の減額につきましては、ブロードバンドにかかります分ですが、議会中継システムおよび気象観測システムについて、今年度は保守契約を結ばずに、故障時には修繕料で対応することとしたことから、2,877 千円を減額したことが主なものでございます。

調査研究委託料の 848 千円の増額は十島開館の土地家屋調査費を 57 千円減額、本庁舎の電気変圧器調査を 97 千円減額。そしてブロードバンド施設管理費といたしまして、情報通信施設接続状況調査 1,000 千円を増額してございます。

18 ページの使用料及び賃借料につきましては、ブロードバンド関連で国への電波使用料を当初見込みの 1,000 千円から 750 千円を減額して、県の LGWAN 回線、使用料を 47 千円減額、庁内の LAN の TRY-X システムの賃借料として 437 千円減額の計 1,234 千円を減額しております。

又、工事請負費では主に十島開館の解体工事費の減額によるもので 4,322 千円を減額しております。

公有財産購入費の 307 千円の減額は、中之島の土地 112.6 平方メートルについて、年度内での契約が困難となったことから減額をしております。相手方の条件整備が済んだ段階で改めて予算をお願いすることと致しております。

ブロードバンド施設管理費におきましては、気象情報システム改修業務委託、不正アクセスサーバー構築委託、及び空家住宅利活用事業に関係してきますインターネット加入者装置取付工事につきましては、年度内完成が困難と見込まれることから、明許繰越をお願いしてございます。

次に 18 ページから 20 ページにかけての企画費につきましては、総額で 15,210 千円の減額をしております。

企画費ではアイランダー事業、特定離島（IT 化促進対策）、地デジ対策事業、地域振興推進事業、それから本土復帰 60 周年事業、空家利活用事業を行っておりますが、賃金の 907 千円の減額につきましては、主に空家利活用事業の後片付け分の 822 千円の減額であります。

旅費につきましては 4,309 千円を減額しておりますが、地域振興事業に当初各島 2 名の 10 か月分及び地域づくり視察随行分として 14 名の普通旅費合計 4,724 千円を計上しておりましたが、結果として約 3 分の 1 の活動しか出来なかったことから、3,467 千円を減額しているものでありまして、大きな要因となっております。

それから 20 ページの原材料費につきましては、空き家の補修にかかる材料費を減額しているものでありまして、また建設的負担金の減額につきましては、地デジ対策として中之島に NHK と共同で鉄塔を建設した分の負担金で、負担比較は村が 45% ですが、事業費が大幅に減少したことから、当初の 18,700 千円から 7,805 千円を減額しております。

今回の補正によりまして、企画費の各事業ごとの予算は、アイランダー事業 204 千円、特定離島 IT 化促進対策で 2,055 千円、地デジ対策事業で 43,045 千円、地域振興推進事業 4,409 千円、本土復帰 60 周年事業で 12,894 千円、空家利活用事業で 78,957 千円となっております。

本土復帰 60 周年事業につきましては、記念品の卓上時計と記念誌を年度内に配布する計画にしております。

また、空家利活用事業につきましては、空家所有者との交渉契約に時間を要したことなど、あるいは改修工事着手後においても、各種の変更交渉等が生じておりまして、国庫補助事業で実施しております 7 棟の改修、及び今後の交渉次第では、工事着手可能な数棟分の事業者について、明許繰越をしなければならないかもしれないと思っているところであります。

出張所費につきましては、477 千円の増額をお願いしてございますが、その主なものは備品購入費でありまして、口之島出張所の公衆電話一台の購入であります。

これは、修理不能ということで新たに購入することといたしております。

又、各種修理に不可欠であるとして経済課から要請のあった溶接機につきましては、1 台導入して悪石島に配置する予定にしております。

選挙費統計調査費につきましては、予算の整理を行っております。

23 ページから民生費であります、8,531 千円を減額しております。

その主なものにつきましては、社会福祉総務費における介護福祉施設措置費で、入所者の減少に伴いまして 4,398 千円を減額、また介護保険特会事業勘定への繰出しを 2,868 千円減額していることによるものであります。

また、住民医療費助成については、不足が予想されることから 142 千円を増額し、総額で 2,848 千円としております。

社会福祉施設費につきましては、介護基盤整備事業と致しまして、宝島の施設整備に 801 千円を増額を行っております。

この事業につきましては、再三の入札不調によりまして、年度内完成が困難となりましたことから、本体工事、外構工事を含めまして、明許繰越をお願いしております。

次に 25 ページから衛生費であります、1,713 千円を増額してございます。

増額の主なものについては、25 ページの保健衛生費の工事請負費 6,582 千円を増額してございます。

工事内訳と致しましては、中之島診療所の浄化槽取替及び排水工事、悪石島診療所の雨戸取付工事、平島診療所のエアコン取り付け及びトイレの改修工事等 3 件です。

これは、住民福祉の観点から早期完成が望まれますことから、今回予算を計上いたしまして、明許繰越でお願いするものであります。

また減額の大きなものと言いましては、簡易水道特別会計への繰出金で 1,507 千円の減額。27 ページの診療所費における賃借料の減額 1,100 千円。医師派遣事業負担金の減額 2,000 千円があります。

それから 28 ページから農林水産業費であります、50,726 千円を減額してございます。

目で主なものを見ますと、農業委員会費で 349 千円減額、農業振興費で 31,430 千円の減額、畜産業費 7,484 千円の減額、農地費で 11,286 千円の減額、水産業振興費で 262 千円の減額となっております。

農業振興費の主な内容につきましては、就業者支援事業で 27,050 千円の減額をしております。

これは当初主に就業者 15 名、指導者 10 名で報奨金計上しておりましたが、今年度は就業者 13 名のみという状況でございました。また昨年の全員協議会で決定していただきました、家畜人工授精師の資格取得にかかる旅費等の助成につきましては、この要綱の規定で対応することと致しまして、今年度の受講生 3 名分の旅費について支援することとしております。

産業振興支援事業においては、事務的補助金で 3,697 千円の減額を行っておりますが、これは各自治会からの購入希望があるのではないかとということで計算、計上しておりました管理機、トラクター等の購入費補助金を要望が無かったことから減額したものであります。

又自治会が購入したバックホーにアタッチメントを取り付け可能にするための配管取り付けを口之島、平島、悪石島、宝島の 4 島分として 1,629 千円を増額計上しております。

原材料費につきましては、ハウス等の資材を計上しておりますが、入札執行の残額 2,023 千円を減額してございます。

備品購入費はじゃがいも出荷に備えて、選果機を購入するものであります。

その他委託料の減額は野ヤギ駆除対策費の当初 1,000 千円を計上しておりました分を実績に合わせ減額するものでございます。

29 ページの畜産業振興費につきましては、賃金で 942 千円の減額を行っておりますが、採草地賃金を 3,402 千円減額し、草地開発賃金を 2,460 千円増額しております。

30 ページの委託料につきましては、特定離島事業の牧道測量設計、畜舎の設計費の合計 864 千円、それから外部獣医師の派遣委託料で 1,100 千円を減額しております。

賃借料につきましては、牧場内の岩石を粉碎するために、ショベル用のブレーカーを賃借することとしております。

原材料費につきましては、採草地整備の牧草種、あるいは肥料等の減額 645 千円であります。

備品購入費につきましては、特定離島で購入しましたバックホー 2 台、ブッシュチョッパー 1 台の執行残 2,993 千円の減額が主なものでございます。

事務的補助金につきましては、おがくず運賃及びダニ駆除剤購入費補助に 525 千円増額しております。農地費につきましては、総額で 11,289 千円の減額をしております。

荒廃した遊休農地を借受けて伐採して、再生させ、貸し付けようという事業であり、大きな目玉事業としておりますが、なかなか適地がなく、事業が進展していないことによるものであります。

次に 31 ページから 32 ページの商工費でありますけれども、2,823 千円を減額しております。

主なものと致しましては、32 ページの役務費手数料は、ななしまの船体保険料の不要額 449 千円を減額。それから、委託料では各島の温泉施設の指定管理委託料の 350 千円を減額、観光施設の基本設計等委託費の執行残 316 千円の減額。今年度が最終年度となります重点分野雇用創造事業、島興し人材育成事業の NPO への委託料 3,132 千円の減額等となっております。

又、工事請負費におきましては、ななしまの合入渠検査工事費として 3,802 千円の増額をお願いしてございます。これは今回、指定管理者及び船長とドック費用について詳細に検討いたしましたところ、改造時に取り扱われなかった箇所を中心に、相当な傷みが発生しているということで、高額ではありますが、人命安全に関することですので、お願いをする次第であります。

又、ドックにつきましては、3 月 22 日までにチャーターが入っておりますこと、及び通常 10 日間程度のドック期間であります、今回は通常より長い 15 日間程度が必要と予想されておりますことから、明許繰越としてお願いをしております。

次に 32 ページから土木費であります、9,186 千円の増額となっております。

道路維持費につきましては賃金を 1,000 千円減額しております。

道路新設改良費につきましては、単独事業と致しまして、中之島楠木地区道路排水工事 4,000 千円を増額しております。この箇所からは頻繁に水が流水しておりまして、梅雨前には工事を完了させて置かなければいけないということで、今回で予算計上をお願いして、明許繰越して実施しようというものでございます。

33 ページの港湾管理費においては、4,524 千円の増額としておりますが、平島南之浜港の船揚場施設整備に 4,165 千円を増額しているところでございます。

34 ページの住宅建設費につきましては、2,447 千円を増額しております。

単独村営住宅敷地内の舗装事業でありまして、地元施工をお願いするものであります。この事業及び今回の補正にはございませんけれども、小宝島集落道舗装事業、旧林道大峰線の改良舗装事業につきましては、地元で施工をお願いしておりますが、他の事業等との関係で、又平島村営住宅団地周辺側溝改修整備事業道路整備も調整の遅れから、年度内完成が困難なことから明許繰越をお願いしているところでございます。

35 ページの消防費につきましては、3,960 千円を増額しておりますが、主なものは非常備消防費の備品購入費でドクターヘリに対応する小型の担架 5 台、及び 3 分の 1 補助の国庫補助事業であります消防団安全対策設備整備事業で救命用フロートセット、5 セットを整備しようとするもので、3,262 千円を増額しております。

この事業につきましては、明許繰越事業となります。

また負担金の 1,368 千円の増額につきまして、消防補償等組合に対する負担金の増加分であります。

これは、東日本大震災に係ります追加負担金でありまして、これにつきましては特別交付税措置がなされて既に全額が国から村へ納入されております。

それから、35 ページから教育費であります、17,506 千円を増額してございます。

主なものは 36 ページの事務局費の教職員住宅管理費で賃金、役務費、原材料費など、3,614 千円を増額しております。

これらにつきましては、畳の表替え、あるいは障子、襖の張替えなどでございますが、例年予算の範囲でおこなっておりましたけれども、傷みがひどいということで、一斉に実施することといたしました。この作業につきましては、先生方の人事異動による転出転入の合間を縫って行います関係から、年度をまたぐこととなりますので、明許繰越でお願いをしております。

それから 38 ページの社会教育総務費につきましては、工事請負費に 14,679 千円の増額をお願いしておりますが、この内訳につきましては、昨年議会において、貴重なものが保管されている施設であること等から、早急に雨漏り対策を実施すべきということで、歴史民俗資料館の屋根防水工事費を予定してございます。

この予算も今回計上いたしておりますけれども、明許繰越で、梅雨前には終了させる計画にしております。

保健体育総務費の備品購入で 865 千円増額しておりますが、給食室用の消毒保管器、冷蔵庫などでございます。

39 ページは、災害復旧費あるいは公債費についてであります、予算整理を行っております。

それから予備費につきましては、財源調整の関係で 9,300 千円を減額して総額を 12,357 千円として

ございます。

それから、今度は前に戻っていただいて、7 ページから 8 ページに、繰越明許費の補正を掲げてございます。

今年度の繰越明許につきましては、お示しの通り、7 ページ、8 ページにございますが、このように多くの事業が繰り越されることになった要因につきましては、先程から申し上げておりますように、国等の交付決定の遅れによるもの、あるいは入札の不調によるもの。それから梅雨前にどうしても早期に完成させなければいけないもの等、3 月補正で計上をしたもの等でありまして、他にも地元施工事業としましたけれども年度内完成の調整がつかなかったもの、あるいは事業調整の遅れによるもの等が揚げられております。

民生費の介護基盤整備事業、地域振興（介護基盤）、農業費の特定離島（共同利用農業施設）の設計管理費、特定離島（家畜保護施設）、水産業費の特定離島（鮮度保持施設）の 5 事業につきましては、2 の入札の不調によるものでございます。

その他、個々の繰越事業の内容につきましては、先程補正予算の中でも説明をしたところでございまして、これらの金額につきましては、繰越できる限度額をお願いしたものでございまして、実際の最終的な繰越額は本年 5 月 31 日に確定することとなりますので、6 月議会でさらにご報告を致したいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

今回最終補正ということで、只今村長から説明がされました。

その中で何点か確認を含めてお尋ねをしたいと思います。

収入のほうで、法人税が減額。大きな金額が目立ちます。現在の状況、かなり厳しい状況だというふうに認識もしているところですが、こういう状況がやはり続いていくのかなと思います。

昨年あたりのことをちょっとわかりませんが、資料があつたら、比較等ができたなら説明を求めます。

次に軽自動車、これについてもマイナスと。これは廃車によるものではないかというふうに思います。最近 I ターン、特に I ターンの方が、私の地域にも何名が参っております。

かれこれ一年、もしくはそれ以上たつ方もおいでですが、他県のナンバーがついております。これはどういうものか、行政的にどうすることが出来るものか、全く検討がつきませんが、少なくとも異動した時点で、そういったものが、住所変更をされなければならないというふうになっているのではないかなというふうに思いますが、その辺把握をしているならば、何件ぐらいあるのか、またどういうふうにできるのか。

私の理解では 3 月末まで名義変更ではなくて、住所変更ですか、しますと、これが新しい住所で税を納めなければいけないと。本村は 5 月でしたかね。普通 5 月だと、納税は 5 月だと理解しておりますので、その点把握していたら回答を求めます。

それから、今毎月のようにといいますか、県でも国でもインフルエンザのことに対してですね、警戒、国も新聞に出ておりますが、本村において、学校を含めて大きなですね、休む、なんでしょうか。授業を、というのは、わたしはちょっときいておりますが、どういう状況なのか。又、これで充分なのか、一応その点を確認をしておきたいと思います。

次に歳出について少し。

これも、減のほうのところに入っている新規空家住宅 10 棟、これが入っております。これについての説明を求めます。

それから、昨日から村長をはじめ、一般質問を含めてですね、私共の地域に建設されようとしている介護施設、この建設の遅れ、非常に残念だというふうに思っています。ただただ残念の一言だと思います。

もう一つ残念なことは、情報が全く無かったと。どのように進んでいるか。入札が終わるまで、それから建設業者が入るまで、ほとんど情報が入ってこない。様々なその間、島では情報が飛び交いました。

どことどこのがあれがとって、いつどこで、という所まで、この施設についてはありました。

非常に残念で、課長からも一切そういう、まあ説明には勿論こられたと。私多分一緒だったと思いますが、来るという情報は聞いておりましたが、説明はされたと思います。

やはり、24 時間ですね、現在 1 人、大変難儀をしてですね、2 階を登ったり降りたりと、非常に不便をかけているわけですので、何とかというふうに思っていました、これは非常に残念でした。少なくとも情報をもっと我々にも欲しかったと思います。

それと、もう一つは、これは総務のほうでしょうか。買い上げた民家の改修、これも非常に遅れている。何でだろうかと。もう 2 ヶ月も 3 ヶ月もですね、4 人も 5 人もの人の家にとというのは、もう充分皆さんご存知だと思うんですが、当初 2 月 2 日でしたか、入るやにも聞きましたが、これも遅れている。非常に遅れている。それはもう、相手に「ごめんなさい、ごめんなさい」と言うしかないんでしょうけどね。

片一方では定住をすすめる、人口を増やす。本当に皆一生懸命になっているの。私共もできるだけ受ける側としても、出来るだけ協力しようということでやりました。勿論この介護のほうもそうです。

地元で出来ることはやろうということで、やってきました。しかし、情報が遅い。人事異動があったからか、それはちょっと私はわかりませんけど、そういうことではやはり今後のあれに、充分改めていってもらいたいと思います。

それから、この介護なんです、図面も出ているようですが、かなり縮小されています。

当初は確か、6、6 が 4 つでしたかな。私は図面を持っていますけども、今度かなり半分以下になっていますが、勿論入札関係等々で、村長がいろいろ説明している通りであることは充分理解しておりますが、当初予想しておりました定員といいますが、そういうものに大きな問題は無いのか、現時点での分かっている範囲の説明を求めます。

それから、住民課長、緊急通報システム、装置ですかね。再度申し込めるということで、私も申込みを致しましたが、これは全て完了しているのか、いつ頃設置するのか、その辺を伺っておきます。

それから、教育関係で、原口教育長先生には、ライブ等で教育長に 12 月 19 日ですか、就任されたということで、先生の教育委員便りですかね、でも、拝見をさせていただいております。

私は、就任早々学校訪問なり、一箇所でもされてくれるのかなという、私個人的な感想を持っておりました。残念ながら、訪問は無かったのではないかとこのように思いますが、あったのであればその辺を聞かせていただきたいんですが、としまのドック、2 月 10 日出港において、名瀬便ですかね、各島を回られたと。十島の玄関口ですからね。海岸で。宝島のことは、私は情報をもっておりませんが、船が着いて、校長、教頭が出迎えて、たまたまそこに自治会長がおって紹介を受けたと聞きました。せっかくそこまで行かれておましてですね、どちらが悪いのかわかりませんが、住民もそこにおられたと思いますが、一言でもですね。先生の言葉なりを期待をしていた人がおったと言うふうに聞いております。

残念でしたが、これから卒業式も終わった所もあるようですが、これからというところもあります。終わればすぐ異動、終わればすぐ入学と、大変忙しい年末年始ということだとは思いますが、終わってどの位の程度に、今の時点で結構なんです、そういう学校訪問等について、考えておられるのであればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

総務課関係についてお答えいたします。

まず、11 ページの法人村民税の減少についてでございますが、法人村民税につきましては、均等割、それから法人税割と 2 つございますけど、まず 22 年度につきましては、この申告のありますのが、22 年度で 12 の企業でございました。今年が 1 件減りまして 11 でございますけれども、このうちの 1 つの企業につきましては、昨年までは均等割、それから法人税割ございましたけれども、1 企業につきましては、今年は均等割のみで法人税割がないということで、大幅に減額しております。

この課税につきましては、各企業の前年の決算の剰余金について課税するものでして、それだけ利益が上がらなかったということでございます。

2 点目の、軽自動車税につきましては、他県のナンバーがどれくらい入っているかというのは把握していませんが、4 月 1 日課税ということですので、その辺はまた出張所等について把握しまして、そ

のような住所変更の手続きをするよう周知したいと思います。

3 点目の空家住宅、それから村の買い取りました住宅の整備の関係でございますが、この空家利活用の事業につきましては、平成 22 年度の繰越事業からずっと続いておりますけれども、22 年度の繰越事業としまして、6 棟整備しております。それから、今年度予算としまして、既に 6 棟のうち、繰越の 4 棟の内訳は中之島 3 棟、宝島 1 棟です。

それから今年度事業としまして、13 棟を実施しておりますけれども、そのうちの口之島の 2 棟については既に完了しております。

それから単独事業で残り 4 棟やっておりますけれども、これも全て口之島ですが、3 月いっぱい契約となっております。

そして最後に国庫補助事業として、7 棟を改修中ですが、この中に村が購入した買い取った分、宝島 1 棟、中之島 2 棟も含めて、国庫事業で今やっているとありますが、この事業につきましては、当初予定していた改修の建物が改修できなくなったケースもありまして、この中身を入れ替える作業を行っております、それがようやくどの 7 棟で行くかというのが昨年末に決定して、国庫補助申請の変更申請をしております。

そういう関係で、この補助申請、変更申請の決定があつてからという入札になりました関係で、繰越事業というふうになっております。総務課のほうは以上です。

○議長（日高通君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

5 番議員さんの、教育委員会関係の質問に対してお答えをしたいと思います。

まずインフルエンザの件でございますが、インフルエンザの予防接種については、児童生徒は任意接種ということにしております。

で、各島の学校でインフルエンザの患者が発生した場合は、学校から教育委員会のほうへまず報告がございます。

そのインフルエンザにかかった児童生徒については、出校停止という措置をとります。

それと同時に教育事務所のほうへインフルエンザが発生したということを報告をしまして、教育事務所のほうから様々な指導を受けながら、最終的に学校長の判断で学級閉鎖、それから学校閉鎖という措置をとっていくということにしております。

今後こういうインフルエンザが発生をしないように、教育委員会としても保護者のほうへ児童生徒への予防接種を勧めていきたいというふうに考えております。

次に教育長の島内訪問の件ですが、今年一月に 5 番議員さんから私、連絡を受けまして、「教育長先生は就任からまだ島へ訪問されていないが、したほうが良いんじゃないか」という助言をいただきまして、その旨教育長先生のほうには報告をしております。

それを受けまして、2 月 10 日の訪問というかたちになりました。そのときに、私のほうで、学校のほうに教育長先生が今日船に乗られるということを伝えておりました。

そこで、本来であれば、自治会長、集落の方に連絡をすべきだったところですが、私がそこを怠ったことによってですね、せっかく教育長先生が各島を訪問されたときに、集落への紹介が出来なかったということは、非常に私がいたらなかったと反省しております。今後注意をしたいと思っております。以上です。

○議長（日高通君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

失礼致します。

只今 5 番議員さんのほうから、教育委員会に対する期待ということで受け止めているところでございます。

ご存知のように 12 月から 1 月にかけては、人事異動関係のほうで、書類それから面接、そしてまた個人への指導といったところで、きわめて動きができない状況の時期でございました。

5 番議員さんからのほうからのお気持ちも聞きながら、何とか早く早くと思いながら、やっと 2 月 10 日の日にいける状態が出来ましたけど、またあくる日が事務所のほうとの会議といったところで、帰らないといけない、そういう状況がございましたけど、今後とも積極的に学校訪問やっていきたいと思

っておりますし、今回の卒業式、先般、私個人は口之島のほうに出席させていただいたんですが、あと小宝島、宝島残っているところでございますけど、そちらのほうも訪問させていただいて、卒業式のほうで告辞文を述べながら、また子ども達、住民の方々と語る機会があればというふうには思っているところでございます。

期待ということで、教育委員会への期待ということで、今のお言葉を充分受け止めながら、また今後とも精力的に動いていけるところ、動いていきたいというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、インフルエンザの対策ですが、保健衛生としまして、うちのインフルエンザ対策としましてはいろんな流行の時期とか、そういったもので県からの情報が入ってまいります。

その都度防災無線を通じ、看護師を通じというかたちで、情報、それからこういった地域に、今年は何型だとか、そういったもの等の情報は常に流しておると思います。

それと併せて、うちのほうもインフルエンザ、まずは予防というかたちで、予防接種を皆さん受けて欲しいと思っております。

今年もだいたい受けた方がいたと思いますが、受けていない方もおります。

受けたからかからないとか、その時のインフルエンザの方によって違いますし、いろいろあるかと思えます。

常にそういった情報等は防災無線等を通じて、保健師のほうから流すよう努めてまいります。

それと、このインフルエンザの部分は、外部から入ってくる。どこから入ってくるか、いろいろあるかと思えます。多分に上鹿した折、いわば発生地域にいかれた方等が、島に帰ってきたときに持ちこまれるとか、原因等は分かりませんが、多分そういった経路等関わってくるんじゃないかと思っておりますし、今後はですね、やはり住民の方もそういった発生地域、流行地域等に旅行される際は、そういったかたちで事前の防備といいますかね、そういったもの等して欲しいと思っております。

それから、介護施設です。

今年の大きな事業の一つでありましたこの介護施設ですが、現在やっと2月に契約ができた。落札ができた。これまでの間、いろいろありまして、まずは入札等が不調が続いた。入札回数にしますと5回致しまして、5回とも落ちなかった。その情報という、島への情報なんですが、最初の部分で落ちなかったとき、集落長等には知らせておるんですが、一般の方、特に宝島当地の住民の方等にはですね、そういった大きな部分で落札できませんでしたとか、そういう情報等はなかなか流しにくいものですから、一応ある一部の人たちにはこういう状況になっておりますと、以後まだ検討をしておりますという形での情報は流しておりますが、ごく一部の方たちだけと。自治会長を含めた方たちだけというかたちにありまして、一般の方にはあまり知らせてなかったのは事実でございます。

それから、介護の施設が縮小されている。これは経過を申しますと、当初の分での計画、基本設計からしますと、118㎡あった建物でありました。

入札を5回しまして、それが落ちなかった。いろいろ原因もございます。

建設関係の分、いろいろ情報を集めますと、いろんな経費の見積、積算の仕方、公共で見積もる場合と民間が見積もる場合との差、今回特にこの建物に関しては、顕著に現れた。その差がなかなか縮まらなかったということでございます。ですから、年が明けまして1月に、この1月末というのが交付金の最終的な判断を迫られるときでありまして、県の方からも繰越をするのか、それとも返納をするのか、こういった状況の時でありました。

それで、今まで入札の結果、縮まらなかったこの積算の額の差ですね、これ等をどういったかたちで出来るのかということで、最終判断としまして、設計変更をすると。再度の最後の入札という部分を駆けまして、設計変更を大幅にやった結果で、98㎡というかたちで、100㎡以下に落とすと。

それで、削った部分というのが、当初予定しておりました宿泊者の部屋というところを、削減しております。

当初の部分では、3部屋。3人分としておりましたんですが、それを2部屋に縮小いたしまして、設計変更を指示いたしたのが1月中旬でございます。25日頃ですかね。確か5日間位で設計変更してもらいまして、最終的な図面が出来たかたちで宿泊が2箇所、2室というかたちで、他の共有スペース、

それから活動スペース、それから衛生スペース、そういったもの等は当初と変えていないと。大幅な変更は宿泊者の部屋数ということで、ご理解をいただければ良いかと思います。

それで、積算額等を再度見積り直しまして、1月31日、県への報告の限度ギリギリです。同じ日ですけど、期限に入札をしまして、今回入札8社、最後は8社指名して、うちの1社は沖永良部の業者で、奄美のほうでも仕事をしている業者でございますが、その建設業者のほうで落札をしたということでございます。

定数に関しての部分は、この介護施設は泊まりも出来るというかたちですね、そのためのスペースでございますので、通常の介護施設、通いの施設でございますので、現在予定しております建物の大きさでしますと、うちの相当サービス基準からしますと、1対4ということになりますと、かけまして16人。こういったかたちでの通いの対応ができると。職員1人に対して介護者4人という、1対4という相当サービス基準等をもってしますと、それくらいの方たちの介護の通いのサービスが提供できるという定数で考えております。

ですから、現時点で宝島のほうでは4名の方が利用されております。

うち1人が宿泊ということになっておりますので、充分にこのスペース並びに職員の人数等ではですね、対応できると。建物が居室が、宿泊室がなくなったとしても、現かたちでは2人まではできますので、対応できるのかなと思っております。

また、今後そういったかたちで、宿泊なり、そういった方たちが帰ってくる、入ってくる、そういった形になりますと、増設なり、そういったもの等ですね、介護施設の運営の状況を見ながらやっていかなければならないかと思っておりますので、当面の間はこういった縮小された施設であっても、十島村の介護施設としてサービスが提供できる施設であると考えております。

それから緊急通報システムでございますが、これはですね、品物等は届いて今宝島の一部、それから悪石島、それから中之島、それ等に機械等は送っております。最終的に出張員のほうにお願いするかたちになるかと思いますが、今試験的に全てセッティングされたかたちを接続するだけになっております。

そのうちの現地でセッティングするのが、時計のまず電源を入れて、時刻設定というかたちが出張員にお願いしているんですが、そこまで行けば通常のかたちですぐさま使えと。ただ私たちの部分では、その中の機能の中に、録音機能というので何々島の誰々ですという言葉を入れると。これが現地でなければ、その家のところでなければできないと、接続した段階で録音をしなくちゃいけないという形で今、進めております。ただ、出張員のほうで、その名前の録音を予定通りしているんだけど、試験的に役場にかけてみた場合に、その名前の録音がなかなかうまく入っていないと。局番の番号だけは入っているということになっておりまして、ちょっと接続のところで説明書等を再度見てもらって、再度調整をして欲しいということにしております。

ですから、出来ましたら、出張員のほうも突然送られても困りますので、住民課の職員等が、あと残りの口之島、平島、小宝島等は赴く部分のかたちで一緒になって接続等の部分をやってみたいと。

そのまま送ってつなげれば、ずっと通常できるかたちになっておりますので、その状況を見ながらですね、送っていきたいと思っております。送り込んだ島のところは、出張員の仕事と、それから住宅の住民のいるときに取り付けてもらうというかたちでしておりますので、若干のずれがあるかと思っておりますので、近々全て揃うものと考えております。以上です。

○議長（日高通君）

審議途中でありますので、これより休憩いたします。

11時30分にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

自動車の件ですが、早速今日中にでも、出張員が島にいるわけですので、各島々ね。勝手に見ることは出来ないのかもしれませんが、確認を取るようにですね、してもらえばと。今ならまず間に合うのではないかと言うふうに、廃車もそうであるように、まだ間に合うのではないかと思いますので、少しでも自主財源が少ないという中でですね、たかが6千円、たかが5千円増やしていくということをぜひお願いしたいと思います。

それから、このインフルエンザなんですけど、学校ではそういうことは、今のところは見受けられていないというようなことですが、よく聞きます防災無線でも聞くわけですが、手洗い等々の呼びかけもされているのを、よく私も聞いております。なお一層子どもに、学校に対してはですね、そういうことの徹底をさせてもらえばというふうに思います。

久保課長、子どもの場合、たしか2回までは、勿論任意ですが、2回はしなさいというのか、してもいいというのか分かりませんが、今回のこの収入については、そういうのが入っているのか。それとも既に2回目も終わっているのか。その辺をちょっと教えてもらえませんか。

それからこの介護でありますけど、課長も話が合ったとおり、当面はこれで、今の状況の中ではやるしかない、当然そういうことだと思います。

課長のご苦労も、それから努力も評価をしたいと思います。

さらに課長のほうが最悪の場合は、土地もこの図面で見ても分かるのとおり、相当数土地も残っております。追加増築等も考えられると思いますので、そういうことで、また希望ももっていきたいというふうに思います。

インフルエンザについて、いわゆるこの国、県、県域のね、警報ですか。新聞に2〜3日前にも出ておりましたが、万全なのか、万全策をとってもらいたいというふうに思います。

それから、住宅のほう、これが県のほうにかわったんだというふうになっておりますが、大変そういう事業としてですね、できるということになれば幸いであるのかなという思いがします。

私はいつもですね、申し上げるんですが、例えば宝島であれば空き地があります。我々自治会がもっている空き地もあります。

そこにですね、災害時のプレハブ等を常にどこの島でもですね、出来れば予備として、これは皆さんいわゆる予備を持ちなさい、一つぐらいあってもいいんじゃないかということは再三出ているわけですが、そういったものを置いて、定住経験。夏休みに例えば一週間、宝島で定住の経験をしてみませんかとかいう、そういうことも出来ますのでね、今後は是非それをプレハブででもですよ。プレハブだと分かりませんが、2,000千円、3,000千円。

平成3年の8.6、ここは8.6、十島は8.3だったと思いますが、台風で私たちの地域も倒壊し、平島でも確か倒壊した住宅があったと思います。その住宅は未だに健在に残っています。これは言うまでも無く、確かあの時2,000千円ぐらいだったと記憶しているんですが、国の土地に立っていますので、どうしようもないんですね。ですから、私たちが持っている、自治会が持っている土地に建てれば、それはそれで使えるわけですので、そういうこともね、検討してもらえばと言うふうに思います。いわゆるプレハブというのは、言い方、何ですか、建設用のプレハブとは違いますよ。例えば、東日本で使っているような、十島村にある、その、あれ知っていますよね。口之島に確か2棟あるはずですよ。火災の時の。それも、本人の宅地に立てている状況。それから取り外せない。いわゆる無償でもうそこに立ててあるんだと思います。公共の土地、自治会の土地であればそういうことが活用ができるということで、今後はぜひそういうことも検討してもらいたいと思います。

人はいるとよくうちのIターンの方は言います。だけどやっぱり、これじゃとても呼べないなと、雑談でそういう話もあります。それは実際わかりませんがね。

まず、そういうことを希望を持って、やっぱり、本当に余裕をもって、勿論土地にしてもそうですし、家にしてもそうですけど、住まいが無ければどうにもなりません。

是非そういうことを、24年度には骨格ですので、あんまりそういうのは載ってませんでしょうけど、是非検討してもらいたいと思います。

それから、教育長先生、ご苦労様でした。

あのですね、私も若干、自分の周りにそういう職を持っている者がおりますので、おおよそのことは十分分かっているつもりで申し上げたつもりですが、さて、各島、口之島は6時ごろでしたでしょうか。多分ごらんになって、暗いところご覧になったんだと思います。

どういう感想を持ったか、最後に。見た感じを。感想だけ聞かせていただければ有り難いと思います。

他については終わります。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

先程の軽自動車の県外ナンバーにつきましては、全くあの議員のおっしゃるとおりで、先程休憩中に担当者に出張所に確認し、該当者にはお願いの文書を渡すようにと指示をしてきたところです。

それから住宅につきましては、今現在今年で空家住宅 17 棟を繰越も含めまして整備いたしますけれども、なかなか事業の遅れました要因の一つにですね、なかなか名義変更が相手方ができないと。登記がなかなかすまないということがございまして、ちょっと遅れておるんですけれども、現在の 17 棟以外にですね、ようやく契約を出来そうな感じで、契約の手続きに入ろうとしているものが 4 件ございます。

それから、他全くこういう住宅があるよですとか、本人から申し出があったのが、他に 5 件ほどございます。ですから、これらは、名義の問題ですとか、補修にどの位かかるのですとか、そういったことの調査を入れていく事しております。

それと、自治会所有の空き地などにつきまして、住宅のプレハブタイプの建設ですけれども、こういった空家対策も含めまして、それから今まで村営住宅につきましては、県の特定期島ふるさとおこし事業で要望してやっているんですけれども、ただこの事業に乗せますと、鹿児島県の住宅行政の中で、南方型の住宅ということで、一応県がすすめる公営住宅の基準がございまして。それに当てはめると、非常に 1 棟 20,000 千円近くになってしまいます。

ですから、今後村営住宅の建設につきましても、今までの特定期島ふるさとじゃなくて、こういったプレハブタイプの単独、あるいはまた他の事業を活用して、そういったことで、経費を抑えて、空家住宅とともにやっていくべきではないかと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

インフルエンザの分ですが、これは 2 回摂取等で済んだものの金額でございまして、本年度は延べ 410 名、子どもからお年寄りまでということになっております。

ちなみに、負担が子どものほうが 1,500 円ですね。大人が 2,500 円。老人のほうが 1,000 円という負担を貰っております。

ですから、本年度は予防接種等は済んでいるということでございますので、出来るだけ、まだ、延べです、まだ打ってない方もいますので、なるべく予防接種を受けて、対策をとってもらいたいと思っております。

建物の分ですが、あの周囲の部分ですが、現在寄附をいただきました土地等もですね、スペース的には増築の可能性が出来るというのもございます。

それは今後の、やはり先程申しましたように、運営、それから利用者の状況等を見まして、考えていかなければならないかと思っております。宿泊者等の希望が増えますと、それなりに職員の増員なり、宿泊を伴いますと、勤務の条件がだいぶ変わってきますので、負担がないように。それから、十分な人員配置というかたちも考えなくてはならないかと考えております。

○議長（日高通君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

失礼致します。

先般、3 月 6 日の日に卒業式がございました口之島のほうに参加させていただきました。

卒業生 2 人、小学生が 1 名、中学生 1 名、そして在校生が小学生が 2 名、中学生が 2 名、計 6 名の卒業式でございましたけれども、昨日、日高助廣議員のほうから質問のございました生きる力。その生きる力というのを、あの子ども達の姿の中に見出すことでございました。

言葉ではなくて、まさに姿そのものの生きる力というのを感じさせていただきまして、ここで生きるということの素晴らしさと、それからまた意義、そういうのも改めて感じたところでございます。

世間的には便利さとか、それから住みやすさとか、そういったようなものさしでもって価値をはかっていくのかもしれませんが、この十島村の各島々に先人として住み付き、尚且つそこで生き抜き、厳しい自然環境の中生き抜いてきた勇気とか、知恵とか、そういったものをはぐくんでいる、今に生きる人たち、島民の方々、その日も卒業祝いということで、コミュニティセンターでたくさんの方々が集まって、卒業生を祝う会をしていました。

その席でもいろいろ語る機会がございましたけれども、まさに先人として生きてきたその血を受けてここで生きている人たちのたくましさ、勇気、知恵、そういったようなものも感じさせていただきました。確かに、住むには不便なのかもしれませんが、また厳しい所なのかもしれませんが、そこそこ私たちは光をば、あるいはその新しい価値観を見出していく、そういった底力が備わっているのではないのかといったようなことを感じさせていただきながら、帰ってくるところでございました。

そういう意味を含めまして、また口之島には口之島の、また平島には平島のいろんな各島々の個性といいましょうか、固有のまた文化も含めて、人情もございませうから、そういったようなものをまた味わいながら、それを教育の世界で、また指導者としての教職員のほうにも伝えていきながら、より良い子ども育成に携わっていったらなというような感じをもったところでございます。以上でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

一点だけ。

その今宝島で行われている介護事業所建設について一点。

実は議会に上がってくる前に、介護事業者と住民とが集まって、数回いつも意見交換会が行われるんですよ。そのときは、役場のほうから職員も2名ほど参加していたので、報告は課長のほうは受けていると、その会議の内容ですね。受けているかとは思いますが、ちょっと私その場でショックだったのはですね、この事業の遅れによって、介護事業者のほうには全然やっぱり情報は入ってこなかったということで、やっぱり役場との信頼関係を今失っているというようなことをちょっと聞いたんですよ。

今からこうやって事業をやっていかねばいけない人たちと、そういう信頼関係を保てていないということ自体が、すごい私にとってはショックな言葉で、住民によってはちょっとその中で、住民の方である意見からすれば、「あの人たちは手を引くつもりでそういうことを言ってるんですか。」っていう方もいたぐらいですよ。いや、そういうつもりではないと。そういう言葉をいただきましたけど、やっぱり、今からこういうことを、しかも宝島をモデルケースとしてやろうとしているところにおいて、そういう言葉が出てくるというのは、私にとっては非常にショックだったんですけど、これをうまくやっていくためには、コミュニケーションをしっかりとらないと、なかなかうまく具合に進んでいかないんじゃないかなと。先程教育長が言われたように、本当にその場に行って、その雰囲気とかそういうものでいろんなものが伝わってくるものもあると思います。ですから、実際にあったときに、課長のいろんな不安とか、いろんなものがあると思います。そういうものをちゃんとやっぱり、私は言っていると思うんですよ。事業者等にも。なんかお願いするじゃなくて、共にやっていこうという意識をもってやる必要があるんじゃないかなと思って。やっぱり自分たち住民はそういうのを聞くと、すごい不安になるんですよ。住民のほうは。

だから、そのあたりをもうちょっとちゃんとコミュニティを取っていただけるように、努力していただきたいと、それだけです。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

本来、介護事業所を開設するに当たって、一番肝心なのは、これをどう運営していくか、どう運営していける事業所があるかどうか。本村のほうで介護事業のほうで参入してくれるかどうか、それにかかっているかと思っております。

この側面からしますと、一つは運営の面。それから、活動するハードの面と分かれているんじゃないかと。

このソフト部分につきましてですね、いろいろお互いの感情、考え、そういったもの等もですね、現

在ちょっとすれというか、違いというか、こともあります。ただ言葉的なもの等でですね。思いが感じられないとか、そういったかたちで言われますとですね。我々も村としてもですね、出来る限りの分に対応したいと。私としては表明しているつもりでございます。

ただその表明している部分での返答、そういったもの等でのかたち。何回か話を持ちながらですね、やってきてはおりますけれども、その場その場での部分での回答は、意見の交換というのはハッキリ言って交わされていないというのは実感しております。

お互いに、考え、村の考えと事業所の考えと、そういったものは出さなくてはいけないとは思っておりますけど、我々のほうでは、行政としての答えが欲しい。それから、事業所のほうとすれば、介護として自分たちが今までやってきたことの、いわば思いというかたちでやりたいと。そこら辺にちょっと行政とのギャップが若干あるかと思っております。

建物の関係にしますと、これ等につきましてはですね、その都度私としましては情報を送って、何が欲しい、これがある、いらないというかたちで、私としてはやって、それなりに近づけるようなかたちで物事、備品等はそろえるように、この前入札して、またプラス追加というかたちを考えております。

ただ、私の考えとしましては、施設についてはこちらに任せて欲しいと。あくまでもこれは施設が出来たからではなくて、施設をどのようにしてそこで介護事業をサービスを提供してもらえると、中身にかかってきているかと思っております。これはソフトの部分で、多分にお金のかかる問題だと思っております。

民間事業者のリスク、村のリスク、そういったもの等がどこでうまく合意に達せるか、そこらへんがまだなかなか本音で激論させていないということが言えるかと思えます。

ただ、地元で、十島村全体の問題として、他の島のこともございます。

ですから、我々としては出来るだけこれを発展させて、他の島へも波及させたいと、そういった計画がございます。

それが無いことには、こういった議会で予算の承認が得られるわけではありませんで、生まれる前のそういった今業者と村との意見のすりあわせというのがまだうまく行っていないと。うまく行っていないというか、うまくいかなければならぬんですけど、そこら辺で、我々行政が住民の方に説明する言葉と、それから事業所の発する住民との対話の中で発する言葉、そういったところで、中身は一緒だと思うんですけど、住民が聞けば、いろいろ考えが出てくると、不安がっているかも知れないということは考えていますが、あくまでもこれはかたちとして何れかは住民の方に示さなければならぬものでございますので、その点を踏まえてですね、最終的なかたちをですね、保健師、それから村としての最終的判断と、それから最終的結論を今月の中では出さなければならぬと考えておりますので、結果等はいいい方向のかたちで、我々としては譲歩するかたちも考えていると思っておりますので、今しばらく結論の報告をするまでの間、もうしばらく待つて欲しいと思っております。

施設、周りのハード建物、それから条例、そういったもの等は整備されつつあります。

一番最後に残っているのは、事業所と村との契約と申しますか、運営についての最終的な結論ということは一つだけ残っているということでございます。

そのまま、おざなりになって、これが出来ないということではないと考えておいて欲しいと思っております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

まあ、あの、本当、この事業に関してはですね。住民自体は本当期待してたんです。

住民は本当これは素晴らしいことだと思って、住民自体が一生懸命やろうと思っております。

で、役場がやろうと、執行部のほうもやろうというのはわかっています。事業者の方もやっぱり一生懸命やろうとわかっているのに、それがなんでうまく行かないのかというのを私は心配しています。

それは誰が上とか下とかっていう考え方じゃなくて、皆同じ場に立って同じように話をしないと、やっぱりそこにいろんなものが生まれてくるような気がする。

私はそう思うので、そのあたりを考え、ふまえて。出来ないものは出来ない、出来るところは努力する。そういう考え方でちゃんと話を進めていただきたい。以上です。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

大筋、今住民課長が答弁したとおりであります。この事業につきましては、そもそもその大変難しい、まず国の制度やそういうものからはみ出るような部分もたくさんありまして、それを十島村の高齢者福祉ということで、村としても何が何でもこれをやる必要があるということだけは皆さんと合意が出来ているわけで、そういうことからですね、大変今まで他の自治体には無い歳出もあります。そういう意味では、そここのところは、村長以下私共も決断をして、何とかこれを成功させたいということで、ここまで来ているわけですね。私もここにきて、こういう状態になっていることについて、いささかちょっと戸惑っているんですけど、今議員さんがおっしゃったようなですね、お互いにいろいろ提案をこちらのほうからしております。ですから、何がどう困っておられるのか、その辺がですね、まだ具体的に見えていないというところがあるもんですから、お互いにこれからですね、胸襟を開いて、とにかく一緒にやっていかなくちやならない事業ですから、住民とそれから事業者と、行政と、一体となってこの事業は進めなくてはなかなか国の制度のもとではうまく行かないだろうと思っております。そういう意味ではですね、是非今モデルをやっている事業者の人たちとも、これから一緒に歩調を合わせて問題解決にあたっていきたいと思っております。

宜しくひとつ、地元のほうでもお願いをしたいと思います。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより昼食のため休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

本年度事業でかなりの繰越事業がでているんですけど、この中には入札の不調で何件か繰越す事業があるんですが、このままで行くと24年度もおそらくこういう繰越が出てくる可能性があると思うんですが、その中で今後の対策として何か考えて、繰越を出さないように考えているのかどうか。

それと、中之島の診療所の浄化槽の取替工事が出ているんですけど、これは耐用年数か何かが来て取替えをするのかどうか。

それともう一点、消防団安全対策設備整備事業があるんですが、この中に救命用フロートセットというのがあるんですけど、これの説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

中之島診療所施設の浄化槽の分でございますが、これは当初から設置されておりました浄化槽がですね、まずは単独槽であったということ。それから、度々設置当時の状況はきいておりますが、この最近になりまして、配水の管、浄化槽まで流れるパイプの所に、高さの逆転現象が起きていると。いわばそのために配管のところがつなぎのジョイントの部分でずれが生じております。

そのために、流れたものがすなりと流れないと。

あるいは、ますのほうに止まってしまうと。そのたびに、バキューム車のほうで、直接吸いだして改善しているという状況がほぼ続いております。

それと、つい最近ですけど、実際患者さんのほうが診療所のトイレを使った際に、流れなかったと。汚物が流れなかったという事態もありまして、この部分で改良をするよりも、あらたな部分で合併浄化槽を新たに新規に設置するということでございます。ですから、全てそっくり入れ替えるということで、工事の仕方にはいろいろ今後検討しなくちゃいけませんですけど、単独槽から合併浄化槽への切り替え

ということで、診療所施設にあります診療所部分、それから看護師住宅等の配水、風呂の配水、全てをこの浄化槽で賄うということで、今回補正のほうにのせて、早急に発注をやって改善していきたいと考えております。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

消防の関係の、消防団安全対策設備整備ですけど、これがですね、港に浮環（浮き輪）、それから救命胴衣（自動拡張式救命胴衣）を2セットですけど、これがワンセットで50万程度するんですけど、これを5セットそろえようとするものですが、現在ですね、口之島の西之浜漁港、それから宝島の前籠には、県の管理ですので県が整備しております。

それから小宝島港につきましては、港湾の補助事業の中でこれは設置しております。

諏訪之瀬島の元浦港につきましても、この港湾の補助事業で設置するということですので、残ります5つの港、宝島の宝島港はですね、地元のほうから設置場所が無いということで、不要だということでありまして、残りの5箇所、中之島、平島が東之浜、南之浜、諏訪之瀬島の切石港、そして悪石島のやすら浜港、この5港にこのセットを整備すると。

壁掛け式のBOXになってまして、それをセットするということで、海に転落したときにそれを投げて助けるという、そういったものです。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

入札で不調になった件に対しての、その対策であります、今まで不調に終わったものの内容を検討しますと、その県が示している標準単価で設計をして、その設計額をもとに、村のほうで予定価格を設定し、入札をしております。

その結果不調に終わるわけなんです、その標準単価の設定の仕方がですね、その従来は、従来といえますか、今まで高度経済成長時代にはいろんな公共事業の量が多くて、例えばコンクリートにすればですね、生コンにすれば、非常に量が多かったと。だから、各島のプラントで作るコンクリートの量が多いですから、単価は低くなりますよね。

これが量が少なくなってしまったと。そういう意味で、非常に単価が高くなってきたということで、従来の生コンの単価ではなかなか落ちないということが一つ。

それから、このことについては県が今現在、コンクリートの来年度の使用量を各、我々離島に調査をしております。そういうことで、県のほうでのまた、生コンの価格の設定がされるだろうと思います。

ただ、今回の経験で行けば、それだけではなくて建築事業の場合には、建築業というのは非常にその多種多様な専門家的技術者が必要であります。

そうしますとですね、例えばですが、極端な話、宝島で一日の仕事があるとした場合に、宝島における理屈上の時間は半日しかないわけですね。

ですから、一日の仕事をするために、次の便まで待たなくてはいけないというようなことで、現実には職員を派遣した場合に、そういう旅費とかですね、そういうものが大変経費がかかってくると。そのことは標準単価の見方では基本的な建設事業費の5.9%が離島経費だということで積み上げがされているんですけども、今言ったような十島村の地理的条件では、なかなかその事業者は、それではなかなか引き合わないというようなことから、不調になったと、私のほうでは分析しております。

ですから、今県は生コンのことについては動き出していただきました。あと今私が申し上げたそういうようなですね、地理的条件、あるいは技術者の派遣経費とか、そういうものについてもですね、何らかの対策がないと、この問題は解決しないだろうと思っておりますので、今後またそういうものについても県と相談をしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

只今副村長の答弁に対しまして、補足させていただきます。

先程言われたとおり、直接工事費に5.9%の離島経費をかけただけの単価なものですから、実際それを、例えば資材を持っていくたびにどれぐらいお金がかかるかということで、平島でちょっと積算した

ところが、離島経費だと 28 万円程度なんですけど、実際積み上げると 70 万円位その運賃だけでもかかる計算でした。

だからそういうことからおいて、県のほうに対しても、県の今県営事業が諏訪之瀬島は既に 2 年集出荷施設そのものがずっと落ちておりません。で、今回もまた流れました。県のほうとしてもそういう事実をつかめているわけでございますので、何らかの手立てを打っていただけたと思っています。

でまた、再来週鹿児島振興局におきまして、土木、建築の課長会の幹事会というのがございます。その折にそのことについても協議に出して、来年度以降の検討をお願いするような段取りをとっております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

一点だけ。

この救命フロートセットはですよ、必ず各港には少なくとも一個は備え付けておかないと。万が一に人が海に落ちたとか、必ず使うと思う代物なんですよ。

その中で中之島については、先程の答弁では出てこなかったんですけど、数ヶ月前に悪石島でも、落下して亡くなられた人がいますよね。

そういうときに、もしこの浮環でもあれば助かっていた可能性がかなり高くなっているんじゃないかと思う中で、できれば各港必ずワンセットは用意していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

すみません。

先程言ったつもりでしたけど、中之島もこの 5 港のなかに入っております。

全ての港に設置するつもりでしたけれども、宝島港だけについて、設置する場所がないということで、地元から。その壁掛けタイプの BOX なんですね。それで、ちょっと置く所がないということで、今回とりあえず 5 港を国に要望した次第です。

○議長（日高通君）

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

消防費の中の備品購入とありますが、ここでドクターヘリ用の担架 5 台とありますよね。これは、悪石島から以北の 5 か島に配置するのか。

それとですね、悪石島ではこの前水難事故があって、80 何日ぶりに遺体が揚がったわけなんですけど、そのときに感じたのが、どうしても遺体の収容袋ですかね。あれが必要だと思いました。

なぜかという、県警のヘリが飛んできて、幸いつれて帰ったんですが、もし県警のヘリが来なかったら、地元で対応せんといかんということで、どうしようかと考えておったんですが、最終的には遺体収容袋というのをどうしても各消防団に 1 個ずつはやっぱり設置すべきじゃないかと思うんですが、そこら辺をお聞かせください。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

ドクターヘリ用の担架ですけど、議員がおっしゃいますように悪石島以北の診療所に対して整備する。県のほうはハッキリはまだ申ししておりませんけれども、一応悪石島が対象の可能性があるとということです。その全てを 5 個整備するということです。

それから、遺体の収納袋については、また新年度のほうで検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

まず、先程の教育委員会の関係でインフルエンザの関係が出ていましたが、同様にウイルス性の感染性胃腸炎、その関係についてうかがいます。

ここ最近テレビなどでも鹿児島本土のほうの給食センターの職員の方がノロウイルスに感染して、そういった関係での給食センター自体が3日間の給食の準備ができないとか、そういったのをよくテレビで見ますが、本村においてはそういった感染性の胃腸炎等の対応についてはどのような形で行われているのか。特にすぐ島内で検査機関が無い関係で、発生した場合にはやはり調理をして下さる担当者の方からの自己申告のもとにしか対応が村の場合はできないと思うんですが、そこらへんについて、教育委員会のほうから担当のほうへの指導なり、徹底されているのか。

やはり、今年ここ最近役場のほうからも防災無線でも頻繁に感染性胃腸炎については注意喚起が行われています。

学校の給食とかそういったかたちで感染が起これば、かなり広範囲に被害拡大する恐れがありますので、そこらへんの対応についても説明を求めます。

それと、先程総務課長の方から答弁がありましたが、住宅の関係。プレハブ住宅での村営住宅の対応という部分については、やはり地元のほうでもそういう声が頻繁に聞かれます。

特に空家住宅の改修が間に合わない。逆に言えば、改修しての対応が可能な住宅自体が地元が無いという部分でのUIターンの受け入れについて、支障をきたしているという現状です。

ぜひともこのことに関しましては、新年度以降積極的な対応を求める所です。

それと、先程の高齢者の緊急通報システムの設置の部分に関連するんですが、例えばそういった設置であったりとか、今現在水道メーターの取替え工事等を現場のほうに指示をして、出張員のかた、中之島の場合は出張員の方が対応されていますけれども、現実問題として一人での対応はかなり厳しいのかなと。そういった中で、例えばその住民課のそういった設置の問題、それから、防災無線の不具合の点検、取替え、そういった部分をどうしても一人ではこなしきれないというのが現状なのかなという気がしています。見ていて。例えば、本日についても先程放送がありましたが、中之島については午後不在になりますと。最近非常に窓口の空いている時間がかなり少ないような気がしています。

やはりそういった部分で業務に追われているという部分を考えますと、地元のほうにそういう対応をお願いするに当たっては、逆に言えば賃金対応でどなたかを雇用するような形で村としても先手を打つかたちでの対応をしていただきたいと思いますので、そこら辺についても今後対応を求めるところです。以上です。

○議長（日高通君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

2番議員さんのご質問に対して、回答いたします。

感染性胃腸炎については、主にノロウイルス、それから0-157、そういうものが上げられるというふうに思います。

確かに議員さんの言われるとおり、こういう感染性のウイルス性の胃腸炎については、自己申告に頼らざるを得ないということは事実でございます。

ですから、学校給食の調理室、ここに衛生点検簿を設置しております。

調理については、毎朝その衛生点検簿に記入をしていただく。内容については主に、下痢とか熱とか、そういうものがあるかないか、そういうものを記入していただいて、校長がそれを報告をうけてチェックをするということを徹底しております。

それから、調理員については、毎月一回の検便をやっておりますし、また給食調理に伴う、調理機材等についても、各島に各学校に設置をしております食器消毒機で毎回消毒をしながら、その消毒機の中で保管をしております。

その調理人の出入りについては、消毒液、ノロウイルスに対しては、次亜塩素酸ナトリウム、それから0-157等のウイルスについては、アルコール溶剤を入りに設置して、毎回出入りのたびに消毒をしてから入るということを徹底しておりますので、今のところ未然に防止が出来るんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今各島で水道メーターの有効期限が切れているために取替え工事を行っているわけですが、出張員さんをお願いしているところがございますけど、そういうふうな本来の窓口業務のほうに支障を

きたすようであれば、ちょっと中身を精査しまして、早速連絡をとって、窓口をしめるようなことがあればですね、駄目ですから、賃金等で対応して、メーターの取替え等はやらせたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

緊急通報システムの設置の関係ですが、おっしゃるとおり出張員に対応してもらうことで考えておりましたが、実際のところ私が電話通報システムの機器を持って、中之島で赴いたところ、窓口等でいろんな各課からの要請による現場の確認、検査の確認、種々様々なことで、出たり入ったりが多分にかかったのも私としても現地で感じております。

その点、自分たちの仕事の都合上、いろんなことをお願いするわけですが、一つのお願ひ、電話一本、FAX1 枚でお願いしていることが、現地にとってはですね、いわばいろんな方たちに連絡、段取り、そういったもの等が多分にあるなど。実際この前診療の際のお願いが紙切れFAX1 枚であったんですけど、場所にしても使い方にいろんな方たちと了解を貰う部分、連絡する部分があつて、ちょっとトラブったこともありました。

そういったことを考えますと、やはり自分の仕事の部分でお願いする際は余裕をもってとか、余裕を持って時間のあるときに出来るお願い等、主体的に向こうの仕事を尊重しながら、その合間の中でお願いするとか言う形をもたなくてはいけないかなと。出来ましたら、自分の仕事のほうは出張、現地に赴いた際に全てそういったかたちで対応していくということで、やらざるを得ないかなと思っております。

緊急性とかそういったものは別としましても、そういったかたちで緊急通報システムにつきましても、設置について紙切れ一枚でお願いしますというだけではちょっと設置しづらい、お願いしづらいこともありますので、他方の、賃金とかそういったかたちで、地元の方の協力を得られれば、そういったかたちを出張員のほうにお願いして対応してもらうこと、早急に設置したいと思っております。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

プレハブ住宅建設についての促進をということですが、先程もお願いしましたように、私たちのほうとしましても特定離島の事業にのせて高い住宅を造るよりも、単独ででも安い住宅を数多くということは考えております。

それで、それと併せまして、UI ターン者の住宅につきましては、理想的には UI ターン者自らの資金で土地を購入、住宅を建設するというのが理想なんですけど、こういったプレハブ住宅を建てて、10 年後、15 年後にはその時の現存価格で払い下げすると言ふような制度も視野に入れながら、そういったプレハブ住宅の建設も検討してみたいと思います。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

それと、あと何個かありますので、先程の診療所の浄化槽の入れ替え工事の関係なんですけど、こういった浄化槽の入れ替え工事、それから、水道管の布設工事、そういった部分について、あとの確認検査等において、写真であつたりとか、それから現地に赴いての確認の中で、地中に埋まっている部分はどうしようもないと、見えないという中で、過去にも確か浄化槽自体が中に入っている石の関係で、破損があつての何か確か入れ替えをしないといけないというのが、確か村営住宅か何かであつたように記憶をしているんですが、先般中之島で水道管の破裂事故がありました。

で、たまたま私はその工事にずっと立ち会っていたんですけど、配管の回りの埋め戻しをした際の状況が余りにもひどくてですね、おそらく住民課長と一緒に立ち会っていましたので、写真を撮られてますので、情報として聞いておられるかもしれないんですけど、それこそ、こんな石がごろごろ出てくるんですよ。配管の回りから。それが結局、車がその上を、駐車スペースみたいなかたちになっているものですから、その上を重機等が行ったりする関係で、どうも踏み割ったんじゃないのかなと。経年の中で。そういったのを見ながら、あまりにもひどいなど。見えない部分ではあるけれども、見えないからなおさらなのかなという気がするんですけど、そういった部分で、施工にあたってはそういった部分を必ず徹底、埋め戻し作業についてのそういった部分は、工事発注の段階で徹底をさせていただきたいなと、そのように思います。

それと、先程の繰越の関係で、理由等については、今までの説明で理解をしました。

その中で、今繰越で上がっている事業関係が、今現在の進捗状況がどうなのか。それから、事業完了をだいたいいつごろになるのか、もしわかっていればその点まで説明をいただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

土木施工基準によれば、その埋め戻しをする場合は良質な土を持って埋め戻しをなささいというふうになっています。

良質の土というのは、例えば砂であったりとか、島のほうではシラスは発生しませんけど、シラスとかそういうのを使っています。発生土を使う場合においても、砂利とかそういうのがあったときは取り除いてやりなさいと、完全にこれはもう法令遵守をなささいということで謳っているんですけど、写真管理も全て埋め戻しをする際は全て映ってます。

写って、私共としては、確かにこれは良質な土であるなど、大体2層位に渡って写真は撮ってありますけど、そういう隠れた所の見えないようなところでそういうのがやっているということは、これは言語道断でございますので、その写真を見て、施工業者を呼びつけて、やっぱりそれなりの注意はしなくてはならないと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

民生費の関係での繰越事業ですが、まず1つは介護施設関連事業でございます。建設本体につきましては、2月1日に契約をしております、本年3月27日が第一回目の契約期限でございます。

これ等は繰越の承認を得ました段階で、5月の末日まで工期を延長したいということで考えております。それと併せまして、建物本体と付随します県の振興事業であります外構事業も同じような状況で進んでいくものと思われま。

業者自体は実際現地のほうに入りまして、糸張り、そういうことで、レベルとかそういったものは全部確認をしまして、工事をするということで準備万端進んでいると思いますが、入ってから雨が続いておりまして、なかなか思うように今進んでいないという状況であるかと思っております。

それから、衛生費のほうでの繰越の事業ですが、今般の補正で対応するというので、上程しております。補正に上程して、尚且つ繰越は時間的なもの等がございますので、若干繰越をするかたちでお願いをしておりますが、浄化槽につきましては、埋め戻すということを考えますと、いろいろな状況がございます。

実際この前の施工の段階で、水道管のほうを見てまいりまして、ああいった石とか出てくればですね、やはり地中に埋めるものにつきましては、最新の注意を払って、浄化槽本体に傷がつかないかたちで埋め戻しと。それは確認を発注を受けた業者に対しましてですね、そういったのは厳しく確認をしたいと思っております。

それと、平島の診療所の関係、それから悪石島の分。これも今回補正の段階で、期間内で済むと思っていたんですが、平島のほうは現在住宅関係の業者が入っております、住宅関係の業者等に再度現地のほうで見てもらいましたら、当初の設計よりも若干違う、変更の設計が要望がございまして、そういったかたちを勘案しますと、現在受けている年度末までの工事の発注を、住宅を受けていますけど、その期間内でできる仕事と私たちは思っておったんですが、そのような短い期間で済む工事ではないということになりまして、今回補正をしてもらって、その上で、繰越とならずをえないと。これにつきましても、中身からしますと悪石島につきましては、台風時期の前、診療所にしましてはいわば空気環境の分ですので、早めのうちに対応が必要だろうということで、補正を先にしまして、繰越で年度当初の段階で発注が済む形をもっていきたいということでございます。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

総務課関係の繰越事業についてですが、総務費総務管理費の中の、ブロードバンド施設管理費ですが、この中にシステム改修費とございますけど、この中には2件ございまして、気象情報システムの改修、これは現在30分間隔でのデータの更新を気象庁と併せて10分に変更するというものです。

それからインターネットの事業者として、サーバー、不正アクセスのサーバーを監視するというのが義務付けられておりますけど、その改修をするということで、このシステム改修は2件ですが、気象情報システムについては、目途としては3月中には終わるんじゃないかと予想しております。

それと、不正アクセスのほうもこれは4月いっぱいでは終わるんじゃないかと思えます。

それと、加入者アンテナ取付工事ですけど、これは空家住宅関係につきまして、インターネットの加入者の設備をつけるということですので、これは空家住宅の整備状況と関連してくるんですけども、空家住宅につきましては、現在国庫補助で繰越しております、7件の事業につきましては、4月いっぱいでは終わるような目途ではありますけれども、中を開けてみてどれだけ変更箇所が出てくるのかということもございます。

それから、先程午前中に4件の契約を進めているということをご説明しましたが、これが整いましたら、この予算の繰越の中で改修工事まではもって行きたいということですので、この空家住宅は契約が整えば1年間ぐらい、それよりは早く終わると思えますけれども、それぐらいになるのかなと思っております。

それと、情報通信施設整備。ブロードバンドの最後のところですけども、これは今回補正予算で1,000千円いただくことをお願いしておりますけれども、これにつきましても、通信事業者と協議を今からですので、これは半年以上かかるんじゃないかと思っております。

それから、消防費の、先程ご質問のありました救命用フロートセット、5セットにつきましては、4月いっぱいでは整備は完了すると予想しております。以上です。

○議長（日高通君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

教育委員会関係の教育費の繰越事業について、解答いたします。

まず、教育総務費の教職員住宅管理費の教職員住宅の畳、襖、障子の張替え。これは今回の補正予算でお願いをしている事業でありまして、一応事業執行につきましては、今回異動対象になっております先生方の入居されている教職員住宅を優先しまして、3月内で実施をしまして、その他の住宅につきましては、8月の夏期休暇を利用しまして、全てを終わらすという予定で計画をしております。

次に小学校費の屋内環境施設整備ですが、これは諏訪之瀬島分校のグランド整備工事にかかることなんですが、これについては平成23年2月にですね、県の学校施設課のほうに整備計画を策定しまして、それを提出しております。

しかし、皆さんご存知の通り、3月11日に発生しました東日本大震災によりまして、耐震化事業以外のほとんどの事業が凍結をされておまして、その関係で事業の内定が遅れておりました。

その事業の内定が平成24年の2月2日付けで内定通知をいただきまして、そのことから年度内の竣工が困難という判断から繰越をお願いしている状況です。

今後につきましては、既に2月10日付で交付申請書を提出しておりますので、この決定が6月までに決定通知が来るということを県の学校施設課のほうから聞いておりますので、その決定通知を受けまして、事業執行ということになります。

一応学校行事に影響が無い期間で工事を完成させたいということで、夏休みを利用しまして、8月いっぱいではグランド整備を終了したいというふうに考えております。

次に社会教育費の歴史民俗資料館の屋根防水工事ですが、この事業についても、今回の補正予算でお願いをしております。

これについても、屋根の防水工事ということで、雨季に入る前に工事完成をしたいということで、この補正予算が成立、議決をいただきましたら、3月中に入札執行を行いまして、5月末までには完成をさせたいという予定で事業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、農業費の平島家畜保護施設建設工事です。

これは本年3月中にやっと契約が整いまして、これから入るわけでございますけど、やはり6月くらいまでかかるんじゃないかと思っております。

下のほうも同じでございます。

旧林道改良舗装工事、これのほうも大体今仕事そのものは重複しているものですから、今島の方なんかはその作業そのものに難しい状況にありますので、4月、5月ぐらいまではかかるのではないかと考えております。

中之島の鮮度保持施設でございます。これは既に契約いたしておりますので、だいたい5月頃までをめどとしていただければよろしいかと思います。

ななしまの検査工事です。

これは大体4月の中旬ぐらいまでの予定をしております。4月の中旬ぐらいまで。それから小宝島集落道。それから中之島地区の道路でございます。これは4月中に終えるものと思います。

補助の元浦港改修工事でございます。

これはまだ発注いたしておりませんので、今月の末頃発注する予定でございます。

それから上部工の工事ということで、大体1億円程度のお金が残っておりますので、6月頃を目途に思っております。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

総務課のほうに質問いたします。

アナログから地デジに変わって、まだ間もない状況の中で、各島映りが悪いということから、電波の調査をするということで、話があったわけですが、その後調査結果あたりがどのように出たのか。そしてまた、それに対する対応はどのように考えているのか。新年度予算で組んでいるかどうかは、私はまだ確認はされてませんが、結果等が分かっているならば、確認をして欲しいというふうに思います。

それから、先程来出ました、出張員に対する水道メーターの取替え、あるいは緊急通報システムの仕事の依頼というような話をしていましたが、過去においても、住民においては仕事がないと。そこでワークシェアリングって言う意味で、仕事を分散して人夫賃で対応していく方法というのをいろんな議論もしてきたわけですが、出張員が手が空かないために、緊急通報システムの配備が遅れると。品物は買って、それが遅れると。それであれば、消防関係、消防分団員にね、それを今度は仕事として与えて、早急に設置をしていくと。あるいは今度は平島では水道メーターの取替えというのは、場所によってね、水が溜まったり、土がかぶっていたり、いろいろ大変だということもあって、その地元の人に委託金ですか。その2人をお願いしてやってもらうと。

出張員が出張所をあけて、そこまでやることによって、本来の住民サービス、出張所のサービスが低下してもらっては困るんだと。ワークシェアリングという意味からも、そっちのほうへ回してやるべきだと、そんな思いがするんですが、その点について、各島共通に出来ないのかどうかというのを伺いたい。

それと、この溶接機の購入については、どのような理由からこの溶接機を購入するのか。またその溶接機の容量あたりは幅広く全島で必要な場合に、それがちゃんと使えるような容量をちゃんと備えているのかどうか。悪石島へ送るということでは、悪石島の今の現状に必要なだから購入するということなのか、その点について伺いたい。

それから、住民課のほうへ質問いたします。

扶助費の中でですね、寝たきりおむつ支給費あたりが、マイナス減になっている。勿論この寝たきりおむつ支給事業そのものは個人の申請主義になっているということで、ちゃんとその住民が周知していて、そして申請をして、申請が上がってこなかったから減額になるとか、そういうことではないんだろうと思うんですが、もし上がってこなかったら、こっちのほうからきちんと申請をあげてくださいというような指導もしてやっているんだろうと思うんですが、このマイナスになった、減額になったこの内容を説明を願いたい。

それから、診療所のトイレの改修工事。これは公共施設そのものは、高齢者も多いということで、バリアフリー化ということで、かなりある程度の整備は出来てきたと。

その中で、診療所のトイレについては勿論具合の悪い方が向こうに入って、トイレに行かれるというケースが多いんだろうと。そこで、洋式のトイレの中でも、最近ウォシュレットのトイレというのが一般化されてきていると。中で、これはウォシュレット式のタイプに考えてしているのかどうか。中身をですね。これから是非これは全診療所、そういうかたちで進めるべきだろうなという思いがするん

ですが、その点について確認したい。

それと、インフルエンザの予防接種の先程個人の負担額が出ましたが、大人が2千円、それから子どもが1千円でしたか、老人が1千円。大人は2千500円ですか。過去においても熊本県あたりでは、無料というんですが、かなり県自体が補助をして、皆さんが受けやすいような体制を作っていると。そして、その全国の中でインフルエンザが大流行して、病院がある地域であっても、その施設の中でも死亡者が出たということがありまして、そういう状況の中で、我が村で病院がない、診療所しかない、医者がない。そういう状況の中で、急患ヘリを七つの島にどんなふうにして飛ばすのかという話までした経緯があったんですね。そこで、もっとインフルエンザの予防に対しての補助とか、そういうことでは、もっと村が力を入れてやってもおかしくないんじゃないのかなとそんな思いがするんですが。それとその生活保護者、あるいは、身体障害者は無料だったんですかね。そのような方向で話をした経緯があるんですが、その点についても、村の考え方。村がどのくらいインフルエンザの個人負担に対しての補助をしているのかというのを伺いたい。

あとは、経済課のほうの、畜産業のこの草地開発の工期の問題について、勿論この明繰の数からして、村のほうとしてはこういう事情で明繰をしたいと。ところが、この草地開発の場合、皆さんがご承知のようにここ10月から12月にかけて、ドドッと公共事業等がまとまってきています。それが今度は草地開発の仕事ができない状況。人夫が足りなくてね。そうすると、この公共事業の工期そのものが3月31日までと。そしたら、牧場の仕事に出る人がいない。そういう状況の中でね、その明繰も含めて考えるということも私は必要なんではなかろうかと。慌てて仕事が無いときに、失業対策事業に値するかどうかわかりませんが、そういう牧野改良をちゃんとして、出来るようにね。そういうような繰越をしてでも良いんじゃないのかなと思いがするんですが、その点について、どのように考えているか伺いたい。明繰にしてやっても、私は問題はないんじゃないか。

それから、教育委員会に1点。

先程来、畳の入れ替えの件でね、平島では10日の土曜日ですかね、に、ということで、他の仕事も住民忙しいと。ところが1人2人では出来る問題ではないということで、青壮年部に声を全部かけろということで指示はしたんですが、そこで、もし雨が降った場合にね、土砂降りの場合に、ほんじゃあ日にちをずらしてやれるかという話もしたら、要するに学校の先生たちは土日でなければね、本人が家にいないと、普段の日はね。だから、土日しかもう時間がないんだと。その中でもう少しこう余裕を持ってね、今回できなければ、雨が土砂降りできなければ、じゃあ次のどこかにとかね。そういう余裕を持ったそのあれを出来ないのかなと。例えば業者の移動もあったりね、いろんな詰まった状況の中で、やるからこういう事態になったんだろうけど。もう少しいっぺんにというのもどうなのかなと。また余裕をもってね、土日、また一週間伸ばしてでもやれるような、島の状況も勘案しながら、また天気も勘案しながらね、やっていく必要があるのかなという思いが致しましたので、そこら辺も今後の課題も含めて、検討していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず先程のその溶接機でございます。

これは悪石島自治会のほうから生産施設整備補助ということで、これは4分の1は悪石島自治会の負担でございまして、島のほうでバックホーなり、そういうのなんかの爪とか、そういうのが壊れた場合、わざわざ外して鹿児島島に送る、そうしている間にも時間がかかるから、この程度なら自分たちで出来るよということでしたので、これはスポット溶接です。スポット溶接の機械がございます。それを購入するということでございます。

先程のその賃金の繰越でございます。

これはあと、この草地開発整備事業に大体10日分の全島でございますけど、10日分の30日分計上してあります。

だから、この議会が終わって来週からでございますけど、全島で今のところやればどうにか、この賃金の分は処理はできるんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

1 点目にございました地デジ対応の調査ということで、今年 7 月頃からNHKと委託業者とともに島を調査しておりますけれども、報告を受けました内容は、電波が非常に良い時期だったということで、実際写らない原因の特定が出来ないということでございました。

その関係で、3 月から 6 月の電波の非常に悪い時期、この時期の調査が必要だということでしたので、新年度予算で再度調査するということをお願いしてございます。以上です。

○議長（日高通君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

6 番議員さんのご質疑に対してお答えしたいと思います。

教職員住宅の畳の入れ替えなんですけど、これについてはこれまでに人事異動で転出をされる先生方の住宅の畳については村の負担で替えますよということで、これまでやってきたわけなんですけど、これが実際なかなかこの先生方の転出から転入までの期間というのが、短期間ということで、なかなかすすんでおらず、畳替えというものが出来てこなかったと。中には 10 年近くも畳が替えられてなくて、中には床が腐れている部分もあるということで、今回補正をお願いをしているわけなんですけど、ただ私が先生方をお願いをしているのは、今回転出をされる見込みの先生方を優先にまずやってくださいということをお願いしておりますので、雨とかそういうものですね、作業がすすまないというのであれば、この事業は併せて繰越補正もお願いしておりますので、何も 3 月いっぱいにはこだわる必要はございませんので、4 月 5 月になっても一向に構わないというふうに考えております。ただ、出来るだけ新しい先生方が新しい畳の入っている住宅に入居していただきたいという気持ちもございますので、年度内、3 月末内の入れ替えをお願いしたいということではっております。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず緊急通報システムの件につきましては、そういった出張員だけではなくて、住民の方にお願ひできる方がおれば、そういった賃金等の対応です、早急の部分で確実に早めにつけるということの対応を図りたいと思います。

それから、扶助費の寝たきりおむつ支給でございますが、おむつ支給ということで、本年度 23 年度当初で 5 名ほどというかたちで、見込みで予算を計上しておりました。今回、この予算書の中では 100 千円減額と。これにつきましては、おむつ支給等の部分で、対応が出てくる形で、実績の減ということになります。それで、おむつ支給の申請が知らなかったとかいう部分等の方がいるというのはちょっと聞いていませんけど、こちらのほうは入所者とか、それからかねての保健活動の中で、家族なり、本人の症状をみて、判断をして、拾い上げて、もし申請が無ければそういったかたちで申請をします。看護師からの報告もありますし、そういったかたちで制度を利用できるようなかたちで門戸は開いていると思っております。

つい先だって、この件につきましては、おむつ支給に対して今の支給条例上、それにあわない症例もあると。そういったかたちで、検討はできないかということで、課長会のほうにも投げかけております。

支給 3 ヶ月後とか、寝たきり、仰臥という部分なんですけど、例えば急患で運ばれて、そのまま 1 週間なり 2 週間なり入院せざるを得ないと。ベッドから起き上がれないと。こういった方たちが退院すればそのまま帰るわけなんですけど、その間において、自己負担であるおむつ等、いわば着替えの分ですね。それ等は当然病院側からそういったかたちになればそういった施しを受けるんですけど、それについてはうちの条例上、仰臥、臥してる状態になってないというかたちで、支給はされておられません。対象外という、そういったかたちも症例もでございましたので、なるべくそういった動けないという状態が確定すれば対応し、その期間だけでも対応できるのではないかという要望もありますので、今後はそのへんの部分は検討した部分でなるべく利用しやすいかたちはとりたいと考えております。

それから診療所のトイレでございますが、これにつきましてはウォシュレットのほうで検討を進めていきたいと。ただウォシュレットになりますと、なるべく今の診療所のトイレブース、いわばスペースですね、それ等の改良も出てくるということで、今回の平島のものにつきましては、最終的に当初の予定したかたちを変えております。ですから、なるべく大きなハツリとかいう工事が入って改良したいということになっておりますので、ちょっと期間がやはり繰越せざるを得ないということになっておりま

す。

それからインフルエンザの助成ですが、これはインフルエンザの予防接種ということなんですが、予防につきましては予防費の中でワクチンとかそういうものを購入して接種はしております。

またインフルエンザにつきましては、個別接種ということになっておりますので、本人のかたちで申込みで、いわば自己で接種をします。その分で、通常うちの設定している個人負担の分ですが、それ等は近隣の市町村とほぼ同じ数字、あるいはそれ以下というかたちで設定されているかと思います。

主にこの徴収された負担金につきましては、接種にあたる医師のほうに、接種における事務的負担金を払っております。

委託費というか、そういったもの等。それから、ワクチンの購入とかそういったもの等になっておりますので、接種したから助成をするというか、その分以前に今設定している負担金自体がいわば減額された通常受けるよりも安くでというか、集団接種というか、単価を下げたかたちで設定されていると思っておりますので、そういったかたちで個別接種等で自発的なかたちでこういう機会があればどしどし自分の体を守るために接種を心がけて欲しいと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

住民課の今の答弁に対して、再度質問をいたします。

その診療所の件はわかりました。寝たきりおむつも了解しました。

このインフルエンザの私がその個人負担金に対して言っているのは、類似町村と比べて果たしてそれでいいのかなど。類似町村は病院も近くに合ってね、急患ヘリを要請するというようなことは、先のドクターヘリであればどうなのかわかりませんが、そういう状況の中で、大流行した時のことを想定しながら、出来るだけ接種をすることように進める、安くして進めると。安くしたから接種する人が予防接種をする人が増えるかどうかわかりませんが、そこらへんの要注意と申しますか、そういうのは私は頭の中に考えてやる必要があるんじゃないのかなという思いがするんですがね。

そういう必要はないということかどうか。そこら辺は。類似町村はもっと高いんだよと。どのくらい高いんだというデータがあればお示しをしたうえで、今後また協議の中に検討していただきたいと、そんな思いが致します。

あと、溶接機の件に関しては、経済課長、私の考えですと、各島公共事業がなくなってね、業者がもっていた溶接機がもう引き上げてないと。リースでしているんだと。地元の人は溶接が出来るんだが、溶接機がないというような諸々のことだろうと思うんですね。

他の島も同じだろうと思うんです。

そうすると、例えばバックホーの溶接にしても、それは悪石島に限ることだけじゃないんですね。他の島へも共通したことなんです。

そうすると、その1つをどこでも回せるような、そういう体制をとらなければ、先程のバックホーを各島に一台ずつとかね、そんなものに膨れ上がっていくんじゃないかなという思いがするんですね。だから、そういう使い方を今後やっぱりしていく、それは、絶対に必要だろうと。他の島からも同じ要請があったら、またせざるを得ないんですよ。そこらへんを良く考えてしていただきたいと。それから、地デジのほうは今現状どうなのか。

私は平島は途中で電波の調整を、調整じゃない、状態をきちんと調査をする何か機械をセットしたやつを入れているんです。それを入れてからきちんと見えるようになったんです。

それまではなかなか写らない。そういう状況の中で、住民から苦情が来、学校も映らないというような状況だったものでね。急げというかたちでもらったんですが、他の島の状況はどうなのかな。まだその調査をね、調査を電波の弱いときに、悪いときにしようというんですが、そこらへんは皆我慢して見ているのか、平島みたいに改善されて見ているのか、そこらへんの状況がわかれば教えていただきたい。

それから、経済課の草地開発の、その意味がちょっと私は理解ができないんですが、例えば2町歩の伐採を含めてね、牧野改良のね、それをしてるのに、通常1ヶ月以上焼いたりしながら、あるいは今度は種々もまかんないかんという島もあると思うんですね。そういうものが工期が3月31日なんだよということになると、今の状況ではもう確実にできないんだと。そうであれば繰越をするようなかたちでね、あるいはまたその24年度の新しいそれと絡めてね、するなりとか、そういうことも私は考えて

する必要があるんじゃないかなと。人夫賃を10日しか組んでないからと言うのは何のあれですかね。
その点について、再度答えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

草地改良の今の現在の賃金がちょっと足りなくなったものですから、それでもって補正で組んだわけ
でございまして、だいたい今計上してあるのは全部で300人ですね。10日×大体30人であれしてます
ので。それを7カ島で割りますと、一カ島あたり大体42名分。10日働いた場合が大体4.2人分です
ので、この予算で足りるということで現計予算が不足するためにこの賃金を計上したわけでございます。

3月31日までにはこの予算は消化できるものということで、この予算を計上いたしております。

溶接機の件に関しましては、先程も申し上げましたとおり、悪石島の自治会のほうから溶接機そのも
の、業者さんなんかもいなくなったものですから、そのためにどうしても簡単なものはもう自分たちで
修理するから、どうしても買ってくださいということで、生産補助金ということで4分の3は村でもっ
て、4分の1は自治会でもっていただくようなかたちで購入しようということで、今回計上したわ
けです。他の島からそういうのはまだ上がってきておりませんので、悪石島からそうしてどうしても
ということでしたので、今回予算計上したわけでございます。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この溶接機につきましては、当初そういったことで要求があがってきたんですけれども、経済課との
協議の中で、村の各種備品についても簡単なものは出張員が溶接できると、修理ができるということ
でありましたので、とりあえずそういうことであれば、各島1台持っておけば、各出張所まわして使える
んじゃないかということで、とりあえず今回村の備品として村で購入しまして、悪石島で使ってみると
いうことで、悪石島が終われば他の島からの要請があれば各島に回すということで、村の備品というこ
とで購入いたします。

それから、2点目の地デジの関係でありますけれども、地デジの関係につきましては、まだ最終的な
調査は今月小宝島をやるということですのでけれども、他の島につきましては、特に装置も何もつけており
ませんで、電波が非常に良いということで、測定しておりますけど、原因がはっきり特定できていない
ということで、もう一回来年しないと全くわからない状態でございます。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

予防接種を含めてですね、うちのほうの助成事業、住民医療費助成、それから乳幼児の医療費助成、
いろいろな助成事業がございます。

その中でこの予防接種に関して、ちょっとこの段階ではいろいろな法律的なもの等もあると思います。
例えば、学校保健法で言うものもあればですね、予防接種法で言うのも、それから感染症の法律で言う
ものもあると思いますので、そういった部分、それから実績、財源的なものは関わってきますので、そ
れを実施した場合にですね、賠償の問題とか、そういったものも含めてですね、相対的にこれは助成す
る事業なのか、助成するものなのか、それともあくまでも個人の接種という形で、それに対しての助成
なのか、もしこの助成を設けるとすればですね、件数的にだいぶ出てきますので、償還払いや本人に交
付するのか、それとも委託機関のほうにすべて任せるのか、そういった方法もとらなくちゃいけないと
思っております。

ちょっとそれは法律的なところを考えて、行政がするべきものと、住民が個別にするものと、ちょっ
とすみわけをはっきりさせた上で、検討したいと、そういった医療の医療僻地のところでございますの
で、そういった議員さんがおっしゃるように、医療に関する部分で格差を少しでも埋めて欲しいという
考えは行政のほうでもわかっているつもりですので、それ等は法律的なものをちゃんと整理したうえで
新たな答えを出したいと思っております。以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

その私がね、心配しているのは過去においてインフルエンザがね、流行して、そして施設の中でね、6人も7人もなくなつたと。そういう事態もあつたと。国も心配して、いろんなかたちで国会あたりでもインフルエンザの予防ということではね、いろいろ議論されていると。その中でもし十島村の中でね、例えば宝島、あるいは平島、中之島で大流行したと。そうしたときに、急患へりをこっちは呼ばざるを得ないような命がなくなるような、そういう状況に陥った場合ね、へりを一日5回も6回も飛ばせるものなのかなと、そういうものが頭の中に浮かんでくるんですよ。

そういう面では他の町村よりは徹底して予防接種あたりを予防をしていかなければいけないのかなと。今後の検討課題として協議をしていただきたいというふうに思います。

経済課長、草地開発のやつは各島の事業のその進捗状況、それを把握している。じゃあ平島はどうなっている。一切まだ手を着けてないんですよ。今から2町歩プラス、採草地の1町歩プラス、採草地の分を草地開発に回せということで、しているわけですから、それは増えてくるんですよ。それは。それを一切手を着けていない状況の中でね、人手がないという状況の中でこれからせんないかんというのに、それじゃ予算を流せということなのか。採草地があつたんですよ。それを採草地はいらないから、あっちへ回せと。牧野改良のほうに。ということで、それは分かったということなんですから、再度調べて。そういう状況の中で、何ですか、あとは予算を流せということなのかな。あなた達がやっていることは明繰にお願いしますと。地元のそういう状況のことは知らんと。そういうことなのかな。

それを6月、7月頃までかけてでも、私はやるべきだと思うんだがな。そこら辺を中身をもう少し協議した上で、答えをください。

○議長（日高通君）

他にないですか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

総務課のほうから1点ですね。

ブロードバンドの関係で、私たちの地域でですね、インターネットが度々ですね、入らなくなると。繋がらないと。他の地域もそうかもしれませんが、度々あるんですよ。それがどういう原因なのか。修理を行ってもまた駄目だということで、原因は何なのか説明を願いたい。

それと、経済課の関係ですね。

遊休農地のですね、減額ですね。遊休農地対策の減額がありました。これはですね、やっぱり職員がですね、現地に入ってもらって、遊休農地の現認を行って、農業委員さんと同行しましてですね、現地です。そういうやり取りを行ったほうが、私は早いんだと思っておりますので、新年度以降はですね、早急に職員を派遣をしまして、現地の状況等を把握をするべきと思っておりますので、対策を要請します。

もう1点が、バックホーの油圧の配管ですね、を4か島に配備するということで、160万円ほどあがっております、1台あたり40万円少しですよ。これの取り付けの件ですけど、業者が行きますと高いんですよ、配管ですね。ある程度の島のほうでですね、技術者がおりましたら、現地でも私は出来ると思っておりますよ。ですから、そこらへんの状況の把握も行って、安いですね単価で上がるような対策を講じて欲しいと思っております。

もう1点、ななしまの検査があがっておりますけど、先程の説明では前回のエンジンの入れ替え時にできなかったところの補修を行うということでありましたけれども、どこをどのように補修をするのか、示して欲しい。

それから、教育委員会に伺いますけれども、学校施設関係のですね、維持補修の関係ですけれども、先般ですね、所管事務調査でですね、小宝島になりますけれども、校舎がですね、雨が漏るんだと。老朽化で。なんとかならんのですかという、要望がありました。私はですね、再三学校関係の維持補修をですね、年度単位でずっと計画を行ってくださいということを言っていました。残念ながら行っておりません。

併せまして、職員の住宅もですね、雨漏りがあるようでありますから、雨漏りがするような住宅に教職員が住むということが良い教育環境じゃないですから、早急に原因を確認して、対応を願いたいと思っております。

後1点ですね。文化財の保護対策で、審議会が残念なことに本年度も行われておりません。私はもう、度々審議会を開催しなさいということを申し上げております。

これの原因は何なのかということと、我が村のですね、文化財の保存のためにも早めの審議会の開催をお願いしたいと思っておりますので、対策をお願いいたします。以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

まず、第1点目のブロードバンドが繋がらない原因は何かということですが、これを含めまして、今回の補正予算で情報通信施設接続状況調査ということで、1,000千円繰越明許でお願いしております。

各島から天候によってはそういったことが度々あるということを聞いております。

それから、テレビ会議の時に音声が非常に悪いというのも、テレビ会議をしながら感じるところでございまして、この辺も含めまして調査を致します。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

質問とは前後しますが、回答させていただきます。

先程のバックホーの件でございます。

バックホーが口之島、平島、悪石島、宝島というふうになっております。バックホーを全部口之島に集めてですね、専門業者を呼びまして、口之島で全て配管整備はする予定でございますので、大分鹿児島にあげるより割安になるんじゃないかと思っております。

大体3日から4日位の工程を考えております。もう既に大体の日程等も船便とかそういうのも担当のほうでは考えているようでございます。口之島でやる予定でございます。

それからななし島の件でございます。

ななし島の件、今度またちょっと補正で当初に210万円ほど組んでおったんですけど、今度又380万円ほど組みまして、500万程度の入渠になるんでございますけど、その中で前任者の方がある程度自分で出来たものですから、出来るところは自分でやるという方で、一生懸命やってもらってたんですけど、今回宝島の指定管理ということになりましたので、どうしても万全を期さなくちゃいけないと。今までみたいな今までいい加減ということは無いけど、やることはある程度のギリギリの線でやっていただいてたんですけど、やはり今の新しいななし島の運営管理者としては、指定管理を受けている管理、又乗客を乗せるのをどうしても最低限これは必要だということで、今回船底の塗装工事、これは今回のあげている行為でございまして、それから船体外板の清掃塗装工事。これがいろいろ、船側の外板の清掃戸膜工事、それから、上塗り工事とかいろいろございます。それから船体の防舷部の亀裂の補修が3箇所見つかっております。これも補修します。

それから船底のキングストンの開放となります。

それから、客室のエアコンディショナーの冷却水全ホース取替え、それから温水器の点検整備でございます。

それから、一番かかるのはこれだと思いますが、国債VHF無線機の新設、これは今までとしまのほうからその状況はもらっていた、自分の携帯を利用して、としまのほうからその状況をもらっていた、これが大体94万円程度かかります。

それから、レーダーの整備点検、衛星船舶の電話新換でございます。

これも今まで自分の携帯からある程度ものを引っ張っていたようでございます。これはどうしても船用を整備してもらいたいということで、これが100万飛び2万円程度かかっております。

これが今回の検査工事の増えた要因でございます。

先程の遊休農地の件でございます。

来年度から、職員を派遣せいということなんですけど、口之島においてはもうハッキリ、場所によってなんですけど、誰の土地かわからないような感じもするところもあれば、山になった状況であります。

今のやり方としては、島の方から「私のところを貸してもいいですよ」と、「ここを貸してください」ということで、そういう結構ある程度そういう情報は入ってます。情報をもとにして、私共としては今度は農業委員さんに「ここを見に行ってください」と。「誰これがきていますから」と。そこを見に行ったら「どういう状況でありますか」といったら、報告を受けて、「そこは車も通れない所だ」と「じゃあ、もうこれは駄目だな」というふうで、全部一応の情報は、島からの情報はもらって、それで

もって調査をかけております。農業委員さんを通して。

来年度からその職員が現地に赴いてやれとって、そういうことをやってもなんでしょうかね、昔の字図がハッキリしない所もあって、地番と字図がハッキリしない。例えば、地籍測量が終わっている小宝島、悪石島、中之島においては、地番とその面積とちゃんと合うんですけど、それがなかなか合致しないから、これが誰のものであるかわからないということも多々あって、何か良い方法はないかなということで、今いろいろ模索しているんですけど、今土改連が地図情報システムというんですけど、去年できまして、それが航空写真全て十島村は撮っています。それでもって、三次元の3Dのやつで、雑草とか、そういうのが生い茂ったそういうかたちも新たにできるのが出ています。

やっぱりそういうのを利用しながらですね、確かにこの耕地が利用できるんだというのをピンポイントに定めてですね、調査をするべきじゃないかなと思っております。

○議長（日高通君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

1番議員さんの質問に対してお答えいたします。

まず学校施設の維持補修についてですが、これにつきましては、毎年15,000千円から20,000千円の投資をしまして、維持改修を努めてきております。

ただ、7つの学校、それから教職員住宅も約50件以上ございます。

そこから出てくる要望を全て補修するとなりますと、莫大な経費が必要となります。

そこで、校長先生方、教頭先生方をお願いをしまして、優先度の高い順番を着けて欲しいということで、その優先順位の高い順番から今維持補修を年次的に行っているところです。

今議員さんの言われました、小宝島の校舎の漏水ですね、が、あるのであれば、これについては優先順位が高いというふうに判断されればですね、新年度も相応の予算を要求しておりますので、その中で対応していきたいと考えております。

又教職員住宅についてはですね、建築年度がもう昭和60年、50年代というのが非常に多ございます。ですから、維持補修費に大変、維持補修箇所が大変多ございまして、そこに経費をかけるより、新築したほうが立替を検討したほうがいいのではないかと議論も委員会の中ではしておりますので、今後財政当局ともそのあたりを協議をしながらですね、良い方向で検討していきたいというふうに思っております。

次に文化財の保護審議会の件ですが、議員の申されるとおり、ここ1年、2年審議会が開かれておりません。開かれておりません。あの、審議委員の任期満了になっておりまして、現在審議委員がいないという状況になっております。

その件につきましては、今調整を図りまして、現段階で委員就任の承諾を6名の方からいただいておりますので、それを3月の19日に行われます定例教育委員会の中で、委員就任の承認をいただきまして、その後審議会を開催するという事になるかと思っておりますので、残念ながら今年度内の審議会開催ができませんけれども、新年度早々ですね、新しい委員での審議会を開催したいというふうに計画はしております。以上です。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

経済課の遊休農地の件ですけれども、私が言いたいのは、本庁にいる担当の職員も、現地との状態を把握をしまして、現地に行つてですね、実際に行つて、本当にそういう遊休農地の把握をですね、やっているのかと言いたいんですよ。地主さんと実際に話をして、文書を紙切れでいいですよと。ああそうですかと。じゃあお願いします。じゃ駄目なんですよ。実際に現地に行つて、汗を流して、住民サービスを行ってくださいよ。そこですよ。私が前に遊休農地が、その名義がどうのこうのじゃないんですよ。

ですから、難しいところは良いんですよ。出来るところからまずやるべきですよ。地元でですね、良いんですよ。良いんですけど、それからが前に進まんですよ。ですからもう少しですね、住民の身になって、借り手の身になって貸して、借り手の身になって、真剣に取り組んでもらいたい。

教育委員会の維持補修の件ですけどね、やっぱり校舎はですね、教育を受けるほうもするほうもですね、大事なところなんですよ。雨降りにですね、雨がひたひた漏るところで勉強をするのもいかなも

のですかと私は言いたいですから、ぜひとも早く対応してくださいね。

審議会のほうも新年度で早い時期にですね、開催を要請をしまして終わります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 5 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 4 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1、議案第 5 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 4 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより 10 分間休憩いたします。

2 時 45 分にお集まりください。

休憩	1 4 時 3 5 分
再開	1 4 時 4 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 6 号 平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 2、議案第 6 号、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 6 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてですが、まず 2 ページの予算総額でありますけれども、2,419 千円を現在の予算に追加いたしまして、歳入歳出の総額を 102,146 千円とするということをお願いをしております。

まず、歳入のほうから申し上げますけれども、5 ページを開きください、

歳入の国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金交付額の増額に伴いまして、3,118 千円を増額してございます。

又、財政調整交付金につきましては、4,099 千円を減額しております。

内訳につきましては、普通調整交付金の交付額が大幅減となっているためでありまして、4,394 千円を減額しております。

特別調整交付金の交付額につきましては、若干の増額が見込まれるために、295 千円を増額してございます。

それから、県支出金につきましては、都道府県財政調整交付金を 950 千円減額しております。これは、事業実績見込み減による減額であります。

共同事業交付金につきましては、4,350 千円を増額しております。内訳は交付決定に伴う増額となっておりまして、高額医療費共同事業交付金を 1,616 千円増額。それから保険財政共同安定化事業交付金を 2,734 千円増額してございます。

次に歳出でございますが、まず 6 ページをお開きください。

総務費の国保総合システムの稼働時期延期に伴う負担金といたしまして、連合会負担金を 6 千円増額してございます。

保険給付費につきましては、給付増加が見込まれるために、3,363 千円を増額してございます。内訳につきましては、一般被保険者の療養給付費 2,354 千円を増額して、一般被保険者高額療養費を 1,009 千円増額ということにしております。

保健事業費につきましては、事業実績額の減額に伴いまして、950 千円を減額してございますが、内訳につきましては、特定健康診査等の事業費 277 千円、それから国保総合健康づくり支援事業費 673 千円それぞれ減額してございます。以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 2、議案第 6 号、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 6 号、平成 23 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 3 議案第 7 号 平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 4 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 3、議案第 7 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 4 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 7 号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

2 ページに予算の総額をお示ししてございますが、歳入歳出総額から 5,194 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 857,587 千円として定めてございます。

6 ページの歳入から説明を致します。

まず歳入ですけれども、国庫支出金で 282,140 千円を減額してございます。補正後の予算を 278,000 千円としております。

これは第 4 号補正予算に要する財源調整となっていることでありまして、県の支出金として 278,248 千円を増額しております。

これは、平成 23 年 9 月の内定額で計上しております 3 月 12 日から行われる県の航路監査の結果をもって決定される見込みとなっております。

繰入金につきましては、その他一般会計繰入金を 347 千円減額しておりますが、これは船員の子ども手当支給の減額に伴うものでございます。

離島航路対象外収益で、955 千円を減額計上しておりますが、これにつきましては、平成 23 年度特定離島ふるさとおこし推進事業で導入いたしました諏訪之瀬島の荷役トラック購入の執行残による精算額でございます。

次に、7 ページの歳出ですけれども、運航費用の旅客雑費で 17 千円を減額してございます。

これは船内サービスで提供しておりますお茶の予算の減少に伴うものでございます。

それから小荷物取扱費及び貨物費では、それぞれ 44 千円及び 270 千円の増加を計上しております。

これにつきましては、実績に伴う各島の取扱歩金を想定した増額分でございます。

船費につきましては、5,432 千円の減となっております。こちらは避難回航などが少なかったことから、時間外手当などが不要になっておりますための減額となったものであります。

船費雑費のその他委託料で、807 千円増額計上いたしております。

これにつきましては、同日入れ出し出港で船内清掃業務が増加したことによるもので、家畜糞尿廃棄処理業務の増加等によるものでございます。

次に、8 ページに営業費用の航路付属施設費の需用費で 119 千円増額してございますが、これにつきましては、平成 23 年度より供用開始された中之島港の照明及びコンテナ電源の電気料でございます。

店費で 30 千円減額してございます。

これについては 1 月の職員人事異動に伴います給料手当等の調整によるものでございます。

次に 9 ページの航路補助対象外費用で、955 千円を減額計上してございますが、これにつきましては歳入同様平成 23 年度特定離島ふるさとおこし推進事業で導入した諏訪之瀬島の荷役トラックの執行残による不要額でございます。

以上で船舶特別会計（第 4 号）についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

一点だけ。伺います。

運航費用の同日入出港の清掃業務を外部に委託ということで聞いておりますけれども、どのような契約内容であるのか、示してもらいたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

通常だと、水曜日に入港しまして、金曜までは丸一日あるわけでございますので、船員が全て清掃等は行っております。ここにあげているのは、例えば月曜日便が水曜日に出港しまして、金曜日入れ出しということになった場合ですね、これを外部委託しているわけでございます。

清掃の仕方としてはマットの掃除とか、それから通路等の水吹きとか、そういうのを、それから勿論ゴミの収集ですね、そういうのをお願いしているわけでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

水曜日は船員がやっていると。

ちょっとおかしいんじゃないですか。私たちは先日上がってきたんですよ。水曜便で。業者がおりましたよ。入れ出しで。入れ出しの場合は業務でしょ。両方ね。

契約の内容につきましては、どのような契約で。委託契約だと思うんですけど、年間の契約なのか、1 回あたりの契約なのか、そこを示してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その作業内容じゃなくてですね。契約のですね。年間増便というのがありますので、それでもって、契約書がないからちょっと何回ということは言えませんが、そういうのを想定して入れ出しがあったときはやってくださいよと。しかし今回の場合は同日入れ出しというのが当初計画していたより多々あったものですから、新たにまたその契約を行ったということでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

後ですね、この業務契約の内容の資料をですね、議長を通じて提出を求めておきます。

○議長（日高通君）

只今日高助廣君より要求のありました資料については、経済課長のほうから後ほど提出をするよう求めておきます。

他に質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

以前に奄美からの運賃について、若干たずねたことがあります。

調べた結果、鹿児島ー宝島 277 円プラス 500 円だったと記憶しております。資料を持っておりませんが。里見海運と話といますか、検討してみようということであったと記憶しています。

なんかそういうことがあったのか、全くされていないのか、お尋ねをします。

それから、私は奄美はよく、で上がるんですが、食堂の関係はどう、奄美まで行く場合ですね。宝島の場合はわかります。奄美まで行く場合の食堂は、例えば宝島出港 30 分後閉店とか、1 時間閉店とか、そういう契約はされていないのか。やはり、多いときは 10 人もそれ以上も乗っている場合もあって、食堂があいていないという話も、島民ではなくて、他の業者等の話を聞いております。

その辺の契約があれば、説明を願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ただ今ご質問のありました、名瀬の代理店の件。

それから、名瀬出港の時の食堂のレストランの開店時間と、今私のほうで手持ちがございません。またその名瀬の海運事務所とどのようないきさつで話をしたかということも今のところ私のほうの手持ちがございませんので、後でまた報告させていただきたいと思っております。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

課長、一応そういう話があったことは記憶にあるわけですね。

こう高いですよということはありませんでしたね。それについて、すぐすぐいろいろ出来ないんでしょうけれども、奄美は奄美の荷役組合があって、そういうことだというふうに聞いておりますが、少しでも何とかするのか、次に向けて是非検討をしていただきたいと思います。

食堂のほうは上り便ではなく、下り便のほうです。

宝島から奄美に行く場合の間の 3 時間のうちの、例えば 1 時間は開いていますよとか、30 分まではあいていますよとか、そういう契約があるのか。私が知っている限りではもうほとんど店が閉まっております。宝島に着いたときですね。

できれば 30 分程度はあいていますよ位の船内放送もしていただければ、なお有難いかなと。そういう契約があればですね。お願いしておきます。

それから、この船のですね、入出港が、鹿児島入港等を含めてですね、いろんな様々な条件で、例えば回転数を落としたとかですね、いうことで、入港時間が遅れています。当然のことながら。

勿論口之島につく時間も遅れているわけですが、近い将来にわたってですね、もう少し定着して、完全に定着していると思うんですね。入出港時間もですね、奄美出航時間も定着はしていると思うんですが、今の速度関係でいけば、かねてよりかは 30 分前後遅れているんだと思うんですが、これを見直していく考えはないのか。今の時点でそういうことがあれば考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

最近の鹿児島港到着が遅れているような状況を多々庁内放送で耳にします。

回転数を落としたことに起因することでもあるでしょうが、今船長の話の聞くと、今の回転数で行っている間、大変エンジンの調子がいいという話も聞いております。そのエンジンの関係、あるいはその今度は片方で、一方で今新幹線も非常に効果が出てきて、いろいろ新幹線をどう活用するかというのがあります。そういう意味ではですね、もうちょっと従来の時間通りにですね、入港してくると、またそこらの活用方法も変わってくるだろうと思いますので、一応今までの経緯をちょっと知りませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

副村長が説明がありましたとおり、船員の場合は私共は特別な航路といいますか、時間帯になっておりますので、どうも関係上非常に難しい点も多分あるんだというふうにも理解しております。

奄美、例えば今 4 時に出港していると思いますが、少なくとも宝島を 7 時くらいに出港ができるような、労務関係上許されるなら少しでも鹿児島に早く着くと。今 13 時間、14 時間かかっていますよね。当初は約 12 時間ぐらいでしたけど、本当にあれだったんですけど、まあこれはそういう船のね、エンジン関係のことですので致し方ありませんが、少しでもやっぱり乗った以上は早くつきたいという思いは全員そういう村民がそういう思いだと思いますので、是非又、すぐということにはなりませんでしょうけど、是非検討願いたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

12 月議会の折に、満潮時乗り降りするときに、現在のタラップでは危険すぎるということで、下の出入り口からのタラップを 1 つ作ろうじゃないかという話をしたんですが、その後の対応はどうかしているのか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

前の議会のときも平泉議員のほうからそういうのを聞いておりまして、担当のほうにこういうのが要望が上がっているが出来ないのかということで、話をしたんですけど、タラップそのものが今は航路補助の中で勿論みることができないと。今、島で使っているやつをどうにかして出来ないか。製作するのに対しても 4～50 万円程度はかかるんじゃないかなということでもあります。

満潮時ですよ。満潮時の時、だいぶ急傾斜になっておりますことから、乗り降りも特に高齢者なんかは大変な思いをしているんじゃないかと思っておりますけど、あそこの舷門口から入ることによって、大分それが和らげる、またエレベーター等も近くなって、便利は便利だと思いますので。今後新年度予算でもまだ計上はしておりません。

どうにかして議員の言われるのを検討していきたいと思っています。

担当によると、単独になるからできれば補助事業等を活用して、製作をしたいと考えております。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

いずれにしても、絶対に必要なタラップですので、早急な対応をお願いしておきます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この荷役車両の整備については、特定離島で今対応しているわけですが、特定離島の枠の予算執行の中でですね、他の補助事業で出来ないやつをとにかく言われてきていると。しかも、例えば、同じ事業を3年間以上は出来ないとかね、いろいろ制限が中身によって違うんでしょうが、その中で荷役車両の整備辺りがいつまでこの特定離島で対応できるのかどうか、その見通し等も含めて伺えればと。

それと、あと東之浜港の先程の経済課長の説明だと、仮接岸が3月以内にはできそうな、そんな雰囲気な話なわけですが、4月、5月になって、南之浜港があらばいの状況で接岸できないと。あらばいイコール梅雨も入って、雨が降ると。移動シェルターあたりはどこでも入っていないと。この中にね。そうすると、例えば6月に当初予算を今回決めて、当初予算に入っていないければ、後又6月補正というかたちになるとかなり遅れていってしまう。

過去においても私が、今の間に準備を全て済ますようにという話をした中に、このシェルターあたりがいつ出来るような考えがあるのか、そこらも含めてね。3月以降、4月の仮接岸のときに、接岸するときに間に合うような対応ができないものかどうか、その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

まず、第1点目の特定離島での荷役車両がどのくらいで続けられるのかという見通しですけど、特定離島につきましては、毎年小さなメニューの見直しは行われておりますが、今年この荷役車両についてはとくにはございませんでした。ただ、村長が行政報告でも申し上げておりますように、国が今年ですね、離島流通対策事業という事業を立ち上げようとしておりまして、その中にまた新年度予算でも出てきますけれども、その事業の中で、離島流通活性化としまして、水産物の保冷库ですとか製氷施設、そういったものも対象にできるのではないかなというようなことで、今まで特定離島でやっていたものを国庫補助事業のほうに切り替えられるのではないかなという流れがございます。

その一貫としまして、これは24年度要望してないものですから、そういう話はございませんでしたが、もしかしたらその国庫補助のほうに移行していく可能性もございます。

これにつきましては、6月頃には国がハッキリ示すと思いますので、そのときの国の要綱によってどうなるかというのはハッキリしてくると思います。

国にそういった、国がこれを対象としないのであれば、特定離島では3年間という要件がありますけれども、これは今のところ1島1箇所として申請しておりますので、今年やったからといってそれが3年間ですよということではなくて、そういう事案が出てきたら、島ごとに申請しておりますので、特に問題はないかと考えております。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のシェルターの件でございます。今のところ当初予算でも計上しておりません。

4月以降東之浜にとしまが接岸した場合、晴天ばかりではなくて、雨の日もあるかと思います。

今のところはその接岸した状況を見ながらですね、シェルターの位置とか、そういうのを、どこにシ

ェルターを置くとか、それなんかも大事ではないかと思っておりますので、誠に申し訳ないですけど、急々には設置できない状況にあります。

シェルターそのものというのは、九州海運センターですかね、そういうところなんかからの要望とかそういうのもございますので、そういうあたりを考えて、検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

課長、その緊急な対応ができないと。緊急だからいっているんですよ。これは。じゃあ雨の日にですね、客が東之浜のことを考えてみてごらん。岸壁の幅も狭いです。車をそこに持ってくるできないかもしれない。雨が降った中でお客さんが降りて、荷物をもって、そうするんですか。それを緊急でできない。まだ他に仕事があるんですよ。まだ。フォークリフトはどうするんですか、タラップはどうするんですかということも含めてね、交通の手段として、もう抜港をしてそのままいなさいと。東の港は仮接岸は出来るんですが、こういう状況だから抜港しましょうということになるんですよ。

あなた一人で航路対策室も含めて、村長部局も含めてね、協議せないかんことでしょけど、本当になんですか、危機意識を持ってものを見ているのかなという、そんな思いが私たちの目からすればね、思いがするんです。それを6月、新年度でも予算で組んでいないから辛抱してくださいみたいなそんな言い方。どんだけ地域の人たちが、ランプの条件付の放送をどういう気持ちで聞いているって言う、理解していないのかな。そこら辺は、早急にやらなきゃいけないと。私は1回の仮接岸、たとえばそのテスト的なやつをすると。その辺までに間に合わせということはいっていますが、梅雨時に入っってね、南西の風が吹いて、絶えずそのランプの使用制限あるいは接岸の条件付というようなことが出るときには、必ずというほど雨が着いているんです。

それだけに、気象状況を見ながらね、移動シェルターが絶対に必要なんですよ。東之浜のシェルターを置く場所なんてのは、小宝島の時だってそうだったでしょ。小宝島も狭いから必要ないとか何とかいう話で、この間小宝島に所管事務調査に行ったときには、皆さんが喜んで使っているんです。

だからもう答弁の仕方もう少し、住民の側に立ってものを考えて答弁していただきたいなという思いがいたします。

その点、村長も東之浜のね、仮接岸というのは、村長が任期中の中でね、出来ればそれをきちんとしてね、やって欲しいという思いもあるんですが、準備等については専決処分でもいいから移動シェルター、タラップ、フォークリフトまでは簡単にいかないでしょう。そういうことも、私は準備をすべきという思いがするんですが、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今議員の質問には、本当によく分かっておりまして、実は私も昨年の列島マラソンの下りの便で、ロープを1本かけたけれども、そこから出ていきましたですね。あれを見たときに、やっぱり東之浜の仮接岸から開港に向けてのですね、その手続きというのをしっかり把握して、きちんといつどうして、どういう段取りでやっていくということをちゃんとしなさいということでですね、室長に指示をしております。ただ今、今日のこういう答弁の段階になっているので大変残念ですありますが、来週の予算委員会、来年度予算の審議がありますので、その際にですね、もういっぺん事務的にも詰めさせてですね、もう少ししっかりした答弁が出来るようにしておきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 7 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 4 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 7 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 4 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 4 議案第 8 号 平成 23 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 4、議案第 8 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 8 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

まず、予算の総額について 2 ページにお示ししてございますように、現計予算から 25,192 千円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を 66,310 千円ということで定めてございます。

それから、介護保険事業勘定の歳入歳出予算でありますけれども、現計予算に 24,896 千円を減額して、歳入歳出予算の総額を 65,209 千円として定めてございます。

それからサービス勘定につきましては、296 千円を減額いたしまして、総額を 1,101 千円と定めるといってお願いをしております。

まず、今回の補正予算でございますけれども、ほとんど予算の整理を行っております。

歳入につきましては、8 ページからですけれども、全ての歳出額から算出しておりますが、歳出が減ったことによって、歳入も減額になっております。

まず保険料につきましては、3,849 千円も減額してございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金 3,841 千円。それから、調整交付金が 2,584 千円、支払基金が 7,751 千円。それから県の支出金で 4,554 千円。一般会計の繰入金で 3,228 千円を減額しております。

これにつきましては、それぞれ介護給付事業の決算見込み額が把握されたことによるものの整理ということになります。

又、平成 24 年度の介護報酬改定に伴うシステム改修費国庫補助金として、事業費の 2 分の 1 である 445 千円を計上してございます。

歳出につきましては、9 ページになりますが、介護給付事業の決算見込み額が把握されたことによるものでありまして、居宅介護サービス費 2,721 千円の増、それから施設介護サービス費が 23,162 千円の減、居宅介護福祉用具購入費が 190 千円の減額、居宅介護住宅改修費が 493 千円の減額、居宅介護サービス計画費が 161 千円の増、それから介護予防福祉用具購入費で 227 千円の減額。それから介護予防住宅改修費で 522 千円の減額。高額介護サービス費で 779 千円の減額。特定入所介護サービス費で 3,339 千円の減額となっております。

地域支援事業費につきましては、事業終了による執行残を計上してございます。

平成 22 年度精算に伴う介護給付費準備基金積立金で 99 千円。諸支出金で 353 千円を計上してござい

ます。

次にサービス勘定ですが、16 ページですが、今回の補正予算につきましては、これも同じく予算整理をおこなったものでありまして、まず介護予防サービス計画費として 14 千円の減額でありまして、また歳出の減に伴い、一般会計繰入金については、310 千円の減額を予定しております。

それから、歳出では総務費全体で 169 千円の減額となっておりますが、平成 24 年度に介護報酬が改定されることによる包括支援センターシステムの改修費として 420 千円を追加計上しております。

このほかは事業の執行残による減額でありまして、研修費は今年度ケアマネージャーの資格更新が無かったために、執行残として 30 千円の減額となっております。

居宅介護サービス事業費については、対象者が増加したことによる執行残となっております。

以上で、介護関係の補正予算についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 4、議案第 8 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 8 号、平成 23 年度十島村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 5 議案第 9 号 平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 5、議案第 9 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 9 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

まず 2 ページの予算の総額でございますが、現計予算に 1,108 千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 77,635 千円としてお願いをしております。

まず、歳入でございますけれども、5 ページからですが、事業収入の給水負担金で 399 千円の計上い

たしております。

それから繰入金で、1,507 千円を減額してございます。

歳出につきましては、営業費用の維持管理費の賃金で 121 千円を計上いたしております。需用費で 521 千円、役務費で 124 千円をそれぞれ減額いたしております。

それから委託料で口之島の漏水調査、滅菌装置調査費といたしまして 637 千円。それから水質検査といたしまして 50 千円を計上いたしております。公有財産購入費で 941 千円を減額いたしております。これについては、執行残の精算ということで整理してございます。

それから、備品購入費で 241 千円を計上しております。これにつきましては、小宝島の海水用水中ポンプ購入費用でございます。

建設事業費それから、簡易水道施設改良費の委託料で 162 千円を減額計上しておりますが、これについては設計管理委託料の 105 千円、それから調査研究委託費の 57 千円を減額計上しているものでありまして、これらは執行による精算残として整理をしております。

又、工事請負費と致しまして 408 千円を減額計上しております。これについても執行残の精算ということで整理してございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

その先般の中之島のその漏水補修工事の際に、実際埋設の配管を、掘り出しての作業だったんですが、中之島については過去配管図について、ちょっと紛失か何かして、ないという部分は伺っているんですが、水道管のすぐそばを NTT の配管が通っていたりとか、結構しているんですよ。

たまたまその作業の際は、その NTT の保守管理をされている方が島にいらっしゃって、立ち会っていただいて、多分こちら辺だろうという指示を受けながら掘り起こしたんですけれども、緊急の場合、そういったかたちで対応が出来なければですね、場合によっては傷つける可能性もあるのかなと見ていて感じたので、そういった図面関係の管理の部分を NTT との協議も必要だと思うんですが、村としてももしそういうかたちで整備が出来るのであれば、そこら辺も今後考えていただきたいなど。

村の整備したブロードバンドの光ケーブルについては、マークが入っているピンが打ってありますよね。なので、おおまかな部分は分かるんですけれども、その掘り起こした部分については、またそのちょっとあっちに逃がしてあるよ、こっちに逃がしてあるよという情報を聞きながらだったものですから、非常に作業現場が多分混乱するのかなという部分がありますので、そこら辺も今後の対応が必要ではないかと思っておりますので、対応方を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

通常、道路工事等をする場合ですね、舗装のやり替えとかそういう場合は NTT のほうに行って、路線の中に管路が入っていないかという調査は致します。

しかし、今回の場合、緊急な場合において、そのようなもし切断でもあればもうこれは NTT のほうから莫大な請求がきたりするものですから、今申し上げられたように、水道管の配設しているところだけでも NTT さんなりそういうところと協議しまして、その位置図、配管図ですかね、そういうのを村に提供していただければと思いますので、今後協議していきます。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

経済課長、昨年、水道料金を上げて、議長を通して資料をどの位借入れがあるかということで、各課のを貰っているんですが、水道会計で 1 億 2700 万円あまり、23 年ですかね。違うの。借入金。2 ヶ所でね。それでこれの水道をあげました。こういうものを返すということがあったと思うんですが、新年度でも結構ですので、返済計画、以降のね。翌年 24 年は 1 億 3400 万円少し増えているわけですけども、

当然私共が人間が生きるためのですね、水ですので、お金は多少かかっても、これはやむをえないということですので、計画を明後日でも結構ですので、議長のほうにお願いをしておきます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

水道の起債償還の元金と利子を合わせたやつの長期返済の、それで宜しいですか。はいわかりました。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

漏水の件ですけれども、私の地域におきましても、昨年あたりからですね、非常に漏水が発生を致しております。主なものがですね、以前使っておったところが何らかの水圧によって止めたものが外れたと。漏水と。

で、もう一点が埋設のですね、埋設を行って、何らかの圧によって、ジョイントが抜けてるということと、そういう古いですね、管が現在使っていない水道管の枝管ですよね。そこからの漏水が多くあります。昨年あたりから、料金はあがっております。

私のところは、簡易水道の本管のですね、工事が終わっております。終わった後に非常に水道の漏水等が多く発生を致しておりますので、そこらのですね、管理体制といいますか、不要な管のですね、撤去ですね、撤去を含めた見直しを今一度行って欲しいと考えております。

もう一点は水道の担当のですね、指導ですね。技術的な指導も以前にも言っておりますけれども、何らかの漏水の探し方とかですね、配管の技術とか、そういうですね、講習も私は行ったほうがいいのではないかと私は思っております。ですから、ぜひ実施を出来るよう対策を図って欲しいと。考えがあれば答弁願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その不要な管の撤去といいますと、例えば、家の引き込みですかね。畑とか。そうすると中止とか何とかでている家ですかね。

それはやっぱりメーター機がある場合はですね、その方に「本当に使いませんか」と聞いて、勝手にこちらのほうでそこをつぶすわけにはいきませんので、それを確認して、「もう撤去していいですよ」ということであれば、メーターも撤去して、そこを完全に締めこらすとかたちは取れるかと思しますので、今後又関係の係とですね、協議していきたいと思っております。

それから、その工事は、現地の工事の方。それとも職員の件。現地の方ですかね。なかなか現地の方を鹿児島に呼んでの講習とか研修とかって言うのは、ちょっと厳しいところがありますので、やっぱりその例えば水道の工事屋さんがきたときですね、一緒についていってもらって、こういう時の漏水のときは、こういう作業をするんだよとか、そういうのもって、技術を習得していただけないかなと思って。

どうしても、その簡単な、どういう形になるか分かりませんが、簡単な漏水の発見、それからまた修理は、その業者さんでもって「こういうのがあるよ」というのが提供があればですね、どこか同じ島に集めてですね、そういう研修をすることもやぶさかではないかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

新たな水源確保ということで、悪石島のボーリング調査もあったわけですが、その後の経過ですかね、水量とか飲料水に適しているのか。それとその場合に、本堀をする計画はいつ頃なのか教えていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

1 月の下旬でしたかね。その工事そのものが終わりました、報告書が届いております。

あくまでも試掘でしたものですから、試掘で 50 ミリを使っておりまして、52mくらい試掘をしたということでございまして、その間に大体 42mから 44mのあたりに水が出たということでございます。

どの位の湧水量があるかということ調べたんですけど、そのときに 50 ミリ程度しか入ってませんので、コンプレッサーのエアリフトの揚水を試みたんですけど、なかなか上がらないということで、採水機による汲み上げを行ったところ、10 回ぐらい汲み上げてみると、一般的には水位が下がってその後の水位が元の自然水に回復するまで、時間と水位を 1 分ごとに測定することが透水係数が求められてこの方法がいいということでしたらしいんですけど、普通 10 回汲み上げると水位は当然下がるものですが、予想に反して回復力が早くてですね、水位が測定しても元のままの自然の水位であったということで、相当な水量が見込まれるということでございます。

今のところ、試掘でもっての計算でございますけど、大体 1 日 30 から 40 トンあまりの水が出るのではないかと。それが 100 から 150 にすると、またこれ以上の大きな水は出てくるということでございます。

その水の水質検査でございます。

水質検査を 50 項目ほどやりまして、そのうちに 5 項目ほど引っかかって、引っかかってというか、基準に満たないものがございまして、それが一般細菌と大腸菌。この一般細菌と大腸菌というのは、これは全部他の島でやってますとおり、滅菌処理をすれば飲めるということでございます。

そして、マンガンとか非イオンとかシュドとかございまして、これは水中ポンプをかけることで、時間をかけることで揚水すると完全に改善するというところでございまして、その塩の味がするとかそういうのはないということでございました。

で、いずれも今後また今度は本掘削というかたちに入らないといけないんですけど、その本掘削をするときはやっぱり 100 から 150 ミリ程度のポンプを入れなくちゃならないということでございまして、これを今業者さんのほうから 2 案と 1 案ということでもってきております。

大体後、本掘削も入れて、その水中ポンプ、かれこれ入れまして、大体 650 万円程度の費用がかかるということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

本掘するのは何月頃を目途にしているのか、何年後を目途にしているのか教えていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

悪石島は今、国庫補助事業でその改良を行っているわけございまして、また 24 年度は悪石島と今度中之島の高尾の地区をちょっと計画しております。

そういうことから、これが国庫補助事業にのせられるかどうかというのがまだその関係機関にはまだ話はしておりません。そういうことから、早々にはまだ計画はちょっと見直さなくちゃ、今ハザマの方からとっているわけでございますので、そういうのと 2 系統にするのか、それとも 1 系統だけで良いのかといういろいろな問題が出てくると思いますので、今ここで何年頃ということは控えさせていただきますと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 5、議案第 9 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 5、議案第 9 号、平成 23 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

4 時 5 分にお集まりください。

休憩	1 5 時 5 5 分
再開	1 6 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 6 議案第 10 号 平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 6、議案第 10 号、平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 10 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

まず、予算の総額ですけれども、2 ページに書いてございますように、現計予算から 377 千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ 6,397 千円ということでお願いをしております。

まず、5 ページの歳入から申し上げますけれども、後期高齢者医療保険料を 465 千円を減額しております。

内訳と致しましては特別徴収保険料を 1,000 千円を減額いたしまして、普通徴収保険料を 535 千円増額しております。

これにつきましては、所得更正に伴いまして、特別徴収から普通徴収に変更した被保険者の異動に伴う増減が入っております。

使用料及び賃借料につきましては、督促手数料 1 千円を増額。繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金交付額確定に伴う 21 千円を増額したものであります。

繰越金につきましては、平成 22 年度後期高齢者医療特別会計からの繰入金として 66 千円を増額しております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、377 千円を減額してございまして、内訳は後期高齢者被保険者保険料の納付見込額減に伴いまして、398 千円を減額。保険基盤安定負

担金確定に伴い、20 千円を増額したものでございます。
簡単ですけれども、以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから日程第 6、議案第 10 号、平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
したがって、日程第 6、議案第 10 号、平成 23 年度十島村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 7 議案第 11 号 十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 7、議案第 11 号、十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 11 号について、ご説明申し上げます。
本案につきましては、十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定でございます。
新旧対照表等を添付してございますが、まず第 1 点目に、健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成 23 年 3 月 31 日をもって、老人保健制度が廃止され、特別会計の設置義務がなくなったこと、それから 2 点目と致しまして、介護保険特別会計の中に、事業勘定とサービス勘定をもっていますが、本来それぞれの目的ごとに独立した会計であるべきこと。第 3 点目と致しまして、国民健康保険特別会計につきましては、国民健康保険法により、介護保険特別会計は介護保険法により、後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律により、設置される特別会計でありますことから、それぞれの根拠法令ごとに規定されるべきものでございます。

以上 3 点をふまえて改正することとしたところ、改正内容が条文の広範囲に及びますことから、全部を改正することと致しました。

又、経過措置と致しまして、附則でこの条例は平成 24 年度予算、決算から適用することとしております。この改正によって、条文にどのような変更があるかなどにつきましては、新旧対照表等を添付し

てございますので、そちらでご確認をしていただければ大変有難いと思っております。
簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 7、議案第 11 号、十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第 7、議案第 11 号、十島村特別会計条例の全部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 8 議案第 12 号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 8、議案第 12 号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 12 号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。
平成 22 年 7 月に住民基本台帳法の一部改正する法律が公布されまして、その関係する法律等、住民基本台帳法の一部改正する法律、これは昭和 21 年の法律第 77 号で住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令が平成 24 年の 7 月 9 日から施行されております。
これは外国人登録制度が配置されまして、日本に居住する外国人住民に対し、日本国民と同じような住民登録制度になったため、印鑑の登録や証明書発行など、基礎的な行政サービスを提供するために、印鑑の登録及び証明書に関する条例の一部を改正承認を求めるものでございます。
簡単でございますけれども、新旧対照表も添付してございますので、参考にしていただければありがたいと思います。
説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 8、議案第 12 号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。
従って、日程第 8、議案第 12 号、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 9 議案第 13 号 十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 9、議案第 13 号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 13 号について、ご説明を申し上げます。
本案は十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。
ご承知のとおり本村では定住している中学生以下の者と同居している扶養親族に対し、生活支援金を交付しておりますが、細やかな規定が無く、月初めに転入した場合と月末に転入した場合では、不均衡が生じるために、転入の翌月からを対象とし、転出の場合はその前月までを交付対象にしようと改正する他、小学校及び中学校入学の祝い金についても、入学式当日での住所要件を規定し、効率的な運用を図るために、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正するためのご承認を求めるものでございます。
中身につきましては、これも新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければ有難いと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

具体的に今回のこの改正を必要とするような事例がこれまでにあったのか。この入学祝金も含めて、それ以外の部分の支援金等において、支給日の基準日であったりとかそういった部分でのトラブル、そういったものは特になかったのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

実際、これの部分についてですね、ちょっと事例のリストは持っておりませんが、事例等は発生するというかたちで、この定住に関しては、今年度になってですね、確か6月か9月にも一部変更しているかと思っております。

その状況が、今ですね、たくさんIターン、Uターン、そういった方たちの転入が相次いで増えてきております。

それによりまして、例えばこの生活資金も含めてですが、転入費用、それから出生、結婚、これ等ですね、入ってきた日、住民登録をした日、出生した日、それ等によって、今までの条例に合わせたかたちで該当する事例、該当しない事例、様々な世帯によってケースが出てきております。

確実なもの、この定住促進を設けた根底には、いわば村の人口増なりで定住を促進して根付いてもらうと。生活の根拠を十島村においてもらうと。そういったかたちが根底にあるかと思えます。

その中で、やはり子どもが生まれたけど、実際子どもがまだ帰ってきていないとか、そのままであるとか、入ってきたけど、何ヶ月もしないうちに転出するとか、そういった事例等も過去にあって、その都度問題になってきたと思っております。

そういったことをふまえてですね、少しではありますけど、今の住民のほかの方たちに分かりやすいかたちですね、生活資金を条例改正して、根拠をハッキリさせるために、一部改正をするものでございまして、リスト、事例等についてはですね、追ってこの会期中にですね、こういった事例があったということはあとで担当のほうから資料を取り寄せまして、お示ししたいと思います、そういった事例等に基づいたかたちで改正をするということでございます。

ちなみに、現在、この生活資金の分ですね、中学生以下の子ども達への資金の分ですが、つい最近2回目の今月3月交付の分でできております。

3月交付分の対象者は61人となっております。

総額が195万円の生活資金等の交付がなされると出ております。これは3月期ですので、年4回です。2月、1月、12月から、2月までの分を3月に交付ということになっておりますので、実績とはこうなりますので、これは従来の3月期までは従来の条例の改正前の部分等でその条例に従って決定をしていますが、4月以降につきましては、この条例改正と共に月始め、転入にあっては、翌月からの対象と。それから転出にあっては前月までの対象というかたちで分けをして、スッキリさせたいと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

文言の確認ですけれども、交付すると交付できるということは意味合いが大きく違うんですけれども、どういう観点で文言の訂正を行ったのか、説明を求めます。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この改正の分では、婚姻の紹介資金でございますが、改正前が「結婚資金を交付する」と。これは、交付するということですから確実に出すということでございます。これを「交付できる」ということはですね、申請なり、そういったもの等があった場合に出すと。

交付する場合は、そういう事実が分かればですね、事実があったとすれば、本人が請求しなくても直接紹介者のほうに交付することになりますので、紹介申請する人もいれば、申請していない人もいますということで、過去にもそういったかたちで、私は要らないとかいうかたちでしなかった方もおりましたので、それならこういったものについては申請というかたちをとって、とるために、言葉の変更をし

たということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

住民課長。資料をちょっと貰っているんですが、23 年度見込みということだと思うんですが、全体ですね、今言う節目、転入費、入学費、生活支援、主にこの 3 つ 4 つですかね。件数 10 件、人数で 12 人という資料をもってんですが、今課長が説明したのとは若干違うんですが、勿論これはいつですかね、3 月の 8 日でしたっけ。にもらった資料なんですけれども、今の資料とちょっとちがうんですが、勿論仮定したものではないんですが、ちょっともう一回説明してください。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

私が先程言いました資料の数字及び金額についてですが、これにつきましては、第 4 条のですね、生活資金助成金、言わば小学校及び中学校、それから中学生以下の子ども達を養っている世帯に対しての、子どもの人数に対する金額でございますので、この 3 月期のほうが、これは婚礼とか転入にともなう費用、それから節目助成金、それ等の数字は入っておりません。あくまでも子ども達の方で、村独自で設けましたもので、言わば十島版の子ども手当みたいなかたちでございますけど、それ等の数字でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 13 号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 13 号、十島村定住促進生活資金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 10 議案第 14 号 十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 10、議案第 14 号、十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 14 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本村の民宿事業者の多くが営業許可申請時において、居室を除いた部屋数の上限で営業許可を受けておりまして、リネン室などの確保がされていないことから、許可人数と実際の営業収容人数に差異がみられるようであります。

塵芥処理手数料は営業許可人数で算定していることから、事業者にも不利になっている場合があります。また衛生確保の観点から、リネン室または準備室を確保することによって、民宿及び旅館の設備環境の一層の推進を図る利点もあることから、手数料の減免規定に、ここに書いておりますように、第 16 条第 2 項の次に 1 号を加えるということで、3 号として民宿または旅館事業者が衛生を確保する場合、村長が必要と認める書類を提出し、村長が認めたものと。こういうふうに、この 1 号を加えるということをお願いをしております。

新旧対照表も添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長します。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

もうちょっとこの手続きに、書類ですかね、ついでの詳しい説明をお願いします。提出書類。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

本村におけます事業所というかたちで、民宿営業の事業所がございます。

うちの条例の中では、許可人数にかける 100 円ということで、3 千円を限度として、事業所から言わば民宿営業所から塵芥処理の手数料を徴収しております。

それから、工事業者等の言わば現場事務所があると思いますが、これ等は一律 5 千円というかたちで営業日数等に合わせてですね、やっているかと思っております。

そういった部分がありまして、ただこの人数というのは当初で我々が判断するのが、民宿の場合、保健所から営業許可を貰っております。その人数で 100 円をかけまして、今まで徴収をしておりました。しかるに、この保健所に提出する際は 10 人とか、何部屋で 10 人とかいうかたちになるかと思っておりますが、何件かの民宿のところでは、その一つの部屋、許可された宿泊所の提出を言わば布団部屋とか、そういったかたちで営業をしていない部屋が存在するということで、それ等の分で実際泊まれない人数が営業許可人数よりも減っているわけですから、そういったことでの言わば減免というか、そういった削減をできないかという要請がありまして、実際のところ、私の分でも 2 件ほど確認はしております。

全く部屋として使われていない、確実にそういったリネン室というか、言わば毛布とか布団とか、そういったもの等が客に、ものに対する部分の、言わば押入れ等で利用している部屋が存在するという事実がございましたものですから、営業に関係ない部分は省いて、民宿のほうの営業に少しでも削減をできればというかたちで、今回村長に必要と認める書類、これで必要な書類というのは実際の写真とか、それから現状等の報告の書類を、任意になるかと思っておりますが、そういったものをもらって、村長が認めた場合は、営業許可の人数からその分を引いた形で手数料を徴収するということにしております。

逆にですね、営業許可の部分で、営業されている方の居室等と一緒にいる民宿が多いかと思うんですけど、それ等の部分で実際のところこれもあくまでも民宿業者からの事実に基づく申請と、言わば要求というかたちでとらざるを得ないと思うんですが、それは事実確認ということは写真とかそういったかたちでしか、今のところ判断する材料がないと思っております。税的なものの収入とか、そこまでは今のところ我々のほうでそこまで踏み込んで確実にというかたちは今のところとれないんじゃないかなと思っております。あくまでも現実のものの判断ということになるかなと思っております。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

大体のこと、大よそはわかったんですが、リネン室、今言う布団部屋。布団を置いて、部屋を、例えば5 部屋、2 人泊まりで5 部屋あるということで、10 人許可をとったと。ところが一部屋はそうして布団を置いているということで、民宿としては実際8 人しか泊まれないということですよ。そういうことでしょう。そうすると、それだと不利益が被ると。民宿側が。そういうことですか。

そのために、それを、布団はどのように、今押入れがあるから、それで解消するというものでいいんですか。それとも、リネン室を、布団部屋を別に設置はしなくて宜しいんですか。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

営業許可の時には、居室、言わば宿泊室というかたちで許可を貰っております。

そのときに収容人員というのを確定しております。

それで、その許可を貰った上でその中で言わば民宿自体の営業の中でですね、居室一室言わばこれは営業というかたちで、お客は泊めていないと。言わばリネン室なり、そういった布団部屋なり、そういった民宿の部屋を確保する上での、言わば何ていうんですかね。はっきり言えばリネン室、衛生的なもの等の確保をしなければならないというかたちで、それは個々の民宿の営業方針の中で、部屋をもう削減して居室を5 室から4 室にするというかたちでずっと営業しているということでの、営業者からの申告になろうかと思っております。

ですから、現時点で、そこらへんでとり方がですね、人によっては違うかもしれませんが、あくまでも宿泊人数、許可人数があくまでも減っていると。減って営業していると。許可は10 人ですけど、実際は8 人の営業でやっているということですね、それは理由的にはこういう事由でこの部屋の自体がなくなったと。だから、4 部屋あって10 人で許可を貰っておって、ただ実際は8 人しか泊めていないという部分ではなくて、その4 部屋の部屋確保の部分、許可を貰った部屋の室数の部分の削減が、そういったリネン室なり布団部屋なり、そういったかたちに変わっているということの場合ですね、事業主から申請があればですね、それを人数分を減らしてですね、8 人に減らして、塵芥処理の手数料等の部分は軽減しようということと考えておいて貰ったほうが良いと思います。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

大体説明では理解できるんですが、基本的に民宿が営業許可を保健所へ許可を貰いますね。

そうしたら10 人で当初申請します。今ここを8 人で保健所へ又申請許可をね、8 名に保健所へね、申請手続きをした場合に、保健所としてはそれは出来ませんというのか、じゃあ8 人に認めましょうというのか。その要件を満たせばこういうことは必要ないんじゃないかと思ったりもするんですが、保健所へね、その民宿業者がね、当初は10 名で許可を申請をあげましたと。ところが今のこういう状況でね、8 名にしますと。そうした場合にそういうものを出せばこれは必要ないんじゃないかと思ったりするんですが、そこら辺は保健所はどうなんですか。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

これはですね、こちらの判断じゃなくて、言わば更新の時期が必ず来ます。その時はその実際の人数でうちの営業人数は8 人ですという形で登録してもらえればいいと思います。その時には登録しているのと部屋と8 人の部分で計算されますけど、現在登録更新の前とか言う形で、一番最初の登録時の人数で村の方が手数料をいただいていると。実際ですね。

今の部分が、100 円手数料をいただいていると。実際と違うと。許可の部分と。うちの計算の基礎と、実際の営業の人数と違うと、いうことの事例が出てきたということです。今後、更新時にそういったかたちで人数等の増減があるかと思えますけど、そのときで正確な人数等でやってもらえれば、この条例の部分で途中で申請をして、人数を減らすとか、そういったもの等が発生しないわけですから、こ

れが使われないということになるかと思います。

結局当初で貰っておった部分で、営業期間中に何らかのかたちでこういった、当初よりも人数を制限したかたちで営業しておればですね、そこらへんのかたちを救うというかたちで、この条例の部分は一項目設けたと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

それで問題ないと思うんですが、保健所の許可の更新。更新をするための申請。それはもし必要とあらばですね、要するに民宿業者があと更新するまでまだあと 2 年ありますと。途中の段階でね、廃業なり、申請するとするようなこともあるわけですよ。途中の段階でね。

10 部屋ある許可をもらっている。それを 1 年後にね、途中の段階で 8 部屋にしますという申請を、許可申請を修正というのかな、それをした場合にはこの問題は何も必要ないんだよね。

民宿業者がね。それが更新の時期まで保健所が許可をしませんというのであればこれは生きてくるんだけど、使っていない段階でね、これはもう営業しませんと言うふうに、保健所へ申請をすれば、これは必要ないんじゃないかなと思うんだけど、そこらへんの保健所との関連というのは、よく私もよくわからないんだけど、途中の段階でね。それが出来るものかどうか、出来るのであればそっちを優先して、すべきことじゃないかなと思ったりするんだけど。よくわからんけど。

○議長（日高通君）

しばらく休憩いたします。

協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 10、議案第 14 号、十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 14 号、十島村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

5 時 20 分にお集まりください。

休憩 17時10分
再開 17時20分

○議長（日高通君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第11 議案第15号 十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第11、議案第15号、十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第15号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

これにつきましては、村の看護職員の業務について、診療所内外で執行する具体的業務を明記したものがありませんので、また介護サービス事業等が実施されることになって看護師が必要な業務等も出てきておりますために、看護師業務を明確化するものでございます。

併せて、改正内容につきましては、業務内容を若干追加しておりますが、文言の条例の中の文言に語句の不必要なものがありますので、その関係を削除したということになりますので、宜しく願いを致します。

新旧対照表をみていただくとお分かりになると思いますので、簡単ですが説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

看護師職員に関しては、そうすべきというふうに思いますが、看護師の代替の人たちの身分保障というものが過去に何回も話をするんですが、全然されていない。

ある地域の代替看護師をした人たちからも話を聞いたことがあるんですが、その使い捨てみたいな感じで、その午前中なら午前中で人夫賃として出すということで。それでは住民の生命に関わって仕事を預かってするわけですから、ある意味ではちゃんとした仕事の勤務状態もきちんと謳ってですね。そして何らかの保証も私は今後していく必要があるんだろうなという思いがするんですが。例えば、急患が発生したときあたりも、看護師さん一人では、職員の看護師だけでは、電話も出らないかん、あるいは治療もせないかん、両方でばたばたしている。そこへ代替看護師も来て手伝いをしてもらおうとかね。そういうことも率先してちゃんとやってもらうという意味においては、何らかの保証もどっかすべきことなんだろうなという思いがするんですよね。その点について、今後の、今されていませんのでね、課題として真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないのかなと思うんですが、そこら辺についてはどのような考えでいらっしゃるのか伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘のことはごもっとものことだと思っております。

そこの今までの取組みが出来ておりませんので、また部内でしっかりしたものを作ってやりたい、そういうふうにご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

代替看護師の件につきまして、現在の代替看護師さん、口之島と平島、それから小宝島、おります。

代替看護師の業務の協定を結んでですね、月額 7,700 円という金額でお願いをしております。ただ、これを固定化すると、言わばある程度の保証をするとした場合ですね、私が住民課に来て話をしている中ではですね、その代替看護師さんが今 3 名おりますけど、それぞれの思いがありまして、固定化されるというのを嫌うというか、固定化されて欲しくないと、保証は欲しいと思いますけど、そういった状況でなかなか手がないという方もいるかと思えます。

あくまでも今の考えでは 3 人の方には代替というのはこちらから要請があった時にですね、もし対応が出来ればお願いしますというかたちで、フリーなかたちでお願いをするということにしております。

それと、急患とかそういったところでは、看護師からの要請によってですね、現地にいるときは積極的に応援をもらって、看護業務をしてもらってということ、情報は聞いております。

ここがちょっと、固定化する部分での本人の負担、そういったもの等がどれくらいになるのか、個々によって違うのもありますし、地域の実情もあるかと思っております。なかなか今まで協定だけを結んでですね、代替の業務があった都度お支払いしているということになっております。ただ保証の関係、賠償の関係、そういった等は、診療所内での事故に関しては全額、そういった賠償の関係はこちらのほうで保険料等は看護師を含めてですね、補填は出来るように、保険をかけておりますので、それは心配ないと思いますが、あと身分の保証等の部分等が通常の賃金でお願いしているようなかたちになっておりまして、そこらを固定化すればそういう保険とかそういったもの等も考えられなくもないと思いますけど、現実的なものとして、今は急患の時とやむをえない事情による診療所の空白を埋めるためにお願いをしているというのが現状でございます。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

行政の立場としては、その代替看護師の気持ちも含めてね、くんで対応せないかんだろうと理解はするんですが、受ける側の、住民の側にたつてしますと、例えば臨床経験もほとんどしないのでね、いざというときに診療所に飛び込んで、あるいは薬がどこにあるのか、その職員看護師がいないときね、そういう状況もあるだろうと。そういう不安を抱えた代替看護師さんが対応に当たるとするのは、住民にとっては非常に不安ではあるんだろうと思うんですね。全く不安じゃないということではなくてね。

ですから、日赤の医者が来たときにね、診療所にみえられたときに、一緒に何らかの臨床経験も含めてしていくとか、そういうかたちでしていかなければ、ただのそこの人夫賃さえ払えばいいみたいな感じでしか、今の状況の中で臨床経験の研修だってしていない。

どこの病院であっても、看護師さんの資格をもってても、何年も離れて、あるいはほとんど臨床経験もされないで、直接その住民の医療行為を行わなきゃいけないというのは、受ける側も非常に不安であるということだけは理解していただきたい。

きちんとそこらへんは研修なり、あるいは医者が来たときでも、最低でもそういうことをしてやると。そしてまた、その身分の保証というのは、本人が嫌だからという、拘束されるからとかいう、そういう意味じゃなくて、相対的な立場を考えていくべきであって、一人が言うからそれはしませんじゃ、私はそれではいけないと思うんですね。私は嫌だから、ということで、一人が。例えば平島の代替看護師さんが一人言ったから、そういうことだからしませんじゃなくて、村独自としてきちんとしたものを持って、次の代替看護師さんの場合にはこうこうなんだと。

これから又、その I U ターンも含めてね、確保していく中で、必ずそういう問題が出てくるんだろうと思うんです。だから、そういう面では今後の課題として、よく検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、臨床経験の分につきましては、現在おられる方につきましては、看護師を通じてですね、地元のほうでの日赤の診療なり、それから特定健診なり、そういったかたちがあればですね、どしどしと積極的に診療所の看護業務についてくださいという形でお願いはしております。

急患だけの部分ではなくて、例えば、口之島の例ですけど、口之島の代替の看護師さんのほうはだいぶ長くなるんですが、例え正看の看護師がいなくても、平日であるから、この日は午前中あけますとか、午前中勤務しますとか、明日は昼からしますとか、そういったかたちで勤めてもらって、自分の仕事の合間をぬってですね、なるべく平日は診療業務が全くしまっているという状態がないようなかたちはとってもらっております。

あとのお二方につきましては、あくまでも仕事なり、それから家庭の事情なりというかたちでですね、なかなか臨床の場に行くとか、そういったものが、事情によって、なかなかいきたくないけどいけない事情もあるかと考えております。

その辺は、看護師等の方で、時間を見つけてなるべくそういったかたちで一緒にやってもらえればというかたちで指導はしていきたいと思っております。

それから、その保証の関係。今後の部分で、実際今年度中にまた新たな定年退職者のほうも出てくる予定でございます。そういったかたちで、看護師の確保なり、そういったものを、代替も含めてですね、準備をしておかなければならないこともあるかと思いますので、代替看護師の件についても、それと合わせて、採用にあたって、依頼にあたって、保証の関係等を順次整備できるものはやっていきたいと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑をおわります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、議案第 15 号、十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、議案第 15 号、十島村立診療所職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 12 議案第 21 号 牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 12、議案第 21 号、牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての

件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 21 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

採草地を整備して適正な管理を行うために、条例の改正をしようとするものでございます。

この題名中の「牧場」を「牧草地」に改めまして、第 1 条及び第 2 条ならびに第 5 条第 2 項中の「牧場」を「牧場及び採草地」に改めまして、第 3 条の牧場の名称、位置及び面積、別表第 1 に採草地の名称、位置及び面積は別表に定めて、第 4 条中第 2 項及び第 3 項を削除しまして、第 5 条の第 1 項中、「放牧」を「牧場及び採草地」として、改めるということですが、附則で平成 24 年の 4 月 1 日から改正をしようとしております。

議案の中で、新旧対照表等を添付してございますので、これを参照していただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

改正案のですね、4 条をちょっと見てください。

放牧期間は、毎年 4 月から 11 月の末までとすると。これは採草地の場合なのか、牧場も全てをこういうふうに条例化すると問題があるように思いますけど、説明をお願いします。

もう 1 点がですね、各牧場の面積がここに上がっておりますけれども、これは台帳の面積なのか、現在使われている現行の面積であるのか、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この条例を作った時点ではですね、そうとうな面積があつてですね、林間放牧しようということで、4 月から 11 月、この期間というのは草がよく生える期間でございますので、この間は放牧しようということで、11 月から 3 月にかけてはそこをまた伐採なりして、新たな牧場を作るということでこれがまだ生きているんじゃないかと思ひます。

これはやっぱり一応条例上はこうして 4 月から 11 月末までとありますので、この間は出さなくちゃいけないのかと勘違いされますけど、そういうことではないので、と思ひます。

それから、その面積でございます。

面積は地図の五千分の一のあれで、1 回、団体営草地開発事業、それをするときに、その事業を行った所を、コンパス測量というかたちで、測量をしたその時の面積が生きております。

これでもって、コンパス測量したあとをデジタル面積という面積図を図る機械がございまして、それでもって、ここに落とした面積でございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

放牧のこの期日ですね。何月から何月までという文言ですけれども、条例を制定する以上はですね、条例を厳守するのが住民の義務なんですよ。

これを長年ですね、条例があつたから、違反を行つても黙認をするんだと。これはちょっとなかんことですよ。厳守するのが条例ですから。4 条は削除を求めます。

それと、面積の出し方ですね。何年に出したのか、実際の面積ですね。これによって、団体の税金等もですね、使用料も変わってくると思ひますよ。

ですから、何年度に作つて、現在の現行の牧場に合致をしているのかですね、そこまでしっかり条例

にですね、のつける以上はそこまで明確にやるのが大事じゃないかと私はと思いますが、答弁を願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ご指摘がありましたとおり、第4条につきましては内部でもんで、今削除するわけではありませんので、またその下のほうに2項、3項がございますので、また検討させていただきたいと思います。

別表の面積でございます。これは団体営草地開発事業というのが、昭和の57～58年頃からずっとやっていますので、そのたびにずっと乗付けた面積でございまして、場所によっては平成であつたりとか、そういうのが新しいの。古いのになればその頃からの面積でございます。

ご指摘の通り、ちゃんとした面積を測るべきじゃないかということで、今航空写真等がそういうのがございますので、航空写真等なりからですね、面積を落としてですね、また今後そういう面積がしっかりしたときは、ここにお示しできるのではと思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

この条例は4月1日からの施行でありますよね。

これをですね、条例改正案をあげる場合ですよ。正確な数字、文言をぴしゃっと示さないと、我々も簡単には認めないという。

ですから、条例案を作る場合、条例と現行があっているか。整合の確認等を内部でもう少し行って欲しい。そうしないと、条例は厳守するための条例ですからね。これを黙認だ、良いんじゃないか、こういう安易な条例案は、私は感心はしません。ですから、内部でもう少し検討をしまして、条例案は上程するということを認識を願います。分かる範囲内でその辺の答弁を願います。

○議長（日高通君）

これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第12、議案第21号、牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 12、議案第 21 号、牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 13 議案第 17 号 十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 13、議案第 17 号、十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 17 号について、ご説明を申し上げます。

本案は十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

2011 年の 7 月 24 日の地上アナログ波の停止によりまして、本村でも地上デジタル放送へ完全移行がなされたわけではありますが、しかしながら、その後各島での受信状況がアナログ放送時よりも良くないという状況が生じております。

その中でも口之島におきましては、非常に状況が悪い現状であります。そこでその対策と致しまして、これまで枕崎から電波を受信しておりましたが、中之島からの電波を受信する方式に変換することとしまして、国庫補助を活用して、今年度事業を進めてまいりました。事業の内容といたしましては、NHK との共同事業により、鉄塔を設置して、そこに村がデジタル放送受信障害対策中継放送施設を整備しております。この施設につきましては、平成 24 年の 3 月 1 日付で無線局の免許を受けておりまして、3 月 30 日から 0.05 ワットによる運用を開始する予定としております。

今回この施設の設置及び管理に関する条例の制定をお願いしておりますが、第 1 条で趣旨を、第 2 条で設置目的、第 3 条で施設の名称、第 4 条で施設の管理、第 5 条で事業の内容、第 6 条で必要な事項は別に定めるとい、委任規定を定めておりまして、施設の名称を中之島テレビ共同送受信施設、受信点及び送信点の設備の位置を十島村大字中之島 147 として、附則で公布の日から施行するというふうにして条例制定をしたいというふうに思っておりますので、宜しく願いを致したいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この施設そのものは NHK と共同でという説明でしたよね。

そうすると、設置においては NHK も含めて入った、管理は村で全てやれということなのか、そういう意味でこういうふうに条例の制定をせんないかんのかなという思いがするんですが、もしその故障とかいうものがあつたときに、NHK はどこまでここに関与してくるのか、そこらへんがわかれば説明を願いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

まず、整備の関係についてご説明いたしますと、NHK と共同で鉄塔を建てております。

これは高さ 14 メートルの鉄塔ですけれども、NHK との事業費割り、NHK が 55%、村が 45%というこ

とで、これはモーメントの割合で負担割合を決めております。

これにつきまして、鉄塔建設につきましては、2,420 万円ほどかかっておりますけれども、この村の負担金が 1,090 万円程度となっております。

そして、この共同で立てた鉄塔のところに、NHK は独自で NHK のアンテナを立てております。そして村は民法放送分としまして、工事費で約 3,000 万円をかけて、送受信装置を設置しております。

合計しますと、村の負担というのが約 4,170 万円ほどになっておりまして、そのうちの国庫補助金が 2,730 万円、あと辺地債で財源的にはやっておりますけれども、この条例につきましては、この 3 月当初、免許を九州総合通信局から受ける際に、設置条例を村が制定してくださいと。それと併せまして、保守管理についてどうするのかということで説明を求められておりますけれども、当初予算には計上しておりませんが、保守管理をちゃんと契約してやってくださいということです。村の電波アンテナ部分ですね、それについては保守管理が出てくると。鉄塔については何かありましたら NHK との話し合いの中で負担割合を決めていくことになるかと思っています。

それから、今後の運営費の問題ですけれども、この鉄塔を設置しまして、今後かかりますと予想されますものは、電気料と電波料がございまして、電波料は今のところ年額 200 円程度だと。電気料につきましても、月額 3 千円程度、12 ヶ月で 36 千円程度という運営費になるのではないかと試算しております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

理解しました。

そうすると、今現在の各島に地デジ対応のアンテナをつけていますよね。これは NHK の助成をもってしようということでしたんですが、その中に一つのアンテナで民間の放送も全部入っているんですね。民間の放送も受信できると。

そうすると、この場合には NHK は NHK の分で NHK の電波しか飛ばすことは出来ないと。だから、別に村が 3,000 万円を出して、民間の受信して飛ばすやつを設置しなさいということなのかな。

そうすると、当初の地デジ化をはかったときの NHK のやり方、全部を、民間も含めてね、NHK のほうで助成とかやったわけだよ。民間のやつも含めてね。民間のやつを村が出しているわけじゃないでしょ。民間の分ですってことで。NHK が全てやったわけだよ。ここはそういうふうにはいかなかったのかなという疑問が残るんですけど、その点についてはどのように解釈したら良いのか。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

私の知っている範囲で申し上げますけど、我々が NHK と交渉した時はですね、一応口之島の現状が枕崎から取っているためにその電波が届かない。したがって、どこか屋久島か種子島辺りから出来ないのという話もしました。

ところが、中之島に鹿児島からの電波が届いていますから、それを反対側の山に設置すればそれを受けてやれば近いからいいんじゃないのと、そういう発想でものを言ってきました、それを試験しようということになって、やったわけですが、中之島にきている電波は民放も含めてきているわけです。ですから、中之島まで来るときはですね、ある程度民放も負担をしていると思います。

奄美に行っているわけですから、そういう大きな所帯を抱えてのやり方で、民放が参加したんだと、そういうふうには受け取ったほうが宜しいかと思いますが、今回は中之島から取るのに、口之島に電波を送るのに、民放にお金を出せといってもそれはとてもじゃないと。NHK もそういうような話からですね、とにかく NHK だけでは口之島はガッテンしないと。そういうようなことで、そうするのであるならば、民放の分も含めて、これは国にお願いをしよう、そういうようなことで取り入れてやった経緯がありますので、そうしたかたちで民放とはもう鹿児島でも民放にいったお金を出せといっても、おそらく 100 所帯程度のところには出さないだろうと、こういうようなことで、今のよう状況になってきているわけです。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

理解できました。そうすると、先程私が各島の地デジの映りが悪いということも含めて電波の調査も新年度の予算に組んでいるという話の中で、そうすれば今後は改善が、そこに当然改善をせないかと。改修工事を。映りが悪いわけですからね。

そうした場合に、改修工事費は、今度は僕らから言わせると、国が勝手に地デジ化を図ったんだと。それで映りが悪いのは仕方が無い、自分たちで負担せいかいことは筋が通らんような気がするんですね。その中で、今度は他の口之島はこれでもう解決すると。他の映りの悪い所を調査したところ、機械を入れないといかんとか、費用がいくらかかるかわからんと。その分はどのような、財源負担はどういうふうになっていくのかなという、厳しい状況の中でね。そこらへんはどのように予想しているか、その点まで伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この民放につきましては、今度のこの条例案につきましても、NHKの55%分は完全にNHKがみるということで、村分の45と、民間分のうちがやった工事費は、3分の2の国庫補助ですけれども、こういった制度でやると。電波遮へい障害対策補助という補助金だったと思いますけれども、今回調査をしまして、もし何らかの改修が必要であるということになれば、辺地共聴設備整備という補助事業もありますので、NHKともまず協議をしまして、どういったNHKからの対策、そして村側の対策が必要なのかということを整理したうえで、そういった補助事業で申請してみたいと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第13、議案第17号、十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第13、議案第17号、十島村テレビ共同送受信施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第14 発議第1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第14、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。

会議規則第38条の規定によって、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、安庭智美君。

○議会事務局書記（安庭智美君）

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例。

（議会議員の報酬の特例）。

第1条 議会議員の報酬の月額、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）第2条別表第1の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の12に相当する額を減じた額とする。

附則。

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○議長（日高通君）

本件は会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、本件は主旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第14、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第14、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議途中でありますけれども、これより10分間休憩いたします。

6時30分にお集まりください。

休憩	18時20分
再開	18時30分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 15	議案第 48 号	平成 24 年度十島村一般会計予算についての件
△日程第 16	議案第 49 号	平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件
△日程第 17	議案第 50 号	平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算についての件
△日程第 18	議案第 51 号	平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算についての件
△日程第 19	議案第 52 号	平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算についての件
△日程第 20	議案第 53 号	平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件
△日程第 21	議案第 54 号	平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 15、議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算についての件から、日程第 21、議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの 7 件は、新年度当初予算に関するもので関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 15、議案第 48 号から、日程第 21、議案第 54 号まで 7 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成 24 年度の予算について、ご説明を申し上げます。

予算の概要を配布しておりますので、その中から主なものについて説明をさせていただきます。

平成 24 年度予算に関します議案第 48 号の一般会計予算から、議案第 54 号の後期高齢者医療特別会計予算までの 7 議案が一括上程されましたので、順にご説明申し上げます。

国・県の予算編成の状況、それに伴います村の予算編成方針等につきましては、行政報告の中で申し上げましたので、省略させていただきます。

また、各会計ごとに予算の概要等を配布しておりますので、そちらの資料を使って説明させていただきます。

まず平成 24 年度、全会計合計の予算総額でございますが、3,610,093 千円で、前年度と比較しますと、368,894 千円、率にして 9.2%の減となっております。

一般会計は 2,553,567 千円で、336,377 千円、率にして 11.5%の減で、特別会計の総計は 1,056,526 千円で、35,517 千円、率にして 3.0%の減となっております。

それでは、議案第 48 号の一般会計予算からご説明申し上げますが、一般会計につきましては、骨格予算で編成されておりますので、政策的事業の一部の事業について 6 月補正予算で計上することとして、繰越金、地方交付税等を余裕財源として財源調整をしております。

予算の総額については先程申し上げましたので、省略を致します。

村の当初予算では、公債費 515,156 千円、前年度比 18,847 千円、率にして 3.6%増、投資的単独経費で 87,985 千円、前年度比 251,314 千円、率にして 74.1%を減額して、歳入では地方税の 64,085 千円、前年度比 3,853 千円、率にして 5.6%減で、地方交付税が 1,203,740 千円、前年度比 91,660 千円、率にして 7.0%の減ということになります。

それから地方債が 310,200 千円で、前年度比 14,390 千円、率にして 4.9%増額となっております。

一般財源の総額で 1,368,377 千円、前年度比 91,662 千円、率にして 6.3%減、一般財源比率で 0.3%、前年度比で 3.0%増、それから地方債の依存度 12.1%、前年度比で 0.5%減となっております。

予算の特徴と致しましては、平成 24 年度当初予算の特徴は先程も申しあげましたように、骨格予算で編成となっているために、経常経費を除き、前年度もしくはそれ以前からの事業などで、村の方針が決定している政策的な経費、または緊急性および必要性が認められる事業で、年度当初から予算を必要

とする事業費以外のものは計上していないため、歳出に見合った歳入を計上しております。

この当初予算の編成において、留保した財源は6月補正予算で計上することとしております。

まず歳入の特徴ですけれども、歳入につきましては、骨格予算編成により、県支出金で前年比 191,815 千円、率にして 57.7%減となっているほか、留保財源とした地方交付税で前年度比 91,660 千円、率にして 7.0%減および繰入金で前年度比 71,831 千円、率にして 79.6%減が大きく影響をしております。

歳入の款毎の説明につきましては、主なものをご説明いたします。

まず村税については、主に個人所得の低迷等によりまして、個人村民税 947 千円、率にして 5.0%の減で、企業の事業収入の落ち込み等によりまして、法人村民税マイナス 1,448 千円、率にして 37.3%の減で、償却資産の目減りによりまして、固定資産税も 1,423 千円の減、率にして 3.3%の減が影響しております。

当初予算は 64,085 千円で、前年度比 3,853 千円、率にして 5.6%の減額となっております。

地方交付税につきましては、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を確保しておりますが、前年度比 811 億円、0.5%増しております。

又、地方再生対策費前年度比 3,000 億円程度および雇用対策地域資源活用推進費前年度比 4,500 億円程度を縮減した上で、地域経済雇用対策費（仮称）として整理統合すると共に、緊急加算分 1,750 億円を含めて、7,400 億円程度を算定することとされておまして、当初予算は骨格予算のため、それを留保することとして、1,203,740 千円の前年度比 91,660 千円、7%減で計上をしております。

それから国庫支出金につきましては、主に事業の完了による電波遮へい対策事業費補助金（口之島・中之島地区難視聴地域改善事業）で前年度比 26,666 千円、これは皆減ですが、過疎地域集落再編整備事業費補助金で、空家利活用事業で前年比 28,000 千円、これも皆減です。

屋外教育環境整備費補助金（諏訪之瀬島小中学校校庭舗装事業）で、前年比これも 3,822 千円、皆減であります。補助道路新設改良費補助金では、前年比 84,000 千円、これも皆増の影響を受けておまして、当初予算は 693,991 千円で、前年度比 26,330 千円、率にして 3.9%の増となっております。

この中には離島高校生就学支援費で、前年比 1,125 千円、これは皆増であります。24 年度から新規事業として含まれております。

歳入については以上で、歳出の主なものについて申し上げますが、まず人件費につきましては、主に重点分野雇用創出事業、農業振興費で前年度比 244。失礼しました。

当初予算は 373,941 千円で、前年度比で 35,514 千円、率にして 10.5%の増となっております。

それから、普通建設事業費でございますけれども、当初予算は 1,023,342 千円で、前年度比 222,368 千円、率にして 17.9%の減となっております。

それから、公債費につきましては、当初予算 545,156 千円で、前年度比 18,847 千円、率にして 3.6%の増となっております。その内訳は元金が 466,206 千円で、前年度比 21,344 千円、率にして 4.8%の増、利子につきましては 78,950 千円で、前年度比 2,497 千円、率にして 3.0%の減となっております。

それでは、一応簡単ですけれども、一般会計については以上で説明を終わらせていただきます。

次に議案第 49 号、平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は 85,298 千円で前年度比 3,357 千円の減額であります。

国民健康保険財政の健全な運営を目指し、平成 17 年度と平成 19 年度に国保税率の改正を行っております。しかし、昨今の長引く日本経済の低迷によりまして、保険税収入の減少が続いており、保険税率の改正等により、財源を確保する必要があります。

経済情勢の好転が望めない中、保険税率をあげることにより、被保険者にこれ以上の負担増を強いることは出来ないという判断の元、現在まで保険税率を据え置いております。

今後も高齢化の進展に伴う医療費の増加が予想されるため、医療費適正化に向けた保険事業の充実強化により、医療費の抑制を図り、国民健康保険財政の健全な運営を行うことが重要と考えております。

詳細につきましては、予算の概要をご覧ください。国民健康保険の関係を終わりたいと思います。

議案第 50 号について、説明を致します。

本案につきましては、平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算であります。

第 1 条で歳入歳出予算総額は 832,815 千円と定めております。これにつきましては、前年度比で 10,758 千円、率にして 1.3%の減額となっております。

歳入についてであります。本年度は前年度と比較して旅客運賃収入は増加するものと見込んでいますが、燃料購入費用、航路附属施設費用も増加する見込みで、運航費用が増加し、依存財源比率も上昇の傾向にあります。

歳出につきましては、運航費用で 707,505 千円は歳出総額の 85.0%を占めております。前年度当初予算と比較しますと、21,196 千円で 3.1%の増額となっております。

146 ページの船費は 251,210 千円で、前年度比 13,268 千円で 5%の減は臨時船員費の減少によるものであります。

148 ページの船舶修繕費につきましては、99,117 千円を計上いたしております。これは、入渠工事等の費用であります。150 ページの消費税で 9,346 千円につきましては、平成 23 年度決算見込み分と平成 24 年度中間納付分を推計した消費税額を算出して、計上しているためのものであります。

元金の地方債元金償還金で 62,966 千円は前年比で 25,604 千円、率にして 28.9%の減で船舶建造の際に借り入れた平成 11 年度過疎債分が平成 23 年で償還が終了したことによるものでございます。船舶特別会計についての説明を終わります。

次に議案第 51 号、平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険事業勘定の歳入歳出予算の総額につきましては、対前年度 5,679 千円減となっております。これにつきましては、平成 23 年度の施設入居者が大幅に減少したことに伴う保険給付費の減額が大きな要因となっております。詳細につきましては、予算概要をご参照ください。介護保険の概略の説明を終わります。

それから、議案第 52 号で平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算でございます。

サービス事業勘定の予算額につきましては、前年度とほぼ同額となっております。歳入ではサービス収入 240 千円、サービス計画にかかるものであります。繰入金については、963 千円、事務費分を計上してございます。

それから歳出では総務費として 1,050 千円、事務事業にかかる電算システムの借上げ、およびシステムのメンテナンスにかかるものが主なものでございます。

またサービス事業費として 153 千円を計上しておりますが、これはホームヘルパーがいない島において、介護を必要とする方への事業費でございます。介護サービス予算についての説明を終わります。

次に、議案第 53 号についてご説明いたします。

平成 24 年度十島村簡易水道会計予算であります。予算の総額は 53,087 千円と定めております。これは前年度当初予算と比較しまして 13,062 千円で、19.75%の減となっております。

それから、第 2 条で地方債の目的、限度額、起債の方法および償還等について定めております。また、一時借入金等の最高額等を定めておりますので、ご覧ください。簡易水道会計についての説明を簡単ですけど終わります。

次に議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額は 7,209 千円で、前年度比 435 千円の増額となっております。

平成 20 年 4 月から、「老人保健制度」が廃止されまして、高齢者のための新たな医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されました。これに伴いまして、75 歳（一定の障害のある方は 65 歳）以上の方について、国民健康保険や健康保険などの被用者保険から脱退しまして、本医療制度に加入することになります。後期高齢者医療制度の財源構成は、患者負担を除き、公費約 5 割、現役世代からの支援約 4 割、被保険者からの保険料が約 1 割であります。

現在の保険料は制度創設時点から大きく上昇してはおりませんが、高齢化の進展とともに医療費の増加が予想されるため、保険料が引き上げられる可能性があります。

また後期高齢者医療制度そのもののあり方についても、平成 25 年度までにこの医療制度が存続する見込みであります。先行きは不透明のようでございます。

以上で新年度予算の説明を終わらせていただきます。宜しく願いを致します。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

只今村長から説明を受けました。

24年度当初予算、義務的経費ならびに骨格予算ということで、説明をいただきました。

このことについては、後ほど委員会も開かれるようですので、詳細についてまたその中でお尋ねをしてまいりたいと思います。

今朝ほどの新聞に、村長の行政報告の中であったように、今期で勇退ですか、と言う見出しで新聞に出ております。いろいろ出ておりますが、本当に本当に長い間行政マンから600余あまりの村民のリーダー、トップとしてですね、12年間本当にご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。

そういう中でですね、資料として、今財政等のことについても説明がありました。

例えば自主財源であります村税、21、22以降300万円の大きな減収ということで、これはもうどうすることも出来ないわけですけど、依存財源が厳しい中で、本当に最後の骨格予算ではありますけれども、村長、職員一同が知恵を絞って、明後日から予算のですね、中身についてしたいと思います。

そこでですね、一言だけ。いよいよ4月29日でしたか、選挙が行われるということですが、一般質問でも2人の議員からありましたが、やり残したといいましょうか、これだけは後任者に引き継いでおかなければいけないんじゃないかということがあるのではないかとというふうに推察するわけですけども、是非その辺ありましたら、教えていただきたいというふうに思います。

先程その資料でいただいたわけですけども、私ののは、ちょっと新聞等で見た中でですね、国が954兆円ですか、23年の9月なんです。それから、それで1人当たり756万円、いわゆる借金している。それから、県のほうが、これも今年でしたかね、1兆4000億の借金をしていると。それから県民1人82万円というふうになると。私もそのことで、資料をいただきました。私共、決算見込みではあります、1人当たりですね。1人当たり決算見込みで8,907千円ですか、435円ということで、23年の決算見込みがこういうことで村民1人の借金というふうになるという資料をいただきました。いろいろ七つの島の村民のニーズに応えながらですね、村長も様々努力されてきたわけですけども、先程申し上げましたとおり、次期村長に私はやり残した分とかいうことで、是非引き継ぎたいということがありましたら、是非ここでいただければと思います。以上で私は終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘の通り、村税が大きく減少をしております。これらにつきましては、やはり公共事業の落ち込みと、他にも諸々あるかと思いますが、主なものやはり公共事業のそうしたものとそういうふうに理解をしております。

財政の関係につきましては、特にその国の地方交付税、これを依存財源として過去、現在やってきておりますので、本来は自己財源がもっとあってほしいわけですけども、そうした依存財源を頼りにしている本村においては、これはやむをえない手段であろうと思っております。

したがって、やはり国や県の支援をいただく。これに他ならないと思っておりますが、特に事業等については、国の予算でやるものはほとんど本村では該当しないものが多い。そういうようなことで、県の特定離島をこれからもお願いしないといけない。そういうふうに思っております。いろいろ地域の産業興しも今ちらほら見えてきておりますが、こういうものを活発化するためには、やはり県の特定離島を活用する、これがこれからの我々の島々の振興策であろうと、そういうふうに思っております。

つい先日、町村会の役員会がありまして、私も時間はありませんけれども、種子島、熊毛と鹿児島郡とごっちゃにして、そこから1名町村会の代表を出すということになっておりましたが、当初は三島が1年ぐらいやったのかな。あとは種子島にバトンタッチして、あそこで2年ぐらい理事を代表でして貰いました。今年から私が引き受けをしたわけですけども、もう時間がありません。わずかな時間でありまして、そうした役員会のですね、中で、知事を囲んで、懇談会をしました。

その中で知事さんの話もいろいろありましたが、十島はやっぱし、何と言っても財源が不足することは目に見えて分かってるんだから、これからはやはり県もある程度やはり援助をしていかないとはいけない、そういうことで、少ないながらも、特定離島の関係でも面倒を見ているので、特に私の感心はトビウオの再製、急速冷凍関係、これを期待しているというような知事の言葉でした。ですから、これについては何とか、村だけじゃなくて県も取り組んでやろうよと、こういう力強い言葉をいただきましたので、これからはそうしたことで、やはり水産業の振興ということで、目を向けたことも良いんじゃないのかなと、そんなふうに思っております。

やり残したことというようなことですが、様々あります。ありますが、やはり今申し上げたような地

域産業の振興、これをやはり、もうちょっと活発化して引き継ぎたかったなと、そんなふうに思っておりますが、その他にも離島振興法のまだ具体策は見えておりませんが、これも自分でいろいろ発言しながらやってきたことでしたので、そういうものも見て辞めたかったなと、そんなふうに思っております。

とにかく、自分の椅子に座っていることだけでは駄目ですので、私は次の村長に引き継ぐことはやはり東京に出て、そしてあそこで村のやっぱし窮状を訴える。これはやはり大事なことだろうと。自分の経験からしてそう思いました。皆さんもご承知のとおり、昨年公明党の議員さんが行ってくださいましたが、この関係についても、東京で私がものを言ったことからの始まりだったわけで、やはりそういう声を出すことが中央に響いていく。これは大事なことだと思っております。欲を言えば、私の後をついで、次の村長が全国離島の理事もして欲しいなと。そうしたことで、やはり地域が延びる能力を培っていくことが出来ると、そんなふうに思っております。特に三島の栗原村長が長年全国離島の関係をして、しかも理事長、会長まで2期でしたかね、1期2年ですかね、2期4年でしたかね、勤めてやったわけですけど、彼のそうしたことから、非常に知恵を出しておったと、そういうふうには私は受け止めておまして、やはり欲を言ってやらないといけないと。ですから、これはやはり、よその市町村にさせるのではなくて、私は、一番難しい、一番こうした離島から会長がならないと駄目ですよというくらい力をもってやってもらいたいなと、そんなふうに思っております。

公債費の関係等についても、随分繰上償還等で率も良くなってきておりますので、こういうことをやっぱし、頭に置きながら、村政運営に携わっていただければ、これからもまだまだ見捨てたものでは、私はないと、そういうふうに思っておりますので、皆さんも是非次の村長にご協力をいただいて、村政がますます発展することをお願い申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（日高通君）

他にないですか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（日高通君）

お諮りします。

本議案7件につきましては、7名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに負託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従いまして、本案件については、7名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

只今設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しております名簿の通り指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配布しました名簿の通り選任することに決定いたしました。

これから予算審査特別委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会の正副委員長は十島村議会議員委員会条例第8条第2項の規定によります、委員会において互選するということになっております。

又、同条例第9条第1項に委員長および副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集日時および場所を定めて、その互選を行わせると記載されておりますので、これから直ちに正副委員長を互選していただきます。

委員会の場所は第一会議室と定めます。

これより暫く休憩いたします。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

只今予算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨の通知を受けましたので、ご報告いたします。
委員長に日高助廣君、副委員長に平泉二太君と決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程はこれで全て終了いたしました。

明日、明後日は休日のため休会であります。

3月12日午前10時から会議室において予算審査特別委員会を開きます。

平成24年度簡易水道特別会計および一般会計予算の経済課関係、船舶交通特別会計を審査することになっております。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

3月16日（金）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（日高通君）

本日の日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりいたします。

△日程第1 議案第16号 十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第16号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第16号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

十島村の高齢者保健福祉計画および第5期介護保険事業計画を策定したために、平成24年度から26年度までの3年間、保険料率の改正をしようとするものでございまして、平成23年度までの4,200円から4,800円に料率を改正しようというものでございます。

議案書および新旧対照表等添付してございますので、これらを参考にさせていただくとありがたいと思います。

施行につきましては、平成24年4月1日ということで、附則で謳ってございます。簡単ですが説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 1、議案第 16 号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1、議案第 16 号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 2 議案第 25 号 十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 2、議案第 25 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 25 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定でございます。

宝島における介護事業サービスの実施におきまして、事業所の設置と管理に関する条例でございます。

4 月 1 日からの実施に向けて、施設を指定管理施設として、また介護事業者に管理運営をしてもらうための条例を制定しようとするものでございます。

4 月当初は現在の宝島住民センターの 2 階部分を指定管理施設として使用しまして、現在建設中の小規模多機能型居宅介護施設が竣工したあとに事業所の移転を届け致しまして、本来の介護サービスが退去できる見通しでございます。

条例では第 3 条の施設内で行う事業を明記してございます。

それから、第 5 条で指定管理者の業務、それから第 9 条で利用者の利用料金等を明記してございます。

施行につきましては、平成 24 年の 4 月 1 日からということで条例制定をしてございますので、宜しくお願い申し上げます。簡単ですけれども説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この条例の中で、この名称について。この十島村共生型サービス拠点施設と、こんな難しい名前をつけないきゃいけない理由等も含めて伺いたい。

それから、現在まで利用料金、食事のですね。これが朝食が 300 円、昼食が 300 円、それから夕食が 500 円というような流れで料金をいただいているという実態だというふうに理解するんですが、この以内って言う形の中で、500 円以内、朝食 500 円、昼食が 500 円、夕食が 700 円以内ということで、この額に関しては、ハッキリした今現在考えられている料金が 300 円と、今までどおりでやっていこうとしているのか、それとも今までよりも若干上がるってということで、500 円以内の 400 円とかそういうかた

ちで考えられえているのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、共生型サービス拠点施設というかたちで、ちょっと聞きなれない言葉で施設名をやっておりますが、まず1つはですね、今度6月、遅くとも7月には移転いたします建築物の施設の交付金の形でですね、十島村共生型サービス拠点施設というかたちでの交付金というかたちで、計画名称で入れております。

ですから、中身につきましてはですね、共生ですので、介護事業所だけではなくて、福祉全般、幼児からお年寄りまでのそういったサークル的な、いつ誰でも利用できる施設ということで、国のほうから交付金を貰いまして造っております。

中身につきましては、介護もあれば、幼児を集めた年齢間のそういったかたちの交流の事業とか、そういったもの等が出来るかたちで、この共生型サービスというかたちの名称をつけております。

実際は介護事業所というかたちで理解されてもらっても良いかと思います。

それから、利用料金ですが、これは条例の中で、各種公の施設の指定管理に向けた施設管理の条例の中で、以内と言うかたちで設けておりまして、現状では実質300円。食事が300円というかたちでやっておりますので、4月1日以降もこの金額で指定管理者と同じ条件でやるということですので、これは限度というかたちでお考えいただければいいかと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

出来るだけ料金に関しては利用しやすい、負担がかからないような方向で運営をしていただきたいというふうに思います。

この名称については、通称、介護サービス事業所というかたちで呼ぶという話なんですけど、議会でのいろんな質疑をする中でね、宝島介護サービス事業所と呼ばなきゃいけないのか。もっと、通称を住民の間でも、皆に分かるようなね、呼び名というのを、私はまた別に考えて、ちゃんと着けたほうがいいのかと思いまするんですが、その点についてはどのように考えているか伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

これはいろいろ手続き関係の分での名称となっております。

ですけど、実際現地のほうではたからと。介護施設たからとか、いろんな名前と呼ばれておりますので、いわば通称みなさんが呼びやすい名前、地域密着ですので、地域に親しまれる名前と、そういったかたちで名称を決めていっても良いかと思います。ですから、介護事業所とか堅苦しい名前じゃなくてですね、愛称、愛着のある名前と呼ばれて、今後は行政のほうもそういったかたちで他の地域の方たちに広報していきたいと考えております。

まだ正式にはですね、それぞれ名前があがっているかと思いますが、これ等は今後地域の方と話をしまして、決めていって、それを通常使うというかたちになるかと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、議案第 25 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 2、議案第 25 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 3 議案第 18 号 十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 3、議案第 18 号、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 18 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

平成 23 年に平島に新たに整備しておりました墓地の登録についてございまして、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとしているものでございまして、第 2 条の表に十島村平島中園墓地ということで、この一項を加えようとしているものでございます。

施行日につきましては、24 年の 4 月 1 日としております。また、供用開始につきましては、告示で定めた日からということで、附則で施行期日等を謳っております。

簡単ですが説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 18 号、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 18 号、十島村立墓地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 4 議案第 19 号 十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 4、議案第 19 号、十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 19 号について、ご説明をもう押し上げます。

本案につきましては、十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本案につきましても、平成 23 年度に建設を進めておりました平島南之浜港の漁船上架施設が完成しましたので、十島村漁船上架施設にこれを追加設置するものでありまして、その所要を改正しようとするものでございます。

附則で平成 24 年 4 月 1 日から施行ということにしております。

議案書の裏面に新旧対照表も添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

本議案の平島の漁船上架施設の設置については、地元はもちろんのこと、台風のために、あるいはまた低気圧の通過、大きい低気圧の通過等に関しても、船を揚げなければ漁船の安全確保が出来ないということで、十島村のどこの港においても、船溜まりにおいても、最小限必要なものだというふうに認識をしているわけですが、その中でも今回のこの施設そのものは、村内の大型漁船あるいは村外の大型漁船も対応ができるというようなふうに認識をしております。

それだけに、海上で船のトラブル等があった場合には、平島の施設を提供できるというようなふうに認識しておりますので、そこらへんも他の島の漁師さん、あるいはまた本庁の職員もそこらへんは認識していただいて、何かあったときにはあそこでできるよというふうに、きちんと対応ができるように今後していってほしい。

トン数は何トンまでかというのは今のところハッキリわかりませんが、そこら辺はまた最終的に業者等に確認をし、また担当辺りにも確認をして、皆さんに知らせて欲しいというふうに考えますが、その点については経済課あたりはどのように考えているか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

当初の計画におきましては、平島にある漁船そのものを揚げるということで、船台そのものが平島にあるやつはこちらのほうで把握して、今回ちょっと補正にあげたのは、追加工事があったためなんです

けど、平島にあるやつは今すでに揚げられるという計画でございます。

平島にある漁船にあう漁船だと、それは上架はできるんじゃないかと思いますが、他の島の漁船が来てですね、突然揚げてくれと言った場合、ちょっと平島にあるやつのあれなら、漁船なら合うかもしれませんが、上架の台船そのものが個人でもって作った台船ですので、それぞれがですね。それはちょっと船のかたちによっては上架は難しいのではないかと思います、それを全て対応ができるような形にするということは検討の必要があるんじゃないかと思っています。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

私は現地で業者から説明を受け、そしてまた他の漁船でもね、対応ができるものがそこにセットになってあるのを確認しておりますので、そこは最終的に業者とも、せっかく完成して、それが活用していくのにね。幅広いかたちで活用されなければおかしいと思いますので、その点は確認をしていただきたい。

地元の漁船を上げる台車は、それぞれの個人のもの。以外の船を揚げるときはこれを使ってくださいということで、予算の中に組まれて、ちゃんと出来上がってきていますので、宜しいですか。

そういう認識の違いで、せっかくそこまで作ったやつがね、他の漁船が使えないと。あとの漁船がつかえないのであれば困りますので、きちんとした、その中身を把握して、そして皆さんに広報するようお願いしたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

来週の 3 月の 19 日にはその施行業者が既に乗り込む準備を致しておりますので、またその業者とも打ち合わせて協議していきたいと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

今回は、平島の上架施設の追加ということですが、施設のですね、上架施設等が老朽化をきたしている地域があります。

所管事務調査の時にもですね、諏訪之瀬島、小宝島等の上架施設がですね、非常に使い勝手が悪かったり、老朽化をきたしております。以前ですね、上架中に漁船が傾いた、危ない事故になりかねないこともあったように聞いておりますので、そういう施設の今後の改修の計画があれば伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

諏訪之瀬島の上架施設についてはですね。3 年ぐらい前に設置したばかりですので、老朽化というのはちょっと考えられないと思いますが、小宝島の場合は村政座談会の折に、島の漁民の方からですね、漁船を持っている方からいろいろ話は聞いておりますので、今後どういうかたちになるかはわかりませんが、住民の方と話し合って、検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

造るのは良いんですけど、将来的な長期的なビジョンでですね、使い勝手のいい上架施設を私は造るべきだと思っているですよ。現に諏訪之瀬島の上架施設、あれは上げるときに見えないそうですね、操作する所から漁船を上げるときが見難いという事で、危険だということで、我々のほうにも情報があがっております。

ですから、私の地域でも上架するとき傾いて危ないという情報も上がっております。ですから、そのへんの要望が上がっている点につきましては、早急に双方でですね、協議を行いまして、改善を図ってもらいたいと思っておりますので、前向きに検討するよう要請をいたしておきます。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

一番議員さんの質問に関連する部分なのですが、私もちょっと諏訪之瀬島のほうの切石港の新しく設置した部分の上架施設の関係で、ちょっと島の方と船の中で話をする機会があったんですが、台車自体のサイズが今現在島にある船のサイズと合っていない関係で、載せられない。載せても結局グラグラして使い勝手が悪いというふうに。なのでほとんど今現在使っていないのが現状だというふうに、ちょっとこの間話を伺いましたので、そこらへん今後の改修が必要になるんじゃないのかなと。ですので、今一番議員さんが言われたとおり、地元のほうと充分そこらへんは連携をとりながら、せっかく作った施設ですので、うまく活用していただけるように、今後村の対応を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ご指摘がありました件につきましてはですね、関係の係と協議しまして、適切に処理したいと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この諏訪之瀬島の上架施設の場合には、あれは1 億ちょっとかけて造った施設ですよ。金額はね。それだけに、その僕らが所管事務調査で行ったときの話だと、完成してから1 年ぐらい過ぎてたのかな。そういう状況の中で、1 回しか使っていないと。なぜかという話をしたら、なかなかその扱いにくい。今話があったように、地元の漁船の台車に合わないという面もあるんでしょう。私は深くそこまでは確認はしていませんが、どこかでまたその改善を図るところは、これからも絶対必要な施設なんでね、ある程度改善をしていくように、よく中身を精査しながら協議をして、予算にも計上しながらやっていく必要があるのかなと。

今のところ、デレッキ、それがありますのでね、それでなんとか対応をしているみたいなんです、いずれにしても高額な投資をして作った施設ですのでね、ちゃんと活用が出来るように今後も計らっていただきたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議の戻します。よろしいですか。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 4、議案第 19 号、十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 19 号、十島村漁船上架施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 5 議案第 20 号 十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 5、議案第 20 号、十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 20 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

平成 23 年度に諏訪之瀬島、悪石島、小宝島地域内に大型洗濯機施設を設置したことに伴いまして、同施設条例の一部を改正することから、所要の改正をしようとするものでございます。

附則で平成 24 年 4 月 1 日の施行ということで、謳っております。

また、新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

この議案書をいただいたときに、大型洗濯機の設置というものは悪石島ではまだなされてなかったんですが、現在はその工事とかそういうのは終わっていますか、伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは附則で 4 月 1 日からの施行となっておりますので、一応ここでもって大型洗濯機の設置および管理にする条例をあげたものでございます。

現場のほうはちょっとわかりませんが、終わっているかどうかというのはちょっと確認を取っております。

○議長（日高通君）

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

あとで指定管理者の議案も出てくるわけですが、その中で、その品物もないところで指定管理者のあれができるんですかね。

○議長（日高通君）

経済課長は担当の方とちょっと確認とってください。
これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。
他に質疑ありませんか。
6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この大型洗濯施設はこれで十島村、我が村の全島に設置され、そしてまた、生活の改善が非常にスムーズにされていくというふうに認識するわけですが、その私の地域で、他の地域にもどういうふうな対応をしているのかなと思いますのが、雨の日によく乾燥機とかを使うんですね。あとその雨の日に人が出入りして、ちゃんと仕事がしやすいような、そういう流れを作って、他の島もちゃんと作ってあるのかどうか。

あとはその、お年寄りが行っても、例えばコインを入れるね、高さ等も含めて、ある程度ちゃんとできるようにそこら辺も確認をして、みんなが使いやすいようなことを考えてしていく必要があるのかな。

それと、過去におきまして、お年寄りの布団、毛布等を、鹿児島県のクリーニングに出すということも含めてね、生活改善を図ろうというようなかたちで、自治会辺りが洗濯物を集めて鹿児島県へ送るというような行政側でそういう話もあったりして、一時期話を進めた経緯があるんですが、今度はその大型洗濯機ができた。出来たんだが、そういう年寄りのそこらへんの生活改善がなされなければ、何とかしてまた皆で、あるいは行政側でも指導をしながら生活改善が、衛生面が図られるような仕向けをしていかないといけないんじゃないのかなというふうに思ったりもするんですが、今現在設置されて、使っている島の状況。そして村が今後全島に設置された中で、今後どういうふうに大型洗濯機を活用し、生活改善を図ろうとしているのか、そこらへんも大事なことじゃないのかなと思うんですが、その点についてはどのように考えるか。住民課を含めてね、考えを伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その雨天時、ちょっと具体的に、雨天時はどういう、ただ雨天時といわれたものですから、どういうことか、ちょっともう一回。すいません。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

お年寄りの利用と。介護とか介護者がおればですね。ホームヘルパー等を使って、介護の事業の中でそういったことが出来ると。保険の中で出来ると思っております。

ただ、その施設、それを各島、私は全部は覚えていませんけど、それぞれ施設場所が違いますし、施設も違います。

果たしてお年寄りが利用しやすい形になっているか、それは機械自体の構造上の問題もあれば、施設の中に入るにも、バリアフリーになっていないとか、段差があるとか、そういったもので、施設それぞれの改良をしなくちゃいけないかと思っております。

あと、人的サービスの部分につきましてはですね、出来るだけ、介護でできるものであれば、事情を確認しながら指示をしていきたいと思っております。

それと、今回介護で宝島のほうで事業所が開所しますけど、こういったところの先住の方たちがおれば訪問介護のかたちで出来るかと思いますが、いずれにせよ、地域のそれがまだ間に合わない場所にあ

りましては、地域の方たちの協力を得てですね、こちらのほうで教室等、福祉の話の中で、いろいろ協力を求めているかなければならないかと思っております。

あとは施設、ハード面につきましてはですね、今後移設も含めてとか、今後の改修とか、更新する時点でのかたちをですね、なるべくそういった地元の中心で使いやすい場所に設置するとかいうことなんですが、当面の間は出来る限りの人的な補助を目指していかなければならないかと思っております。

又、担当者と保健師等、含めましてですね、いろいろ部内のほうでできうるサービスの部分で、補助の部分で検討していきます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

経済課長の話の中で、具体的にと話があったんですが、例えば平島あたりは既存の建物の中にそれを入れようとする。財源が無くてね。そうすると、例えばそのドアのつけ方1つにしてもね、ドアを引張るドア、そうだと、雨の日にですね、傘を持って、洗濯物をその袋に入れてもってね、その中に入るというのは、年寄りには非常にそういうので支障をきたすと。それであれば、ちゃんと開きドアにしているとかね。勿論平島は開きドアにしているんだけど、あるいはそのバリアフリー化の問題。年寄りでも段差がないように気をつけてするとか、そこらへんの配慮をした設計とか、あるいは場所にしているのかなということなんです。

例えば、雨降り。そこのコインランドリーのある場所に駐車場があるとかかね。車を停めるような、止めやすいような場所があるとか。ただおけばいいという問題じゃないだろうと、そういうようなことも含めて、今後又改善するところは改善、もっと改善していかないといけないんだと思うんですが、そこらへんはどのように把握しているかということなんです。

皆それぞれ、皆が利活用しやすい場所に設置しているのか、建物そのものもそういうことを考えてちゃんとしているか、その点について。各島の状況は把握している。それを説明を。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島あがってますけど、この3箇所とも全て、諏訪之瀬島は消防車庫の前であったり、小宝島は出張所であったり、小宝島は温泉センターの横であって、車のあれは、小宝島は温泉センターの、悪石島は出張所の近くですね。車のそういう駐車場とか、そういうのは別に問題は無いです。

雨の降ったときは、今テラスとかそういうのはありませんので、それは不便がかかるかもしれませんが、車でいった場合は、口之島もそうですね、大丈夫ですね。車でもいけますし、駐車場もございます。

今一番大変なのは平島だと思いますけど、それは設置するときに自治会のほうでどこか場所を定めてくださいと言ったときが、平島のほうはそこがいいということで設置したわけでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

中之島の大型洗濯機の状況については、今日之出地区のほうに設置がされているということで、地域づくり、ふるさとづくり委員会の中でもちょっと住民の方からの要望としてあったんですけど、出来れば下の集落のほうに移設か、それか別個再整備を望む声があるのも実情ですので、そこらへんもまた再度検討していただければと思うところです。

管理も含めていろいろ問題が出るんでしょうけれども、そういった部分も含めて、行政として対応を今後また考えていただきたい、そのように思うところです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中之島の場合はやっぱり、他の島と比べると人数も多うございますし、宿泊施設ですか、それなんかも結構あると思います。

その施設そのものの今の利用状況ですかね、それなんかも検討の一つで、今日之出にあるのを、高尾にあるやつを下に移設するか、新設するか、そういうもろもろ出てくるかと思いますので、今後協議していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 5、議案第 20 号、十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 5、議案第 20 号、十島村大型洗濯施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

11 時 20 分にお集まりください。

休憩	11 時 10 分
再開	11 時 20 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 6 議案第 22 号 十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第 6、議案第 22 号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 22 号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

中之島の家畜育成施設の用途を変更しようとするものでございますが、変更をしようとする関係では、農業用施設として活用するために用途変更をするわけですが、その条例の一部を改正することから、所要の改正をしたいということでお願いをしております。

附則で、公布の日から施行するということですが、裏面に新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

この用途変更ということですが、これは確か、地元の方は良く知っているんだろうと思うんですが、ヤギを飼っていた施設かなんかをこういうふうに変えたのかどうか、ちょっと確認させてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい、議員の言うとおりでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

先程もありましたけれども、従来の畜産施設を削除して、農業用施設としまして利用するということでありました。

以前にですね、当時ヤギの施設ということで、多額の公費を投入をいたした施設でありまして、長年ですね、使用もされず、放置状態であった施設でありました。

そこらのどのような変更、経緯があったのか。聞くところによりますと、大学の先生がヤギをそこで飼って出荷するんだという事業の目的であったようでありまして、今回新たに公費を投入をしまして、農業用の施設として利用するんだということでありまして、どのような規模であるのか、そのへんの概要について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

5 番議員のほうからご質問がございました。

確かにヤギ小屋で活用した時期がございましたけど、そこに 1 ヶ所に集めて将来は出荷しようということやっていたんですけど、なかなかその買い手が見つからず、今までずっと。

結局、だいたいどの位ですかね。10 年近く、そのまま放置というか、そういうかたちでしていた状態でございます。

今回新たにこの施設を改良しまして、農業用の機械倉庫として、大体 252 m²ほどの機械倉庫に、次の議案の 23 号にでてきますけど、それで新たに機械倉庫施設として活用しようということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

その農業用の機械倉庫としてって言う、今の説明の中で、その農業用の機械と申しますと、今現在、高尾の近代化農業のね、その事業をやっている機械をそっちへ持っていこうということなのか、場所的に下のこの高尾じゃなくて、この施設辺りが適地なのかどうか、そこらへんはよく理解できませんが、もう問題ないとそこで充分今現在使っている、農業用の中の島の機械をそこで全て収納できるというふうに理解して宜しいか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、中之島の高尾地区で使っている農業用トラクターとか、そういう機械類をそこの中に充分納めるスペースを今回、またちょっと屋根を高くしまして、前の補正予算でもあげてたかと思いますが、それでもって改良して、全ての農業機械がそこに入るようになってます。

高尾の今やっている農業のその栽培施設と近い所にございます。トラクターでちょうどセンターの裏側になります。開発センターの裏側になりますので、場所は近くなります。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この家畜育成施設の改修するときに、当時の室長の説明じゃ、島に配備した農業機械、小型のトラクター、あるいはユンボ、ミニバックホー、これも収納してよいという話だったんですけど、自治会に後から連絡が来て、はやりこれは使用しては駄目だという返事が来たということで、その後どういう計画を立てているのか、島に配備した機械の収納庫について、自治会に。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと私のほうにはそういう情報が入ってないところでございまして、ちょっと確認させてください。

○議長（日高通君）

これより、協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

協議会から本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、議案第 22 号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 6、議案第 22 号、十島村畜産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第7 議案第23号 十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第7、議案第23号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第23号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

只今議案第22号で説明を申し上げました、中之島農業機械等倉庫と、それから農産物被覆栽培施設の整備に伴いまして、同施設を十島村農業用施設に加え、条例の一部を改正することから、所要の改正をしようとするものでございます。

同条例の第7条第2項第2号中ビニールハウスをビニールハウス及び平張施設に改めまして、1棟1月あたり1,500円以内の使用料、それから農業機械等倉庫については1月1,000円以内と定めております。

附則で、平成24年4月1日から施行するということになっておりますが、裏面に新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この施設については、今後希望者のほうに貸出しをしてという形で活用していくというふうに聞いているんですが、例えばこのビニールハウスであったり、平張施設、現時点では希望者を募った段階で、例えばこれがビニールハウス1棟の平張施設3棟ですよ。4棟と考えたときに、4人であった場合はその1棟ずつあてがうとか、そういうかたち、どういったかたちであてがう考え方があるのか。

例えばそれが4という数字を上回ってきた場合に、4で切ってしまうと抽選とか、そういったかたちでするのか、それとも均等に割り当ててるのかどうするのか。今後の考え方なんですが、その点について具体的なものがあれば聞かせていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この中之島の今の近代化事業なんでございますけど、今日当たりからですかね、施設そのものの地元説明会を行いまして、こういうかたちで高尾地区のこういう施設を皆様方にIUターン者、勿論地元の方も含めて説明会をしまして、こちらのある程度の公募の内容を限定しまして、それでないとせっかく造った施設ですので、中途半端に利用されては困りますので、やっぱり年間耕作できる日数を何百日出来る方とか公募しまして、それに見合った人がおれば、こちらの希望者等がいれば選定しまして行きたいと思っています。

ビニールハウス1棟、それから平張施設3棟、それぞれございます。

その中で今でもって完全にこう、「あなたは1棟、これ1棟やってこれ」ということじゃなくて、一応農業をする形、どういうのを作りたいとか、そういうのから割り出していったんですね、それでないと、こちらのほうの営農指導員がございますので、営農指導員のほうもある程度のどういう形で指導するか

というのを考えてありますので、その公募された方がこういうかたちをしたいというのと、その営農指導員の指導する形でもってそれが合致すればいいんですが、なかなかそういうことも出来ないと思いますので、今のところは集まった人が何名でもって、一人一人にあてがうとか、そういうところはそこまでは詳しいことは考えておりません。人選をしてからの話になるかと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今回のこの議案の中には、この施設自体の指定管理者の指定というのは出てきてないわけですが、今後この条例案の改正案の中にも指定管理者がと謳ってあるので、今後指定管理者の指定を行うとは思いますが、その対象となりうる、指定管理者となりうる団体なり、結局指定管理者は個人では確か受けられないということでしたので、団体、そういったものをどのようなものと考えておられるのか、その点まで伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

公募した中からですね、ちゃんとそういう生産グループ、それを組織してもらいます。その組織したその方などを6月の議会で指定管理者として指定する予定でございます。

○議長（日高通君）

これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

これより、昼食のため休憩いたします。

午後は1時にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第 7、議案第 23 号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

異議なしと認めます。
したがって、日程第 7、議案第 23 号、十島村農業用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 8 議案第 24 号 十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第 8、議案第 24 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 24 号について、ご説明を申し上げます。
本案につきましては、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。
本年度、口之島フリイ岳展望台にトイレを設置いたしております。そういうことから、条例の改正をしようとするものでありまして、所要の改正をするものであります。
議案の中に新旧対照表等を添付してございます。
附則で平成 24 年 4 月 1 日からの施行ということでお願いをしておりますので、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから日程第 8、議案第 24 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 8、議案第 24 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

審議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

2 時にお集まりください。

休憩	1 3 時 5 0 分
再開	1 4 時 0 0 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 9 議案第 27 号 権利の放棄についての件（特別導入型基金）

○議長（日高通君）

日程第 9、議案第 27 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 27 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、権利の放棄についてでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定によりまして、権利の放棄を提案するものでございまして、内容につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権を放棄するものでありまして、放棄を受ける者につきましては、議案書の通りであります。

また、権利放棄額につきましては、330,000 円であります。放棄の時期は議会の議決日ということになります。放棄の理由ですけれども、平成 19 年 7 月 6 日、十島村肉用牛特別導入事業により、肉用牛繁殖牛として、飼育管理を行って参りましたが、平成 24 年 1 月 15 日、早朝に飼育管理の際、本牛が見当たらないということで探しておりましたところ、崖の下で死亡をしていたというものであります。

この牛の状態から考えますと、外傷が多く見られたということでありまして、崖から転落したものと思われま。

飼育管理につきましては、適正に行っており、管理者に責任がないと判断できることから、償還未済額の 330,000 円の債権を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

資料と致しましては、事故等の報告書、あるいは現認書、獣医師の診断書・検案書等を添付いたして

おりますので、参考にさせていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この説明資料だと、導入してから 2 頭は子牛を出荷したというふうにとらえて宜しいんですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆様のお手元に配ってます、一番最後のページの繁殖成績照会表をご覧ください。

それに 1 番、2 番、3 番目とありまして、さちえ、さちよ、さちえ、またさちえが入ってますけど、これが平成 24 年 2 月 2 日にセリに出されております。これが 227,000 円しております。

3 頭合計で 620,000 円売り上げております。

○議長（日高通君）

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

事故の原因としては、その崖から転落、足を滑らせて転落して死亡したものと思われるとあるんですけど、その後崖のところには、牛が行かないように柵とか措置をされているのかどうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その後の転落後のその崖につきましては、今のところ柵をしたとかそういう報告は受けておりません。

○議長（日高通君）

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

当然こういうところで、転落して死亡したからというには、かなり危険な場所だと思うんですよ。

だったら、次に起こりうる可能性だってあるわけですから、その後どうしたのか確認を取って、本当に危険な場所から落ちて死亡したのかと疑いだって招かざるを得ないわけですね。本当に危険な場所だったら柵をしているはずなんですよ。そこら辺の確認もしておってください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、4 番議員さんが言われたそのことにつきましては、ちゃんと現地をもう一回把握しまして、必要な措置をとりたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、議案第 27 号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 9、議案第 27 号、権利の放棄についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

- | | | | |
|---------|----------|----------------|---------------------|
| △日程第 10 | 議案第 28 号 | 指定管理者の指定についての件 | (口之島平瀬レクリエーション施設) |
| △日程第 11 | 議案第 31 号 | 指定管理者の指定についての件 | (諏訪之瀬島レクリエーション施設) |
| △日程第 12 | 議案第 32 号 | 指定管理者の指定についての件 | (小宝島赤立神レクリエーション施設) |
| △日程第 13 | 議案第 33 号 | 指定管理者の指定についての件 | (宝島大籠レクリエーション施設) |
| △日程第 14 | 議案第 34 号 | 指定管理者の指定についての件 | (宝島イマキラ岳レクリエーション施設) |
| △日程第 15 | 議案第 35 号 | 指定管理者の指定についての件 | (さとの湯温泉保養センター) |
| △日程第 16 | 議案第 37 号 | 指定管理者の指定についての件 | (湯泊温泉保養センター) |
| △日程第 17 | 議案第 38 号 | 指定管理者の指定についての件 | (小宝島温泉保養センター) |
| △日程第 18 | 議案第 39 号 | 指定管理者の指定についての件 | (友の花温泉保養センター) |
| △日程第 19 | 議案第 40 号 | 指定管理者の指定についての件 | (諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設) |
| △日程第 20 | 議案第 42 号 | 指定管理者の指定についての件 | (諏訪之瀬島大型洗濯施設) |
| △日程第 21 | 議案第 43 号 | 指定管理者の指定についての件 | (悪石島大型洗濯施設) |
| △日程第 22 | 議案第 44 号 | 指定管理者の指定についての件 | (小宝島大型洗濯施設) |
| △日程第 23 | 議案第 45 号 | 指定管理者の指定についての件 | (中之島西区住民生活センター) |
| △日程第 24 | 議案第 46 号 | 指定管理者の指定についての件 | (口之島運動広場) |
| △日程第 25 | 議案第 47 号 | 指定管理者の指定についての件 | (十島村口之島野々頭墓地) |

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 10、議案第 28 号から、日程第 25、議案第 47 号までの 16 件は関連がありますので、一括議題としたいと思います。一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 28 号から、日程第 25、議案第 47 号までの 16 件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず議案第 28 号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、口之島平瀬レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

それから、31 号についてご説明いたします。

本案は諏訪之瀬島レクリエーション施設の指定管理の指定についてでございます。それから、議案第 33 号につきましては、宝島大籠レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

失礼しました。

32 号が飛んでおりますが、議案第 32 号については、小宝島赤立神レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

33 号は先程申し上げましたので、34 号ですけれども、宝島イマキラ岳レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

この関係につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして、指定管理者を指定することにつきまして、議会の承認をお願いするものでございます。

口之島平瀬、それから諏訪之瀬島、小宝島赤立神、宝島大籠、宝島イマキラ岳のレクレーション施設の指定管理を管理者を指名しようとするものでございます。

各施設それぞれ、口之島自治会、それから諏訪之瀬島自治会、小宝島自治会、宝島自治会に指定管理者として指定をしようとするものでございます。

指定の理由につきましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考をしております。

指定の期間につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間としてございます。

次に、35 号についてご説明を申し上げます。

35 号については、さとの湯温泉保養センターの指定管理者の指定でございます。

それから 37 号につきましては、湯泊温泉保養センターの指定管理者の指定についてでございます。

それから、38 号につきましては、小宝島温泉保養センターの指定管理者の指定についてでございます。

それから、39 号につきましては、友の花温泉保養センターの指定管理者の指定についてでございます。さとの湯および湯泊温泉センター、それから友の花保養センター、小宝島温泉保養センターの施設の指定管理者を指名しようとするものでございますが、施設それぞれの施設を口之島、悪石島、小宝島、宝島の各自治会に指定管理者に指定しようとするものであります。

指定の理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考をしております。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間としてございます。

次に議案第 40 号であります。諏訪之瀬島農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定でございます。

本案につきましては、諏訪之瀬島農林水産加工施設の指定管理者を指名しようとするものであります。が、諏訪之瀬島の農林水産加工施設を諏訪之瀬島自治会に指定管理者を指定しようとするものであります。

指名の理由としましては、指定管理者としての要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて、選考をしております。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日としてございます。

次に、議案第 42 号、本案につきましては、諏訪之瀬島大型洗濯施設の指定管理の指定でございます。

それから、議案第 43 号、悪石島大型洗濯施設の指定管理者の指定でございます。

それから、議案第 44 号、小宝島大型洗濯施設の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましても、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島の各大型洗濯施設の指定管理者を指名しようとするものでありまして、それぞれの施設を諏訪之瀬島、悪石島、小宝島の各自治会に指定管理者に指定しようとするものでございます。

理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて、選考をしております。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から、平成 27 年 3 月 31 日までの期間でございます。

次に、議案第 45 号でございます。中之島西区住民センターの指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、平成 24 年 3 月 31 日で中之島西区住民センター施設の指定管理協定期間が終了することに伴いまして、地方自治法 244 条の 2、6 項の規定によりまして、中之島西区会、同施設の指定管理者に指定しようとするものでございます。

指定の理由は指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考をいたしております。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まででございます。

次に議案第 46 号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、口之島の運動広場の指定管理者の指定についてでございます。

本案につきましては、平成 24 年 3 月 31 日で口之島運動公園施設の指定管理協定期間が終了することに伴いまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、口之島老人クラブを同施設の指定管理者に指定しようとするものでありまして、議会の承認を求めるものであります。

指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考をしております。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとしてございます。

次に、議案第 47 号でございますが、本案は十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定についてでございます。

口之島野々頭墓地の指定管理についてですけれども、平成 20 年に整備を致しまして、同年の 7 月から口之島自治会と平成 24 年 3 月 31 日までに協定を取り交わしておりますが、これの期限を迎えるために、墓地運営の特殊性から口之島自治会と平成 24 年 4 月 1 日からさらに平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定管理の協定を締結しようとするものでございます。

一応、提案された一括議案は、以上だと思いますので、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

議案第 37 号と議案第 38 号、小宝島の湯泊温泉保養センターと、小宝島温泉保養センター、これはどっちがどっちなのか。失礼しました。湯泊は悪石島ですね。

それでは、質問の内容をちょっと変えます。

38 号に小宝島温泉保養センターというのは、小宝島のどの保養センターを指しているのか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

地図があれば良いんですけど、小中学校から出張所のほうに向かって、湯泊まりのほうに歩く、左手にある施設でございます。建物です。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

そうすると、今現在の小宝島温泉保養センターという、温泉、動いていない温泉センターのことだと理解していいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この小宝島の温泉保養センターは、当初は水蒸気等を利用してやってたんですけど、その泉源が変わったために、今は使われていませんが、皆既日食時にシャワー施設を取り付けております。

その際、そのシャワー施設が今利用できることから、今は温泉そのものは、湯船のほうは張ることはできませんけど、シャワー施設があるために今回まだ管理をお願いしているところでございます。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

そうすると、地元の人たちの希望と申しますか。要請として、過去においても温泉を復活させてほしいと、要望があったりして、試掘をした経緯もあるやに記憶しているんですが、この間所管事務調査に行ったときに、このセンターに入って、中に入ってトイレの中も覗いてみました。

その時に、本当に使われた形跡が無いような状況。もっと何かこう、なんと申しましょうか、シャワーがちゃんと使える。あるいは海岸の温泉、塩湯に入ってですね、あとはそのシャワーを浴びるとか、そんな流れが出来ていればいいんでしょうけど、ただシャワー施設を皆既日食のときに造ったから、指定管理をして、云々というのも、何かその住民に負担だけをかけているような、そんな思いがするんですが、今後の温泉センターの保養センターの活用という意味においては、村としては何か考え方、予定、そこらへん等は何も入っていないのかどうか、その点について 1 点伺いたい。

それから、今回の議会の本会議の中でも申し上げたんですかね。

住民の保養として、活用している温泉センターあたりのボイラーを使ってやっているところなんか、

いずれ修繕だけではすまない状態。

取り替えなければいけない、耐用年数がきて、過ぎてしまう。

そうすると、今現在の規定の中では、受益者負担。指定管理者が負担をする額が決められている。それを、何とか高額な負担がかからないように出来ないものかという質問をしましたが、その中で今後検討課題というような、考えるというような話も答弁の中であったわけですが、今後今のこの上がったこの保養センターの中で、間近に高額な金をかけて、交換をしなければいけない施設というのはどこどこだというふうに予想しているか。

またその件に関しては、修繕が来る前にね、交換時期が来る前に、指定管理の規約等を協定あたりを変えなきゃいけないだろうと思うんですが、その点について、間に合うようなかたちで協議もし、協定の改善を図ってもらえるのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

小宝島の温泉保養センターにつきましては、自治会のほうから今の保養センターの所をどうしてもやってくれという希望があがったんですけど、調査した結果、なかなか水源、湯源ですかね、そこのほうが一箇所ではまともらないと。なかなか厳しい状況にあるということで、今のところはシャワー施設だけにおいているところでございまして、今露天のほうの湯泊まりのほうを利用してくださいというかたちで、そこのところをシャワー施設なんかを整備しまして、塩湯ですので、あそこは。上がった後にシャワーで流してもらおうようなかたちをとっているところでございます。

先程言われましたその指定管理の温泉のセンターでございます。

今回指定管理をしまして、またこれを基にして協定書を結ばなくちゃいけない。

今議員の言われた、今急々にするとはどこかというところでございましたけど、今のところは友の花温泉ですかね、平島。これをなんかちょっと担当のほうからも具合が悪いということを聞いているようでございますけど、そういうことから、今後の協定書そのものが今回から指定したわけですので、じっくりと中身につきましては協議していきたいと思っております。負担金のほうは今のところ4分の1というふうで取ってますけど、そういう諸々どのくらいかかるのかということを調べてですね、もし100万円くらいかかるのであれば負担金は25万円ということになりますので、そういうところからもっと検討していく課題ではないかと思っております。ここで私個人の意見は差し控えさせていただきます。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この問題につきましては、予算委員会の中でご質問がございまして、非常に地元負担も困難な時期にきています。

例えば、指定管理をした施設の備品で、更新時期にきているものが指定管理の期間中に壊れた。これをどうするのかということで、そういったものについてはこれまでも負担金をいただかずに更新したりしております。

そういったことから、ますますこの施設の老朽化に伴いまして、そういった高額な修理が発生してくるのが予想されますので、委員会でもご説明しましたとおり、25%にこだわらずにですね、もうちょっと幅を持たせた対応ができるように、協定書の中の文言にしていきたいと思っております。

具体的にはある程度本当にこういった修理の、どんな修理のときにどの位金がかかるのか、その辺もよく見極めた上でですね、具体的な、このくらいの負担金なら大丈夫だろうとかいうことは、一応出した上でそういった方向で取り組んでいきたいと思えます。

それから、小宝島の温泉の活用についてですが、自治会長のほうからは座談会のおりにもこの施設を有効活用したいということで、もう一回温泉を掘れないのかですとか、今地獄の所からひいてこれないかとか、太陽熱の今シャワーを使っている施設ですね。あれをもう少し拡充して、それを湯船に張れないのかということも、提案もございまして、いろいろ検討したんですけども、まずもう一度掘るということで電気探査をした業者に聞きますと、ほぼどこを掘っても似たような状況で、出たにしてもまた詰まる可能性が非常に高いというようなアドバイスでした。

それから、地獄からひくことにつきましては、温泉成分を分析した業者に、1分間あたりとか、そういった温泉量を測ってもらったんですけど、これではとても足りないということ。一箇所しかちょっ

と見てないですけれども、そういった状況でした。

それから、太陽熱を温水を入れることにつきましては、屋根の上には全てはのらないということで、近くの空き地にそういったのを置けば何とかなるだろうということで、湯船全体に入れるとなると、結構な施設になると。それから、それを真水を使ってやると、また結構な水道もかかる。それを今海水でやると、その温水熱のその自体の機器がどうなのかということもありまして、私がいたときはその段階での検討で終わっておりますけど、とにかくあの施設がある以上は何らかの有効活用を図らないといけないと思いますので、今後も検討してみたいと思っております。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

小宝島の温泉施設につきましては、過去においての調査をした業者、その専門業者そのものでなくてね、違う何社かのその業者のね、考え方、調査の仕方も、またあるだろうと思うんです。

だから、一業者のいうことだけを受け止めて、こうじゃなくて、何社かのそういう経験の豊富な業者に見てもらうとか、そういう方法が今後必要だろうなど。

本村の人口の推移を見えますと、小宝島はたしか 50 数名人口は増えていますよね。またそこへ来て、飲料水そのものは淡水化装置で限度があると。

非常に人口は増えてきた、水は足りないとかね。そういう状況なだけに、各家でお湯を、風呂をわかすってことがいかに水がどの位必要なのかね。あるいはまた、その違う業者にその調べてもらってね、もし掘っても湯源があるんじゃないとかね、ということが判明するかもしれないと。そうした場合にはそっちのほうの水の使用がそんなに少なくてすむわけですよ。

ハッキリは申し上げられませんがね。

そういう意味においては、今後あれだけ金をかけた建物を、本当に温泉保養センターとして生かさればということないのになあという思いもしながら、ただ、村が本腰をあげて、真剣に、例えば十島村の中にあの施設しかないというのであれば、人口が 500 人とか 600 人いれば、何とかしようというかたちでするのではなからうかと。ただ、いち小宝島の小さい島だから、あそこの海岸の塩湯でなんとか辛抱してよと、そういう流れもあるんじゃないのかなと。

だから、その試掘も含めて、何ら方法はないのかというのを、今後他の業者とも検討していただきたい。そういうふうに思います。

それから、そのボイラー等の修繕等につきましては、部品交換でもね、本体を全て入れ替えなくても、部品の交換だけでも熱交換器が結構高額な値段なんですね。それを 1 年間に、熱交換器交換今月はしました。そしてまた半年後にはボイラーの燃料を噴き出す、火がつくその場所を交換しましたと。それはあくまでも、要するに自治会の負担ですよと。何割かしてくださいということで、それが積もり積もってね、1 年間通しても結構な額になっているんですよ。ですから、そこらへんもふまえて負担をね、軽減していくような、今後の検討するときにはね、そこまで含めて考えて行かなければ、その小さい額だからといってね、それが 1 年間に 5 回も 10 回もすれば、40 万円とかそういうかたちにすぐにあがってしまう。そういうことも念頭において、検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

指定管理のですね、方向性としましては、経費の削減と効率的な管理運営を目指すことが目的でありますけれども、現段階で施設に対しての状況の把握等のモニタリングといいますかね、そういうものは多分ですね、行っていないと私は見ておりますけれども、そういう現状把握といいますかね、指定管理にあたいをするような状況の把握というのものも、私は大事なかなと思っております。

年数が 5 年間という年数が過ぎた段階で、確認もしなくて、「はい、次に更新しましょう」という感覚じゃ指定管理の目的というものがですね、達成は出来ないんじゃないかと思っております。

特にですね、先程もありましたけれども、温泉等の施設の老朽化が非常に目立っております。特に本村の温泉のボーリングが効率よくいってないということになりますよね。ボーリングはしたんだけど、温度がないとかですね、そういう中においてですね、管理の金額が上がっております。管理料はありますけれども、管理料を大幅に超える経費が毎年上がっております。

そういう意味からですね、もう少しこう管理者との連携が大事じゃないかと思っております。

現状の把握、収支決算等の見直しとかですね、管理料等の見直しも大事なかなと思っております。

今回4箇所の温泉施設が上がっておりますけれども、さとの湯温泉について言いますと、ボーリングはしました。しかし、水量がない、温度が上がらない、現在においては、別途ボイラーで水を継ぎ足しているというような状況であります。

3月に入りましてですね、もう2週間ほど温泉は止まっております。故障であります。給水用のボイラーが動いていません。そういう状況を把握が出来ているのかですね、その点についても分かっている範囲で答弁願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各温泉施設は年間の協議書、そういう協定書ですかね、そういうのなんかで各施設でもって金額が変わっております。

さとの湯温泉がそういう年間の収支が赤字がでるのであれば、協定書を組むときにですね、それは協議すべきでないかと思っていますけど。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

これまでもですね、再三私たちは協定を交わすときには言ってまいりました。

私も自治会長という立場もありまして、協定書を交わすときはこれじゃ赤字だからもう少しなんとかできないかということで、検討はしますと言いながら、未だになんの改善も図られていないというのが状況です。

ちなみに、4施設ですね、管理料はいくらなのか、示してもらいたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今手元に資料がございませんので、あとからで宜しいですか。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

確かですね、各島において、ばらばらなんですよ。管理料というのは。一番高いのが今回はあがっていませんが、宝島ですかね。宝島のほうが高額な管理料でしたよ。

うちが23万円か、そのくらいじゃなかったですか。

後でもいいですから、改善が出来るのであればですね、是非状況を把握をしまして、改善をするべきじゃないかと思っております。

それが、できるかどうかですね。回答ください。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

指定管理の協定につきましては、ここに今お示ししております期間の間、そこに指定するということで、毎年指定管理料につきましては、前年度の収支を出していただきまして、それをもとに年度協定で指定管理料を決めるということをしておりますので、私は基本的には前年度の収支がそうだったから変わってないのかなという気がしますけれども、前年度の実績をもとに、また自治会のほうにはご相談させていただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

指定の期間についてお尋ねします。

それぞれ3年と5年と示されているんですが、この3年と5年という違いは何なのか教えていただきたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

温泉施設が3年で、他の施設は5年じゃないですか。そうじゃなくて。洗濯機が3年。あとが5年ですね。健康広場は3年。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

総務課長ね、今いろいろ修繕故障についてですが、年に1回だと思うんですが、保守点検をされていると思います。

これは、おそらく3カ島だけなんだろうかな。ボイラーのあるところの保守点検をすると思いますよ。今言うように、口之島の一番議員も言われるように、非常に故障はストップする時期が多いんですよ。期間が長いんですよ。当然船を使って、業者の都合。そういう中で、少なくとも、バーナー、それから熱交換器が最低限ね、もちろん電気系統は勿論ですけど、最低その辺、例えば宝島ですと、かなり時間が、としまで行くとですね、時間も遅くなりますので、その範囲内で翌日の帰るそういう範囲内でね、出来るものなのか、ちょっと業者にきかないと分からないんだと思いますが、もう少しやっぱ、きめ細かい点検が必要なんだと思うんですよ。

何回も何回もね、ひと月、ふた月。1月に来て、2月に来て、3月に来てっていう状況があるわけですけども、どれ位の予算だったかちょっと記憶にないんですが、予算も若干かかるのかなと思いますが、業者とも是非その辺打ち合わせてもらって、出来るだけ今いうようなことが無いようにしていただければと思いますが、考え方があったら提示してください。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

温泉の保守点検につきましては、地元側の指定管理の負担金はいただかずに村の予算としてやっておりますけれども、今後宝島につきましても、保守点検、定期点検をやった後、1～2か月後には他の箇所が故障箇所があるというようなことですので、もう少し細かい点検を項目ですね、指示して、もうちょっとじっくりやって、点検料が上がるかもしれませんが、そういったことに努めていきたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程の一番議員のありました、指定管理の契約額でございます。

さとの湯温泉が24万円、それからあかひげ温泉が24万円、湯泊温泉はございません。小宝島は7万円、友の花が68万円となっております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

今回のこの指定管理者の指定の部分とは直接関係しない部分なんですけど、中之島の温泉施設についても、平成8年、9年ぐらいに西、東、それぞれ特定離島で整備をしていただいているんですが、やはり経年、年月が経つ中での老朽化という部分で、いろいろと不具合が発生してきています。

基本的にはそれぞれの東、西区、それぞれで管理をしておりますので、事故等に、そういう機器の破損等に関してはこれまでも自分たちでやれる範囲でやってきているんですが、今後大きなかたちでの入れ替えとかそういったのが、また出る可能性もありますので、今すぐここで答えをくださいとか言えませんが、そういったものが発生した場合に対しての村の考え方を聞かせていただければと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

議員がおっしゃいますように、過去に大きな改修が必要なおきには特に要綱条例を定めずに予算でや

っておりますけれども、今後もそういった大きなことが予想される場合には、そういった予算での対応というのは充分検討していかないといけないと考えております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

日程第 10、議案第 28 号、口之島平瀬レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から、日程第 25、議案第 47 号、十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定についての件までの 16 件を一括採決したいと思います。一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第 10、議案第 28 号、口之島平瀬レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から、日程第 25、議案第 47 号、十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定についての件までの 16 件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 10、議案第 28 号、口之島平瀬レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から、日程第 25、議案第 47 号、十島村口之島野々頭墓地の指定管理者の指定についての件までの 16 件は全て原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより 10 分間休憩いたします。

3 時 5 分にお集まりください。

休憩	1 4 時 5 5 分
再開	1 5 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 26	議案第 29 号	指定管理者の指定についての件（平島大浦レクリエーション施設）
△日程第 27	議案第 30 号	指定管理者の指定についての件（平島東之浜レクリエーション施設）
△日程第 28	議案第 36 号	指定管理者の指定についての件（あかひげ温泉保養センター）
△日程第 29	議案第 41 号	指定管理者の指定についての件（南之浜港漁船上架施設）

○議長（日高通君）

日程第 26、議案第 29 号から、日程第 29、議案第 41 号の 4 件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 26、議案第 29 号から、日程第 29、議案第 41 号の 4 件を一括議題と致します。

本案については、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 36 号、議案第 41 号の 4 件、いずれも用澤満男君に直接の利害関係がある事案であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって、除斥とし、用澤満男君の退場を求めます。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 29 号について、ご説明申し上げます。

本案は、平島大浦レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

次に、議案第 30 号の説明を申し上げます。

本案につきましては、平島東之浜レクリエーション施設の指定管理者の指定についてでございます。

それから、議案第 36 号、本案につきましては、あかひげ温泉保養センターの指定管理者の指定についてでございます。

それから、議案第 41 号、本案につきましては、南之浜港漁船上架施設の指定管理者の指定についてでございます。

まず 29 号と 30 号でございますが、平島の大浦、平島東之浜のレクリエーション施設の指定管理者を指名しようとするものでございます。

両施設を平島自治会に指定管理者に指定するものでございまして、指定管理者の要件を満たす団体であることから、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めまして、平島自治会に指定をお願いしようとするものでございます。

指定期間は平成 24 年の 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まででございます。

次に 36 号でございますが、平島あかひげ温泉保養センター施設の指定管理を指名しようとするものであります。

あかひげ温泉保養センターにつきましては、平島自治会に指定管理者に指定するものでありまして、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考するものでございます。

指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間でございます。

次に議案第 41 号でございますが、本案につきましては、南之浜港漁船上架施設の指定管理を指定しようとするものでございまして、南之浜港の漁船上架施設につきましては、平島自治会に指定管理者に指定するものであります。

指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認めて選考しております。

指定の期間は平成 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日までの期間としております。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

これより協議会に移します。

○議長（日高通君）

本会議に戻します。
他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
お諮りします。

これから、日程第 26、議案第 29 号、平島大浦レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から日程第 29、議案第 41 号、南之浜港漁船上架施設の指定管理者の指定についての件の 4 件を一括採決したいと思います。一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決することにいたします。
お諮りします。

日程第 26、議案第 29 号、平島大浦レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から日程第 29、議案第 41 号、南之浜港漁船上架施設の指定管理者の指定についての件の 4 件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 26、議案第 29 号、平島大浦レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件から日程第 29、議案第 41 号、南之浜港漁船上架施設の指定管理者の指定についての件の 4 件は全て原案のとおり可決することに決定いたしました。

- | | | |
|---------|----------|-------------------------------|
| △日程第 30 | 議案第 48 号 | 平成 24 年度十島村一般会計予算についての件 |
| △日程第 31 | 議案第 49 号 | 平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件 |
| △日程第 32 | 議案第 50 号 | 平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算についての件 |
| △日程第 33 | 議案第 51 号 | 平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算についての件 |
| △日程第 34 | 議案第 52 号 | 平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算についての件 |
| △日程第 35 | 議案第 53 号 | 平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件 |
| △日程第 36 | 議案第 54 号 | 平成 24 年度十島村後期高齢者特別会計予算についての件 |

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 30、議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算についての件から、日程第 36、議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの 7 件を一括議題としたいと思います。一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 30、議案第 48 号から、日程第 36、議案第 54 号まで、7 件を一括議題とします。本 7 案件は 3 月 12 日の本会議において設置されました予算審査特別委員会に付託しております。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

日高助廣君。

○予算審査特別委員長（日高助廣君）

平成 24 年 3 月 9 日に予算審査特別委員会に付託されました、議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算についての件から、議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの 7 件の平成 24 年度当初予算案についての審査の経過、及び結果についてご報告いたします。

まず、委員会の会議状況について報告いたします。

本予算審査特別委員会は平成 24 年 3 月 9 日に設置され、同委員会委員は、議長を除く 7 人で構成されました。委員会の会議は、3 月 12 日から 3 月 14 日までのうち 3 日間、会議室において担当課ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長、室長、及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過及び結果については、次のとおりです。

それでは、一般会計についてご報告いたします。

まず、総務課関係について報告します。

村財政について

税収そのものは村税を含め全般に厳しい状況のようである。村民の要望を聞いていくためには、借金をしないといけない。24 年度の償還計画について、心配なくよほどの情勢が変わらない限りは、この計画でいけると考えていいか。とたまたしたところ、一般会計は昨年度までかなりの額の繰上げ償還を行っている。制度の改正もあった。公債費適正化計画をつくらないといけない団体からは外れている。非常に健全な財政運営がなされている。という答弁であった。委員から島々距離があるため、職員が現場を見てどうこう言うのは難しい状況。指定管理を受けている中にも耐用年数がきたりして修繕等が多くなっている。船便の関係で時間が短く、全般にわたって、業務が終わらないことも見受けられる。無駄の無いような効率的なお金の使い方をしてほしい。という要望があった。

フェリーとしまの建造計画について

本村の渡船基金は 4 億円程度。フェリーとしまの建造については、どのようにして建造計画をたてていくのか。とたまたしたところ、本村の気象海象など現状をみると、村でしっかりしたものを造らないといけない。船を造るのは過去の実績を見習ってやるべき。議会でも形だけでも造るべきといわれたところであるが、残念ながらそこまで到達していない。耐用年数等もある。ひとつの交通体系の基本はつくるべきと思われる。次期村長が就任してからじっくり考慮いただきたい。という答弁であった。以前の船の建造基金は、平成 10 年、11 年に国庫と県で近代化建造資金という補助金をもらっている。3 億 3,300 万円。一般の基金繰入が 9 億 1,000 万円。村債で 8 億 5,700 万円。合計 21 億円であった。基金は 10 億円ぐらい見込まないといけないと考える。という答弁であった。

次に、住民課関係についてご報告いたします。

定住促進対策について

定住しようという意思のある方。住民課は窓口なのでそれぞれの仕事に対してどのくらいの収入が得られるのかなど、担当と連携をとって指導してほしい。過去において出て行った人は本人の責任なのか。村の指導が不足していたのか。何が足りなかったのか。今後、定住促進を進める中で何が足りないのか、もっと追及していくのが大事なのでは。とたまたしたところ、人材育成や就業者育成等の事業を始めて I ターン者が増えてきた。住民課にできることは村営住宅に空きがあれば案内する。何で生計を立てていくかは踏み込みにくいところ。転出の理由は人間関係や体調不良のケースもあり、個々の事情がある。仕事がないから出ていく人もいた。住民課が全てしているわけではない。税金をかけないといけないので、住宅家賃についても査定が必要。シビアにものをみさせてもらっている。という答弁であった。

肺炎球菌ワクチン接種について

高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種率は。とたまたしたところ、接種対象者は 141 人。111 人の接種が完了している。5 年に一度実施されるので未実施の方は 30 人。実施は年 1 回募集をかけている。また、

要項を定めて無料で実施している。広報して巡回診療の折に日赤ドクターをお願いしている。という答弁であった。委員から、情報を住民に繋げる形で、広報の徹底をし、肺炎球菌ワクチンの接種を浸透させてほしい。という要望があった。

次に、経済課関係について報告いたします。

重点分野雇用創出事業について

事業目的に、自立した農業経営を目指す者に村が積極的に農地を貸し出して、バレイショ、ショウガ、サトイモ等の根菜類の栽培を行なって、安定した収入獲得を目指すとする。村として、家族の人数、年収がどれくらいあって、馬鈴薯であれば年間に何トンの栽培ができ、売った場合いくらになる。何トン作るのにはどれだけの土地がないといけない、などの緻密な計画をたてているのか。とただしたところ、中之島の近代化事業。今年の3月までの委託事業。4月以降は基盤整備した農地をUIターン者に貸し出す。そのなかでそれぞれ借り受けた方が責任をもってやっていってもらうという方向で考えている。こういうやり方でいけばこれぐらいの収入になるというのは今作っているところ。あくまでも想定段階。天候等に左右される。最初の数年は村の支援事業を活用しないと難しい。村としては、農業経営基盤促進法で謳っている所得目標の半分ぐらいを目標にしている。営農指導員の話では1町歩とか2町歩ないと現実的には農業としては成り立たない。1年後、2年後、5年後等のある程度のシュミレーションはたてているが、いろいろな支援をしていかないと難しい。という答弁であった。

観光PRの在り方について

今年度も観光情報誌の作成など計画されている。観光PRはできるだけ効果の上がる方策を考慮してもらいたい。行政で出来る分はしないといけないが、今後は外からも知恵が必要ではないか。とただしたところ、村のPRの在り方。いかにして加工したものを売り出していくか。ネットを活用して販売していくとか。出身者会などを利用するなどして村のファンを広めていきたい。NPO、総務課も含めて、検討していきたい。という答弁であった。委員から特産品以外にも村そのものもPRしてほしい。という要望があった。

次に、教育委員会関係について報告をいたします。

離島高校生就学支援費について

離島高校生就学支援費についてただしたところ、新しくできた制度で平成24年度の国の予算の中で離島に住む高校生の通学費補助事業である。高校未設置の離島に住む高校生2,400人が対象で年額15万円を支給。通学費、居住費などの親の負担は大きい。国は通学費、居住費を対象に援助を行う市町村に対して補助の1/2を補助。専門学校も含むが高校過程を置く学校のみ。親の所得制限はない。24年度は法律がないため予算補助。25年度以降は法律に基づく補助で全額交付。村としての要綱等定めていきたい。という答弁であった。また、現段階で15名を予測。24年度に進学される人だけに限定されるのか。対象者は。とただしたところ、平成24年4月1日現在で高校に在学している生徒が対象になる。という答弁であった。更に、母親がついて行って子供を養っている家庭も対象になるのか。とただしたところ、本村の中学校を卒業した生徒。保護者が十島村に住所を置いている生徒が対象。山海留学生については対象にならない。という答弁であった。更に、また、父親が出稼ぎに行く場合、住所だけ置いていた場合も問題なしなのか。とただしたところ、3年間という期間がある。高校中退して専門学校に入り直した場合は残りの年は対象になる。高校卒業後に専門学校入学は対象外。という答弁であった。また、高校生就学支援ということで限定している。専門学校生への支援はどうしようと思っているのか。とただしたところ、文科省の話では、専門学校を卒業して高校卒業の資格を得られるならば対象になる。という答弁であった。また、遠距離通学費。通信教育を受けている学生がたまにスクーリングであがる場合も対象になるのか。また支給額も変わらないのか。とただしたところ、通信制の高校生は島内で通信教育を受ける。経費については国庫補助の対象にはならない。しかし保護者の負担は大きいので村の制度で救うべきではという意見が部内ででた。という答弁であった。村長から、対象者は村が調査して、きちんと整理する必要がある。いろいろな過程はあると思うが、村が判断していかないといけない。全国の離島振興協議会で言ってきたことがやっと実った。という答弁があった。

次に、国民健康保険特別会計について報告をいたします。

国保基金の積立について

国民健康保険基金の現状についてただしたところ、23年度の国保特会の基金の取り崩しは694万3

千円。当初の積立額が 1,100 万円。その差額分が預金として残っている。5 月に新たに基金として剰余金を積み立てる予定である。という答弁であった。

次に、船舶交通特別会計について報告いたします。

老人用ベッドについて

交通活性化協議会の中で、フェリーとしま船内に当初老人用ベッドを 2 等指定席に取り付けるという話だったが、2 等に 5 床ついていた。5 床つけたことによる旅客の定員に影響はないのか。とただしたところ、指定席からはトイレが遠いことから、場所を急遽変更。今のところに設置した。今回の増設は 4 床。利用しているときは定員が 4 名減するが、利用がないときは以前と変わらないので、船全体の定員減とはなっていない。という答弁であった。委員から いい判断。現場で働いている人の声を十分に聞き判断することが大事である。という意見が述べられた。

次に、介護保険特別会計について報告いたします。

介護施設サービスの内容について

宝島の介護施設のサービス内容についてただしたところ、基本は、通いを中心としたサービス。必要に応じて訪問、泊まりのサービスを行う。という答弁であった。また、6 月に開業予定だが、今までとサービス内容が変わってくるのか。とただしたところ、今、小規模多機能居宅介護類似事業として行っているものとサービス内容は変わらない。という答弁であった。

次に、介護サービス特別会計について報告します。

ヘルパー養成講座について

対象は何名くらいか。呼びかけを行っていたが申し込みはどれくらいあったのか。とただしたところ、23 年度は 2 回募集したが 0 名。夏休み期間であれば受講できると言われたが、今年度の夏の講座はなかった。ヘルパー 2 級の養成講座は 24 年度で終わり。ヘルパーのいない悪石島、諏訪之瀬島に関しては積極的に養成を依頼していきたい。悪石島には要介護者がいるので、24 年度に早々に募集をかけていきたい。という答弁であった。

次に、簡易水道特別会計について報告いたします。

水道管理委託者の指導と道具整備について

水道の管理委託者の仕事に対する姿勢を指導されたい。請け負っているといえるのか。管理用の道具の整備もきちんとしてほしい。とただしたところ、担当からも一部きいている。今後は積極的に指導をしていきたい。道具についても、必要な部分については揃えていきたい。という答弁であった。

次に、後期高齢者医療特別会計について報告いたします。

本会計につきましては、特段質疑はありませんでした。

総括質疑について

職員の情報の共有化について

地域担当がいろんな情報を持ち帰っていると思うが、職員全員で共有しながら対応していただきたい。I ターン者の受け入れについてのプロジェクトチームが立ち上がるまで、やれる範囲で精一杯対応していただきたい。自分が住みたいと思う十島村にするという気概で 24 年度業務にあたっていただきたい。とただしたところ、情報の共有に関しては、地域づくりに行った際の復命書を全職員閲覧するようにしている。共有すべき情報は誰でも見れるように、庁内 LAN の受信ボックスを作るようにしている。という答弁であった。副村長から職員の状況から難しいと思い会議をしていなかった。明日から住みたいという意味でも会議を動かしたほうがよかったと反省している。という答弁があった。また、本村の情報の共有も含めて、横の連携をしっかりとしてほしい。横の連携が取れないということは住民との情報の共有はもっと難しいのではないかと。とただしたところ、総務課長が言っていたように仕組みがあるので、フルに活用すれば解決するのでは。みんなで努力していきたい。という答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論にはいりませんが、別段、討論もなく採決に入りました。採決は、簡易採決で行ないました。採決の結果、議案第 48 号から議案第 54 号までの 7 件については特段異議もなく原案のとおり可決することに決定いたしました。

詳細につきましては配布いたしております委員長報告にお目通しを願います。

以上で、予算審査特別委員会の審査の経過と、結果の報告を終わります。

○議長（日高通君）

予算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

<議案第 48 号採決>

○議長(日高通君)

それではこれから、議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算についての件を採決いたします。
本件を含め、当初予算の表決は全て申し合わせ事項により、起立によって行います。
本件に対する委員長の報告は可とするものであります。
委員長の報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(日高通君)

起立全員であります。

したがって、議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 49 号採決>

○議長(日高通君)

次に議案第 49 号、平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件を採決します。
本件に対する委員長の報告は可とするものであります。
委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(日高通君)

起立全員であります。

したがって、議案第 49 号、平成 24 年十島村国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 50 号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第 50 号、平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（日高通君）

起立全員であります。

したがって、議案第 50 号、平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 51 号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第 51 号、平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（日高通君）

起立多数であります。

したがって、議案第 51 号、平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 52 号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第 52 号、平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算についての件を採決致します。

本件に対する委員長の報告は可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（日高通君）

起立全員であります。

したがって、議案第 52 号、平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 53 号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第 53 号、平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可とするものであります。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（日高通君）

起立全員であります。

したがって、議案第 53 号、平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

<議案第 54 号採決>

○議長（日高通君）

次に議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決致します。

本件に対する委員長の報告は可とするものであります。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（日高通君）

起立全員であります。

したがって、議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

会議途中でありますけれども、これより 10 分間休憩いたします。

4 時 5 分にお集まりください。

休憩	1 5 時 5 5 分
再開	1 6 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 37 報告第 2 号 平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第 37、報告第 2 号、平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 2 号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、専決処分の承認を求めることですが、平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負契約変更でございます。

工事請負変更契約を地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、専決処分により締結しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

理由と致しましては、平成 23 年 12 月 14 日、議決していただきました平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事を施工中、当初仕様内容の一部を変更して工事を施工する必要

が生じましたことから、工事期間の都合上、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、平成 24 年 2 月 24 日、専決処分により工事請負変更契約を締結したものでございます。

契約の目的は、平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査および一般工事の工事請負契約変更であります。変更請負契約金額 7,350,000 円で、変更後の請負契約金額が 84,000,000 円となっております。

工事期間につきましては、取替え部品の製造期間を要することから、3 月 30 日までとしております。

なお、工事内容等につきましては、資料を添付しておりますので、参照をしていただきたいと思います。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

本村の住民の唯一の足でもあるフェリーとしまの予想以上の腐食あるいは部品の交換をしなければいけないというのは、一般的な船の奄美航路、あるいは沖縄航路の船と比べると、港の静穏度が低い気象条件の悪い状況の中で、しかも離接岸をかなり、7 島ですから 1 回に 2 回、のぼりまですると 4 回はかけてするということで、非常に一般の貨客船とは比べて、かなりハードなものをクリアしているのかなと、そんな思いがいたします。

ただ、よく専門的なことはわかりませんが、この普段のメンテあたりをね、それだけに金額がこれだけ大きいだけにね、そのメンテあたりをちゃんとやってもこういうものはこんな感じでいかれるものなのか。予想以上というのが、こういうかたちで出てきたのかなという感はあるんですが、その点についてどのように感じているか伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

只今の質問に対してお答えいたします。

今回、取替え工事を行ったものにつきまして、機関部におきます機器データログモニター交換とか、3 番目に示しておりますスタンキーバ取替え、高額なものでございますけれども、今こちらにつきましては、新船以来初めての取替えとなっております。

それで、よくこの十数年、12 年になりますけれども、良く持ったなというのが一応造船所の側の意見として聞いております。

ただ、先程おっしゃったとおり、空気圧縮弁、空気の減圧弁とあとその油圧シリンダーにつきましては、従来の船よりも若干取り替え頻度が多いんじゃないかというふうに、造船所側のほうから話は聞いております。

多分皆さんご承知のとおり、荒天時、悪天候の中でその無理な海上作業からその機械等が無理をしている証拠じゃなかろうかと思っております。

参考までに一応申し上げますけど、本年度フェリー三島さん、ドッグ費用が 5,600 万円ほどと聞いております。

うちの費用は大体 3 分の 2 位で、向こうの船は進んでいるのが現状かなと思っております。ちょっと民間さんの船につきましては、規模があまりにも大きすぎるもので、若干比較のしようがないかと思っておりますけれども、うちよりも安い費用でやっているというふうには聞いております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 37、報告第 2 号、平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 37、報告第 2 号、平成 23 年度『フェリーとしま』第一種中間検査工事および一般工事の工事請負変更契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

△日程第 38 議案第 55 号 十島村共生型サービス拠点施設の指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

日程第 38 号、議案第 55 号、十島村共生型サービス拠点施設の指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 55 号について、ご説明申し上げます。

本案は、十島村共生型サービス拠点施設にかかる指定管理者の指定についてでございます。

宝島で開所する十島村共生型サービス拠点施設の指定管理者を指定するものでありますが、本村での介護事業につきましては、介護保険制度発足から 10 年が経過しますが、民間企業が独自で、あるいは単独で参入することは今までかつてありませんでした。

今回介護施設の指定管理者としてお願いしようとする候補者は、村が現在実施しております小規模多機能型居宅介護類似事業の委託者として現に宝島において事業を実施しております。

村のおかれている状況、あるいは実状も充分理解していただいております、実績も出ておるところでございます。

本来であれば、広く公募によるべきところではありますが、時間的な問題、又、本村の地理的条件あるいはこれまでの参入状況を考えまして、公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条の、公募によらずに指定管理者を選定することが出来るとする特例規定によりまして、選定をさせていただきます。

管理を行わせる公の施設の名称は、先程来申しております十島村共生型サービス拠点施設でございます。

指定管理者となる団体でございますが、鹿児島県始良市加治木町反土 2378 番地の株式会社浪漫、代表取締役、黒岩尚文、指定期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの 3 年間ということをお願いしてございますので、宜しく願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

この件については、工事も若干遅れたりして、少し問題視されたというか、そういうことがあったんですが、村長はこの代表者といつ頃お会いになって、この合意に達したのか、まず説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回お願いしているものですが、合意というか、今回は本人のほうからの役場のほうでは3月の議会前、日付をちょっと私ここで記録していないんですが、議会前にあっております。ただし、その時点では、全ての部分ではなくて、まず今回お願いしているのは4月1日からの指定管理者ということで、指定管理を受けるという返事がこちらに参ったのは、この議会中におきまして、電話のほうで代表取締役の黒岩さんのほうからこちらのほうに返事があったと聞いております。

その分は総務のほうに返事があったということで、指定管理を受けますということです。

今後におきましては、事業の一番肝心な運営のことにつきまして、これについては4月1日の段階です、また今月中にこの議会がおわりましてから、最終的な委託の分、それから施設の管理の関係、基本協定を結ぶということになっております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ちょっと私の勘違いかわかりませんが、村長名でね、これ出されていますので、非常に大きな問題でしたので、村長とも充分話を将来にわたってされたのかなというふうに思ったんですが、今の話ですと電話一本でこれが決まったということですが、本当に心配はないんでしょうか。3年間ということでここに上がっているわけですが、その先が非常に私が心配するんですが、今後いろいろ調整ということですが、何ら問題もなくいくのかなという、ちょっと不安な、今話を聞いていますと、気持ちになっているんですが、勿論先のことは誰も予測はつかないというふうに思います。

それから、今言う、3年間の運営等々についてもこれからね、サービス関係についても話し合われるんだと思うんですが、誰も先のことをね、どうこう確約はないんだと思うんですが、少なくともやはり我々がちゃんと受け止め、大丈夫ですよと、3年間は大丈夫ですよというのは当たり前のことでしょくどもね。

その先、本当にどうなっていくのかと、ちょっと心配をしております。その辺またこれからのなんというんですか、動向と言いますかね、これに向けて、6月ですかね、はじまりますので、中身にいよいよ入っていくわけですのでね。ここらへんは、やっぱりお互いに先日も話があったように、充分なやっぱり話し合いをしてですね、お互いが知恵を出して、そして我々住民がサービスが充分受けられるようにしてもらいたいというふうに、お願いしておきます。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この指定管理者の候補者につきましては、今年に入りまして、1月に入りましてからも、副村長を含めまして、住民課、総務課を、それから県の担当者も含めまして、数回打ち合わせを行っております。

その中で、細かいこととか多々ありまして、その場で返事をいただけなかったということでありまして、検討をずっとお願いしておりまして、最終的に議会が始まってから私のところに電話で了解しましたというご返事をいただいたところでございます。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

ちなみに、今度開設しますのは、地域密着型ということでございます。

この株式会社浪漫のほうもですね、加治木のほうで地域密着型の事業所を開設しております。そのいわば十島村のほうに事業所を開設すると。地域密着でございますので、通所というかたちで、地域に溶け込んだ中で介護事業サービスを実施すると。

それと、この会社につきましては、本村の介護事業のこの事業所開設にいたっては、最初から関わっておりまして、いろんなアドバイスも受けております。そういったかたちです、最初から関わって

いる会社でもありますし、それからそれなりに地元のほうに職員を派遣して、地域との交流なり、地域に溶け込もうというかたちでやっておりますので、地元の宝島の方たちにはですね、顔も知ってもらっておりますし、いろんなものもあるかと思えます。

ただ、いろいろ話の中で、今回も議会で出ましたように、うまくいけるのかという不安が感じられたという言葉も聞きましたんですが、福祉というものは人的いわばサービスが主でございます。

ただ、役場のほうとすれば、行政とすれば、これをするためには、どういったかたちで地元のほうにサービスを提供すれば良いかと。今回の場合は本村自体で独自に事業所を開設することが出来ませんので、他の事業所のほうにお願いをすると、委託をするというかたちです。そうしますと、やはりその運営の部分について、浪漫さんとの間で、村の考え方、会社の考え方、その中で目的は一緒なんですけど、そこでの目的は一緒ですけど、達成するまでの道程といいますか、そういったかたちが若干意見の違い、考え方の違い、少し考える時間が欲しいとか、そういったかたちで現れてきたんじゃないかと思っております。

ただ、この3月、4月、もうすぐですが、こちらはもう全て我々十島村が整備できるもの、準備できるものは全てそろえております。ですから、これは今後毎年毎年そういった地元のほうでの事業所の運営委員会ですか、そういったもの等も常に開いてですね、よりよい十島型の地域密着サービスを実施するという事で、同じ方向で進んでいくと思っておりますので、十島村のほかの地域の方もですね、こういった初めてのことでですので、温かく見守って欲しいし、協力もお願いして欲しいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今の5番議員からの質問と重なるようなこともあるんですが、初めてのことで職員も一生懸命になって、やっとここまでこぎつけたなと思いがいたします。それだけにまたサービスを受ける側のほうも期待はしているという中でですね、この協定書を結ぶときに、具体的に今までの指定管理の協定書と同じような感覚で考え方でいいのかどうか。というのは、これからやることに実際に動き出すことによって、またいろんなその矛盾が生じてきたり、出てくるのではなかろうかと、そんな思いがするんですね。

その時に、ある面で猶予を持って、何らかのかたちでまた変更もするようなそういうようなシステムもどこかにワンクッションおいておってしていく必要があるのかなと。

あるいは途中であくまでも営利企業団体ですから、福祉とは言えね。赤字をだしてね、そこまでは3年間本当にやれるだろうかと。今まで予想してなかった、そういうものがボンと出てきた場合ね、それは何らかの形で村で支援をするとかね、いろんな今後、問題は出てくるだろうかと予想していますので、指定管理の協議をする中では、そういうワンクッション置いたことも、約束するようなかたちですすめべきなのかなと。

途中で放り出していなくなつたと、出来ませんというような形になれば、一番最悪な状態になりますのでね、入所している側もそうですし、村の立場もそうですし、そこらへんは慎重に私はやっていく必要があるのかなと思っておりますので、これからの協議内容を詰める中で、課題としてはそこらへんを考えてやっていただけたらなというふうに思います。以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今議員がおっしゃいましたように、この候補者と協議の中でも初めてのことでありますし、村が考えた算定式によらないような出来事が多々発生すると思えます。

この浪漫さんには、とりあえず3カ月おきぐらいに現状を報告しあって、どんな問題が出ているのか、それを確認しながら、変更できる所は変更していきましようという話し合いをしていこうと言うふうに相談しております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

予算書にですね、委託料としまして、事業所の運営事業、施設の運営の管理料ということで、1,650万円計上をしておりますけれども、これの算定の根拠、基準ですね。どのように行ったのか。1年間を通しての、委託費と事業費の入れて算定をした場合、これだけの委託料がいるということで、考えてい

いのか、算定の基準について伺います。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この委託料でございますが、事業所運営に関わる経費ということになります。

ただ、委託費等ですね、積算の根拠はまずは多分にですね、施設の管理費および事業を実施するうえでの人件費等を歳出のほうで考えております。

それと、事業を実施しますので保険事業による保険給付費、これが歳入の部分になります。

それから、利用者負担の部分。1割負担ですね。これも歳入のほうになります。

それと、歳入歳出それ等を合わせたかたちで、この十島村で初めての事業所を運営するに当たっての全体の経費を出しております。

そうしますと、差引きの部分等でこういった、予算上は1,650万円となっておりますが、これ等の経費がかかるということで、載せております。

ただ、この金額等についてはですね、先程申しますように、最後のその基本協定の中で、我々の示している中身、特にいろんな必要経費、それから人件費の見方、それ等を提示している金額でございます。

ですから、ここの部分で我々とすれば、委託の部分ですね、お願いをしたいと考えています。

ただ、これ等につきましてはですね、年度協定というので、毎年毎年変わるものだと思っております。そのためにも3カ月おきとか、そういったかたちで常に事業所と今後の他の島の展開もございますので、ずっと話をしながら、協議をしながら、よりよい十島型の介護サービスのあり方という部分ですね、作り上げていきたいと考えています。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

年間のシュミレーションは出して計上を行ったということでありますね。概算でいいですよ。概算でいいですが、年間ですね、事業収入の見込みの額が分かれば教えてもらいたい。

○議長（日高通君）

これより協議会に移します。

住民課長、資料を至急持ってきてください。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この算定基礎ですが、小さな細部まで入れて考えております。

まずは、この事業所の運営をするにあたりまして、介護のサービスの利用者の介護保険給付費、現時点で一月ですね、いや、一年分の平均で出しておりますが、一月に換算しますと、介護給付費のほうで、624,710円。それから、食事と宿泊等を含めた本人負担の実費分等を含めまして、合計で毎月785,960円という収入が事業所のほうに入るとしております。

それにあわせまして、あとこの事業所の運営にあたって、人件費、村の換算でしますと、全体管理としまして役場のほうで考えておりますのが、開設者、言わば事業主の方で月に40,000円、それから管理者、免許を持っている方ですが、これ等につきましては254,000円という、一人考えております。

それから、地元のほうでの非常勤の方を3名予定しております。

それをしますと、この役場のほうで負担する部分等でしますと、全体的に、これはちょっとお待ちください。

すみません、ちょっとこの表が複雑になっておりまして、介護事業所で見ている部分は、介護事業者

のほうでは介護給付費と、それから事業者のほうで見る分としまして、介護従事者の給与、それから施設を管理する上での必要経費、それ等を一年間というかたちでみますと、介護事業者のほうで負担が770万円あまりと考えております。

それから、この介護事業者のほうで、する場合ですね、村のほうでは人件費等、それから介助者と泊まりも入っておりますので、それ等の部分で当然に不足分がでてきます。

それ等をしますと、村のほうで現在みるというかたちでですね、1,500万円ほど村のほうとすれば負担をせざるを得ないかなと思っております。

それに消費税をかけますと、大体1,560万円あたりになるかなと思っておりますが、大体この二つをあわせますと、現時点で介護事業所の一年間の運営シュミレーションによります金額にしますと、2,000万円を超えるというかたちになります。

これは、そうしますと、例えば4人で計算をしております。これが介護の利用者が増えれば介護給付費が増えますので、事業所の収入が増えると。それに功をして村の委託料、それ等はそれに反しまして、減っていくというかたちできております。

ですから、全体的に2,000万円近くのお金の中で、介護事業所のほうでお願いすると。

結局地理的条件、それから利用者数、そういった部分で、過去10年間、参入できなかった民間事業者の部分がこの金額の中にですね、十島における介護事業所は難しいという部分が現れているんじゃないかなと思っております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

急々にですね、金額を求めたわけですけど、ある程度はですね、金額等につきましては理解は出来ましたが、改めましてね、正確なシュミレーションを策定をしまして、次回でもですね、示してください。

年間に2,000万円はいるという事業経費がですね、いるということで、実際に出してみないと分かりませんが、もしですよ、一年間を通して事業が赤字だと言う場合は、勿論公費をまた投入ということがあるかなと思っております。

そこらへんはですね、業者とですね、協議の上、経費の削減等にも努力をしまして、適正な運営ができるよう求めておきます。

○議長（日高通君）

本日の会議時間は審議の都合によりましてあらかじめ延長します。

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この予算の中ですが、我々、村のほうとしまして、言わば株式会社浪漫、株式会社になっておりますので、福祉事業の会社であると。そうしますと、民間でございますので、それなりのビジョンというか、そういったもの等が福祉の施設であってもあることは分かっております。それで、そこを見越したかたちで村として今予算をお願いしてます金額の範囲内の部分でですね、それを含んだ形でですね、この細部までして行きたいと思っております。

ですから、最初から民間の方がですね、事業者が赤字というかたちをですね、その分では無理なお願いはですね、委託はしないつもりで長く続ける形をなんとか早く作って行きたいと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

確認なんですが、こういった介護施設を村が整備して、指定管理で運営するというかたち、こういったことが他の施設においても、事例としてあるのかどうなのか、県内に限らず全国含めて。例えばそういったものがもしあるのであれば、今後うちのこの運営にあたっても何らかの参考事例になりうるものがあるんじゃないのかなと考えるんですけど、そこらへんの情報について村としてどのように捉えているか伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

村のほうでこういった部分をする、地方自治体で介護事業所を持つ。それで委託しているというのは地域密着型ではないと思っております。本村が初めてだと思っております。

なぜなら、この 10 年間介護福祉が入ってこなかった離島、特に過疎離島でございますが、そういったもの等も含めてですね、村とすれば今後のいわば介護、日本全体の介護福祉に関してですね、問題提起とか、そういった実例をですね、やらなければならないと。国においてはこういった福祉制度はもう済んでいると。介護保険で済んでいると思っておりますけど、実際のところ、全国津々浦々過疎、辺地そういったところでは、思うような介護福祉が出来ていないということでございます。

そのためにどうするか。行政のほうで、十島村とすればこれだけすればうちのほうで介護福祉を何とかやっていけると。ただ財政が弱いと。これはもう保険料だけ取られているという部分でありまして、そのギャップですね。国の考え方、そういったことに対してもですね、何らかの問題提起を上げるんじゃないかと思っております。その辺が、何らかのかたちでこの村の住民から集めている介護保険料を何か別のかたちで、補助金とかそういったかたちでするようなケースに応じてですね、国が介護保険の中で見てくれるんじゃないかということもですね、視野に入れながら、ここの事業を開始していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

大まかな所は今課長が説明した通りなんですけど、老人福祉施設、介護事業所ではないんですが、老人福祉施設をですね、北海道の幌加内町が今この株式会社浪漫に委託をしております、そこで株式会社浪漫は介護事業を確かやっているはずですよ。

ですから、ただうちとはちょっとそこに福祉施設というのがあるんですが、うちはもう直接やろうとしていますが、そういう意味では完全に似たものではありませんけど、そのような事例があります。

そこで、今後の話ですけど、いわゆる介護給付費、今の介護保険法の基準で、その介護給付の単価とかそういうものの基準は確か 10 人から 12 人ぐらい利用者がいればですね、だいたい採算が合うような基準になっているはずなんです。ですから、私共も 10 人か 12 人施設があれば、ほとんどペイするはずでありますので、先程その企業努力をしていただくようなところも含めてですね、やっていただければ、私共も負担が少なくなりますので、そういう意味ではその企業努力すれば利潤がでますよというかたちのルールもその中に組み込んでおく必要があるだろうと思っております、いずれにしても、当面するペイできるような状況ではありませんので、このこれにかかる十島村が介護保険事業の国全体の中で言えば、十島村が負担することはないわけなんです、これを何らかのかたちです、ね国や県に理解を求めていって、財源を探す努力をする必要があると思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 38、議案第 55 号、十島村共生型サービス拠点施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 38、議案第 55 号、十島村共生型サービス拠点施設の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

これより 5 分間休憩します。

5 時 5 分にお集まりください。

休憩	1 7 時 0 0 分
再開	1 7 時 0 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 39 議案第 56 号 平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 39、議案第 56 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 56 号について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

一般会計補正予算 5 号につきましては、現計の歳入歳出の予算総額 3,455,554 千円に変更はございません。必要経費を増額計上の上、その増額分を予備費を減額して調整しております。

まず、7 ページの歳入についてでございますが、地域子育て創生事業を国庫補助金で計上しておりますけれども、この事業費は国庫から県に交付され、県が基金を設置して、そこから交付されるものであるということで、県補助金に費目の変更をしてございます。

それから、8 ページは歳出になりますけれども、まず第 1 点として各費目に渡りまして、人件費の共済負担金を追加しております。これにつきましては、昨年 12 月 14 日に、国民年金法等の一部を改正する法律等の改正法律が公布施行されておまして、これに伴いまして長期共済の公的負担率が 29.0% から 38.5% に改正されております。

この改定された負担率での取り扱いとは 24 年 1 月分からとして、予算措置しておりましたが、ここに誤認がありまして、実際には昨年の 4 月に遡って、遡及適用されることが判明し、今回昨年 4 月から 12 月までの改定分を計上しておまして、一般会計全体では 1,639 千円となります。

また同様に、船舶交通特別会計でも補正をお願いしておりますが、そちらは 1,197 千円で両会計をあわせました共済負担金の増額は 2,836 千円となっております。

2 点目に、平島東之浜港のフェリー接岸に向けた対策経費として計上をしております。

8 ページの総務費、一般管理費に繰出金として 2,500 千円を計上しております。

これは、船舶会計で事業を実施しようとしておまして、タラップ製作、あるいは船待コンテナ製作、フォークリフトの修繕費の全額について航路補助対象外となりますことから、一般会計から繰出すものでございます。

また一般会計の事業といたしまして、9 ページの土木費、港湾管理費の工事請負費に 1,500 千円を計上しておりますが、これは東之浜港に係船柱 2 基を単独事業で設置しようとするものでございます。

それから、第 3 点目と致しまして、地デジ対策の口之島テレビ共聴施設整備の補助金 500 千円を予算

計上しておりましたが、このほど事業費が確定しましたところ、66 千円不足するということで、補正をお願いしております。

地デジにかかる改修分につきましては、100%補助でありまして、その他の引き込み分につきましては、80%補助となっております。

以上の3点の増額につきましては、合計で5,705千円となります。この同額を予備費を減額して調整し、予算総額に増減なしとして、4ページに戻っていただきまして、第2表の繰越明許費の補正ですけれども、東之浜港接岸対策として、今回予算計上した総務費、船舶会計繰出金2,500千円と土木費の単独港湾関連施設整備費として係留柱2基設置の工事費1,500千円、それから単独草地開発事業の全費目の現時点での予算残額6,766千円、これらを追加繰越としてお願いをしているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

これより協議会に移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この単独草地開発事業の繰越予算が残っている部分は繰り越すんだということですけど、これは今現在やっている仕事をそのまま4月、5月にずれ込んでもいいということで理解していいのか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい、その為の繰越予算でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第39、議案第56号、平成23年度十島村一般会計補正予算（第5号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第 39、議案第 56 号、平成 23 年度十島村一般会計補正予算（第 5 号）についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 40 議案第 57 号 平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 5 号）についての件

○議長（日高通君）

日程第 40、議案第 57 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 5 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 57 号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 5 号）についてでございます。

船舶交通事業の補正予算（第 5 号）につきましては、1 ページに記載しておりますとおり、歳入歳出予算の総額に 3,697 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 861,284 千円としてお願いをしております。

それでは、6 ページの歳出をごらんいただきたいと思います。

まず第 1 点目と致しまして、一般会計でご説明を申し上げましたように、昨年 12 月 14 日に国民年金法の一部改正する法律の改正する法律が公布施行されております。

これに伴いまして、長期共済の公的負担率が 29%から 38.5%に改定されておまして、この改定された負担率での共済費の取扱についてで、24 年 1 月分からとして予算措置しておりましたが、ここに誤認がありまして、実際には昨年の 4 月に遡って遡及適用されることが判明致しましたので、今回昨年 4 月から 12 月分までの改定分を計上したものであります。

船員費で 1,093 千円、それから店費で 104 千円の合計 1,197 千円でございます。

第 2 点目と致しまして、東之浜港へのフェリー接岸対策としまして、船待コンテナの改造費 1,000 千円、それからアルミタラップ整備で 800 千円、現有のフォークリフトの修繕費を 700 千円で、合計 2,500 千円を計上しております。

フォークリフトにつきましては、8 月までの車検が残っておりまして、今回最低限度の修繕を行い、8 月検査時に本格的な修繕を行うこととしております。

5 ページの歳入でございますが、共済負担金の増額分 1,197 千円を航路補助の国庫補助で措置しております。

単独で実施します航路補助対象外の東之浜港接岸対策経費 2,500 千円を一般会計からの繰入金で措置しております。

次に 3 ページに戻りましてですが、繰越明許費で東之浜接岸対策経費 2,500 千円をお願いしてございます。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この一般財源をもって、こういうかたちですというのは、非常に心苦しい面も一つあるんですが、住民がかねてから港のことではね、不自由している、そういう面において考慮していただいたなというふうに考えます。

あと、このフォークリフトを置くという中で、当面の間はフォークリフトの車庫というのはね、すぐすぐというわけにはいかないだろう。その中で、カバー、全体に被せるカバーじゃなくて、そのカバーでも仮にそのフォークリフトの本体と申しますか、塩害を受けて、これ以上まだ修繕費が嵩まないようなかたちで、安価なやつでも構わないと思うんですが、ある程度のカバーを楽に被せて、楽にはがせるというようなことも考えて、当分車庫を造るまでの間はそういうかたちで出来たらなと思うんですが、そこらへんはまた修繕費の中で出来るかどうかわかりませんが、出来るだけそれも揃えるようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

航路対策室長、上村晋一君。

○航路対策室長（上村晋一君）

今の6番議員のおっしゃった意見につきましてですけれども、今回計上しております待合所のコンテナという項目がございますけども、その中で天井部にテントを使った格好で改造する予定にしております。

それらのテント生地を使った格好で、一旦かけるカバー等の製作ができないか業者のほうにも確認しまして、もし対応できるようであれば今回対応したいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第40、議案第57号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第5号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、日程第40、議案第57号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第5号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第41 十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙

○議長（日高通君）

日程第41、十島村選挙管理委員並びに同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、前田彦雄君、日高正一君、日高正志君、森崎博和君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました、前田彦雄君、日高正一君、日高正志君、森崎博和君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理員補充員には、肥後榮男君、山之上満君、松元憲治君、越智イサ子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今議長が指名した方を選挙管理員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、只今指名しました肥後榮男君、山之上満君、松元憲治君、越智イサ子君、以上の方が選挙管理員補充員に当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りします。

補充員の順序は、只今議長が指名した順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、補充員の順序は只今議長が指名した順序に決定しました。

会議途中でありますけれども、これより 15 分間休憩いたします。

5 時 45 分にお集まりください。

休憩	1 7 時 3 0 分
再開	1 7 時 4 5 分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

十島航路の全便名瀬運航を求める意見書の件を、日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、十島航路の全便名瀬便運航を求める意見書の件を日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題に加えることに決定いたしました。

△追加日程第 1 発議第 2 号 十島航路の全便名瀬運航を求める意見書の件

○議長（日高通君）

追加日程第 1、発議第 2 号、十島航路の全便名瀬運航を求める意見書の件を議題とします。

会議規則第 38 条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局職員、安庭智美君。

○議会事務局職員（安庭智美君）

十島航路の全便名瀬運航を求める意見書。

十島航路は、鹿児島市、十島村（トカラ列島）、奄美市を結ぶ航路で、村民の医療や福祉など日常生活を支える移動手段としてはもとより、物流や観光などの社会基盤を支える唯一の交通機関であり、生命線であります。

離島の振興を図る上から離島航路の本土とのアクセスは 1 日 1 便がミニマムと言われておりますが、本航路は十島村の地理的条件や国・鹿児島県から補助を受けている補助航路であることから、他にアクセス手段がないにもかかわらず週 2 便しか運航されておらず、しかも奄美市までの運航は 2 便のうち 1 便だけとされております。

国境離島である十島村の村民一人ひとりが希望を持って将来的に島に定住し続け、安心、安全、安定した生活を営むためには、年間を通じて全便を名瀬行きとして、村民の保健・医療・福祉をはじめ物流等村民生活の利便性の向上、観光振興をはじめ歴史的につながりのある奄美群島との交流の拡充、南北 600 キロの県土のなかで唯一 435 キロを結ぶ本航路の充実を図る必要があります。

つきましては、十島航路の全便を名瀬運航とする補助航路として認定されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 3 月 16 日。国土交通大臣、前田武志殿。鹿児島県知事、伊藤祐一郎殿。

鹿児島県十島村議会議長、日高通。

○議長（日高通君）

本件は会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、主旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、本件は主旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから追加日程第 1、発議第 2 号、十島航路の全便名瀬運航を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、追加日程第 1、発議第 2 号、十島航路の全便名瀬運航を求める意見書の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 42 所管事務調査報告の件

○議長（日高通君）

日程第 42、所管事務調査報告の件を議題とします。

両常任委員長を代表して、総務委員長より所管事務調査結果についての本会議で報告したい旨の申し出があります。

お諮りします。

総務委員長からの申し出のとおり、所管事務調査結果について、本会議で報告することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

それではこれから、総務委員長によります所管事務調査の報告を行います。

総務委員長、永田和彦君。

○総務委員長（永田和彦君）

両常任委員会委員長を代表して、所管事務調査の委員長報告を行います。

総務・経済両委員会は、平成 23 年第 1 回 3 月定例会において、「本村における様々な特異的条件を克服するための行政施策の展開における状況・課題の調査と、産業、経済、土木部門における整備状況及び課題を調査し、その推進を図る」ことを目的に、総務委員会においては「行政一般、財政、その他に関する本村の地域振興の取り組み及び推進について」、経済委員会においては「産業、経済及び土木建設における村内の整備状況及び推進について」を調査事項として所管事務調査を行う事を決定し、調査期間につきましては、最終期限を平成 24 年 3 月 31 日までとしております。

調査については、平成 23 年 7 月 12 日～13 日に諏訪之瀬島・中之島の二ヶ島を、同年 9 月 6 日に宝島を、同年 12 月 15 日に小宝島においてそれぞれ現地調査を実施いたしました。

各島の現地調査における状況・課題の報告については以下の通りです。

中之島

1. 開発センター・歴史民俗資料館・天文台の指定管理について、施設の管理・活用状況及び住民から預かっている貴重な財産の管理が杜撰と言わざるを得ない。担当の総務課および教育委員会は指定管理の在り方も含めて管理者に対して管理について改善を指示すべきであるとする。
2. 農業近代化事業について、各島に先駆けるモデル事業として期待を寄せるところではあるが、現時点では今後の方向性も含めて、事業計画に曖昧な部分があるように感じる。今後これまで以上に U・I ターンによる人口増を図ろうとするのであれば、産業として成りたてて行くように、農業従事者と指導者（村）がより連携を密にとり、試行錯誤を繰り返しながら、産業として熟成させていく必要性を強く感じる。村の存続に向けて危機的状況にある現在、結果を求められる重要な事業であるとする。
3. 宝島に次いで、急速冷凍機を導入しての鮮魚加工が今後計画されているが、施設整備と併せて加工技術についても、市場の期待に応え得る物となるよう技術研修も含めて総括的な整備が望まれる。雇用確保についても期待される。

4. 港湾事業については、接岸岸壁の整備が終了して定期船の接岸については問題のない状況である。船待ち施設（トイレ等）の付属施設の整備が今後必要となってくる。

諏訪之瀬島

1. 新規就業支援事業について、現場での作業確認等について、自治会長や出張員の方々に係る負担の大きさを聞く事が出来た。I ターンの方達の考える営農と、地元住民の考えとの違いにより、問題が発生していると考ええる。これまで以上に、I ターン者数の伸びを期待するなら地元との調整において行政の果たすべき役割が大きくなると感じる。また、行政内において受け入れの為の課を超えて対応しうるプロジェクトチーム等の設置を急ぐべきではないか。
2. 過去に整備したビニールハウスについて、当初の活用計画と大きくかけ離れてきている。活用方法について、再度検討する必要があると考える。
3. 人口対策として行われている各種支援事業について、支援期間終了後に自活して行けるような研修体制を充実させる必要がある。支援金のばら撒きとなるようなことになってはいけない。2 年後・3 年後の就業状態を各人が長期的な計画のもと、具体的に描いていける体制を行政としても地元としても支援していけるものにしなければならない。
4. 特用林産物造成改良事業については、地元も満足いく事業の執行状況であったようである。また、シーズンにおいては短期間での高収入が期待される事から、今後も更なる事業推進が必要である。なお、竹林開発にあたっては専門家の技術指導も必要だと考える。新規参加者が、大きな自己資本の投入が無くとも収入が得られる事を考えると、今後も品質の安定と販路拡大等による販売単価の上昇を期待したい。

小宝島

1. 住民の悲願である小宝島分校の体育館整備について、本村で最後の整備となる。過去に整備した各島の体育館整備を参考にして、整備がなされるよう期待する。児童生徒数の減少に伴い分校の存続も懸念されるが、地域の文化活動の拠点となる教育施設の整備という事を念頭に、児童生徒だけでなく地域の全住民が使用するという事を大前提に、バリアフリー化についても十分に検討されるべきである。
2. 昨年の東日本大震災時の津波被害を本村においても現実の危機と捉えて、既存の津波被害対策の避難場所について、再度改修による整備を考える必要がある。特に、避難道路については急傾斜の階段であるため、高齢者や小人の迅速な避難が困難な状況である。避難道路の整備については、周辺に個人所有地があるため、整備が困難な状況にある事は承知しているが、昨年の津波被害を目の当たりにしたいま、手を拱いている状況ではない。行政として、地元との調整のもと早急な避難道路の整備を求める。
3. 本村内でも特に港湾の整備状況について厳しい現状である事は言うまでもない。他島が接岸可能で定期船が運航している状況でも抜港する事がある。住民生活だけでなく、様々な経済活動やU・I ターンの受け入れにおいても弊害が生じていると考える。現在推進している東側防波堤の整備により接岸率上昇に期待を寄せるところである。今後の事業推進については財政状況が脆弱な本村としては、県による整備を継続的に要望していく必要があると考える。
4. 小宝島温泉センターについては、配管等の損傷により現在使用不能な状況が続いている。行政としては、2009 年の皆既日食時に行った露天風呂整備で今後の整備計画は今現在無いようであるが、地元自治会からは再度のボーリングも含めた再調査の要望がある。既存施設の有効活用という観点からも再度の調査検討が必要ではないか。

宝島

1. 各島に先駆けて進められている、小規模多機能居宅介護類似事業による施設整備事業については、本村の抱える高齢化の問題について、住民の寄せる期待と関心は非常に高い。現在行われている、既存施設を活用してのサービス提供については、利用者の方に直接お話を伺う機会があったが、これまでの本村の介護サービスに比べれば、はるかに満足度の高いものであると感じた。今後新規施設の整備により、提供されるサービスの向上を期待する。現在宝島以外の場所で施設に入所されている方々が、一人でも多く、故郷で安らかに老後を過ごせるようにハード・ソフト両面において充実した整備が推進される事を期

待する。

2. 介護事業が、村内における新たな雇用の場になると考える。宝島以外の他六島においても可能な限り同様の施設整備が行われるとともに、住民の協力なくしてこの事業の円滑な展開は期待できない。行政として、介護の在り方も含め、住民への啓蒙啓発活動もより一層図られるべきである。これまで以上に、住民との意見交換も含め共に考える機会を増やしていかなければならない。
3. トカラ特産品づくり事業については、島バナナやサンセベリアの栽培農園については生産者の方々の努力により非常によい管理状況である。商品性向上などさらなる技術指導が必要だと考える。また、今後の生産施設整備については補助要綱の見直しも含めて再度検討する必要があると考える。水産物の急速冷凍施設の有効活用の為に、消費者の求める安心安全な高品質の製品を安定的に供給できるよう、衛生基準に適合した処理場の早急な整備も求められる。

本村の喫緊の課題である、人口問題・雇用問題・医療介護の問題等に対して村として様々な事業を行っている状況の中、行政と住民とが課題に対して共通認識を持ち、共に考え知恵を出し、事業の更なる展開を図っていかなければ、これらの事業の本当の意味での成功は期待できない。

行政は、これまで以上に課題や各種事業について、住民に対して丁寧な説明を行い、充分に理解してもらったうえでの事業執行にあたって頂きたい。また、各種事業の計画・執行に当たっては5年後・10年後の明確で長期的なビジョンと具体的目標設定により、住民の意欲をより引き出しうるものになることを期待する。

以上で、報告を終わります。

○議長（日高通君）

総務委員長の所管事務調査報告が終わりました。

お諮りします。

只今の報告にありました執行部に対する要請につきましては、十島村議会の意思として執行部に要請したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定いたしました。

執行部のほうは中身をよく精査してお願いしたいと思います。

以上で所管事務調査報告を終わります。

△日程第 43 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 43、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の日程は全て終了しました。

△閉会宣告

○議長（日高通君）

会議を閉じます。

平成 24 年第 1 回（3 月）十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

平成 24 年 3 月 16 日

十島村議会議長 日高 通 殿

予算審査特別委員長 日高助廣

委員会審査報告書

本委員会に付託された 議案第 48 号、平成 24 年度十島村一般会計予算、議案第 49 号、平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算、議案第 50 号、平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算、議案第 51 号、平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算、議案第 52 号、平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算、議案第 53 号、平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算、議案第 54 号、平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算 は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第 48 号	平成 24 年度十島村一般会計予算	原案可決
議案第 49 号	平成 24 年度十島村国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 50 号	平成 24 年度十島村船舶交通特別会計予算	原案可決
議案第 51 号	平成 24 年度十島村介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 52 号	平成 24 年度十島村介護サービス特別会計予算	原案可決
議案第 53 号	平成 24 年度十島村簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第 54 号	平成 24 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決